

日本



第67集

研究

国際日本文化研究センター





図1『新聲』(新聲社)第七編第一号表紙
表紙画：一條成美



図2 小栗風葉『アカツキ第一 梢の花』(新聲社)表紙
1902(明治35)年1月 表紙画：一條成美
国際日本文化研究センター所蔵



図3 田山花袋『野の花』(新聲社)口絵
1901(明治34)年 口絵画：一條成美
個人蔵

口絵解説

『新聲』(新聲社)

第七編第一号表紙、1902(明治35)年1月

一條成美画 個人蔵

大衆文化研究プロジェクト「明治後期文芸雑誌表紙・一條成美挿画コレクション」

(<https://nichibun.repo.nii.ac.jp/records/7749>)より

のちに新潮社を起こす佐藤儀助編集の『新聲』の表紙(図1)。画家は与謝野鉄幹主催の『明星』第6号(1900)で一躍、脚光を浴びた一條成美。1900年、第5回白馬会にアルフォンス・ミュシャのポスターが展示されたのとリアルタイムで、ミュシャ及びアール・ヌーヴォー様式の女性画を模倣・咀嚼した『明星』の表紙を描く。その影響でこれ以降の明治文芸誌はミュシャ様式に染まった。挿絵一枚で雑誌を売ると言われた一條だが、渡欧経験を持たず、活動の場は雑誌、絵葉書、装本、挿絵といった複製メディアに限られ、短命でもあったため忘れ去られた。しかし、鏑木清方や竹久夢二の少女画に先行し、現在の少女まんが表現の出自の一つと言って差し支えない作風を作り上げた。

(解説:大塚英志)

日本研究
第67集

装丁
岡村元夫

〈研究論文〉

「阿蘭陀国主」宛家康書状

——日本側とオランダ側の認識

クレインス桂子

7

十九世紀長崎南画壇の片影

——鉄翁祖門の山水画と縮図冊

王 紫沁

35

幕末期畿内幕領における夫役人足の管理・使役体制

——長州戦争時の手代に着目して

尾崎真理

77

渡辺幽香《幼児図》にみる太閤記物の画題流布と展開

伊藤美幸

109

近代日本における「信仰」と「儀礼」の語り方

——姉崎正治の修養論と宗教学の成立をめぐって

呉 佩遥

127

南へ追われて、南でふれあいを求めて

——林芙美子の南洋小説をめぐって

張 雅

145

〈研究資料〉

江戸初期の英文武鑑

ピーター・コーニツキー
アレックスサンドロ・ビアンキ
167

〈書評論文〉

クリストファー・ジヨビー著『日本におけるオランダ語（二六〇〇〜一九〇〇）
——徳川・明治日本における接触言語、オランダ語の文化的・社会言語学的研究』を讀んで

松田 清
185

〈書評〉

タチアナ・リンホエワ

『革命は東漸する——帝国日本とソヴェト共産主義』
(Tatiana Linkhova, *Revolution Goes East: Imperial Japan and Soviet Communism*)

吉川 弘晃
207

ジヨリオン・バラカ・トーマス

『自由を偽装する——アメリカ占領下の日本における宗教の自由』
(Jolyon Baraka Thomas, *Faking Liberties: Religious Freedom in American-Occupied Japan*)

伊達 聖伸
211

吳景欣

『パラレル・モダニズム——古賀春江と近代日本の前衛芸術』

(Ching-shin Wu, *Parallel Modernism: Koga Harue and Avant-Garde Art in Modern Japan*)

マシユー・ラーキング

216

論文要旨・SUMMARIES

英文目次

『日本研究』投稿要項

執筆者一覧

『日本研究』編集委員会

II

III

IV

V

VI

「阿蘭陀国主」宛家康書状

— 日本側とオランダ側の認識

クレインス桂子

はじめに

慶長十四年七月二十五日（一六〇九年八月二十四日）付で徳川家康から「阿蘭陀国主」マウリッツ（Maurits van Nassau, 1567-1625）宛に作成された書状の写しがオランダのライデン大学図書館に現存している。「図版1」「図版2」（九頁）。「復章」で始まることから返書として位置づけられる。管見の限り、原本は伝存しない。

この家康書状は、一六〇九年にオランダ船二隻が日本に來航した際に、使節として指名された各船の上級商務員ニコラース・ポイク（Nicolaes Puijck, ?-1664）とアブラハム・ファン・デン・ブルック

（Abraham van den Broek, n.d.）が駿府での謁見時に家康に渡したマウリッツ書状への返書として作成された。この時、使節には家康から返書とともに來航通商を許可する朱印状四通が与えられた。家康からのオランダ船による來航通商への期待を受けて、平戸でオランダ商館が設立されることになった。

以心崇伝（一五六九〜一六三三）による「異国日記」には、この家康書状について、書状作成に関わる幕府側の経緯と内容の控が記されている。また、同書状の内容がオランダ語に翻訳され、同時代にエマニユエル・ファン・メーテレン（Emanuel van Meeren, 1535-1612）の著作『ネーデルラントおよび隣邦の歴史』（一六一四年刊）に収録された。

この家康書状に関して、金井圓氏は『日蘭交渉史の研究』において、崇伝「異国日記」掲載の関連記事を紹介し、書状作成の経緯とその内容並びに同時に作成された朱印状の内容に言及している。^⑤また、加藤榮一氏もこの書状の一節を「異国日記」に基づき引用している。^⑦これらの主な日本側の先行研究では、「異国日記」の控は参照されているが、オランダのライデン大学図書館所蔵の写しについては言及されていない。

一方、家康書状のオランダ語訳については、村上直次郎氏が「増訂異国日記抄」において、ハーグ国立文書館所蔵関連文書中にある「オランダ語訳文と称するもの」を翻刻・掲載している。^⑧しかし、内容の分析や原文との詳しい比較はおこなわれていない。また、ファン・メーテレン『ネーデルラントおよび隣邦の歴史』に掲載されたオランダ語訳についての言及はない。

ファン・メーテレンの歴史書については、松田清氏が『洋学の書誌的研究』において、後の長崎オランダ商館時代の逸話を以下のよう^⑨に紹介している。一八一三年に長崎オランダ商館長ドゥーフが長崎奉行所の勘定吟味役から朱印状による初期の日蘭貿易時代の史実について尋ねられた際に、ファン・メーテレンの『ネーデルラントおよび隣邦の歴史』を参照して、朱印状に関連して同書記載の日本皇帝の書簡を検討したという。^⑨

慶長十四年付家康書状については、ライデン大学図書館所蔵の写

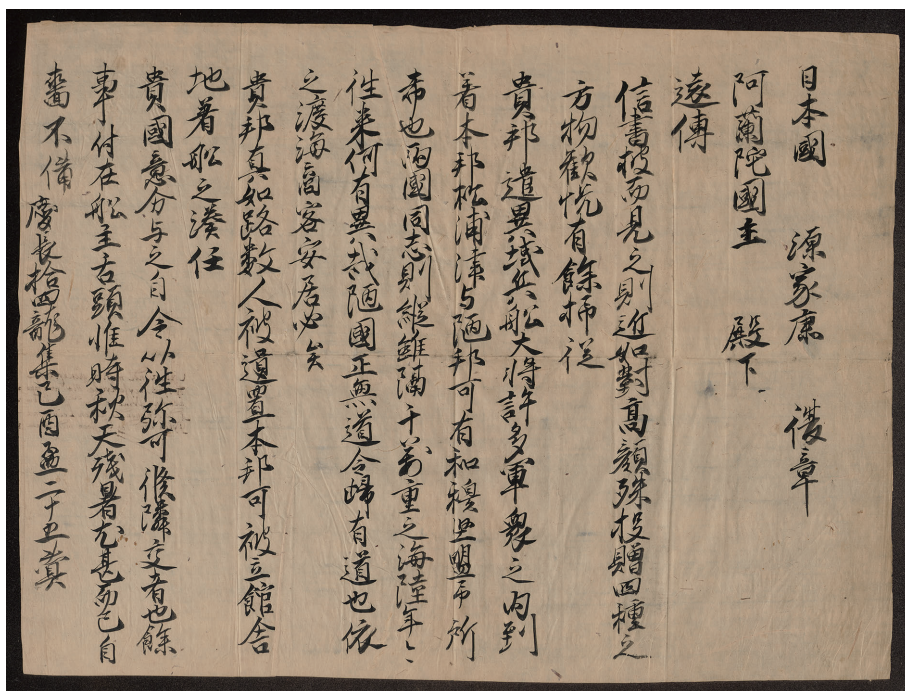
しやファン・メーテレン『ネーデルラントおよび隣邦の歴史』掲載のオランダ語訳の存在はあまり知られておらず、これまで十分に検討されてこなかった。

本稿では、同書状の内容や作成舞台裏の検討を通じて、君主間レベルにみられる初期の日蘭関係の有り様を探求するとともに、同書状がオランダの通商活動にとってどのような意義をもち、オランダ人にどのように受け止められたのかについて解明することを目的とする。

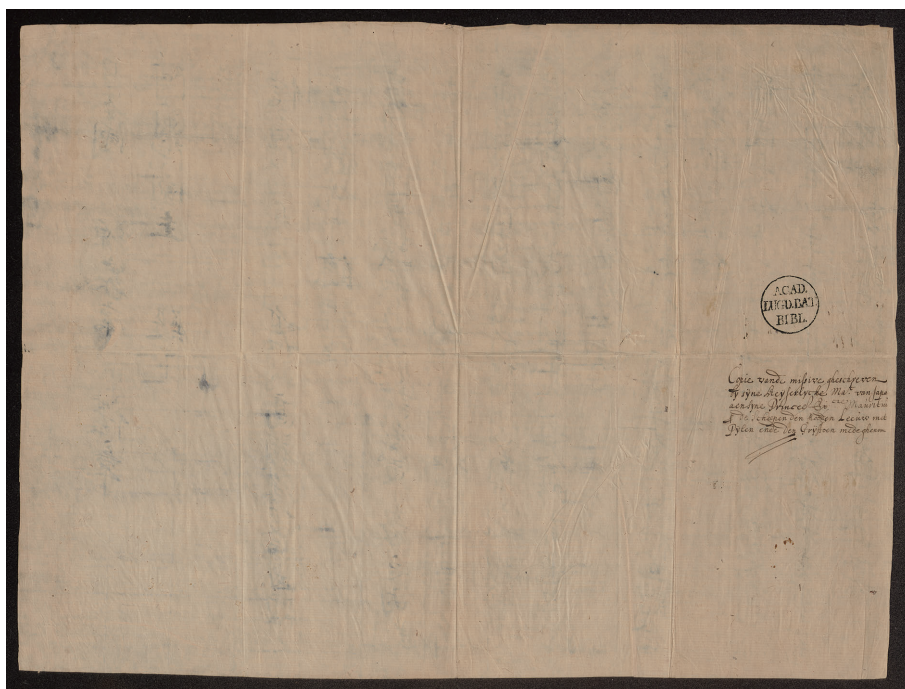
まずは、先行研究であまり注目されてこなかったライデン大学図書館所蔵家康書状の写しを足掛かりとして、第一章で、その来歴を目録情報から確認したうえで、所蔵者や関係者の追跡調査と、家康書状に纏わる当時のオランダ東インド会社文書における関連記述や書状の裏面に書き入れられた覚え書きの分析をおこなう。

第二章では、異国日記における関連記述から家康書状作成の経緯を紹介し、写しの筆記者についても若干の検討を試みたのちに、異国日記所収の控とライデン大学図書館所蔵写しとの比較をおこなう。さらに、家康書状の内容分析を通じて、同書状作成にあたっての本側の認識を考察するとともに、書状作成以前にオランダ側から家康側に伝えられた内容の推測を試みる。

最後の第三章では、ファン・メーテレン所収のオランダ語訳について、原文の翻刻と和訳を掲載し、村上氏が掲載しているオランダ



図版1 「慶長14年7月25日付オランダ国主宛家康書状写し（表）」（ライデン大学図書館所蔵）
<http://hdl.handle.net/1887.1/item:3133052>



図版2 「慶長14年7月25日付オランダ国主宛家康書状写し（裏）」（ライデン大学図書館所蔵）
<http://hdl.handle.net/1887.1/item:3133052>

語訳文との比較をしたのちに、日本語原文との内容比較分析をおこない、家康返書の内容がどのようにオランダ側で受容されたのかについての分析を試みる。

日蘭の通交開始につながった同書状と四通の朱印状は、日蘭関係草創期における両国間の関係について双方でもたれた認識を探るうえで重要な検討材料である。この年に四通発給された朱印状については、その機能的役割や、以後にオランダに対して発給された複数の朱印状との比較などの点において興味深い検討対象ではあるが、これについては別稿に譲り、本稿では家康書状に論点を絞る。

第一章 ライデン大学図書館所蔵写し

第一節 来歴

目録における書誌情報

本節では慶長十四年七月二十五日付「阿蘭陀国主」宛家康書状の写しがライデン大学図書館所蔵に至る来歴を振り返る。この史料については、次の歴代三種の目録にその書誌情報がそれぞれ掲載されている。

① R.P.A. Dozy, *Catalogus codicum orientalium bibliothecae academiae*

Lugduno Batavae, vol. 1, Leiden: E. J. Brill, 1851, p. 191.

② Koos Kuiper, *Catalogue of Chinese and Sino-Western manuscripts in the central library of Leiden University*. Leiden: Legatum Warnerianum in Leiden University Library, 2005, pp. 1-3.

③ Jan Just Witkam, *Inventory of the oriental manuscripts of the Library of the University of Leiden*, vol. 2: manuscripts Or. 1001-Or. 2000. Leiden: Ter Lugt Press, 2007, p. 192.

最も早い一八五一年に刊行された①のラテン語による目録には、*d. EPISTOLA IAPONICA ET SINICA*（日本と中国の書簡）の項に書誌番号 CCCXXXIII. (Cod. 1615) が振られ、この番号の下に掲載されている二つの書誌のうち最初のものとこぼし、*Epistola Imperatoris Japoniae ad principem Mauritium, Japonice scripta.*（日本の皇帝よりイェウリツ公宛書状）と記載されている。二番目の書誌の下には *Ex Legatio Papenbroekii.*（パーペンブルックの遺産より）との付記もみられる。

二〇〇五年出版の②の目録には、第一章「The Oriental manuscripts collection（東洋写本コレクション）」の最初に記された「Or. 1615-1」の書誌番号の項に、ラテン語タイトル「*Epistola Imperatoris Japonensium ad Principem Mauritium*」とその英訳が記載されているほか、日本語のタイトル「日本國源家康復章阿蘭陀國主殿下」とその英訳もみられる。このほかの書誌情報として、料紙はヨーロッパのものではなく、三十四・五×四十六センチメートルの紙の片面に漢字で十

五行にわたって書かれていることが記されている。さらに、書状の裏面にオランダ語で書き入れられている覚え書きの翻刻 Copie vande missive gheschreven / by sijne Keijserlycke Mat van Japa / aen synre Princell. Excrite Mauritium / d de scheepen den Roooden Leeuw met Pijlen ende den Griffioen medeghenom への英訳 Copy of the missive written by His Imperial Majesty of Japan to His Princely Excellency Maurice, carried on board the ships the Red Lion with Arrows and the Griffon (日本の皇帝陛下によってマウリッツ公陛下宛に書かれた書状の写し、ローデ・レーウ・メット・パイレン号とグリフイユーン号両船で運ばれた)も掲載されている。また、同書状に関する先行文献二点が挙げられているほか、来歴として Leiden University Library, Gerrit van Papenbroeck Legacy 1743 (ライデン大学図書館、ヘリット・ファン・パーペンブルックの遺産一七四三年)とも付記されている。

二〇〇七年出版の③は、一六六五年から一八七一年にライデン大学図書館に登録された写本が書誌番号 O: 1001 から O: 2000 まで順番に掲載された目録である。当該書状の書誌は一九二頁の「O: 1615 (1)」の項に掲載されている。目録②と同じラテン語タイトルとその英訳が掲載されているほか、目録②と同様の日本語のタイトルがアルファベットで Nipponkoku Mimamoto no Ieyasu fukushu[sic] Oranda kokushu Denka と記され、その英訳 Reply by (the shogun[sic]) Minamoto no Ieyasu of the country Japan to his Highness the Lord of

Holland が付されている。そのほかに記されている書誌情報は目録②とほぼ同様の内容であるが、ここには来歴情報は記されていない一方、目録作成者による付記として、This is the first reply by the Japanese government to the Dutch who wished to open up trade, showing an attitude quite different from the second reply several years later. The original was lost, Japanese and Dutch scholars have searched in vain. This makes this copy all the more valuable. (これは通商開始を望んだオランダ人に対する日本の統治機関による最初の返書であり、数年後の二番目の返書とはかなり異なる態度を示している¹¹⁾。原本は失われ、日本とオランダの研究者が探したが、見つからなかった。このことは当写しをさらにもまして価値あるものにする)と記されている。

ファン・パーペンブルック収集品

上記の通り、目録①と②に記されている同書状の来歴情報として、①では「パーペンブルックの遺産より」、②では「ライデン大学図書館、ヘリット・ファン・パーペンブルックの遺産一七四三年」と記されている。アムステルダム の裕福な有力商人であり、美術品収集家でもあったヘーラルド・ファン・パーペンブルック (Gerard van Papenbroeck, 1673-1743) は、遺書で収集品をライデン大学に遺贈する意思を示していた。彼の死亡した一七四三年にそのコレクションの大部分が同大学に入った¹²⁾。なお、ファン・パーペンブルックの収集

品のなかには、絵画や彫刻といった美術品のほかに、十六・十七世紀の各国王侯貴族の書状の手稿も美術品として含まれていた。オランダ東インド会社文書のなかから流出した家康書状の写しは、入手の機会が訪れた際に十八世紀中葉以前には彼のコレクションに加えられたのであろう。

ファン・パーペンブルックのコレクションのなかには、アムステルダム商人であり美術品収集家であったヘリット・レインスト(Gerrit Reynst, 1599-1658)とヤン・レインスト(Jan Reynst, 1601-1646)兄弟の収集品も含まれていた¹⁵⁾。このレインスト兄弟の父はオランダ東インド会社の第二代総督を務めたヘーラルド・レインスト(Gerard Reynst, 1560-1615)である。レインスト総督は一六一四年十一月にバンタムに到着したのち、すぐにモルツカ諸島へ遠征に赴き、一六一五年十二月にヤカトラ(その後バタフィアと改称)で病死している¹⁶⁾。一つの仮説として、ファン・パーペンブルックの遺贈でライデン大学図書館の所蔵となった家康書状の写しがレインスト兄弟収集品由来であり、その前段階としてレインスト総督から息子たちに引き継がれたものであったかもしれないという可能性が考えられる。レインスト総督のアジア出航にあたって、日本訪問の機会に備えて、東インド会社の十七人会が過去に届いていた家康書状の写しをレインスト総督に託したということもありえないことではない。このような可能性を考慮して関係史料を調査したところ、そのよう

な事実を示す記述は見つからなかった。とはいえ、オランダ東インド会社との関わりのみられるレインスト家とファン・パーペンブルックとのつながりが収集品を通じて見出されることは、家康書状の写しの来歴を考えるうえで興味深い。

第二節 ラーイ家との関わり

ヘンドリック・ファン・ラーイの十七人会への報告

家康書状の写しの一通が一六一〇年にオランダ東インド会社の重役会である十七人会に送付されたことについては、同会社の事務員ヘンドリック・ファン・ラーイ(Hendrik van Raey, ?-1613)が一六一〇年十月八日付十七人会宛の書状において「皇帝陛下〔家康〕から〔マウリッツ〕公陛下宛の書状の写しを同封する」と記していることから確認できる¹⁷⁾。

ファン・ラーイは、一六〇九年に日本に來航した二隻のオランダ船のうちスヒップ船ローデ・レーウ・メット・ペイレン号の下級商務員であった¹⁸⁾。日本に寄港したオランダ船二隻は、使節を通じて家康から「阿蘭陀国主」宛書状と朱印状を得たのち、一六〇九年十月三日に平戸を出発し、同月三十日にバタニに寄港している¹⁹⁾。同地で開かれた委員会の決定により、ファン・ラーイは、獲得した日本貿易のための商品の供給を確保する目的でカンボジアに上級商務員として赴任する予定であったため、パタニで下船し、次の季節風まで

同地で待機することになった。パタニで待機中のファン・ラーイは、同地で記した一六一〇年十月八日付の十七人会宛の書状を發送する際に、預かっていた家康書状の写しを同封し、モルツカ諸島からパタニ経由で祖国に向かうスヒツブ船デルフト号に託した。ファン・ラーイは、同十七人会宛の書状で次のようにも記している。

【史料一】²¹⁾

一六〇九年十一月二十二日に積荷満載で当地〔パタニ〕から出
発したスヒツブ船フェレーニヒデン・レーウ・メット・ペイレ
ン号がすべてのことについて貴殿たちに詳細に教えることにな
ろう。しかし、船は渡航中に多くの危険にさらされており、神
が防いでくれることを望むけれども、同船が帰還中に何らかの
災害に遭遇することもあるかもしれないため、本状は貴殿たち
のための報告としての役割を果たすだろう。

「スヒツブ船フェレーニヒデン・レーウ・メット・ペイレン号」は、
日本に寄港したローデ・レーウ・メット・ペイレン号のことである。
家康書状を載せた同船は一六一〇年七月にオランダに無事に到着し
ている。この四年後の一六一四年に出版されたファン・メーテレン
『ネーデルラントおよび隣邦の歴史』の一六一〇年条には、日本から
ローデ・レーウ・メット・ペイレン号が一六一〇年七月二十一日に

帰還し、日本の君主からの書状をもたらしたとの記事が記されてい
る。後述の通り、この記述に続く箇所には、その書状のオランダ語
訳も掲載されている。²²⁾ この時、ローデ・レーウ・メット・ペイレ
ン号が持ち帰ったのは原本であろう。しかし、前記の二〇〇七年出版
目録③に記されていた通り、原本はその後何時かに失われてしまっ
た。

一方、船の航海中に難破などの危険に遭う確率が高いことを考慮
したファン・ラーイは、家康書状の写しを自らの書状に同封する形
で祖国に帰還する別の船に託して送付している。この写しはほぼ一
年間ファン・ラーイの手元に保管されていたことになる。また、
ファン・ラーイは同書状で「日本で需要のある商品の覚え書きを同
封する」とも記している。ファン・ラーイは、獲得した日本貿易を
支援するために日本で需要のある鹿皮などの供給確保の担当要員と
してカンボジアに上級商務員の資格で派遣される予定であった。²⁴⁾ こ
れらのことからファン・ラーイの日本との関わりの深さが見出さ
れる。

十七人会アムステルダム支部重役レオナル・ラーイ
十九世紀のオランダの歴史家ファン・ダイク (Ludovicus Carolus
Desiderius van Dijk, 1824-1860) によると、おそらくこのヘンドリッ
ク・ファン・ラーイは十七人会アムステルダム支部のレオナル・

ラーイ (Leonard Ray, n.d.)⁽²⁵⁾ の息子あるいは兄弟の間柄であったという。ラーイという姓が共通していることから、両者が同じラーイ家の一族であった可能性は高い。また、ヘンドリック・ファン・ラーイが十七人会へ書状を直接送っていることも同人と会社の重役会との深いつながりを示唆する。彼が下級商務員として乗船したローデ・レーウ・メット・ペイレン号はおそらくアムステルダム支部の建造した船であり、アムステルダム支部の重役の一人の親族という縁故関係があったからこそ、東インド会社船の職務のなかで商館長クラスの上級商務員より一階級下という高い地位の下級商務員として同船に乗船できたのかもしれない。

レオナルド・ラーイにも日本とのつながりがみられる。一六〇六年二月二日付十七人会の決議録には日本の君主への書状作成に関する事項がみられる。この決議録によると、この時レオナルド・ラーイは日本の君主への書状の手配と贈物の準備を担当することになった。また、それらは同年出航のパウルス・ファン・カールデン (Paulus van Caerden, c1569–c1615) 提督に託されることも同時に決議されている。⁽²⁷⁾

ローデ・レーウ・メット・ペイレン号が一六〇一年にオランダにもたらした日本の君主「家康」からの書状について、ファン・メーテレンは「この書状は、マウリッツ公を代表する使節にスターテン・「ヘネラル」が東インドへ向けて持たせた、推薦あるいは紹介

の書状に対する返答であった」と記している。⁽²⁸⁾ ファン・メーテレンが往信として位置づける「推薦あるいは紹介の書状」が一六〇六年にレオナルド・ラーイが関わって作成されたものと同一かどうかについて、この記述に書状作成年などの情報がないため断定はできない。とはいえ、オランダから送った書状に対して得られた返答であるとの認識は明確に示されている。

数年越しでようやく得られた日本の君主からの返書をヘンドリック・ファン・ラーイはラーイ家の一人として特別な思いをもって受け止めたのではないであろうか。とはいえ、彼はアジアの地で引き続き勤務することが決まっていた、オランダへの帰国はしばらくできない見込みであった。こうした事情により、預かった写しを別の帰還船に託して十七人会に送付したと推測される。

写しの裏面に書き入れられた覚え書き

ライデン大学図書館所蔵の家康書状写しの裏面には、「ローデ・レーウ・メット・ペイレン号とグリフィユーン号両船で運ばれた、マウリッツ公陛下宛に日本の皇帝陛下によつて書かれた書状の写し」(Copie vande missive gheschreven by sijne Keijserlycke Mar van Japan] aen Syne Princell. Ex^{te} Mauritium d de scheepen den Rooden Leeuw met Pijlen ende den Griffioen medeghenom) と手書きで記されている⁽²⁹⁾ (九頁「図版2」参照)。
オランダ船が持ち帰った家康書状の写しが複数存在した可能性も

あるため、このライデン大学図書館所蔵の写しがヘンドリック・ファン・ラーイの送付したものと同一であるとの断定はできない。「ローデ・レーウ・メット・ペイレン号とグリフィユーン号両船で運ばれた」との記述からは、この写しが原本とともに両船でそのままオランダまで運ばれた可能性が高い。その場合、ファン・ラーイが預かった写しは複数存在した写しのうちの別の一通であったということになる。

一方、ファン・ラーイの送付した写しがライデン大学図書館所蔵のものと同じである場合、日本を去る時点で原本とともに写しもローデ・レーウ・メット・ペイレン号とグリフィユーン号で運ばれたが、写しの方はパタニで下船したヘンドリック・ファン・ラーイが預かり、一六一〇年十月八日付の十七人会宛の書状に同封する形で、当時モルツカ諸島からパタニに寄港していた祖国へ帰還予定のスヒップ船デルフト号に託され、オランダへ運ばれるという経緯を辿った可能性が考えられる。

第二章 家康書状の異国日記所収控とライデン大学図書館所蔵写し

第一節 「異国日記」にみる書状作成の経緯と舞台裏

「異国日記」所収控

慶長十四年付家康書状については、崇伝が「異国日記」にその内容の控を書き写している。また、その控の前後には同書状作成の経緯についての覚え書きも記されている。書状控の直前には、次の通りに記されている。

【史料一】³⁰⁾

一 同十一日頃、於御本丸、本上州被仰候ハ、ヲランタヨリ御書ヲ上候、彼国ノ文字ニテ分不見候、通事ニ仮名ニノベサセラレ候、以来船ヲ渡可申候間、湊ヲモ被下、往来仕候様ニトノ義ニ候、印子ノ盃ニ、糸三百五十斤、ナマリ三千斤、象牙二本上候、此返書認、下書上可申由也、円光寺御書候、此書ハ少文体可然様ニト仰ニ候

このうち「本上州被仰候ハ、ヲランタヨリ御書ヲ上候、彼国ノ文字ニテ分不見候、通事ニ仮名ニノベサセラレ候」の部分からは、オランダより「彼国ノ文字」（アルファベット）で記された書状が到来したことを受けて、家康側近の本多正純（一五六五〜一六三七）が通事に翻訳させたことがわかる。

また、「以来船ヲ渡可申候間、湊ヲモ被下、往来仕候様ニトノ義ニ候」の部分からは、オランダから到来した書状の要点がオランダ船

往來の際の交易場所としての着岸地の確保を求める内容であったことが伝えられている。

オランダ使節からの献上品が列記された後の「此返書認、下書上可申由也、円光寺御書候」の部分からは、円光寺の閑室元佶（一五四八〜一六二二）が指示を受けて返書の下書きを執筆したことがわかる。

書状控の直後には、「右円光寺清書、間ニ合鳥子、下絵アリ、上包ハ可漏鳥子、上ノ真中ニテノリ付ニシテ、封ノ字三所ニ書、御朱印ハ、七月二十一日ニ被押候也」と記されている。この部分からは、元佶が清書もおこない、朱印押印日が和暦七月二十一日（西暦八月二十日）であったことが伝えられている。

また、使用された紙について「間ニ合鳥子」と記されていることから、紙の種類は鳥の子と呼ばれる雁皮紙で、間似合紙の大きさ、すなわち三尺（約九十センチメートル）の大判で、さらに、「下絵アリ」とあるので、装飾が施された料紙が用いられたことがわかる。

一方、ライデン大学図書館所蔵の写しに使われた紙は、三十四・五×四十六センチメートルの大きさで、装飾はない。原本と写しに用いられた料紙は大きく異なるものであったといえる。

写しの筆記者

家康書状に関する崇伝の覚え書きの記述から、原本が元佶によつ

て清書されたことは明らかにするが、写しの筆記者は誰なのかという疑問が残る。オランダ使節の通訳としてこの時の謁見に同行したのはリーフデ号の元乗組員メルヒヨル・ファン・サントフォールト (Melchior van Santvoort, c.1570-1641) であった。ファン・サントフォールトをはじめとするオランダ側関係者のうちの誰かが受領後に書き写したとは考えにくい。また、オランダ側の使節として家康に謁見したポイクはその日記において、家康からマウリッツ公宛の複数通の書状を得たと記していることから、原本のほかに写しも同時に幕府側から渡された可能性が高い。³¹⁾

このような事情を考慮すると、候補者としては、下書きと清書を担当した元佶が第一に挙がる。次の候補者として、当時、元佶の外交事務の補佐をしていた崇伝が挙げられる。正確な筆跡鑑定のためには筆跡の専門家による調査を依頼する必要があるが、以下では、筆者候補として考えられる人物の筆跡について若干の考察を試みる。

元佶の文字については、閲覧可能な史料が限られ、オンラインで閲覧できた『重撰倭漢皇統編年合運図』（要法寺）〔慶長五（一六〇〇）年〕³²⁾ 巻末の元佶自筆の書入れ部分と比較してみたが、共通する文字の数がわずか数文字で同筆・異筆の判断は難しい。

崇伝の筆跡を比較する材料としては、その手に成るほぼ同内容の控があり、両者で使用されている文字の並びがほぼ同一であるとい

う点では比較しやすい。しかし、写しと控とではその筆記目的が異なり、自分の覚として記された控の方が文字の崩し方が強い。このため、両者が同筆かどうかは判断し難い。

一方、崇伝自筆とされる慶長十七年六月付「濃毘数般宛徳川家康返書案」が存在する。³⁵この「濃毘数般宛徳川家康返書案」は、清書ではないが、他者に見せる案として書かれているため文字の崩しが少ない。したがって、文字の状態を比較するうえで材料としては、控よりも適している。こちらの筆跡と問題の写しの筆跡を比較したところ、両者の筆跡が似ているように見受けられる。

その他の候補として、この時のオランダへの文書作成事務に関わっていた右筆「庄九左衛門」という人物も考えられる。³⁴この右筆が筆記した慶長十四年七月二十五日付「ちやくすくうるうんへいけ」宛朱印状³⁵と当該写しの筆跡を比較したところ、いくつかの文字の筆跡については似ているが、朱印状の筆跡の全体的な印象としては、写しの筆跡と異なっているように見受けられる。筆者が比較した限りでは、当時、元佶の外交事務の補佐をしていた崇伝による筆である可能性が高いように見受けられる。

いずれにせよ、家康との謁見時にオランダ使節が受け取った返書の原本と写しのうち、原本はローデ・レーウ・メット・ペイレン号でオランダに持ち帰られ、写しの一通はファン・ライイにより十七人会宛に別の帰還船で送付された。その後、十七人会に届いた写し

の一通が東インド会社から流出し、時を経てファン・パーペンブルックの所蔵となり、一七四三年に所蔵者の遺贈品の一つとしてライデン大学図書館に移り、同図書館に保管されるに至ったという経緯が考えられる。

第二節 家康書状本文

家康書状本文の翻刻

家康書状本文について、以下においてその内容吟味に入るが、その前に、崇伝による控及びライデン大学図書館所蔵写しの翻刻を掲載する。翻刻にあたって、改行・欠字は原文に従った。旧字体は新字体に改めた。

【史料三】（異国日記所収控³⁶）

日本国主 源家康 復章

阿蘭陀国主 殿下

遠伝、信書披而見之、則近如対高顔、殊投贈四種之

方物、歛悦有余抑従 貴邦遣異域兵船、大将裨將許多

軍衆之内、到着本邦松浦津、殊与陋邦可有和睦堅盟、

予所希也、兩國同志、則縦雖隔千万里之海陸、年々往来、

何有異哉、於陋国正無道令帰有道也、依之渡海商客安居

必矣、貴邦真如路数人遣置本邦、可被立館舎之地、着船之湊、

任

貴国意分与之、自今以往、弥可修隣交者也、余事付在船主舌頭、惟時秋天、残暑尤甚而已、自齋、不備

慶長十四竜集己酉孟秋二十五莖

御朱印

【史料四】(ライデン大学図書館所蔵写し、九頁 [図版1] 参照)

日本国 源家康 復章

阿蘭陀国主 殿下

遠伝

信書披而見之、則近如対高顔、殊投贈四種之方物、歛悦有余抑従

貴邦遣異域兵船、大将許多軍衆之内、到

着本邦松浦津、与陋邦可有和穆堅盟、予所

希也、兩國同志、則縱雖隔千万重之海陸、年々

往来、何有異哉、陋国正無道令帰有道也、依

之渡海商客安居必矣、

貴邦真如路数人被遣置本邦、可被立館舍

地、着船之湊、任

貴国意分与之、自今以往、弥可修隣交者也、余事付在船主舌頭、惟時秋天、残暑尤甚而已、自

齋、不備

慶長拾四龍集己酉孟二十五莖

控と写しの比較

控と写しとのあいだの相違点としては、まず、改行の仕方が異なることが見て取れる。崇伝の控の方では、敬意表現は一字空けた欠字の形でみられるが、改行を意図的にはおこなわず、紙幅を最小限に使用して記されている。これは、後に自分が参照する覚としてのみの意図で記されたものであり、元佶が草稿から清書まで担当した返書の内容を書き取ることが第一義的な目的であつたためであろう。

一方、写しの方では、敬意表現が改行した平出の形でみられ、結果的に行数が多くなっている。書札礼における敬意表現としては、平出の方が欠字よりも敬意度が高いため、オランダ側に渡された写しの方がより敬意を示したものとなつている。形式としては、こちらの方が原本に近いと思われる。

そのほかの相違点としては、控にみられる「裨將」の語がライデン大学図書館所蔵写しにはないこと、写しの「被遣置本邦」の部分には控にない「被」が一字分追加されていること、また、控にはみられるが、写しの方にはない文字が五文字分(「日本国主」の部分の「主」、^註「殊与陋邦」の部分の「殊」、^註「於陋国」の部分の「於」、^註「館舍之地」の部分の「之」、^註「孟秋」の部分の「秋」)あること、異体字の使い分け

が日付部分の二つの漢字について「十」と「拾」、「竜」と「龍」みられること、「和睦」と「和穆」、「千里」と「千万重」の部分において文字の置き換えがみられることが挙げられる。

共通点としては、両者ともに敬意表現がみられ、「日本国主源家康」から「阿蘭陀国主」への「復章」であることが挙げられる。内容に関しては、上記で指摘した通り、若干の文字の異同があるにすぎず、いずれもほぼ同じ内容を伝えている。すなわち、オランダ船が松浦津へ到着したこと、オランダから書状と贈物を受領したこと、毎年のオランダ商船の来航を歓迎すること、日本にオランダの商人数人を配置するための商館を建設する場所と着船する湊の随意選択を認めることなどが記されている。

イギリス国王からの書状との比較

オランダ東インド会社の船が日本に初来航した四年後の一六一三年にイギリス船が日本に初来航した際にも、イギリス国王ジェームス一世 (James I, 1566-1625) の書状が家康にもたらされ、それに対する家康からの返書が作成されている。ここでは、慶長十四年付「阿蘭陀国主」宛家康書状の位置付けをより明確化させるために、「異国日記」にみられるイギリス国王書状到来についての記述を紹介しつつ、家康への書状奉呈とその返書受領をめぐる両国それぞれの状況を比較検討する。

イギリス東インド会社船団の総司令官ジョン・セーリス (John Sais, ca.1579-1643) はクローブ号ほか二隻を率いて一六一一年にイギリスを出航した。一六一二年にバンナムに到着後、クローブ号以外のほかの二隻をイギリスへ送り返したうえで、与えられていた指令に従って、当時家康の外交面での助言役を担っていたリーフデ号の元舵手ウィリアム・アダムス (William Adams, 1564-1620) のいる日本に向かい、一六一三年六月二十一日に平戸に到着している³⁸⁾。セーリスはアダムスの協力を得て、九月十八日に駿府で家康に謁見し、イギリス国王ジェームス一世からの書状と贈物を家康に渡した³⁹⁾。

一六〇九年にオランダ船が来航した際にもこれと同様の動きがみられた。オランダ使節は家康に謁見をおこなうにあたって、アダムスと同じくリーフデ号の元乗組員で日本に居住していたファン・サントフォールトを通訳として同行させている。

崇伝は「異国日記」において、イギリス国王からの書状の料紙について、幅二尺、縦一尺五寸の大きさで、三方の縁に絵の装飾がある「蠟紙」が用いられていると書き記したうえで、「南蛮字」で書かれていた書状の文言をアダムスに訳させた和文を掲載している⁴⁰⁾。

崇伝は上記のようにイギリス国王からの書状の料紙について詳細に記述しているが、一六〇九年にオランダ使節がマウリッツ書状を家康にもたらした際の記事においては、その料紙については言及していないかった。また、イギリス国王からの書状をアダムスが翻訳し

たという記述からは、一六〇九年にオランダ使節が家康に渡したマウリッツからの書状の和訳やそれに対する家康返書のオランダ語への翻訳をおこなう過程において、オランダ側の通訳として同行したファン・サントフォールトが関与した可能性が想起される。

イギリス国王からの書状の原本は現存していないが、イギリス東インド会社書翰案に案文が掲載されているという⁴¹。その案文にみられる内容は、イギリス国王が日本の皇帝に対して、自国民が親善友好と貿易のために日本へ航海する際に、商業の安全と自由とともに商館設立の保護を求めるものであった。

このイギリス国王からの書状に対する家康の返書には、イギリス側の要求に答えて通商を許可するという内容のほかは、贈物に対する謝意などの儀礼的な文言しかなく、オランダ国主への返書にみられるような具体的な内容は含まれていない⁴²。ただし、この時、返書に加えて、イギリスに対して出された朱印状には、一つ書きの法度書の形で、イギリスの請願に応じた形で自由貿易とイギリス人の日本国内での処遇に関して認められた権利が七項目にわたって記されている⁴³。同様の法度書を家康は一六一一年に平戸オランダ商館長に渡したが、その原本は現存していない。

第三節 日本側の認識とオランダ側から伝えられた内容の推測

本節では、慶長十四年付家康書状に記された内容をもとに、書状

作成にあつたの日本側の認識を考察するとともに、同書状に対応するマウリッツ往信の内容あるいはオランダ使節の伝えた内容の推測を試みる。マウリッツ往信については、原本や写し、控えが現存しておらず⁴⁴、本章第一節で既述の通り、崇伝が「異国日記」に書き残した「以来船ヲ渡可申候間、湊ヲモ被下、往来仕候様ニトノ義ニ候」との内容の要点のみが伝わる。

なお、同書状の控と写しの内容に大きな相違がなかったという前述における確認を踏まえ、ここでは写しの記述を参照している。

まず、「貴邦遣異域兵船、大將許多軍衆之内、到着本邦松浦津」の記述部分からは、日本の松浦津、すなわち平戸へ来航したオランダ船が、多数の「軍衆」とともに「異域」に派遣された「大將」の率いる「兵船」に所属するものであるとの認識が幕府側にあつたことが示されている。提督の指揮下で多数の人員を乗せた艦隊を海外に派遣していることがオランダ側から家康に伝えられ、その情報を受けて、返書においてこのような言及につながつたと推測される。

また、「与陋邦可有和穆堅盟」の部分からは、オランダ側からもちがされた書状に和親同盟を促す内容が記されていたことがうかがわれる。オランダがスペインやポルトガルと戦ってきた状況や、スペインとの停戦協定を結ぶことになつたという最新事情を使節が家康に伝えた可能性も考えられ、その戦況をめぐる報告を受けて、和親友好を約束することに言及したのではないかと推測される。この部

分は、後述するオランダ語訳文の「我々の友好を維持し、増大させる」の部分に対応している。

「年々往来、何有異哉」の部分からは、オランダ船の毎年の来航許可が要請されたことがうかがわれ、「渡海商客安居必矣」の部分は、オランダ側からの通商交易のための来航許可請願に対する家康の好意的な対応姿勢を示したものであると思われる。

「貴邦真如路敷人被遣置本邦、可被立館舍地、着船之湊、任貴国意分与之」の部分では、日本における商務員の配置を認め、商館設置場所と着船湊の選択をオランダ側に一任するという、オランダ側にとって望ましい好条件の内容が提示されている。この記述からは、日本におけるオランダ人による通商交易活動開始を歓迎する家康の積極的な姿勢がうかがえる。おそらく、この三点はオランダ側からの要望を聞き入れる形で書状に書き入れられたと推測される。君主間の書状にもかかわらず、この部分には通商条件に関して具体的な実務的な内容がみられる。商館設置の許可や着船地の選択の自由を現地の君主や有力者から得ることは、オランダ東インド会社の事業方針に合致したものであった。この時期、同会社は各地に商館を設置し、商務員を駐在させ、商館間のネットワーク体制を構築しようとしていた。

また、「自今以往、弥可修隣交者也」の部分は、家康の志向した善隣友好外交が示されたものとしても捉えられるが、オランダからの

友好関係を結ぶ要請に答えたものでもあった。オランダからの同盟・友好・通商関係を求める要請については、一六〇九年にオランダ船が日本に向かう直接の契機となった十七人会からアジアにいる艦隊への一六〇八年四月十一日付指示書にその根拠が見出される。

同指示書には、スペインとの停戦協定の締結が予定されていることと、それに伴って、ポルトガル人やイギリス人に先んじてアジア各国の君主と同盟友好条約を結び勢力範囲を拡大するようにとの内容が記されていた⁴⁶。また、この指示書には、現地で各王侯と条約及び同盟を締結するための根拠や方針を記した覚も同封したと記されている⁴⁷。この指示書を受けて日本へ向かったオランダ船の使節は、指示書通りの内容を幕府側に請願したと推測される。結果として、使節はその請願に沿った内容で家康から返書及び来航通商許可の朱印状を得た。

十七人会から届いた一六〇八年四月十一日付指示書と家康書状の双方の内容を照らし合わせると、家康書状作成時にオランダ側から家康に伝えられた内容には、スペインとの停戦協定締結に伴う友好同盟の提案、また、通商交易開始にあつての商務員配置許可及び商館設立場所と着岸湊の選択に関する請願といった事項が含まれていたと推測される。

なお、前述の通り、家康書状にはオランダが派遣している艦隊への言及もみられたが、オランダ側から家康に伝えられた内容には、

停戦協定に先立つオランダとスペインとの戦争に関する説明も含まれていたかもしれない。あるいは、パタニのオランダ商館長ヴィクトル・スプリンケル (Victor Sprinckel, n.d.) が一六〇八年二月に家康宛に記した書状において、一六〇六年におけるオランダ艦隊によるマラッカでのポルトガル人との壮絶な戦闘状況について詳細に説明していること⁽⁴⁸⁾から、この書状が家康のもとに届いていたとすれば、これを踏まえたうえで幕府側が、海上におけるオランダの軍勢と武威に触れたという可能性も考えられる⁽⁴⁹⁾。

第三章 オランダにおける受容

第一節 オランダ語訳文

慶長十四年付家康書状原本は、前述の通り、ローデ・レーウ・メット・ペイレン号によつてオランダに持ち帰られた。この書状の当時のオランダ語訳が存在する。誰が翻訳したのかは不明であるが、村上直次郎氏はハーグ国立文書館所蔵関連文書中にある「オランダ語訳文と称するもの」を翻刻・掲載している⁽⁵¹⁾。同氏が翻刻した史料は現存していないが、この訳文について同氏は、元の日本語原文に比べて修飾が多く、年月日も欠けているが、当時の訳であることは間違いないと述べている⁽⁵²⁾。

一方、オランダ商人団体の在ロンドン領事としての仕事に従事し、歴史書執筆のために同時代のオランダの情報も収集していたファン・メーテレンの著書『ネーデルラントおよび隣邦の歴史』にも家康書状のオランダ語訳が掲載されている⁽⁵³⁾。このオランダ語訳は、同書中、一六一〇年六月と七月にオランダに帰還した船について記述している箇所の最後の部分で、七月二十一日にローデ・レーウ・メット・ペイレン号が帰航し、日本からの書状をもたらしたことに ついて述べている段落の直後に掲載されている。次に掲げる【史料五】はファン・メーテレン同書記載の前段階部分の引用である。また、【史料六】は同書に掲載されている家康書状のオランダ語訳である。なお、それぞれに拙訳を付した。

【史料五】(家康書状オランダ語訳の前段落部分)⁽⁵⁴⁾

(原文翻刻)

In Tessel arriveerde mede een Schip wt Japan ghenaeht den Rooden
Leu met de pijlen den 21 Julius die mede brochten volck ende brieven
van den opper-Heere Keyser Vorst ofte Prince vant Lant so hy hem
intituleerde na de sprake van dien Lande desen brief was een antwoorde
op de brieven van recomandatie oft addressse die mede de Commissen
van weghen Pr. Maurits de Staten na Oost-Indien mede gheeft desen
brief was van inhout in duyts overgheset als volcht.

(和訳)

テセルに日本からローデ・レーウ・メット・ペイレン号という名のスヒップ船も七月二十一日に到着した。同船は、その国の元首、皇帝、領主、あるいは大公、そのようにその国の言葉に従って自分を名乗っている人物の人員と書状を運んできた。この書状は、マウリッツ公を代表する使節にスターテン・「ヘネラル」が東インドへ向けて持たせた、推薦あるいは紹介の書状に対する返答であった。この書状の内容は次の通りにオランダ語に翻訳された。

この部分に続いて掲載されている家康書状のオランダ語訳文は次の通りである。

【史料六】(家康書状部分)^(註)

(原文翻刻)

Ick Prince ofte over-Vorst van Japan wensche den Vorst van Holland die my wt soo verre Landen doet besoecken mijne groete.

Ick verbljide my seer met schrijven ende aenbieden tot mywaerts uwen wensch dat onse Landen malcanderen naerder waren op dat wy nu onse begonne vrientschappe mochten onderhouden ende vermeerderen door uwe Hoocheyts presentie die ick imaginere innerlijck te sien

nademale ick uwe Hoocheyt onbekent ben ende uwe affectie tot mywaerts blijckt by uwe liberallheyt my vereerende met vier giften die my onnoodich waren doch om uwes Naems wille ontfanghe ick die met grooter weerden ende houde die in grooter achthaerheyt.

Te meer siende de Hollantsche Natie uwe Hoocheyts ondersaten met hare schepen in mijn Lant (dewelck ghering ende cleyt is) soecken te handelen ende met mijne ondersaten te traffiqueren ende negotieren dan wensche dat sy onrent mijne residentie gheariveert ofte ghehavent waren om haer persoonlijck behulpelijck ende voordertijck te wesen dat welcke nu om de onghelgheghentheydt des Lanis niet can gheschieden. Ick sal daeromme niet nalaten ghelijck alreede gheschiet is goede sorghen voor haer te draghen ende alle Gouverneurs ende mijne ondersaten te belasten de selve alomme ende in wat havenen sy comen haer alle faveur ende vrientschappe doen gheschieden soo aen hare persoonen als Schepen ende Comenscappen soo dat uwe Hoocheydt oft sijne ondersaten ter contrarien niet hebben te sorghen want sy vry mogen comen als oft sy in uwe Hoocheyts oft eyghen Lant quamen daer contunieren ende op mijn Lant negotieren ende onse begonnen vrientschapp ende verbontenissen van tusschen my ende mijne ondersaten van mijnen weghe niet vermindert maer vermeerdert worden.

Ick ben ten deele beschaemt uwer Hoocheydts wiens name ende fame

door sijne manlijke daden door de gheheele wereldt vernackt is dat by uwe ondersaten van soo verre Landen in sulcken onbequaem Lant alst mijne is my doet versoecken ende sommige vrientschappen presenteren twelck ick niet en meriere dies ick considerende tselve door goede affectie moet gheschieden hebbe niet connen nalaten uwer Hoocheyts ondersaten vriendelijck te ontfanghen ende haer versoeck te consenteren waer toe desen tot een ghetuyghenisse sal dienen datse in alle plaetsen Landen ende eylandten onder mijn ghebiet gheleghen moghen handelen trafiqueren Huysen bouwen tot haren handel ende Comenschappe nut ende dienstelijck daer sy onverhindert sullen moghen handelen na haer beliften so wel nu als in toecomende tijden sonder dat haer yemant sal hinderlijck wesen ende ick salse beschermen ende voorstaen als mijn eygen ondersaten belove mede de personen die ick versta dat alhier sullen ghelaten worden nu ende alijt voor gherecommandeert te houden ende in alles haer te favoriseren waer by men sal bevinden dat wy als goede vrienden ende ghebuere zijn: De voorder onderhandelinge met uwer Hoocheyts dienaers ghehadt hier te langher te verhaelen ben ick my aen haerlieden referende.

(和訳)

私、日本の大公すなわち君主は、かくも遠い国々から私に使

者を送つてくれているオランダの君主に私の挨拶を申し上げる。我々の国々が互いにより近かつたらよかつたのにこの貴殿の願いを記した私に対する書状及び提示に私は非常に喜んでゐる。それは、我々が現在、始まつた我々の友好を維持し、増大させるようにするためである。それは、陛下の存在によるものである。それを私は心の中で見ることを想像している。なぜなら私は陛下のことを存じ上げないからである。そして、私に対する貴殿の愛情は、私に四つの贈物を贈つてくださったという貴殿の寛大さにより明らかである。それらは私にとっては必要ではなかつた。しかし、貴殿の名声のために、私はそれらを高い価値のあるものとして拝領し、それらを大いに尊重している。

その上、オランダ人、つまり陛下の臣下たちが彼らの船で私の国(それはわずかばかりで小さなものであるが、)において貿易し、私の臣下たちと通交し、交易しようとしていることを確認したので、私自身が彼らを手助けし、有利な立場を与えるために、彼らが私の居所の周辺に到着あるいは停泊してくれることを願う。とはいへ、それは不便な土地のため今は実現できない。したがつて、すでに実現された通りに、彼らに十分な保護を与えること、そして、あらゆる場所及び彼らが到着するどの港においても、あらゆる厚遇と友好を彼らに、人員に対しても、また船及び商品に対しても、示させるようにすべての奉行及び私

の臣下たちに命じることを私は怠らないつもりである。それゆえ、陛下あるいはその臣下たちはその逆を心配する必要はない。なぜなら、彼らが陛下あるいは自分の国に來航するかのように、彼らは自由に來航し、そこに居留まり、そして私の国で交易することができからである。そして、我々の始まった友好と絆は、私と私の臣下たちとのあいだでは、私の方から減じることではなく、増大するのみである。

武人としての貴殿の偉業によりその名声及び評判が世界中に知れ渡っている陛下が、かくも遠い国々から貴殿の臣下たちを私の国のように取るに足らない国において私に遣わし、なんらかの友情を示させてくださることに私は恐れ入るところがある。それは私には身に余ることである。私はそれが親愛によつてなされたはずであるということを考えて、陛下の臣下たちを友好的に受け入れ、彼らの要請を承諾することをおろそかにすることはできなかつた。そのために本状は、彼らが私の領地に位置するすべての場所、国々及び島々において貿易をおこない、通交し、彼らの貿易と商品のために有用で役立つ館を建造してよいという証拠として資するものである。そこでは彼らは今現在も将来も誰かが彼らを邪魔することなく、彼らの信念に従つて妨げられずに貿易をおこなうことができる。そして、私は私自身の臣下のように彼らを保護し、擁護する。また、当地に残

されると私が聞いている人員たちを自今以後、推薦された者として扱い、すべてにおいて彼らを厚遇することを約束する。そこから我々が良き友人であり、隣人であるということがわかるだろう。陛下の従者たちとおこなったそのほかの交渉については、本状で語るにはあまりにも長くなるので、彼らから伝え聞いてください。

第二節 内容比較からみる受容認識

オランダ語訳間の比較

ファン・メーテレン掲載版と村上掲載版それぞれのオランダ語訳文を比較すると、ところどころで使用語句の相違がみられる。最も顕著な違いは、冒頭部分の原文「日本国源家康」にあたる箇所のみられる。村上掲載版では *Ick Keijser ende Coninck van Japan*（私、日本の皇帝及び国王）と訳されているのに対して、ファン・メーテレン掲載版訳では *Ick Prince of over-Vorst van Japan*（私、日本の大公すなわち君主）と訳されている。日本の君主の呼び方について、ファン・メーテレン掲載版訳における *Prince* から始まる表現は、オランダ総督マウリッツ公の称号 *Prins van Oranje*（オラニエ公）²⁷ を基準としてその地位を理解しようとする説明的な訳出になっている。つまり、日本という国の君主を当時のオランダの事実上の君主マウリッツと同等の地位の人物であると位置付けようとする認識が表われている。

ファン・メーテレン掲載版訳では、家康の称号を訳出するにあたって、ファン・メーテレンの著書の読者であるオランダ人にとって双方の称号が対等であるとの認識がもたれやすいようにオランダを基準とした表現に改変されたのではないかと推測される。また、over-Vorst (君主) という表現からは、各領主の上に立つ存在との認識がもたれていたこともうかがわれる。

なお、原文の「阿蘭陀国主」に対する訳語に用いられている *Vorst van Holland* は原語をそのまま反映して逐語的に訳したものであると推測される。マウリッツはオランダ各都市に対しては *stadhouder* (「総督」と訳される) という立場であったことから、*Vorst van Holland* はオランダ国内的には使われていなかったのではないかと思われる。オランダ東インド会社の商務員も通常 *gijne princelycke Ex^{te}* と表現している。

【史料五】に引用したファン・メーテレン掲載版訳文の説明には、「その国の元首、皇帝、領主、あるいは大公、そのように彼はその国の言葉に従って自分を名乗っている」と記されている。ここでは、君主またはその類似の存在に相当する様々な称号が列挙されているが、どの称号が適切なのかには言及されず、その国の言語に従った用語で名乗られていると記されるにとどまっている。ここからは、日本の君主の称号に対して使用する用語がオランダではこの時期にまだ定まっていなかった状況がうかがわれる。⁽³⁸⁾

なお、そのほかの語句の相違は少し語句を置き換えている程度であり、二種のオランダ語訳はほぼ同じ内容といえる。⁽³⁹⁾

オランダ語訳と原文との比較

次に、オランダ語訳と元の原文の内容を比較してみる。村上氏が指摘した通り、オランダ語訳は、漢文調で簡潔に記された原文に比べて冗長ではあるが、全体として、原文における「信書」と「四種之方物」に対する謝意や、オランダの武威への言及、「陋邦」、「陋国」という原文の謙遜表現などの各要素を盛り込みつつ、重要な点が余さず訳されている。

オランダ東インド会社側にとって最も重要な点といえる、商船来航許可、自由貿易、来航船とその商品に対する友好と厚遇、日本に配置するオランダ人の保護、商館建設の許可と来航時着船湊の随意選択については、原文よりもオランダ語訳の方がより詳細に記されている。⁽⁴⁰⁾ たとえば、オランダ語訳にある「あらゆる厚遇と友好を彼らに、人員に対して、また船及び商品に対して、示させるようにすべての奉行及び私の臣下たちに命じることを私は怠らないつもりである」に相当する箇所を原文に探すとすれば、「渡海商客安居必矣」の部分であると思われるが、原文では、渡航する商人は安心してよいと簡潔に記されているに過ぎない。原文の文末に「余事付在船主舌頭」と記されていることから、翻訳文作成過程で、謁見した

使節に家康から口頭で伝えられた言葉も翻訳文に追加する形で盛り込まれたのかもしれない。

なお、ファン・メーテレンは書状掲載の前段落部分で、「この書状は、マウリッツ公を代表する使節にスターテン・（ヘネラール）が東インドへ向けて持たせた、推薦あるいは紹介の書状に対する返答であった」と説明を加えている（史料五）。歴史書執筆のために同時代のオランダの情報を収集していたファン・メーテレンは、オランダに到来した家康書状が、マウリッツと連邦議会が派遣する使節がアジアへ赴くにあたって携行した推薦状あるいは紹介状への返答であると認識していたことがわかる。

おわりに

本稿では、日蘭通交開始につながった慶長十四年七月二十五日付家康書状について、ライデン大学図書館所蔵写し、崇伝が書き残した「異国日記」における関連記事と同書状の内容控、ファン・メーテレン『ネーデルラントおよび隣邦の歴史』所収の同書状のオランダ語訳を取り上げ、多角的に分析した。

まず、伝存する家康書状の写しについて、現在の所蔵機関であるライデン大学図書館の歴代三種の目録における書誌情報を整理しつつ、その来歴がファン・パーペンブルック収集品由来であることを

確認した。また、家康書状の写しをオランダに送付した商務員ヘンドリック・ファン・ライイト、一六〇六年に「日本の国王」への書状と贈物の準備を担当した十七人会の重役の一人レオナルド・ライイトの縁戚関係を指摘し、ライイト家にとって家康書状の持つ意味を掘り下げた。「日本の国王」宛の書状作成に関わったライイト家にとって、日本から返書が得られたことには特別な意味があったと考えられる。返書の写しを預かったのがヘンドリック・ファン・ライイトであったのは偶然ではなかった。ライイト家の日本の君主宛書状への関与がその背景事情として想起された。

続いて、「異国日記」における同書状の関連記事から同書状作成の経緯を紹介したうえで、「異国日記」における控とライデン大学図書館所蔵写しとの比較をおこなった。両者には、表記の形式に相違点が見られるが、内容はほぼ同じであることを確認した。そのうえで、家康書状の内容の分析を通じて、書状作成にあたっての日本側の認識を考察した。日本へ来航した蘭船がオランダから派遣された艦隊に所属するものであると幕府側が把握していたことを指摘するとともに、オランダ側からの通商交易開始の請願に対して、家康が積極的な姿勢で対応した様子が書状から読み取れることを確認した。

また、同書状の内容から、オランダ側から伝えられた内容の推測を試み、通商交易のための友好同盟締結、商館設立と商務員配置の許可、オランダ船の往来と交易場所としての着岸地の確保など貿易

に関する諸条件の請願を含んだものであったことを論じた。

さらに、ファン・メーテレン『ネーデルラントおよび隣邦の歴史』所収の家康書状のオランダ語訳文について、その翻刻文と和訳を掲載したうえで、オランダ語訳の分析を通じて、家康書状の内容に対するオランダ側における受容認識についての分析を試みた。オランダ側にとって重要な貿易通商に関わる点については、原文よりもオランダ語訳の方がより詳細に記されていることを指摘した。

日蘭通商開始にあたって、日蘭双方の認識には、大きな齟齬がなく、オランダ船が日本に來航する形で両国間の通商交易が安全に開始されるとの共通認識がみられた。ただ、その形式は返書とともに朱印状を与えるという幕府主導のものであり、この時期にスペイン人・ポルトガル人に対して同様の朱印状が与えられていた例があるのと同様に、オランダ人への対応は朱印状発給を伴う幕府側の設定した外交関係の枠組みのなかで処理された。

慶長十四年七月二十五日付家康書状とともにオランダ使節に与えられた同日付の朱印状四通には、「おらんだ船、日本江渡海之時、何之浦々雖為着岸、不可有相違候、向後守此旨、無異議可被往来、聊疎意有間敷候也、仍如件」と記されている。⁽⁸²⁾

この朱印状は、以後のオランダ船の日本來航に際して日本のどこかの浦に着岸したとしても、その往来を妨げることがない旨を保障する内容となっている。既述の通り、家康書状には、通商交易開始に

あたって、商務員配置及び商館設立場所と着岸湊の選択の自由というオランダ側の要望事項を認める内容が盛り込まれていた。一方、朱印状には、以後のオランダ船の日本來航時に備え、來航するオランダ船の安全を保障する内容のみが記されている。その記載内容からは、この朱印状がオランダ船の日本來航時に着岸地で提示するためのものであったことがわかる。また、朱印状の提示により、そこに記載された指示内容が順守されるという朱印状の機能的役割の一端が示されているようにも見受けられる。

本稿では、朱印状については詳しく触れなかったが、慶長十四年前後にオランダ船に対して朱印状が複数年にわたって交付されている。本稿で検討した慶長十四年付家康書状と朱印状との関係、朱印状の機能的役割や効力及びオランダ東インド会社にとつての意味などについての再検討も日蘭関係の考察を深化させるうえで重要な検討対象である。これについては今後の課題としたい。

註

- (1) オランダ総督マウリッツ。一五九六年にネーデルラント北部七州がスペインから独立を果たし、連邦共和国として成立したオランダは、七州の各議會 (vroedschap) から派遣された代表者で構成される最高統治機関スターテン・ヘネラール (Staten-Generaal 連邦議會) が連邦共和国の統治を司っていたため、「国王」は存在しなかった。とはいえ、マウリッツは、世襲君主

- であり、ネーデルランド連邦共和国総司令官（「オランダ総督」）の地位にあった。
- (2) この家康書状は、家康から「阿蘭陀国主」宛に送られた最初の書状ではないが、オランダに到着したことが確認できる最初のものとして位置づけられる。一六〇五年に作成・発送された家康からの最初の書状については註(48)参照。
- (3) 異国日記刊行会編『影印本異国日記——金地院崇伝外交文書集成』東京美術、一九八九年、「異国日記(上)」八〇九頁、丁次十四〜十五。村上直次郎訳注『異国往復書翰集・増訂異国日記抄』（『異国叢書』復刻版）改定復刻版、雄松堂書店、一九六六年、「増訂異国日記抄」二十〜二十六頁。この時の朱印状の宛所は、マレー半島バタニ向けとしてフェルプーフ艦隊所属スヒップ船デルフト号の上級商務員であったヤコブ・フルネウエーヘ(Jacob Groenewegen, ?1609)・インドネシアのジャワ向けとして同艦隊の副提督フランソワ・ウィッテルト(François Wiert, c.1571-1610)・使節として家康に謁見したアブラハム・ファン・デン・ブルックとニコラース・ポイク両上級商務員の四名に対してであった。
- (4) アントワープに生まれたファン・メーレンは、一五五〇年にロンドンに渡り、一五八三年にオランダ商人団体の在ロンドン領事に指名され、その仕事に従事するかたわら、同時代のオランダの歴史に関する資料収集と著述に取り組んだ。P.J. Blok, P.C. Molhuysen, *Nieuw Nederlandsch biografisch woordenboek*, vol. 7, Leiden: A.W. Sijthoff, 1927, p. 868 参照。
- (5) Emanuel van Meeren, *Historie der Neder-landscher ende haender naburen oorlogen ende geschiedenissen, tot den iare 1612.* s. Gravenhage: Hillibrant Jacobsz, 1614, fol. 659.
- (6) 金井圓『日蘭交渉史の研究』思文閣出版、一九八六年、八〇〜八二二頁。
- (7) 加藤榮一『幕藩制国家の成立と対外関係』思文閣出版、一九九八年、一一五頁。
- (8) 註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」二二二〜二三三頁。現在このオランダ語訳は喪失したか所在不明となっている。
- (9) 松田清『洋学の書誌的研究』臨川書店、一九九八年、五一二〜五一四頁。ドゥーフが参照したのは、一七六三年刊行の八折り版十冊本のうちの第九巻三二二頁であったという。
- (10) 二点の先行文献が次の通りに掲載されている。「Oskar Nachod, *Die Beziehungen der niederländischen Ost-Indischen Compagnie zu Japan im siebzehnten Jahrhundert*, 1897 (Beilage 5); Margo van Opstall, vol. 1, p. 144, note 6.」
- (11) 三年後に家康から与えられた慶長十七年十月付「阿蘭陀国主」宛書状が慶長十四年七月二十五日付のものよりも相対的に短文で簡潔な内容であることから、このように記述されていると思われる。註(3) 前掲「異国日記(上)」二九九〜三〇三頁、丁次五十五〜五十六及び註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」一五二〜一五三頁参照。
- (12) R. B. Halbertsma, *Scholars, travelers, and trader: the pioneer years of the National Museum of Antiquities in Leiden, 1818-1840*, London: Routledge, 2003, pp. 14-16. Gerrit は Gerard と記され、この場合「同一人物を指す」。
- (13) *Ibid.*, p. 15; H. Bremer, Gerard van Papenbroek, verzamelaar in achttiende-eeuwse traditie, pp. 150-151, in: *De Oudheid in de Achttiende Eeuw/Classical Antiquity in the Eighteenth Century*, Utrecht: Werkgroep 18e Eeuw, 2012, pp. 147-159. Gerrit は父の名と同じ Gerard と記され、この場合「父」。
- (14) H.T. Colenbrander, *Jan Pietersz. Coen: levensbeschrijving.* s. Gravenhage: Martinus Nijhoff, 1934, vol. 6], pp. 55, 62.
- (15) P.J. Blok, P.C. Molhuysen, *Nieuw Nederlandsch Biografisch Woordenboek*, Leiden: A.W. Sijthoff, 1918, vol. 4, p. 1147.
- (16) *Ibid.*, vol. 4, p. 1148; H.T. Colenbrander, *Jan Pietersz. Coen: Bechelden omrent zijn bechijf in Indië.* s. Gravenhage: Martinus Nijhoff, 1920, vol. 2, p. 49; 註(14) 前掲 H.T. Colenbrander, *Jan Pietersz. Coen: levensbeschrijving.* [vol. 6], p. 70.

- (17) ヘンドリック・ファン・ライイより「十七人会」宛書状、パタニ、一六一〇年十月八日付。(ハーグ国立文書館所蔵 National Archief, Den Haag [NL-HANA], Verenigde Oostindische Compagnie (VOC), nummer toegang 1.04.02, inventarisnummer 1054 [パタニの部 fol. 39-40]) fol. 39v. この書状について、東京帝国大学編『大日本史料』第十二編之六、東京帝国大学、一九〇四年四五七〜四六三頁に翻刻と和訳が掲載されている。当該引用箇所を含むオランダ語原文「Hier mede gaet copie vanden brief van sijne keijsijliche magesteijt geschreven aen sijne princelijcke Ex^{te}, hebben oock noch daerboven twee andere brieven van sijne magesteijt becommen inne forme van paspoorten voor de schepen die hier naer sullen comen, waer van deen is gelaten tot Perane ende den anderen tot Banam」の部分について、村上訳では「本書と共に送るは、皇帝陛下より国王殿下に宛てたる書簡並に今後来るべき船の爲めに陛下より与へられたる通航免状の形式を具へたる書付の写なり、内一通はパタニに、他はバンタンに留む」(引用にあたって旧字体は新字体に改めた)と翻訳されている。しかし、原文では単数形 *sojle* (写し) が使われていること、また当該文の構造と内容から、家康書状のみが写しであり、同封されたのは家康書状写しの方だけであったことが確認される。
- (18) ローデ・レーウ・メット・ペイレン号及びグリフイユーン号の合同委員会の決議録、平戸、一六〇九年九月二十日付 (NL-HANA, Aanw. te afd. ARA, 1.11.01.01, inv. nr. 1138)。この決議録には、グリフイユーン号の下級商務員 ジャック・スペックスが商館長として平戸に残ることになったため、二隻のスヒップ船の委員会構成員五人のうち一つが空席になることに伴い、ヘンドリック・ファン・ライイがスペックスの席に着任し、以後代わりに委員会に出席することが承認・決議されている。
- (19) Pieter Willensz Verhooff, Journal ende verhael van alle het gene dat ghesien ende voorgevallen is op de Reyse, gedaen door den E. ende gestrengen Pieter Willensz. Verhoeven Admiraal Generaet over 13. Schepen, gaende naer de Oost-Indien, China, Philippines, ende byleggende Rijcken. In den Iare 1607, ende volgende. (一六〇七年及び続く年に十三隻の船を指揮するピーター・ウイレムス・フェルフーフ提督総司令官閣下によっておこなわれた東インド、中国、フィリピン及び周辺諸国への航海旅行で経験したことすべてについての日誌及び話)、fol. 71. (「レイニール・ディクスゾーン・ファン・ナイメーヘンによるローデ・レーウ・メット・ペイレン号の航海日誌」一六〇九年十月三日条)。in Isaac Commelin, *Begin ende voortgangh van de Verenighde Nederlantsche Goetroyende Oost-Indische compagnie*. Amsterdam: s.n., 1646, vol. 2.
- (20) 註(17)前掲ヘンドリック・ファン・ライイより「十七人会」宛書状、パタニ、一六一〇年十月八日付。fol. 40.
- (21) 註(17)前掲ヘンドリック・ファン・ライイより「十七人会」宛書状、パタニ、一六一〇年十月八日付。fol. 39r.
- (22) 註(5)前掲 Van Meeren, *Historie der Nederlantscher ende haender naburen oorlogen ende geschiednissen*, fol. 653r.
- (23) スヒップ船デルフト号。モルッカ諸島から一六一〇年八月頃にパタニに寄港した同船は、その後一六一一年二月にバンタムから帰国の途に就き、同年八月にオランダに到着している。
- (24) 註(17)前掲ヘンドリック・ファン・ライイより「十七人会」宛書状、パタニ、一六一〇年十月八日付。fol. 40.
- (25) レオナルド・ライイの名は、東インド会社設立時の重役名簿に *Leonaert Ray* と掲載されている。「一六〇二年三月二十日付特許状」(NL-HANA, VOC, 1.04.02, inv. nr. 1.) 参照。註(5)前掲 Van Meeren, *Historie der Nederlantscher ende haender naburen oorlogen ende geschiednissen*, fol. 481 掲載アムステルダム支部所属重役名簿には *Lenaert Ray* と記載されている。
- (26) L. C. D. Van Dijk, *Zes jaeren uit het leven van Wenner van Berchem, gevolgd door Iets over onze vroegste betrekkingen met Japan, twee geschiedkundige bijlagen*. Amsterdam: J. H. Scheltema, 1858, p. 23, note 1. ノーマン・ダークと Leonard van Raaij と綴る

- る。
- (27) 「一六〇六年二月二日付十七人会決議録」(NL-HANA, VOC, 1.04.02, inv. nr. 7343)。フオリオ番号無し。
- (28) 註(5) 前掲 Van Meeren, *Historie der Nederlandscher ende huerder naburen oorlogen ende geschiedenissen*, fol. 659.
- (29) 当時書き入れられたものであることは疑いないが、ヘンドリック・ファン・ライイの筆跡と比較したところ、同筆ではないと思われる。
- (30) 註(3) 前掲「異国日記(上)」八頁、丁次十四。註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」二十〜二十一頁。なお、引用にあたって旧字体は新字体に改めた。
- (31) オランダ語原文では、「Adij 20^{de} ditro hebben onse patente ende brieven van den keyser kan sijn ex^{te} becommen」と記されている。この「ex」は brief(書状)の複数形 brieven が用いられている。Margaretha Elizabeth van Opstall, *De reis van de vloot van Pieter Willemz Verhoeff naar Azie 1607-1612*, s-Graevenhage: M. Nijhoff, 1972, vol. 2, p. 352(「ポイクの参府日記」一六〇九年八月二十日条)参照。なお、同日記の一六〇九年七月末日条に、「使節には平戸藩主から護衛が付けられたと記されているが、上記の通り、謁見時に写しも原本と一緒に渡された可能性が高いことから、護衛として随行した平戸藩主の家臣が写しを書いた可能性も考えにくく。
- (32) 圓智撰「重撰倭漢皇統編年合運図」一〜二巻、「要法寺」(慶長五(一六〇〇)年)。国立国会図書館蔵本の上下巻末に閑室元倍の自筆識語がある。
<https://dl.ndl.go.jp/pid/2543701/1/72>
<https://dl.ndl.go.jp/pid/2543702/1/76>
- (33) 註(3) 前掲『影印本異国日記』所収巻頭掲載図版二枚目参照。この「濃毘數般宛徳川家康返書案」は国指定重要文化財として京都の金地院に所蔵されている。
- (34) 註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」二十四頁〜二十六頁参照。
- (35) 同朱印状原本がハーグ国立立文書館に現存している。「慶長十四年七月二十五日付ヤーク・フルネウエー宛朱印状」(NL-HANA, Nederlandse Factorij Japan, 1.04.21, inv. nr. 141.)。また、註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」にも慶長十四年七月二十五日付「オランダ船渡航朱印」として図版が掲載されている。
- (36) 註(3) 前掲「異国日記(上)」八頁、丁次十四。註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」二十一、二十四頁。
- (37) 「裨将」は「副将」の意。写しでこの語句が削除されていることについて「裨」という漢字に「卑(いやしい)」という部首が含まれているために、相手に対する失礼の回避として削除されたと推定され、敬意礼法とみられるとのご教示を査読者のお一人から頂いた。
- (38) フレデリック・クレインズ『ウィリアム・アダマス——家康に愛された男・三浦按針』(ちくま新書)筑摩書房、二〇二二年、二〇六〜二〇八頁。註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」一五七頁。なお、フレデリック・クレインズ同書で使用されているユリウス暦はグレゴリオ暦に改めた。以下同様。
- (39) 同上クレインズ『ウィリアム・アダマス』、二一四〜二一五頁。註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」一五七頁。
- (40) 註(3) 前掲「異国日記(上)」三十頁、丁次五十七。註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」一五六、一六二〜一六四頁。
- (41) イギリス東インド会社書翰案第一巻(The First Letter Book of the East India Company)。註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」一六〇、一六二〜一六三頁。註(38) 前掲クレインズ『ウィリアム・アダマス』、二一六頁。
- (42) 註(3) 前掲「異国日記(上)」三十二頁、丁次六十。註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」一七八〜一八二頁。
- (43) 註(3) 前掲「異国日記(上)」三十二頁、丁次六十〜六十一。註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」一八四〜一八八頁。
- (44) マウリッツ住信については、拙稿「オランダ東インド会社のアジア進出

と日本への視座』『総研大文化科学研究』十九、二〇一三年、一二八頁を参照。

(45) 「真如路」は、ポルトガル語の *Senhor* (男性の敬称「氏」)。註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」三十四頁参照。

(46) 「一六〇八年四月十一日付アフリカ及びアジアにおけるオランダ東インド会社職員への十七人会の指令書の覚」(NL-HANA, VOC, 1.04.02, inv. nr. 478.); J.K.J. De Jonge, *De opkomst van het Nederlandsch gezag in Oost-Indië (1595-1610)*. 's Gravenhage: M. Nijhoff, 1865, vol. 3, pp. 309-310; Peter Borsberg, *Journal, Memorials and Letters of Cornelis Marcheff de Jonge*, Singapore: NUS Press, 2015, p. 438. なお、De Jonge, *op. cit.*, pp. 307-312 には、同内容の「一六〇九年五月四日にヤヒト船フデー・ホープ号を通じてアジアにもたらされた覚と指令書」の翻刻が掲載されている。また、Borsberg, *op. cit.*, pp. 436-440 にその英訳文が掲載されている。

(47) その覚については未詳。

(48) ヴイクトル・スプリンケルより徳川家康宛書状、パタニ、一六〇八年二月六日付 (NL-HANA, VOC, 1.04.02, inv. nr. 1054) fols. 26-27. 上の書状は、家康からオランダへの働きかけに対応して、マウリッツの名の下で記されたものである。家康は一六〇五年にリーフデ号の元船長ヤーコブ・クワツケルナックと元乗組員メルヒヨル・ファン・サントフオールトを通じて書状と来航通商許可の朱印状をパタニ商館にもたらしていた。さらにその翌年もパタニ商館に家康からの朱印状が届いていた。

(49) オスカー・ナホッド(富永牧太訳)『十七世紀日蘭交渉史』養徳社、一九五六年、七十五頁。同書七十一頁にも、「彼「スプリンケル」は堂々と、マラッカ包囲を解いた後の葡萄牙人に対するマテリーフ艦隊の輝かしい戦闘行為を述べ」とある。

(50) この年のオランダ使節による家康謁見に通訳として同行したのがメルヒヨル・ファン・サントフオールトであった状況からは、同人が翻訳に関わっ

た可能性も考えられる。註(31) 前掲 Van Opstall, *De reis van de vloot van Pieter Willemz Verhoeff*, vol. 2, p. 345. 「ボイクの参府日記」一六〇九年七月二十七日(条) 参照。

(51) 註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」二十二〜二十三頁。現在、この史料の所在は不明。村上氏によると、これに基づき作成された英語訳文が「パーチエース『廻国記』(Samuel Purchas, *Purchas his pilgrimages or relations of the world and the religions*, London, 1613)」に掲載されている。

(52) 註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」三十一頁、註(二)。なお、註(26) 前掲 Van Dijk, *Zes jaren uit het leven van Wenmer van Bercken*, pp. 26-27 にも、家康書状のオランダ語訳が典拠非表示で掲載されているが、綴りが現代オランダ語に変更されているなどの修正がみられるほかは、村上掲載版翻刻とほぼ同様のものであるため、ファン・ダイクもハーグ国立立文書館所蔵史料を参照したと推測される。

(53) 註(5) 前掲 Van Meeren, *Historie der Neder-landscher ende haerder naburen oorlogen ende geschiedenissen*, fol. 659.

(54) *Ibid.*, fol. 659.

(55) *Ibid.*, fol. 659.

(56) オランダ語原文では *over-Voort* が使用されている。

(57) 当時のオランダ語の綴りには表記ゆれがしばしばみられ、Prince と Prins は同じ。

(58) オランダ東インド会社の日本来航船二隻所属の商務員ボイクやファン・ラーイは、その日記や書状で家康のことを「Keijser (皇帝)」、「grooten Keijser (大皇帝)」あるいは「sijne keijserlijke magesteijf (皇帝陛下)」と表現している。

(59) 以下の原文とオランダ語訳との比較においては、ファン・メーテレン掲載版訳と村上掲載版訳を特に区別しないが、ファン・メーテレン掲載版訳を基準として参照した。

(60) 註(49) 前掲ナホッド『十七世紀日蘭交渉史』七十五頁では、オランダ語訳文の方が詳細で長文であることの要因と事情について、会社職員による文飾が指摘されている。

(61) この時期にスペイン人にも同様の朱印状が与えられていた。註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」四十六〜四十七頁(慶長十四年十月六日付呂宋船宛朱印状)、一一五〜一一六頁(慶長十七年九月付黒船・南蛮人宛朱印状)。村上同書「異国往復書翰集」九十三頁(慶長十四年十二月二十八日付スペイン・レルマ公宛朱印状)など参照。

(62) 註(35) 前掲「慶長十四年七月二十五日付ヤーコブ・フルネウエーへ宛朱印状」(NL-HAN, Nederlandse Factory Japan, 1.04.21, inv. nr. 1A1.)。

付記

本研究はJSPS特別研究員奨励費2320995の助成を受けたものである。

十九世紀長崎南画壇の片影

——鉄翁祖門の山水画と縮図冊

王 紫沁

はじめに

田能村竹田（一七七七一—一八三五）は、『山中人饒舌』（一八三五年刊）で「又有称漢画者、亦分数派、曰京派、曰撰派、曰江戸派、曰長崎派、一長一短互有得失（又は漢画と称するもの有り、亦た数派を分つ、曰く京派、曰く撰派、曰く江戸派、曰く長崎派、一長一短、互いに得失が有る）」（書き下し文は筆者作成、以下同）と、長崎派という概念を提示した。かつて竹田は「長崎鎮、華夷交通転貨処、故土民富饒、家給人足、治平日久、漸嚮文教、加之清商内崇尚風雅、善詩若書画者往々航来（長崎鎮は華夷が通交して転貨の処、故に土民は富饒なり、家

給人足、治平の日久しければ漸く文教に嚮う、しかのみならず清商は内に風雅を崇尚し、詩若しくは書画を善くする者は往々にして航つて来る。』」（『竹田莊詩話』、一八一〇年自序）と、長崎における風流の繁栄ぶりを記していた。唐通事の遊竜梅泉ゆうりゅうばいせんから始まり、長年の間、長崎文化人と交信していた竹田は、文政九年（一八二六）、五十歳のときに長崎を訪れ、一年ほど滞在した。さらに竹田は『竹田莊師友画録』（一八三三年成）において、長崎で交わった文人・画人を十五人も記録しており、「長崎派」の構成を示している。

二十世紀初期に書かれた美術史、例えば藤岡作太郎の『近世絵画史』（一九〇三年刊）や梅澤精一の『日本南画史』（一九一九年刊）にも、竹田が提示した分派の構図が引き継がれている。梅澤精一は長

崎について、「華山、竹田、椿山の歿後は、殊に芸苑の中心と為り、昔日の盛観を来し、笈を長崎に負ひ、從遊する者頗る多かりき」と高く評価していた。²しかしながら、「長崎派」の内実が明らかにされないまま、この四派分けの画壇構図は後の南画の衰弱につれて、次第に江戸・京、すなわち二中心と、中央―地方の構図に収斂していった。

戦後、自由な気質を重んじる南画研究では、明清画に忠実な画風を低く評価する傾向が見える。黄檗美術と南蘋派^{なびんぱ}が見直される今日でも、長崎南画の研究は全体的に不振であり、郷土史外部からの関心がほとんどないとも言える。近世の明清画受容における長崎の位置付けは対外交流の窓口として定着しているが、長崎ではどのような書画活動が行われていたのか、その詳細はいまだに不明なところが多い。

本論はこの問題を念頭に置き、長崎南画三筆の一人である鉄翁祖門に焦点を当てる。鉄翁の美術活動を考察することを通して、長崎南画の一端を明らかにし、そこから近世の画壇構造を見直す視点を提供したい。

鉄翁の先行研究では、郷土史研究の成果として永見徳太郎『長崎の美術史』（一九二七年刊）³、古賀十二郎『長崎画史彙伝』（一九三四年脱稿）⁴が挙げられる。渡辺庫輔の未刊手稿『祖門鉄翁』『鉄翁門人』（年代不明、長崎歴史文化博物館蔵）には鉄翁にまつわる史料が多

く収められ、またそれらに基づく『鉄翁逸雲梧門梅泉墨酣年譜』（年代不明、長崎歴史文化博物館蔵）が最初で唯一の年譜であり、鉄翁研究の基礎資料となる。他に、個別の研究も散見される。⁵さらに郷土史の外からの関心として、鶴田武良による書簡と作品の紹介がある。⁶このように、鉄翁の経歴にまつわる資料は整理されているものの、その画業の全貌についてはいまだに十分に研究されていない。そのため本論では、鉄翁の画風の変遷、及びその背景となる書画鑑賞・学習の内容に着目し、彼の制作活動を全般的に考察する。

一、鉄翁祖門の生涯と名声

鉄翁俗姓は日高、幼名は三五良、名は祖門。通称鉄翁祖門または日高鉄翁。鉄翁は寛政三年（一七九二）二月十日、長崎銀屋町にある貧しい紺屋に誕生したと言われている。⁷銀屋町で幼年時代を過ごした後、日高家は磨屋町に引っ越したらしい。⁸寛政十三年（一八〇二）正月、父日高勘左衛門が他界した。⁹僅か十一歳の三五良は翌月、元号が享和と改まってから呉楓山（一七九四―一八三二）¹⁰の斡旋によって臨済宗建仁寺派の華嶽山春徳寺第十六代住持玄翁和尚に入門した。法名は妙玄である。¹¹

文政二年（一八一九）八月、玄翁の示寂によって看坊となり、翌年、三十歳で春徳寺第十七代住持となった。¹²継席のため、鉄翁は京都に

上った。その前に、石崎融思が鉄翁に送った《華岳山小景図》（長崎歴史文化博物館蔵）の題には「華岳山主妙玄沙、今茲庚辰暮春、遇謁于京師之本山、将秉法旆焉（華岳山主妙玄沙（門）、今茲庚辰暮春、京師の本山に于いて遇謁し、将に法旆を秉せんとす）」と記されている。

建仁寺の達書には「文政三庚辰五月初五日 鉄翁座元」と記しており、また『続長崎実録大成』では「十七代 祖門 文政二卯年ヨリ文政三辰年マデ 看坊老年 後鉄翁卜改」とあるから、着任の際に法号を「鉄翁」にしたと考えられる。そして同年の秋に描いた《水墨山水図》〔春徳寺蔵、図1〕（四十頁）には早くも鉄翁の款を使い始めている。ちなみに春徳寺境内にある鉄翁禪師碑の塔銘（一八八八、菊池純撰）には「禪師初喜鉄門鉄舟之画蘭、因号曰鉄翁（禪師初めて鉄門・鉄舟の蘭画を喜び、それゆえ号は鉄翁と曰く）」と、水墨画の名手として知られる南北朝時代の臨済宗の高僧・鉄舟徳濟（？—一三六六）を鉄翁が慕ってこの号にしたと記しているが、この説の出所は不明である。鉄翁の号は他に蓮舟、華岳主人などがあるが、作品の落款には「鉄翁」が圧倒的に多く用いられている。また「華岳鉄道人」（神戸市立博物館蔵《山水図》、一八二四）、「妙言」（長崎歴史文化博物館蔵《西山記》、一八二五）〔図2〕（四十一頁）なども見える。

嘉永三年（一八五〇）、鉄翁は三十年間務めた春徳寺住持を六十歳で退任し、同五年（一八五二）から春徳寺の末寺東淵山雲龍寺に隠居、画禅三昧の生活を送っていた。明治改元の際に春徳寺に戻り、明治

四年（一八七二）十二月十五日、病気で歿する。享年八十一歳である。

鉄翁は墨蘭と山水画の名手で知られ、その画名が全国に広まっていったのは、嘉永頃からだと鶴田武良が指摘している¹⁵⁾。当時、越後の長井雲坪、江戸の滝和亭など、鉄翁の門下には全国からの遊学者が多く集まっていた。渡辺庫輔の『鉄翁門人』に収録された二十六人はその一部に過ぎない。またその画を求める者が絶えなかったことは、鉄翁宛書簡によつて窺える¹⁶⁾。例えば、長崎歴史文化博物館には六曲一双の四君子屏風（文久二年、一八六二）があり、栗岡家が御用達を勤めた紀州徳川家の命により描いたと伝わっている¹⁷⁾。また『崎陽談叢』（荒瀬桑陽著）には「鉄翁好画」という逸話があり、「鉄翁平生吝嗇で画資を食うから、世人多くこれを賤しんだ。されど気にむいた書画があつたら、金銭を惜しまないでこれを貰つた（原文は漢文）」とある。潤筆料の多くは、書画収蔵に費やしたようである。そしてついに慶応三年（一八六七）、鉄翁は「拒相見」（春徳寺蔵）という文を雲龍寺門頭に掲げ、老衰を理由に面会と潤筆を謝絶した¹⁸⁾。その頃、すでに鉄翁の贖作は多く出回っていた。鉄翁門下にも贖作を作る者が現れ、「曾て聞く、禪師の門下に頗る贖作の妙を得たる者あり。遂に禪師の擯出する所となれりと」という伝聞もあるほど¹⁹⁾。作品が人気であった。『近世名家書画談』三編（安西雲煙編、一八五二年刊）では田能村竹田の提示した分派に従つて、「天保間山水を以て家に名ある者は京（浦上）春琴、（中林）竹洞、大阪（岡田）半江、

竹田、江戸（高久）^{あいがい}靄厓（菅井）梅関、長崎鉄翁（木下）逸雲也」と、鉄翁を天保年間の名家として挙げている。このように彼は長崎南画三筆（鉄翁・木下逸雲・三浦梧門）の一人として、在世中に既に名声が全国に広がっていた。藤岡作太郎も鉄翁を「実に竹田と相並んで、九州近時の大家なり」と、高く評価している。²¹ さらに『墨林今話』（蘇州映雪草廬重刻版、一八七二年）でも鉄翁の伝が収録され、「客有乞其画者、聞文人雅士則贈之、若富家豪族、雖持多金求之不易得也（客にその画を乞う者有り、文人雅士と聞き即ちこれを贈り、若しくは富家豪族、金多く持つと雖も、之を求めて得易からざるなり）」と記されている。これは『墨林今話』の初版に記載なく、来舶清人の蔣子賓が重版の際に増補した内容であり、明治初年、鉄翁の名は中国にまで伝えられていたことが分かる。

鉄翁の高名はその作品の価格にも反映されている。文久元年（一八六一）の『書画価格録』には三百名の書画家の価格が収録されており、鉄翁は六十五匁、上から十三番目の高値である。渡辺崋山（四十五匁）、与謝蕪村（三十五匁）、田能村竹田（三十匁）などよりも高く、当時の市場評価が現在と異なることが分かる。さらに明治十六年（一八八三）の『全国古今書画定位鏡』（東花堂宮田宇兵衛）においても、鉄翁は金八十匁で、古人書画部の約七十名の書画家の中で、上位二割に位置する価格である。その後、鉄翁の相場は徐々に下落し、大正年間帝国絵画協会が発行した『帝国絵画番附』（二九一九）

においては百五十匁となっており、「古人の部」の四〇六名の画家の中で、真ん中よりは上だが、上位三割にも入っていない。

相場の下落は、明治以降の南画の衰退を背景としているのである。池大雅・谷文晁・田能村竹田など、いわゆる第一流の大家は過去の通り評価されているが、その次にくる二、三流の南画家たちは次第に忘れられてしまう。しかし鉄翁は、一時的にせよ名が高かったことは看過できない。今日と異なる評価システムであった時代、高く評価されていた鉄翁は、実際にはどのような作品を描いていたのか、続いて、鉄翁の山水画を中心に、その画風の由来と変化について考察する。

二、鉄翁祖門の画業——山水画を中心に

(1) 鉄翁祖門の師承関係

荒木千洲の『続長崎画人伝』（一八五一年序）には鉄翁の師承関係について、「初学画於石崎融思、後亡幾、更師清人江稼圃、不失其師授、能画水墨山水花卉、今見行於世（初めて石崎融思に画を学び、後いくばくもなくして、更に清人江稼圃に師し、其師授を失わず、水墨山水花卉をよく画き、今見に世に行なう）」と述べられている。石崎融思（二七六八—一八四六）は小原慶山（？—一七三三）のルーツを引き継

いた唐絵目利であり、鉄翁は彼に絵の手ほどきを受けたようである。唐絵目利美術には濃彩の風俗、花鳥、道釈人物画など、すなわち北宗画風の作品が多いが、融思には稚拙な水墨山水画も残っていること⁽²⁴⁾から、鉄翁に南宗画風を教えた可能性もあるだろう。鉄翁の北宗画風の作品について、古賀十二郎によると、かつて木下家（木下逸雲の末裔）には鉄翁の粉本が残っており、中には極彩色の《関帝像図》があつたが、「何となく慶山風であり、融思の筆意が顕現している」と述べている。この粉本は、今は長崎大学図書館に保管されているが、署名がないため、作者の判定は難しい。一方、『崎陽三大家遺墨展観録』（一八九四年序）には、題目しか確認できないが、楊覚⁽²⁵⁾三・沈萍香⁽²⁶⁾賛の《着色関帝図》がある。他に《雲中釈尊図》もあり、おそらく渡辺庫輔が言及した弘化四年（一八四七）の探幽筆《雲中出山釈迦図》の模写であろう。現在確認できる伝世作品には、長崎南山手美術館所蔵の《菅公像》がある。

一方、鉄翁は、来船清人の江稼圃を師として南宗画を学んだ。田能村竹田は『竹田荘師友画録』の中で、鉄翁の画について、「其画山水仿江稼圃、重巒疊嶂、沈鬱蒼莽、嵐氣襲人、至梅竹雜卉殊有秀韻（其山水を画くは江稼圃に仿う。重巒疊嶂、沈鬱蒼莽、嵐氣人を襲う、梅竹雜卉に至つて殊に秀韻有り）」と述べている。また鉄翁は書家であり、画人でもある貫名菘翁（一七七八一—一八六三）について、「菘翁は書を能し、尚ほ画事に耽り、博く各家の画論画譜等を閲すること

多きも、一旦我が門に入て稼圃翁の口訣及び我が得る所の者を聞きしより、書法の道理を以て直ちに之を了悟し、其酬対論述する所皆其理に適せり」と述べている。鉄翁には書の作品は少ないが、絵の描き方は書にも通じる、とする書画一致の考え方を持つてこう言ったのであろう。ここには、鉄翁が江稼圃の画訣を重んじていたことが示されている。

江稼圃（一七四六一—一八二六）の名は大来、字は泰交、蘇州の人である。その画は李良（雲海）に師事し、四王の末流に位置づけることができる。江稼圃は文化元年から文政頃にかけて度々来朝し、大田南畝、菅井梅閑、遊竜梅泉、齋藤秋圃など長崎内外の文人・画人と広く交友した。鉄翁の入門時期について、永見徳太郎は『長崎の美術史』の中で文政一年（一八一八）、二十八歳の時のこととしているが、この説の出所は不明である。一方、鉄翁・逸雲の弟子、川村雨谷によると、鉄翁・逸雲の江稼圃入門は逸雲が十八歳の時、すなわち文化十四年（一八一七）、鉄翁二十七歳の時のこととなっている。また、入門時の紹介者は唐通事・遊竜梅泉（通称彦次郎、諱は俊良、一七八六一—一八一九）であつたようである。⁽²⁷⁾

江稼圃の他に、細川潤次郎の『梧園画話』では「弘化初、陳逸舟来長崎、善山水、鉄翁又受其指授、而画益進、逸舟学画於王源、王源之画出於王翬、虞山派是也（弘化初、陳逸舟長崎に來り、山水を善くし、鉄翁は又其指授を受け、而して画はますます進む。逸舟は画を王源



図1 鉄翁《水墨山水図》
文政3年（1820）春徳寺蔵

に学び、王源の画は王翬より出ず。これは虞山派なり」と、陳逸舟にも師事したと記されているが、前文の江稼圃に関する記述に誤りが多いため、信憑性が低いと考えられる。³³ 陳逸舟筆《晴風暖翠図》（個人蔵）には「鉄翁開士方家正之」の落款があるため、鉄翁と陳逸舟とは面識があることがわかつている。³⁴ しかし鉄翁が彼を師として仰いだ証拠が見当たらず、『鉄翁画談』の中で「先師」として言及されていたのも江稼圃一人しかない。

『竹田荘師友画録』の「熊勇」条には「山水做董法、自言得之江稼圃、近日鎮人作画如鉄翁逸雲諸君往々皆然（山水は董法に倣い、自らこれを江稼圃に得ると言い、近日鎮人、画を作ることを鉄翁・逸雲の如し。諸君往々にして皆然り）」とあるように、当時、長崎では多くの人が江稼圃の画を学んでいたようである。その一門のことを、古賀十二

郎は江大来系としてまとめている。³⁴ 永見徳太郎がまとめた長崎の南宗文人画の系譜でも、石崎融思と江稼圃を初めとし、三筆の鉄翁・木下逸雲・三浦梧門を経て大きく展開している。³⁵ 江稼圃の影響の範囲については別論に譲りたいが、鉄翁の弟子・中村陸舟の『陸舟遺稿』（二八九二年刊）に「画有南北両体而已、北画古来鳴於世者多矣、而南画独清客江大来、昔年遊於崎、初伝画法我師鉄翁和尚木下逸雲両子、爾來學者無不因焉（画は南北両体有るのみ、北画は古来世に鳴る者が多く、而して南画は独り清客江大来（稼圃）、昔年（長崎）に遊び、初めて画法を我が師鉄翁和尚・木下逸雲両子に伝え、爾來學者因まざることなし）」（「記夢」）とあるように、南宗画を日本に伝えたのは江稼圃であるという考え方には、江稼圃を通じて南宗画の正脈を引いた鉄翁一門としての自負がうかがえる。実際に鉄翁は江稼圃からのような影響を受けていたのか、以下、館蔵作品と売立資料を中心に鉄翁の画風の変遷を整理しつつ、考察する。

(2) 鉄翁祖門の山水画

現存する鉄翁の山水画作例の中で、最も早い時期のものとしては、春徳寺蔵の《水墨山水図》〔図1〕がある。落款には「庚辰秋日鉄翁」とあり、文政三年（一八二〇）、住持に就任したばかりの頃の作品である。山肌に施す長い皴と丸い点苔は、江稼圃筆《做黄公望山水図》³⁶と共通するところがあるが、未熟さは所々に露呈している。



(右) 図2
鉄翁《西山記》文政8年（1825）
長崎歴史文化博物館蔵

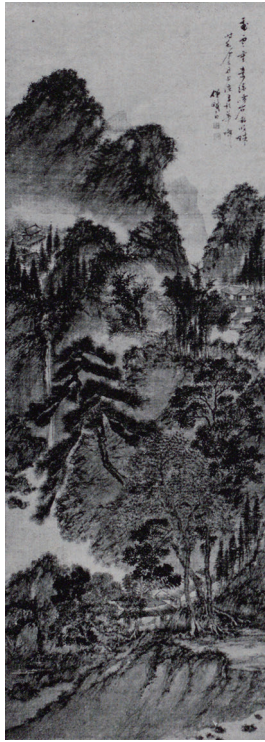


(左) 図3
鉄翁《浅絳山水図》文政10年（1827）
長崎歴史文化博物館蔵

例えば画面の二分の一を占める巨大な松の木は、呉門画派にも多く見られるモチーフだが、ここでは唐突に見える。山腰にある四阿、谷から流れ落ちる滝、乗舟する文人など、モチーフの配置方法も常套的であり、この作品には参考作があるのかもしれないが、作者は筆法や墨色の変化、および奥行き表現を把握し切れていないことが分かる。

文政年間の作品は、このように構成と表現が未熟な作品がほとんどであるが、『西山記』（文政八年、長崎歴史文化博物館蔵）〔図2〕や、『浅絳山水図』（文政十年、長崎歴史文化博物館蔵）〔図3〕などからは稚拙ではあるが、中国書画を忠実に学んでいることがうかがえる。『浅絳山水図』では王蒙の牛毛皴ぎゅうもうしゆんを使い、積み上げ式の山水を描いている。『水墨山水図』〔図1〕と同様の問題を残しつつ、江稼圃を経由して清初正統派の倣古山水の垂流を汲んでいると考えられる。しかし本作に見られるような、墨色の濃淡変化が少なく、疎放な湿筆と淡い墨色を好む傾向は、それ以降の作品にも一貫している。

『西山記』〔図2〕は浅絳せんこうの真景図で、酔月という人物が長崎の西山に築いた書屋を描く作品である。真ん中に据える山が画面の主体となり、書屋は右下の樹木に覆い隠されている。山石には淡い皴法が少し施されているが、立体感や量感には主にぼかしによって作り出されている。また山頂のみに密集する雑木は、点苔による表現を拡大するように見え、山の形を補完している。皴法の運用の不十分さ



(右) 図4
鉄翁《浅絳山水図》天保3年（1832）

(左) 図5
鉄翁《着色松林滝山水図》天保3年（1832）



と、形式化した雑木の描き方からは、中国画から学んだ画法を真景の描写に活かすには、課題がまだ残っていることが見て取れる。

前述のように、天保年間になると山水名家として鉄翁の名が挙げられるようになる（『近世名家書画談』三編）。天保時期の作品として、売立目録では天保三年（一八三二）の《浅絳山水図》〔図4〕と《着色松林滝山水図》〔図5〕がある。モチーフの配置や空間の表現はこれまでと一線を画し、かなり熟練してきているように見える。筆遣いや画面構成から勘案するに、二作とも舶載画を模写した可能性が大きい。他に無紀年の《米法山水図》⁵⁴⁾も同類であり、この時期の作品であると考えられる。

弘化頃には折帯皴と披麻皴を使った作品が著しく増える。この時期の鉄翁は倪瓚・黄公望の画法に夢中だったようである。『鉄翁画談』では、鉄翁が弘化三年（一八四六）に上京の途中にも倪瓚画法で山水を描いたと記している。伝世の作例としては、長崎歴史文化博物館蔵の、弘化二年（一八四五）〔図6〕と嘉永三年（一八五〇）〔図7〕の《山水図》がある。また売立目録でも、「倣倪高士筆法 時癸卯秋日」と款のある、天保十四年（一八四三）の《水墨山水図》〔図8〕が確認できる。舶載画を模写した可能性もあるが、山体の量感を表す軽快な皴筆は、筆遣いの円熟化を示している。倪瓚の折帯皴を使用した江稼圃の作例には、元松洞庵小倉家蔵品の《山水図》〔図9〕がある。本作には年紀と作画場所が書かれておらず、中国で描



图9 江稼圃《山水图》



(右) 图6
鉄翁《山水图》
弘化2年(1845)
長崎歴史文化博物館蔵

(左) 图7
鉄翁《山水图》
嘉永3年(1850)
長崎歴史文化博物館蔵



图8 鉄翁《水墨山水图》
天保14年(1843)



(右) 图10
江稼圃《秋景山水图》
嘉慶23年(1818)
長崎歴史文化博物館蔵



(左) 图11
江稼圃《清谿重嶺图》
嘉慶15年(1810)
個人蔵



(右) 图12
鉄翁《秋景山水图》
安政5年(1858)
長崎歴史文化博物館蔵



(左) 图13
鉄翁《谿山無尽图》
万延元年(1860)

かれた可能性もあるが、江稼圃のこのような簡単構図の小品は、鉄翁の倪瓚・黄公望筆法への偏好に影響したかもしれない。

しかし鉄翁の作品には、江稼圃の代表的な画風、すなわち長崎歴史文化博物館蔵の、嘉慶二十三年（一八一八）《秋景山水図》〔図10〕のような清初正統派の積み上げ式山水は極めて少ない。模倣の時期を経て、鉄翁が独自の山水画風を確立したのは安政年間、すなわち雲龍寺に隠居し始めた時期である。この頃には数点の大作を残しており、《秋景山水図》（安政五年、一八五八、長崎歴史文化博物館蔵）

〔図12〕と《谿山無尽図》（万延元年、一八六〇）〔図13〕³⁸は代表的作品である。積み上げ式の巨幅山水といえ、江稼圃には前述《秋景山水図》のように王翬の画法を倣った作品のほか、自題によれば高克恭^{こくきょう}の画法に倣ったという《清谿重嶺図》（嘉慶十五年、一八一〇、個



図14 鉄翁《山水図》安政5年（1858）

人蔵）〔図11〕³⁹もある。

しかし鉄翁は、江稼圃画に見られる山の高さを強調する構図と正硬な筆法を取り入れず、前述天保三年（一八三二）の《浅絳山水図》〔図4〕（四十二頁）から相変わらず、主に広い水面によって平遠で清淡秀雅な風景を表現していた。《秋景山水図》〔図12〕では俯瞰的な視点をとり、主峰から前景の水岸までは「之」字形で、手前に巨大な岩と樹木を配置する。こうした構成によって、江稼圃の作品より広々とした空間を創り出しているが、ここに四王画風の影響が明らかである。後述のように、鉄翁の縮図冊にある婁東派^{ろうとうは}画家・王宜^{おうぎ}の作品には似たような構図が見られる。筆遣いにおいて、鉄翁は淡墨で山石をまんべんなく塗りつぶして、披麻皴で立体感を出している。色面を塗る手法は、小青緑や浅絳の設色山水を想起させる。渴筆の使用はほぼ確認できず、かつ皴法が墨の色面に溶け込むことなく、線と面が互いに映え、秀麗な雰囲気醸し出している。樹木を描く時にも、鉄翁は先に淡墨で色面を塗るため、潤った空気感が画面に漂っている。同様のものとして、売立目録では同年の《山水図》〔図14〕も確認できる。

《谿山無尽図》〔図13〕の『長崎派写生・南宗名画選』での表題は《青緑山水図》であるけれども、作品の現所在は不明で、モノクロの図版しか確認できない。本作はより変化のある画面構成を試みており、婁東派の流れを引いたと思わせる。湿筆による滑らかで太い披



(上段右) 図15
鉄翁《秋景山水図》
文久2年(1862)
メトロポリタン美術館蔵

(上段中) 図16
鉄翁《山水図》
慶応3年(1867)
長崎歴史文化博物館蔵

(上段左) 図17
鉄翁《雪景山水図》
安政4年(1857)
長崎南山手美術館蔵



(下段右) 図18
鉄翁《冬山密雪図》
万延元年(1860)
熊本県立美術館蔵

(下段左) 図19
鉄翁《雪景山水図》
慶応元年(1865)
ミネアポリス美術館蔵



麻皴、山頂に集まる丸い点苔などは、江稼圃の倣沈周作品と共通している。江稼圃が長崎で描いた作品には沈周の画法を模倣したものが多いため、鉄翁に影響したのではないだろうか。前述安政五年（一八五八）の《秋景山水図》〔図12〕（四十四頁）と同様、倪瓚・黄公望画法の閑寂感を薄めて、清淡秀雅な画風を次第に確定していく道程がこの作品からも見受けられる。画面構成と用筆の熟達度から、《谿山无尽图》〔図13〕（四十四頁）は鉄翁の山水画学習の到達点とも言うべきであろう。

万延以降、鉄翁には大作がほとんど見られなくなり、倪瓚の「一水兩岸」に基づく常套的な構図が多くなるが、新安派の「玻璃山水」を想起させるような、透明な山水にまで発展している。文久二年（一八六二）の《秋景山水図》（メトロポリタン美術館蔵）〔図15〕や慶応三年（一八六七）の《山水図》（長崎歴史文化博物館蔵）〔図16〕が示すように、披麻皴はさらに淡くなり、点苔や雑木は輪郭線を強調するように施されている。山は平面的に見え、水と空の余白は白黒の対比となる。その合間に樹木や屋舎がアクセントをつけているが、画面全体は明快で清澄な雰囲気である。渴筆を使わず、丸みの帯びた筆遣いと楕円形の罨頭はんどうは、新安派より沈周に近いといえるが、作品全体の趣向が新安派に啓発された可能性は否定できない。

倪瓚・黄公望の筆法と「一水兩岸」構図を土台にし、沈周の画風の学習を経て、新安派の透明感を取り入れた鉄翁の画風は、明清画

の域を出るまでにはなっていない。しかしこのように淡泊で秀麗な山水には、中国画に対する鉄翁独自の好みと取捨選択、および日本南画における独自の趣致も見受けられる。

他方、鉄翁の雪景山水図も有名であり、作例は雲龍寺時代に集中する。例えば長崎南山手美術館蔵の《雪景山水図》（安政四年、一八五七）〔図17〕や熊本県立美術館蔵の《冬山密雪図》（万延元年、一八六〇）〔図18〕のように、鉄翁の雪景山水は、空と水は墨で一色、緩急のある写意的な墨線で山の輪郭を引き、僅かな皴法と点苔のほか、山の部分はほとんど余白で表す。ここでも、画面は白（山）と黒（空と水）で二分され、線（皴法）と点（点苔や葉）は面的な表現に統一されている。疎筆の雪景山水を、鉄翁は最晩年まで描き続けていた。長崎歴史文化博物館には明治四年（一八七二）の作品が所蔵されている。ミネアポリス美術館蔵の雪景山水の小品（慶応元年、一八六五）〔図19〕は、来舶清人・伊孚九いふきゅうの逸筆山水を思わせるような疎筆であり、日本的な文人画趣味を存分に表していると考えられる。

鉄翁の山水画に、江稼圃及び清四王画風からの影響は確認できるが、それ以外にも、舶載書画から多くを学習していたのは明らかであろう。鉄翁は、中国画の模倣を経て、雲龍寺時代、すなわち晩年には独自の画風を確立した。鉄翁の画は明清画学習の成果を消化して、清澄秀麗な表現にまで発展したが、全体的には限られた表現・構図にとどまっており、変化には乏しいのである。また『鉄翁画

『談』で鉄翁は江稼圃の画訣に度々言及しているが、その具体的な画法には触れていない。鉄翁の作品でも江稼圃の画風から離れる傾向が確認できる。そのために、鉄翁は師の様式を継承・広めるよりも、むしろ高尚な筆意・画意など、師または書籍に教わった南宗画の精神性により関心を持つていくのではないかと考えられる。実際に『雲煙逸話——扶桑南画正統』（蕪城秋雪、一八九七年刊）には「清客江稼圃の藩籬に在り、逸雲は其力を得たり、鉄翁は其韻致を得たる者也」とあるように、「韻致」を重んじる画風が確立されたのである。

江稼圃からの様式的な影響が少ないとすれば、鉄翁の学習した中国画の内実を分析するには、彼の観た舶載中国画の内容を明らかにする必要があるであろう。『十洲詩鈔』（細川潤次郎、一八九〇年序）巻十九の論画絶句三十首には「勿怪画成尤老蒼、平生用力越尋常、每觀名跡皆摸写、粉本多於一万張、鉄翁自言如此（画成りて尤も老蒼たるを怪しむ勿れ、平生力を用うること尋常を越ゆ、名跡を觀る毎に皆摸写し、粉本一万張より多し。鉄翁自ら言うこと此の如し）」とあるが、いまのところ、鉄翁の粉本は未見である。したがって天保から嘉永ごろ、鉄翁が中国画を多く模写していた時期に、具体的にどのような粉本を作っていたかについては不明である。しかし雲龍寺時代に鉄翁が作成した縮図資料は伝わっているので、彼の観た書画の内容を把握することはできる。以下、長崎歴史文化博物館蔵の縮図を通じて、その内容から、鉄翁の中国画学習について考察する。縮図を分

析することで、鉄翁の画風の成立背景を立体的に捉えるのがねらいである。

三、鉄翁筆縮図冊の基本情報

(1) 書誌情報と伝来経緯

長崎歴史文化博物館渡辺文庫蔵の鉄翁縮図は全部で四冊あり「図20」、書誌情報を表1にまとめる。

二冊の『古今書画縮図』（以下『古今縮図』①②）を納める桐箱の表には「太素軒主人古今書画縮図二巻」の箱書きがあり、裏には明治二十年（一八八七）付撰風轍（倉野煌園）跋と明治二十三年（一八九〇）付梅屋源豊跋がある。『縮図拔萃』（以下『縮図拔萃』①）と『画論拔萃山水花卉縮図』（以下『縮図拔萃』②）の箱には「倉野煌園旧蔵／鉄翁禪師遺墨縮図拔萃帖／式冊」の表書きがあり、裏書は「昭和八年癸酉十二月末添函／翠静荘書画部／装置」である。二冊ずつ桐箱に納められて伝来しているが、元来は一括であると考えられる。

鉄翁門人・倉野煌園（一八二七—一八九六）は師の言行を記録した『鉄翁画談』において、縮図冊落手の経緯を記している。

其病床に在るの日、自ら起つ可からざるを知て、其常に愛玩

する所の小硯及び春徳寺開山伝来の古墨〔其袋に禪師の自題あり〕禪師自ら臨写する所の書画縮図帖及び裕文堂自製銀頭の要筆浄純宿羊毫の四品を以て余に贈らる。時に壬申十月、法弟祖禎師之を予が家に齎し来る。

壬申は明治五年（一八七二）、鉄翁が残した縮図の総冊数は不明である。『古今縮図』の箱の裏書にある明治二十年焯園の跋によると、焯園はこの二冊を梅溪という人に売ったようである。手放した理由は不明であるが、焯園は明治十八年（一八八五）、東京鴻盟社から『鉄翁画談』を自費出版している。翌年、色刷りの『鉄翁画譜』も同

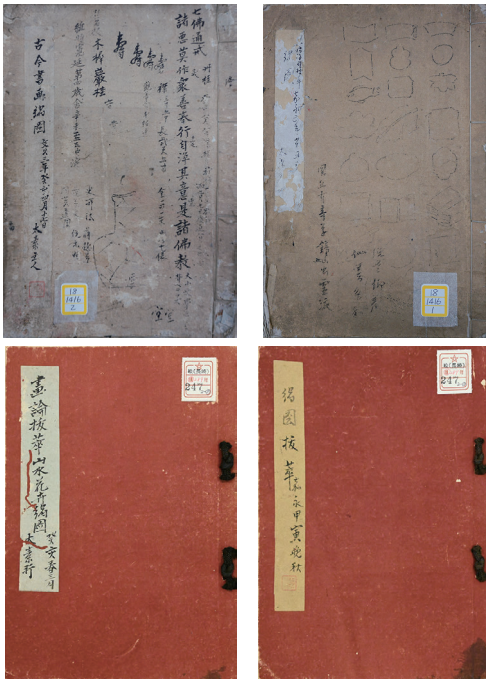


図20（上右・左）『古今縮図』①②、（下右・左）『縮図拔萃』①②それぞれの表紙 長崎歴史文化博物館蔵

表1 鉄翁縮図冊の書誌情報

冊番	資料名	資料番号	題箋	題箋紀年	法量 (cm)	綴じ方	表紙色	丁数
A	古今書画縮図 (古今縮図①)	18 1416 1	…伝詩句拔萃 縮圖 嘉永六年癸丑… 太素…	1853	26.6×18	四つ目綴じ	白茶	37
B	古今書画縮図 (古今縮図②)	18 1416 2	古今書画縮圖 文久三年癸亥四月十七日 太素主人	1863	26.6×18	四つ目綴じ	白茶	47
C	縮図拔萃 (縮図拔萃①)	絵(長崎) 239-1	縮圖拔萃 嘉永甲寅晩秋／古今書畫縮圖 太素軒 甲寅丁卯之間拔萃／古今書画縮圖諸拔萃 文久三年癸亥慶應乙丑添紙／書画縮圖…	1854、 1854-55、 1863-65	22.3×15.5	四つ目綴じ	赤	59
D	画論拔萃山水花卉縮図 (縮図拔萃②)	絵(長崎) 239-2	畫論拔萃山水花卉縮圖 癸亥春三月 太素軒	1863	22.3×15.5	四つ目綴じ	赤	47

(筆者作成)

社から出版し、画譜の印刷には莫大な私財を投じたようであった。⁴²⁾

渡辺庫輔は『祖門鉄翁』（未刊手稿、長崎歴史文化博物館蔵）において、『縮図拔萃』①・②は吉善子という人の所有であると記している。

曾て予これを所望してやまざるとき、吉善子の曰く、これは煌園の旧蔵なり、煌園より某氏に渡り、某氏はこれらを春徳寺に寄贈するを約し、而も誤りて吉善子に郵致したり、此に於て春徳寺の雲巖熟慮し、寺に在る時は又いつの日か佚散して紙屑となるべし、吉善子なれば大切に保存すべしとて割愛せらん、遂に所有する所となれり、左様の因縁あれば、譲渡すことなり難しと答へたりき。猶ほもと一冊なりして、これを二冊に仕立て題簽の落ちたるをそれに付け置きぬと語りたりき……

『縮図拔萃』①と②は元々一冊で、所蔵者が改めて二冊に仕立てたようであり、その時に現在の赤色表紙をつけたのだろう。また再装幀の時周囲を裁ち落としたため、この二冊は『古今書画縮図』より寸法が一回り小さい。

内容と照らして合わせると、題箋にある年紀は冊子を使い始めた時間であることが分かる。四冊の縮図はいずれも雲龍寺隱居時代に作られたもので、『古今縮図』①と『縮図拔萃』①の一部、『古今縮図』②と『縮図拔萃』②はほぼ同じ時期に書き始められていた。『縮

図拔萃』①の五十五丁にある題箋は文久三年（一八六三）と慶応元年（二八六五）のものだが、その後ろにはわずか四丁しかなく、五十九丁にも破損が激しくて年代不明の題箋がある。合装前の縮図冊の状態は不明である。落丁があったのか、それとも合装した際に頁を並び替えたのか。渡辺庫輔は『祖門鉄翁』の中で、慶応丙寅年（一八六六）付の題箋があると記しているが、現存の縮図冊には見当たらない。

この四冊の資料を、本論では便宜上一括して「縮図冊」と呼んでいるが、その内容は、縮図だけではなく、書籍の摘録や、備忘録的な書付もある。画や文字は時に整然と、時に気まぐれに書き込まれている。人に見せることを意識していない私的な記録としての特徴が明瞭であるが、冊によつて、内容に偏重がある。『古今縮図』の二冊は書画作品の記録を中心に、『縮図拔萃』の二冊は漢詩や画論など、文字内容を中心に行っている。おそらく鉄翁は手元に常に二冊を用意して、使い分けていたのであろう。さらに、縮図の画題を大ざっぱに花鳥類と山水類に二分すると、『古今縮図』①には花鳥と山水の縮図がほぼ同じ数量であるが、『古今縮図』②には山水縮図が明らかに増えており、作品全体の構図と画賛をきちんと模写したものも多い。四冊の内容を整理・分析することで、鉄翁がどんな書画を観ていたか、そして作品のどの部分に注目していたかをうかがうことができると考えられる。それを考察する前に、次節ではまず書籍からの摘録の内容を紹介

介したい。

(2) 摘録の内容

摘録は主に『縮図拔萃』①と②に集中しているが、二冊の『古今縮図』にも散見される。ほとんどは書画と関連する内容で、舶来品・レシビなど、日常的な出来事に関する書付もある。ここでは詩句、画人伝、画論など、書画と関連する内容のみを取り上げる。

① 詩句

書付の大半を占めているのは漢詩である。詩題は主に四君子や花卉などで、同じ主題の詩をまとめて数篇抄録する箇所が多いため、書物からの抄出であると推測できる。詩の収録元を調べてみると、鉄翁は主に『佩文齋詠物詩選』(汪霏等奉勅撰、一七〇五年成)や『佩文齋広群芳譜』(汪灝等奉勅撰、一七〇八年成)を読んでいたことが推測される。いくつかの山水詩は、『歴代題画詩類』(陳邦彦奉勅撰、一七〇七年成)からの記録の可能性がある。詩句を摘録するのは、もちろん画賛に使うためであった。鉄翁には、作詩ができたということが分かる記録が見当たらないため、題詩は他所から抄録した可能性が高い。漢詩の教養の乏しい画家にとって、これは有効な学習方法であろう。また『鉄翁画談』には以下の内容がある。

鉄翁既に詩文書画を具備すと雖ども、尚ほ題詞に至て、多く古句を摘録し、或は画題のみを書して、曾て自作の詩を録すること少し。我れ深く之を愛賞す。漢土の大家古人此例少しとせず。子等、文学に乏しと雖ども、能く此理を領解して、古句を摘録し、其意を写して、自画の布置を補はば可なり。何ぞ文学なきを病まんや。

このように、鉄翁は門人にも詩を摘録することを推奨していた。詩意の理解は、画の構想にもつながるため、画賛用に詩を摘録することは文学性がないことではないと説いている。

② 画人伝

『古今縮図』①には、黄慎・王時敏・王鑑・王翬・王原祁・邱園・姚若翼・姚節の伝が抄録されている。末尾に「書画小伝」と記されているため、『清書画名人小伝』(相馬九方編、一八四八年刊)がもとであることが分かる。¹³⁾『清書画名人小伝』は馮金伯纂輯『国朝画識』(二七九四年成)などを和訳したものである。『鉄翁画談』には鉄翁が黄慎の作品を観たことがあると書かれてあるが、他の画人の作品を実見したかどうかは不明である。¹⁴⁾これらの名人伝を抄出していることから、清初正統派への関心が窺える。

『縮図拔萃』①の十五、十六丁には方從義・高克恭・王宸・王紱・

王蒙・呉鎮・朱奩・王三錫などの伝が抜粋して記されている。婁東派の王宸・王三錫以外は、いずれも元明の大家である。王三錫の伝の注記によると、これらの内容は『歴代画史彙伝』（彭濶燦編、一八二五年成）からの抄録であることが分かる。本書の購入について、年代不明の五月二十三日付木下逸雲宛鉄翁書簡では、「昨日漸、画史彙伝手に入申候、代金六十六匁七分六厘ナリ」とある。王宸（号は蓬心）の伝の隣に、「王蓬心写於沉香楼」という、ある作品の落款が臨写されている。鉄翁は所持作品の作者についても調べていたことが分かる。この王宸の款を持つ作品は、『古今縮図』②の四十一丁に縮写されている。

③ 画論

縮図冊に引かれている画論は、『佩文齋書画譜』（孫岳頌等奉救撰、一七〇九年成）からの摘録が多いと考えられている。例えば『縮図拔萃』①の十四丁にある「山水之妙、多専於才逸隱遁之流、名卿高蹈之士（山水の妙は、多く才逸隱遁の流、名卿高蹈の士に専らにせられ）」（宋・張懷）も、「画謂之無声詩、乃賢哲寄興……（画はこれを無声詩と謂い、乃ち賢哲が興を寄る……）」（宋・趙孟頫）も、どちらも『佩文齋書画譜』第十五巻に収録されており、出所を確定することができると。画論の下には、鉄翁が「余思之久矣、然未有所得、可慚……（余はこれを久しく思い、然るに未だ得る所有らざるなり、慚るべく……）」

など、自らの感想も書き添えている。また同冊の四丁には宋・韓拙の画論「蓋前人以画為銷日養神之術、今人以画為図利劳心之苦……（蓋し前人は画を以て日を銷し神を養う術と為し、今人は画を以て利を図り心を劳う苦と為す……）」があり、これも『佩文齋書画譜』第十五巻の所収である。画論の横には「余以為格言故題（余以て格言と為す。故に題す）」という小さい字があり、この感想を含めた自賛は、メトロポリタン美術館蔵の《秋景山水図》「図15」（四十六頁）、および『長崎派写生・南宗名画選』所収《山水図》（明治四年、一八七二）に確認できる。すなわち、画論の抄出はその内容を学習するだけでなく、題面詩の摘録と同じように、画賛作成のための備忘録でもあったのであろう。

漢籍の他に、釈白華輯・木下逸雲校『佩文齋画説輯要』（一八五八年自序、一八六九年刊）という『佩文齋書画譜』を摘録・訓読した本もある。木下逸雲の序（一八六五）によると、逸雲は門人の指導に『佩文齋画説輯要』を使っていた。当時の長崎遊学者たちも、画論の学習にあたって『佩文齋書画譜』またはその摘録本を多く使っていたことが分かっている。

また鉄翁は董其昌の画論もしばしば摘録していた。同じく『縮図拔萃』①十四丁には「作雲林画須用側筆、偏鋒也、非臥筆也……（雲林画を作るには須らく側筆を用いるべし。偏鋒なり、臥筆に非ざる……）」と、董其昌の「画訣」が抄出されている。倪瓚の画法には側

筆を用いるべきことについて、『鉄翁画談』に記されている逸話にも言及している。

禅師、曾て予に語て曰く、我れ京師に遊ぶ途次、讚州の旅館に於て倪法山水を作る、画家某其石法を画くを見て難じて曰く、曾て聞く、画は必ず懸腕直筆を要すと、然るに今師は横筆を用ゆ、抑も亦た其法ありやと。我れ之に示して曰く、倪氏の石法、折帶皴を画く時は横筆を正となすと。某憮然として曰く、曾て聞く、師は舶客江大来に従て画訣を得て画理に通ずと、其言果して誣ざるなり、今翁の言を聞て大に悟る所ありと。我れ竊に顧ふに、此人一二の画譜を讀て唯其一義を知り、未だ曾て画理を了せざるなり。夫れ真に画理を了して筆妙に至ることは、猶ほ仏理の教外別伝に在るが如く、唯其画譜を讀て文字の義理をのみ解するとき、決して画理を了悟すること能はず。

ここでは董其昌の画論には触れずに、江稼圃の教えを仄めかして「教外別伝」として語っている。また倉野篁園は同書において、「抑も禅師の画訣たる、皆是れ江大来より来るものなりと雖も、又禅師の了悟に出る所頗る多し」と述べている。しかし、門人を相手にした自慢話の要素もあると考えられ、実際に書籍から得た画論や画法を、鉄翁が自分の理論として門人に伝授していたかどうかは不明で

ある。

以上のように、縮図冊にある摘録の部分を見ると、鉄翁がどのように書画の知識を得ていたかが分かる。中でも『佩文齋詠物詩選』『佩文齋書画譜』など清代類書の利用は顕著である。摘録が、学習のためだけではなく、画賛を作成するための資料収集作業でもあったことは注目に値する。文人としての素養が不足していても、文人絵画のノウハウを蓄積することができたのである。

四、鉄翁筆縮図の内容と目的

縮図とは文字通り、本画を縮小して模写することである。原寸大かつ精密な「模写」より、小さくて簡単にしたもののが縮図であると考えられる。縮図の利点は、「仕事の早い点、分類保存乃至展覧に便なる点など」がある⁽⁴⁷⁾と挙げられている。多くの縮図は冊子に描かれており、携帯・閲覧しやすい特徴をもっている。

本画の寸法に制約されない縮図を描く目的には、書画の学習・参考、または鑑識、展観の記録、収蔵品の整理などがある。小さな略図とはいえ、後日再び見ると、本画を観た時の記憶を喚起することができる。そのために、大抵は本画の全体を写し、さらに題・款の内容、印章の位置まで記録するものもある。

しかし鉄翁の縮図冊において、「縮図」といえる絵の記録は、全体

の一部に過ぎない。本画の一部、ひいては画賛しか写さない簡単なメモもたくさんある。このような記録は、厳密には縮図とは言えない。しかし、実在する作品とリンクしていること、かつそこから鉄翁が観た作品の情報が抽出できるという意味で、本論では一括して「縮図」として取り上げる。狩野探幽や谷文晁の縮図も示すように、縮図を大量に蓄積できるということは、画家にとっては特権とも言える。すなわち大量の書画を手に入れ、またはつぶさに観る機会を得られる境遇にあることを意味するからである。それは画家の地位、周辺の人とのネットワーク、および書画の収蔵・流通状況とも関わってくる。そうして鉄翁は、まさに長崎の地の利を得ながら、人的ネットワークの中心をも占めた人物である。

粉本や縮図などを門外不出にする画派の情報占有とは異なり、長崎は書画を共有する開放的な空間であった。鉄翁が観た書画は、その周辺の長崎文化人や来舶清人、および鉄翁に入門した遊学者たちにも開放されていた。この点から考えると、長崎における書画活動の豊かさは、鉄翁の縮図冊にも投影しているのであろう。また鉄翁がどのようにこれらの作品を目にしていたかということも、縮図冊から読み取ることができる。以下、まず縮図冊から抽出した作者・作品の情報を整理し、続いて、鉄翁が縮図冊に書き込む目的を分析する。

(1) 縮図冊に記録されている作品

縮図冊において、作者名または落款が明確な記録は合計三四四点あり、二四三人の作者が確認できる(表2参照)。以下、作者を日本人、来舶中国人、およびそれ以外の中国人(舶来書画の作者)に分類し、作品と作者のそれぞれの構成の割合を示した。

日本人の枠には田能村竹田、小曾根乾堂、跡見花蹊などがいる。鉄翁周辺の人間が多いと思う。来舶中国人は、木庵、伊孚九、費晴湖、江稼圃、陳逸舟、楊覓三、沈萍香、華昆田、顔亮生、徐雨亭、王克三^{こくさん}など、計二三人である。伊孚九と費晴湖以外は、大半は鉄翁と同時期に活躍し、彼と直接的な交流があったと考えられる人々である。中でも江稼圃と徐雨亭の作品が特に多く記録されている。

姓名や伝不詳の人を含め、舶来書画の作者は二〇〇人以上もあり、圧倒的多数を占めている。中には倪瓚、沈周、文徵明、董其昌など名家もみえるが、ほとんどは二、三流の書画家である。時代別で見ると、清代の書画家が大半を占め、特に十七、十八世紀が多い。画風の系統・地域で見ると、浙派、呉派、松江派、新安派、揚州派、虞山派、婁東派、など諸地方流派が見え、明末以降江南地域の南宗画がほぼ包括されている。

縮図冊に見る作者の時代傾向が、舶来書画の輸入状況を反映していると考えられる。田能村竹田の門人・高橋草坪(一八〇四―一八三

表2 縮図冊記録作品・作者の構成割合

分類	作品／点	作品割合／%	作者／人	作者割合／%
日本人	10	2.9	6	2.5
来舶中国人	72	20.9	23	9.5
舶来書画の作者 (不詳を含む)	262	76.2	214	88
合計	344	100	243	100

(筆者作成)

表3 時代別縮図冊記録作品

	鉄翁縮図冊	『撫古画式』	『雲煙供養展観録』	『漱芳閣書画記』
成立	1853-67頃	1822-35頃	1833	1865
所収作者／人	清：140 明：45 元：3 未詳：49	清：34 明：64 元：7 宋：2 南唐：1 唐：1 未詳：27	清：19 明：32 元：3 宋：6 未詳：18	清：125 明：78 元：4 未詳：28
合計／人	237	136	78	235

(筆者作成)

五)は『撫古画式』(一八三二—一八三五頃成立、大東急記念文庫蔵自筆稿本)において、出身地の豊後国内、または上方で実見した中国画や粉本から人物や屋舎の図を引用し、画譜を構成した⁵⁰⁾。草坪は引用した図に作者名を注し、合計一三六名の中国画家が登場する。また『雲煙供養展観録』は天保四年(一八三三)八月二十日、室町時代の画僧・明兆の四百年遠忌のため、京都東福寺で行われた展観会の目録であり、古書画の部にはおよそ一三〇点が出品され、京都での収蔵状況が反映されている⁵¹⁾。これらの書物に記録されている書画作者を時代別に分類すると、それぞれの時代的な傾向を知ることができる。表3のように、一八三〇年代頃はまだ明画の方が多いが、一八五〇年代以降、清画が多数を占めるようになったことが分かる。

実際には、明画とされるものに清時代の贋作が多く含まれていることもよくあるのだが、全体的に見ると、十九世紀半ば頃に清画の流通数量が次第に明画を超えたことが確認できる。前述『清書画名人小伝』(二八四八年刊)の巻末にある著者・相馬九方の「小引」には「清人之跡流传於我、近日頗多(清人の跡の我に流传するもの、近日頗る多し)」とある。また浅野梅堂は『漱芳閣書画銘心録』の凡例(二八五六年成)においても、「書画好尚、歳改月変。今姑挙一端言之、五十年前專尚文祝沈唐、不重宋元之跡、是宋元之跡、所以湮沒不多伝也、後文祝沈唐真跡、漸又漸滅、于是明末清初諸名跡始重于世(書画の好尚、歳ごとに改まり月ごとに変わる。今姑く一端を挙げて之を言

うに、五十年前専ら文（徵明）・祝（允明）・沈（周）・唐（寅）を尚び、宋元の跡を重んぜず。これ宋元の跡が湮没して多く伝わらざる所以なり、後文・祝・沈・唐の真跡漸くまた漸減し、ここにおいて明末清初名跡始めて世に重んぜらる。」と述べている。浅野梅堂が『漱芳閣書画銘心録』を書いた十九世紀半ば頃、明末清初の書画が流行つており、その前は明時代中期の書画家が好まれていたことが分かる。世間にも書画の好みのこの変化は、舶載書画の内容に大きく影響されているのであろう。実際に『漱芳閣書画記』に記録されている清画の数は明画より著しく多いのである（表3参照）。

中国書画の輸入には、ある程度時差が生じており、日本の画人たちが求めていた最新の明清画は、いつも少し前の時期の作品となる。幕末になると、明末以降の作品が伝来するようになり、董其昌以降の南宗画も多く含まれていた。「南宗の画殊に正派に属す……子も宜しく南画を学ぶべし」（『鉄翁画談』）という江稼圃の教えに従って、鉄翁は南宗画を全般的に学習することができていたことは、縮図冊を通じてうかがえる。前代の南画家に見る画譜への依存、及び南北折衷の画風とは異なり、中国の南宗画風に忠実な鉄翁の画は、このような環境だからこそ生まれたと考えられる。

さらに、鉄翁の縮図冊には、同時代の書画や題も記録されている。『古今縮図』②の裏表紙には「書画冊頁 咸豊己未歲 楊秋平書」の書付がある。「書画冊頁」の詳細は不明だが、落款は咸豊九年（一八五

九）のものであり、鉄翁の縮図冊とは同時代の作品であることが分かる。また『縮図拔萃』②二十三丁には上海の画家・金爾珍（一八四〇—一九一七）の書と落款が記されており、「丁卯春金爾珍書並識」からは同治六年（一八六七）の書であることが確認できる。したがって、幕末の長崎では同時代の中国書画が流通していたことが分かる。これらの同時代作品には、商人が輸入した商品のほか、鉄翁が中国文人との交友・文通で直接入手したものも含まれていると考えられる。

さらに『古今縮図』②には王寅（字は冶梅、南京の人）の縮図と落款が二点記録されている。二十六丁には倣呉鎮法山水の縮図があり、落款には「上元冶梅王寅」と鉄翁の印がある。二十七丁にも「撫沈石田法 冶梅王寅」の落款があり、沈周画法の山水で、詩の内容からみると横にある縮図はその作品であろう。この二点の作品の制作時期は不明だが、王寅の渡日時期の分かる記録はいずれも明治十年代以降のものであり、その時鉄翁はすでに存命しない。すなわち鉄翁が目にしたのは王の来航前に日本に伝わった作品であろう。古賀十郎によると、王寅は太平天国の乱から逃げて上海に至り、画で生計を立てる。その頃「上海に渡れる日本人などは、王氏の画を見て、之を奇とし、先を争うて、王氏の画を購ひ索めた。是に於て、王氏の名声は、一時に震ひ、長崎に於ては、有志の人々が、王氏に來遊を請ふ事になった²⁵⁾」。先に作品が長崎で歓迎されたことが、王寅の

表4 全体が縮写された作品 *は来舶清人

位置 (冊番/丁数)	作者	内容	
A	6	倪瓚 弁峰秋霽図軸	
	19	江稼圃* 沈周法山水軸	
	28	陳逸舟* 沈周法山水軸	
	31	奚岡 書画帖	
B	1	黄琛 山水画帖か	
	3	陳元揆 山水画帖	
	3	李流芳 山水画帖	
	3	顧大申 山水画帖	
	3	徐雨亭* 山水画帖	
	4	沈宗敬 元人筆意山水軸	
	10、11	奚岡 山水画帖	
	13	陸灝 山水軸	
	13	韓曠 山水軸	
	14	陸坦 山水軸	
	15	石頤 山水軸	
	17	朱治憫 倣趙孟頫山水軸	
	18	秦涵 山水	
	18	項聖謨 山水軸	
	19	曹廷棟 山水軸	
	19	祁豸佳 董源法山水軸	
	19	成大口 山水軸	
	20	張洽 山水軸	
	20	董孝初 山水軸	
	21	符六 黄公望法山水軸	
	21	王昱 黄公望法山水軸	
	22	奚岡 董其昌法山水軸	
	22	李杭之 山水	
	23	曹垂星 山水	
	26	王寅 呉鎮法山水軸	
	26	孔毓雲 沈周意山水軸	
	27	王寅 沈周法山水軸	
	27	履泰 倪瓚法山水	
	31、32	呉歴 撫古十二幀(一部)	
	34	戴天瑞 山水	
	38	伊孚九* 秋江待渡図軸	
	39	祁豸佳 書画冊	
	41	王宜 山水軸	
	41	王宸 山水軸	
	42	江稼圃* 山水軸	
	C	9	普澤 山水軸
		20	徐雨亭* 米芾法山水軸
	D	21	許尚遠 山水軸
23		羅牧 山水軸	
45、46		徐雨亭* 山水画帖	

(筆者作成)

渡日のきつかけとなつたようである。このように、幕末の長崎と上海画壇との密接な交流の様子が、鉄翁の縮図冊からもうかがうことができる。

(2) 縮図冊にみる書画学習

前述のように、縮図冊は私的な記録としての性格が強く、他人に見せることを意識しない気まぐれな書き込みが多い。職業画家のように、制作の参考のための資料として蓄積しようとする意識があつたことも確認できない。落款と画面両方を写した完全な縮図もあるが、落款、または画面の一部のみを写した断片的な書付が多いので

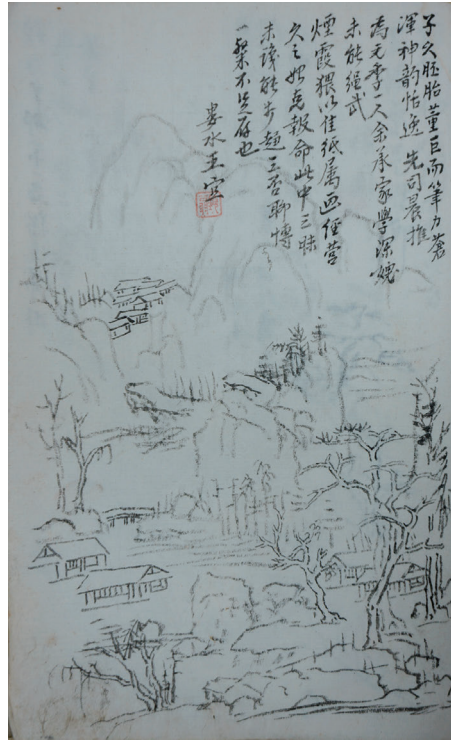
ある。その目的は絵の練習、または備忘であるが、はっきり区別することができないものも多い。おそらく鉄翁は、冊子を持ち歩いていた。鑑賞した作品の気になる部分を随時書き留めていた様子が、縮図冊の内容の並び方から想像できる。

記録された内容の範囲によつて、鉄翁がどのような関心を持ち、作品のどの部分を観ていたかを推察することができる。特に全体が写された作品は、学習に値する対象として重視していたのではないだろうか。そうした山水画の縮図は主に『古今縮図』②に集中している。縮図の作者と内容を表4にまとめてみた。

鉄翁は、江稼圃のほか、陳逸舟を通じても沈周の画法を学んでい



(右) 図21
鉄翁《張洽筆山水図縮
図》『古今縮図』②二十
丁
長崎歴史文化博物館蔵



(左) 図22
鉄翁《王宜筆山水図縮
図》『古今縮図』②四十
一丁
長崎歴史文化博物館蔵

たようだ。徐雨亭の画帖なども数点縮写されている。舶載書画と同じように、こうした来舶清人の書画からも学んでいたようである。

舶載書画に関しては、縮写された作品の作者を地域別で見ると、顧大申、沈宗敬、陸灝、韓曠、陸坦、董孝初、普澤など、董其昌の系譜を引く明の松江地域の画家が多いことが分かる。また張洽・王昱・王宜・王宸など、江稼圃が属する婁東派画家の名前も見え、四王派への関心が窺える。特に張洽・王宜筆《山水図》の縮図は題も含めて、丁寧に縮写されている「図21・22」。王宜の作品の構図は、前述の《谿山無尽図》「図13」（四十四頁）と共通しているが、縮図の作成は文久三年（一八六三）以降と考えられ、《谿山無尽図》よりは遅いはずである。王宜のこの作品は鉄翁の所蔵品であった可能性もある。このように、鉄翁が婁東派の作品から構図を学習・借用していたことが縮図を通じて認められる。沈宗敬の原作は、個人コレクションに確認することができるので、比較してみると鉄翁の模写「図23」は、画面の構図に重点を置いており、原作の筆遣いにはほとんど従っていないことが分かる。このように、縮図冊からは鉄翁が四王派を熱心に学習していた姿勢がうかがえる。

他に、新安派に属する李流芳、李杭之の名前も見える。前述のように、鉄翁の作品には新安派に通じる趣向があることから、個人的に好む画風だったのではないだろうか。

また鉄翁は清時代の画家奚岡・祁豸佳・呉歴の画帖を入念に縮写



图24 祁豸佳《書畫冊》第1圖 順治10年（1653）個人藏

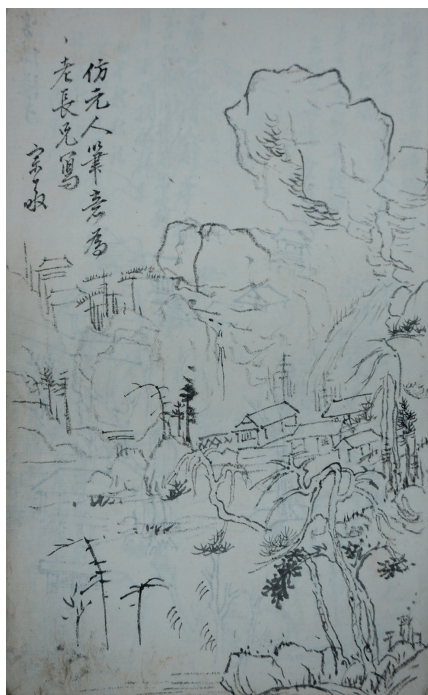


图23 鉄翁《沈宗敬筆做元人筆意山水圖縮圖》
『古今縮圖』②四丁
長崎歴史文化博物館蔵



图26 鉄翁《奚岡筆山水畫帖縮圖》
『古今縮圖』②十丁
長崎歴史文化博物館蔵



图25 鉄翁《祁豸佳筆書畫冊縮圖（做王蒙筆意）》
『古今縮圖』②三十九丁
長崎歴史文化博物館蔵



図29 江稼圃《天平幽境図》
嘉慶14年（1809）
長崎歴史文化博物館蔵



図28
鉄翁《江稼圃筆天平幽境図縮図》
『古今縮図』①三十丁
長崎歴史文化博物館蔵

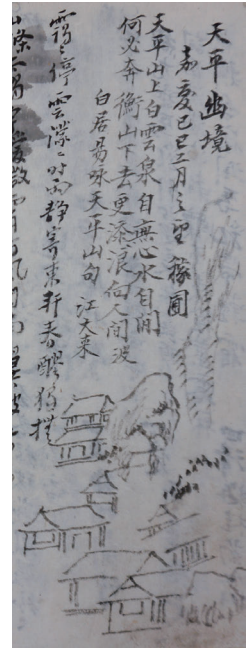
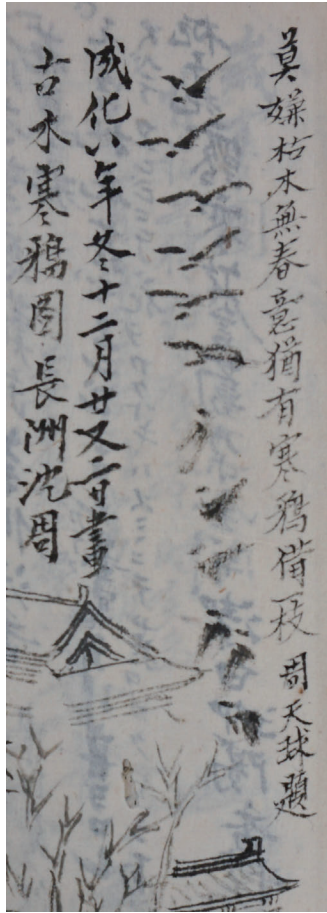


図27
鉄翁《江稼圃筆天平幽境図縮図》
『縮図拔萃』①四十丁
長崎歴史文化博物館蔵

していた。小さい画帖は比較的模写しやすく、また小景を好む傾向は、取り上げられた作品からもうかがえる。祁彥佳（一五九四―？）の書画冊（二六五三年）〔図24〕^{55）}（前頁）には全六面があり、それらは、王蒙・米芾・倪瓚・巨然・黄公望・馬和之の倣古山水である。鉄翁は、そのうち王蒙・米芾・倪瓚の三面のみ写している〔図25〕（前頁）。奚岡（一七四六―一八〇三）の山水画帖にも六面があり、鉄翁は四面を写している。建築、樹木、ロバの部分を取り取って、繰り返し描いていることから、個別のモチーフの描き方に関心があったことが見受けられる〔図26〕（前頁）。このようなモチーフの部分的な模写は、縮図冊には多く見かけられる。鉄翁はしばしば、作品の全体より、樹木、建築、山石、花卉果物など一部のモチーフのみに注目し、模写していた。

『縮図拔萃』①四十丁には「嘉慶己巳二月之望稼圃」款の《天平幽境図》（嘉慶十四年、一八〇九）が一部臨写されている〔図27〕。長崎歴史文化博物館蔵の原本〔図29〕と比較すると、鉄翁は近景と中景の屋舎、石壁の一部のみを写している。また落款も、文字情報の抄録だけでなく、原本の書体を忠実に



(右) 図30
鉄翁《沈周筆古木寒鴉圖縮図》
『縮図抜萃』②二十六丁
長崎歴史文化博物館蔵

(左) 図31
沈周《古木寒鴉圖》成化8年(1472)

模写している。また、『古今縮図』①三十丁にも《平幽境図》の屋舎が写されている「図28」。この作品はおそらく鉄翁の所有で、繰り返し模写されていたようである。

『縮図抜萃』②二十六丁には沈周筆《古木寒鴉図》(成化八年、一四七二)の部分的な縮写がある「図30」。原本「図31」と比較すると、鉄翁は沈周の落款と周天球の題を写し、また原作にある鴉の様々な描き方を一列に並べて写している。寒鴉の描き方の応用は、東京藝術大学美術館蔵の《古木寒鴉図》(一八六八)に認められる。

縮図冊では絵を模写せず、落款や画賛のみを写している場合も多い。臨写の対象としては、舶載書画と来舶清人の書画を区別せず、例えば『縮図抜萃』②二十二丁には来舶清人・王克三の画賛があり、筆の遣い方を説く内容である。鉄翁は作者の書体も模写しているので、書の学習、または賛文の内容、すなわち詩や画論などを記録・学習するなどの目的があったのであろう。この時期、鉄翁は古画模倣を経て、独自の画風を確立している。とはいえ、あまり新たな表現を追求していたわけでもないようである。

彼は画面の構成にはさほど関心を示さないが、賛には常に新たな詩文を求めていた。第二章で紹介した漢詩と画論の摘録と同じく、鉄翁は目にした作品の賛からも知識を吸収していた。

(3) 縮図冊にみる来船清人

一方、明らかに学習目的ではなく、備忘のための縮図もある。例えば、田能村竹田が鉄翁に贈った絵（『古今縮図』①五丁）や、嘉永七年（一八五四）、鉄翁が来船清人・顔亮生に請うた梅図などが写されており（『古今縮図』①九丁）、梅図の落款には「時甲寅又七月過門奉訪 鉄翁老禪師囑写 改腕是答 顔亮生」と書いてある。このように贈与書画の記録としても、縮図が作成されている。

縮図冊には徐雨亭と王克三の作品も多く記録されている。二人とも太平天国の乱を避けて来日した文人であり、その作品の縮図の構成から大半は画帖であることが分かっている。『古今縮図』②には徐雨亭が長崎で描いた山水帖から、絵と落款共に縮写されている。

『縮図拔萃』②の三十九丁と四十丁には徐雨亭と王克三の合作帖から縮写されている。画題は花卉果疏と四君子である。なかに「雨亭作於申江」の落款があるため、上海での作品であることが分かる。また、同じく『縮図拔萃』②の四十五丁と四十六丁にも二人の山水合作帖から縮写されている。「丁卯秋月写於申江応木下瓊江先生雅属即希方家正之 徐雨亭」と「内画冊幀煩交瓊江先生收啓 八月下旬

徐雨亭憲」の落款と覚書もきちんと記録されている。さらに、画帖と共に送られてきた逸雲宛徐雨亭書簡の写しも四十八丁に載せられている。このように、徐雨亭と王克三は、帰国した後も長崎の文人たちとの文通を続け、書画を送付していたことが分かる。宛先の木下逸雲は、この二人の作品を高く評価し、かつて倉野篁園に以下のように語っていた。

今や支那の内乱避て滞崎する舶客中、文人墨客と称すべき者、王克三、徐雨亭の二人あり。克三は儒者にして、稼圃以来の能書、而して猶ほ能く一家の梅を画く。雨亭は朱文光同門の人に於て、水墨山水得意として、浅絳の着色をも喜ばす。子其れ余輩の画数幀を求めんよりは、宜く彼れに就て随意の筆を乞はば、以て後世の宝と為すに足らんと。（『鉄翁画談』）

これを受けて篁園は翌慶応元年（一八六五）春長崎に赴き、王克三に純本二幀を求め、徐雨亭に明紙巨幅二枚を請うた。後に鉄翁は徐雨亭の二幅を観る機会を得て、「禪師曰く、我れ雨亭の画を見ること少からずと雖ども、未だ曾て高尚と称するに足る者あるを見ず。然るに此二大幅は頗る意を注ぎてこれを写出し、稀有の大景中一筆の滞気あるを見ず。」（『鉄翁画談』）と評していた。また同席の門人・養浩（松浦屋勘兵衛）も鑑識眼の持ち主であり、同じ意見を述べていた。

したがって、縮図冊にみる徐雨亭・王克三作品の縮臨は、傾慕による学習のため、というより、往來の記録として残していたと読み取ることが妥当であろう。

来舶清人の小品の記録は他にも数点ある。『古今縮図』①の十丁には林夢龍・王蘭亭・鈕心園・顔亮生の題と款が記録されており、「己酉春仲」「己酉花月」などからは嘉永二年（一八四九）二月と分かる。また顔亮生の題の上に鉄翁は「合作題字」と記している。絵画の内容も作者も不明だが、題からは絵の題材が四君子であると推測できる。書画会で揮毫されたものの可能性もあり、また唐館の在館者たちが共に題字を記して日本人に贈与したものである可能性もある。また同冊の二十七丁には林夢龍・顧子翼・陳吉人・傅雲濤・奚梅の款が記されており、いずれも嘉永四年（一八五二）三月のものである。ここでは十丁と異なり、画賛の内容が省略され、款識のみが記録されている。鉄翁は、揮毫者の顔ぶれが気になっていたようである。

席書や合作幅だけではなく、来舶清人が舶來の書画を鑑賞して書いた題記も鉄翁は記録している。嘉永四年正月、銭少虎と陳逸舟は揚州八怪の一人・華岳（二六八二—一七五六）のある絵に題を揮毫した。絵の正体は不明だが、二人の題のみが『古今縮図』①二十五丁と三十七丁に写されている。鉄翁は明らかに作品より題のほうに関心を持ち、二回も写している。三十七丁では銭少虎題箋の「辛亥」

や「穀」の字を再三書いているため、書を練習していたのではないだろうか。

鉄翁の縮図冊を通じて、当時の長崎における書画交遊の一隅を窺うことができた。縮図を写し、作品を記録することは、必ずしも書画を学習するためではなく、記録が目的の場合もあり、または風流を見習うのが目的のものも見受けられる。

まとめ

鉄翁祖門は江稼圃に師事したものの、師の画風はあまり取り入れおらず、倪瓚・黄公望の画法をベースにした様式は、むしろ新安派と共通する趣があり、さらには呉派の雅趣をも汲み取っていたのではないかと考えられる。このような鉄翁の画風の好みは、縮図冊からも分かるように、彼が南宗画を大量に鑑賞してきたことによるのであろう。

一方、鉄翁の縮図冊には、師の江稼圃が属する四王派への関心も少なからず認められる。四王派の作品や、画家の伝記などを学習していたことは縮図冊を通じて確認できる。しかし江稼圃の指導に従っていたにもかかわらず、鉄翁は仿古、すなわち古代大家の筆法を模倣することにはあまり興味を示さず、晩年の作品では韻致の表現を中心に、南宗画の精神性を求めていたと考えられる。これに

よって到達した独自の画風には、疎放な湿筆、大面積の墨塗り、全体的に淡い色表現など、中国南宗画とはやや異なり、日本南画の特徴も示されている。同様の特徴は、鉄翁以降の南画にもしばしば確認できる。

鉄翁の画業を支えた重要な基盤は、一つは来舶清人・江稼圃との直接的な交流、もう一つは長崎における豊富な書画資源と情報であった。縮図冊に記録されている書画の内容を整理・分析することで、十九世紀中期以降、明末以降の南宗画が日本に大量輸入されていたことが分かる。幕末には、長崎と江南地方との交流が活発化して、同時代作家の作品も多く伝来していた。これによって、来舶清人に教わった知識や情報を、実見した作品と照合することができるようになった。縮図冊には、画論や画譜の学習の跡も少し確認できるが、実作品の鑑賞による学習が最も主要な手段であったと考えられる。舶載作品の主要なものは、もちろん二、三流の画家の作品であり、贋作も多く含まれていたと考えられる。しかし、清王朝の崩壊によって帝室収蔵が流出する前の時期、清においても民間の画人・文人が目に見える書画の範囲はかなり狭かつたはずだ。したがって、鉄翁が実見した舶載作品の内容は、彼が学習したいわゆる二、三流の中国画家たちが観ていた書画作品の内容と、それほど変わらなかつたのではないかと推測できる。

画法や画面表現の学習のほか、『佩文齋書画譜』など類書も利用さ

れていたことは縮図冊を通じて確認できる。画賛に使われる詩や画論をあらかじめ摘録しておくこと、そして抄写という行為自体も、賛文の内容を吟味する作業となつただろう。鉄翁が漢文を書けたという証拠は管見の限り確認できず、おそらく読解しかできなかったのではないかと考えられる。もちろん、漢詩を作ることもできない。そのため自作の題は、類書から抄出した詩や画論を借用するしかない。類書を使って文人としての教養不足を補い、詩書画一体の文人絵画を制作することは、一般的な手段であつただろう。田能村竹田のような漢詩もよくする画人は、あくまでも少数である。

鉄翁の縮図冊にみる来舶清人との交流は一端に過ぎないが、その頻度や自由度は、十八世紀のそれを遥かに越えている。十九世紀の長崎における来舶清人との書画交遊については別稿に譲りたいが、少なくとも鉄翁の場合には、来舶清人の書画を盲目的に崇めることや、その反発として貶すなど、十八世紀によく見られた来舶清人への評価をめぐる葛藤がない。徐雨亭の作品に対する評価、徐雨亭・王克三が帰国した後も持続していた文通と書画贈答を見ると、鉄翁と来舶清人との交友関係は対等であつたことがうかがえる。

作品と縮図資料を比較することで、鉄翁が最新の明清画を熱心に勉強しながら、自分なりの理解も加えて画法を吸収していたことが分かる。それでも、南宗画という高く掲げる理想を目指しつつも、到底、前人の表現の領域を出ることはなかつた。一方、そのような

彼が高名を得たのは、人的ネットワークにおける立ち位置とも関係があったと考えられる。鉄翁に入門した数多くの遊学者たちが、鉄翁の名を全国へ広めた。しかし遊学者たちが長崎に長旅をしてまで求めたのは、鉄翁の画そのものではなく、むしろ長崎にある豊かな書画資源であったのかもしれない。彼らはおそらく鉄翁と同じ方法で書画を学習し、また同様の作品を観ていたであろう。換言すれば、遊学者が長崎で得た情報、観た書画の内実、彼らが長崎まで足を運んで求めたことを、鉄翁の例を通じて一瞥することができる。このように、縮図冊は単なる一画人の私的な記録ではなく、幕末の長崎における中国画の流通状況を示す一つのコレクションとして理解してもいいであろう。

この意味で、長崎という開かれた空間の中で、幕末には中国江南地域に近似する書画空間が形成されていたと考えられる。中国への渡航が不自由な時期に、中国の画学、特に南宗画の正確な知識を蓄えることができた場所は、異文化との境目が曖昧な長崎であった。田能村竹田が提起した長崎派の内実と位置付けを理解するために、このようなボーダーレスな書画空間の実像をさらに解明する必要がある。舶載書画の流通の他に、来舶清人をめぐる交遊活動、及び長崎遊学者の移動にみる長崎と中央・地方画壇との関連も視野に入れ、三都に対する長崎画壇の位置付けを再考することは、中央画壇の外部からの視点を新たに発見することにつながり、今後の課題である。

注

- (1) 田能村竹田筆《風雨渡谿図》自題、竹田筆《蔬菜争奇図》自題、大分県教育庁管理部文化課編『大分県先哲叢書 田能村竹田 資料集 絵画篇』大分県教育委員会、一九九二年、図版458、234。
- (2) 梅澤精一『日本南画史』南陽堂本店、一九一九年、八六九頁。
- (3) 永見徳太郎『長崎の美術史』夏汀堂、一九二七年。
- (4) 古賀十二郎『長崎画史彙伝』大正堂書店、一九八三年。
- (5) 中島榮一郎『鐵翁随感』『長崎談叢』第一輯、一九二八年、林源吉の「畫僧鐵翁と漁村野母」、『長崎談叢』第十二輯、一九三三年)と「鐵翁と逸雲」、『長崎談叢』第二十七輯、一九四〇年)、増田廉吉「畫人 鐵翁を繞る人々 其の一〜四」(『長崎談叢』第二十三、二十六―二十八輯、一九三八―一九四一年)。
- (6) 鶴田武良「研究資料 鐵翁 逸雲 湘颯について」、『國華』第一〇九八号、一九八六年。鶴田武良「研究資料 校刊「鐵翁書簡・附鐵翁宛書簡」、『美術研究』(三四一)、一九八八年。また『國華』では二点の鐵翁筆《春景山水図》(第四九七、六〇七号)が紹介されている。
- (7) 前掲永見徳太郎『長崎の美術史』、九四頁。家業が紺屋である記録は、他に未見である。杉原夷山「長崎の三大家」(『書畫骨董雜誌』七三―七五)では家業が桶屋であると書いてある。なお、鐵翁の生家は長崎県西彼杵郡野母村にあるという説もある(前掲林源吉「畫僧鐵翁と漁村野母」)。
- (8) 「大光寺過去帳」・寛政四壬子 正月七日 一妙念 銀屋町 日高三五良祖母ノ寛政十三辛丑 正月廿二日 一普念 磨屋町 日高勘右衛門事(渡辺庫輔『祖門鐵翁』から引用)。
- (9) 同上。
- (10) 江稼圃に師事、花鳥・山水に長じる。前掲古賀十二郎『長崎画史伝』、二三九頁を参照。
- (11) 妙玄が法名であることは、後述石崎融思筆「華岳山小景図」によって分

かる。

(12) 天保四年鉄翁が彫った春徳寺世代図によると、鉄翁は第十五世である。

越中哲也編『長崎春徳寺史』私家本、一九八一年、三四頁。

(13) 同上。

(14) 小原克紹著、森永種夫校訂『続長崎実録大成』巻六「寺院経営之下」、
『長崎文献叢書 第1集 第4巻』長崎文献社、一九七四年、二二七頁。

(15) 前掲鶴田武良「研究資料 鉄翁 逸雲 湘颯について」。

(16) 前掲増田康吉「畫人鐵翁を繞る人々 其の一〜四」。

(17) 長崎市立博物館編『長崎市立博物館資料図録VI——所蔵名品編』長崎市
立博物館、一九九八年、一〇八頁。

(18) 御園生翁甫編『防府史料 第七輯』防府史料保存会、一九六三年、一頁。

(19) 原文は倉野焯園『鉄翁画談』（鴻盟社、一八八五年）を参照。

(20) 前掲倉野焯園『鉄翁画談』。

(21) 藤岡作太郎『近世絵画史』ベリかん社、一九八三年、一九七頁。

(22) 『墨林今話』の版本と編集については頼毓芝《從〈墨林今話〉の編輯看明治初年中日文化圏の往來》（《美術史研究集刊》第二七期、二〇〇九年）を参照。

(23) 長崎県立美術館編『唐絵目利と同門』、長崎県教育委員会、一九九八年、七一頁。

(24) 前掲古賀十二郎『長崎画史彙伝』、二四七頁。

(25) 若木太一ほか執筆、植松有希編『小西家所蔵・南画家木下逸雲資料目録』、
調査報告、二〇一二年、粉本・人物図11。

(26) 渡辺庫輔『鐵翁逸雲梧桐梅泉墨酣年譜』。

(27) 前掲倉野焯園『鉄翁画談』。

(28) 江稼圃の生涯と渡日経歴について、唐権「蘇州江氏家族来船清人考——
稼圃、芸閣、星奮の生平與赴日経歴」（金程宇編『域外漢籍研究集刊』第二
十四輯、中華書局、二〇一二年）を参照。

(29) 古原宏伸「波濤を越えて」渋谷区立松濤美術館『橋本コレクション 中国
の絵画——来船画人』渋谷区立松濤美術館、一九八六年、一六一—一九頁。

(30) 森鷗外「伊澤蘭軒」『鷗外全集 第十七巻』、岩波書店、一九七三年、二二
二頁。

(31) 金井俊行『増補長崎略史 第六巻』長崎市役所編『長崎叢書（下）』原書
房、一九七三年、二六七頁。梅泉は享和元年（一八〇一）十六歳で稽古通
事となり（宮田安『唐通事家系論攷』長崎文献社、一九七九年、二二二頁）、
江稼圃に入門したのは十九歳から二十五歳、すなわち江稼圃が初めて来朝
した文化元年（一八〇四）から文化七年の間であると推測されている。大
田南畝が、長崎に支配勘定として着任した文化元年に江稼圃と知り合いに
なった（『瓊浦雜綴』濱田義一郎編『大田南畝全集 第八巻』岩波書店、一
九八六年、五一—五頁）ことから、南畝とも親交する梅泉が、この時に江稼
圃に入門した可能性は十分ある。

(32) 例えば遊竜梅泉を邦彦に間違えたり、鉄翁が邦彦から江稼圃の画法を得
たりしたことなど（前掲古賀十二郎『長崎画史彙伝』二四七頁）。また陳逸
舟の師王源について、清画家には同名の人物が二人いるが、いずれも王肇
との関係は不明である（俞劍華編『中国美術家人名辞典』上海人民美術出
版社、二〇〇九年、一一—五頁）。

(33) 前掲渋谷区立松濤美術館『橋本コレクション 中国の絵画——来船画人』
図59。

(34) 前掲古賀十二郎『長崎画史彙伝』一三三—二頁。

(35) 前掲永見徳太郎『長崎の美術史』一三七頁。

(36) 米沢嘉圃『江稼圃筆 做黄公望山水図』『國華』第九三九号、一九七一年。

(37) 前掲鶴田武良「研究資料 鉄翁 逸雲 湘颯について」。

(38) 恩賜京都博物館編『長崎派写生・南宗名画選』（便利堂、一九三九年）で
は『青緑山水図』と題する。

(39) 長崎県立美術館『長崎を訪れた中国人の絵画』長崎県立美術館、

一九八三年、江蘇3-1。

- (40) 例えば前掲『長崎派写生・南宗名画選』所収の《溪山飛泉図》(無紀年)と『山水図』(嘉慶二十二年、一八一七)がある。
- (41) 古賀十二郎が言及した木下家の鉄翁粉本は、署名がないため今回は論外にする(前掲古賀十二郎『長崎画史彙伝』二四七頁)。
- (42) 前田淑『鉄翁画談』と倉野燠園『勉誠社、一九八二年、一九六頁。
- (43) 相馬九方(一八〇一—一八七九、名は肇、字は元基)は讃岐出身、和泉岸和田藩校「講習館」で教授を務めた儒者である。
- (44) 『鉄翁画談』では、黄慎の作品に言及している。
- (45) 前掲鶴田武良「研究資料 校刊『鉄翁書簡・附鉄翁宛書簡』」、四。
- (46) 『佩文齋画説輯要』には張懷の画論が収録されていないため、鉄翁はこの摘録本ではなく元の『佩文齋書画譜』を使っていたことが分かっている。
- (47) 脇本十九郎「探幽縮図について」『美術研究』(四)、一九三二年。
- (48) 同上。
- (49) 王寅を除外した理由は後文で触れる。また付録「鉄翁筆縮図冊所見作品」では同じ理由で王寅を来舶中国人から除外した。
- (50) 宗像晋作「高橋草坪の山水画——明清画受容の二様相」出光美術館編『出光美術館研究紀要』第十八号、二〇一二年。
- (51) 杉本欣久「江戸後期の「展覧録」と「款録」にみる中国書画」黒川古文化研究所編『古文化研究・黒川古文化研究所紀要』(十二)、二〇一三年。
- (52) 同上。
- (53) 前掲古賀十二郎『長崎画史彙伝』、五四五頁。
- (54) 鈴木敬編『中国繪畫總合圖録 第四卷 日本篇Ⅱ 寺院・個人』東京大学出版会、一九八三年、JP17-001。
- (55) 渋谷区立松濤美術館『中国絵画をたのしむ——橋本コレクションを中心に』渋谷区立松濤美術館、一九九八年、図27。

図版出典一覧

- 図1 鉄翁《水墨山水図》…春徳寺蔵、筆者撮影。
- 図2 鉄翁《西山記》…長崎歴史文化博物館蔵。
- 図3 鉄翁《浅絳山水図》…長崎歴史文化博物館蔵。
- 図4 鉄翁《浅絳山水図》…豊後日田町千原家所蔵品入札、東京文化財研究所売立目録アーカイブ、美研102120017。
- 図5 鉄翁《着色松林滝山水図》…高松市塩田氏所蔵品入札、東京文化財研究所売立目録アーカイブ、美研04810019。
- 図6 鉄翁《山水図》…長崎歴史文化博物館蔵。
- 図7 鉄翁《山水図》…長崎歴史文化博物館蔵。
- 図8 鉄翁《水墨山水図》…小林家及某家御蔵品売立、東京文化財研究所売立目録アーカイブ、美研04610030。
- 図9 江稼圃《山水図》…「江稼圃筆山水圖(玻璃版)」『國華』第三四九号、一九一九年、四四九頁。
- 図10 江稼圃《秋景山水図》…長崎歴史文化博物館蔵。
- 図11 江稼圃《清谿重嶺図》…個人蔵。
- 図12 鉄翁《秋景山水図》…長崎歴史文化博物館蔵。
- 図13 鉄翁《谿山無尽図》…恩賜京都博物館編『長崎派写生・南宗名画選』、便利堂、一九三九年、図110。
- 図14 鉄翁《山水図》…春陽軒並某家所蔵品入札、東京文化財研究所売立目録アーカイブ、美研17220034。
- 図15 鉄翁《秋景山水図》…メトロポリタン美術館蔵。
- 図16 鉄翁《山水図》…長崎歴史文化博物館蔵。
- 図17 鉄翁《雪景山水図》…長崎南山手美術館蔵、筆者撮影。
- 図18 鉄翁《冬山密雪図》…熊本県立美術館蔵、筆者撮影。
- 図19 鉄翁《雪景山水図》…ミネアポリス美術館蔵。
- 図20 『古今書画縮図』第一・二冊、『縮図拔萃』『画論拔萃山水花卉縮図』表紙…

長崎歴史文化博物館蔵、筆者撮影。

図21、23、25、26 鉄翁『古今書画縮図』第二冊、長崎歴史文化博物館蔵、筆者撮影。

図24 祁彥佳《書画冊》第1図…個人蔵、渋谷区立松濤美術館編『中国絵画のたのしみ——橋本コレクションを中心に』渋谷区立松濤美術館蔵、一九九八年、図27。

図27 鉄翁『縮図拔萃』、長崎歴史文化博物館蔵、筆者撮影。

図28 鉄翁『古今書画縮図』第一冊、長崎歴史文化博物館蔵、筆者撮影。

図29 江稼圃《天平幽境図》…長崎歴史文化博物館蔵。

図30 鉄翁『画論拔萃山水花卉縮図』、長崎歴史文化博物館蔵、筆者撮影。

図31 沈周《古木寒鴉図》…《纽约苏富比拍卖有限公司1988年秋季中国书画拍卖图录》図8、田洪・田琳編著《沈周绘画作品编年图录上》（天津人民美術出版社、二〇一二年、四六頁）より引用。

謝辞

本研究にあたり、長崎華嶽山春徳寺住職平野和紀氏、長崎南山手美術館の常川和宏氏、長崎歴史文化博物館の長岡枝里氏、熊本県立美術館の金子岳史氏には調査の機会を賜り、その厚意に厚く御礼申し上げます。なお本研究は出光美術館助成事業部の研究・調査助成（2021-4-2022-3）、及びJSPS科研費22K11428の助成を受けた研究の成果である。

付録 鉄翁筆縮図冊所見作品

【凡例】 ▲：日本人 ●：来舶中国人 ○：部分的な縮図あり ◎：完全な縮図あり □：判読不能 ㊦：判読不確定
 A：古今書画縮図（古今縮図①） B：古今書画縮図（古今縮図②） C：縮図拔萃（縮図拔萃①） D：画論拔萃山水花卉縮図（縮図拔萃②）

	位置	作品内容	縮図	作品年代	作者	生卒 [来朝時期]	出身/居住地
1	A三ウ	花卉	○	1682	顧原		浙江紹興
2	A四ウ	蘭か		1855	山田梅村▲	1816-1881	伊予国
3	A五オ	花卉(鉄翁に贈る)	○	江戸、19世紀	田能村竹田▲	1777-1835	豊後国
4	A五オ	花卉か		江戸	松山陶鴻▲		
5	A六オ	果蔬(菜根図)	◎	清、18世紀	高鳳翰	1683-1749	山東/江蘇揚州
6	A六オ	果蔬(九華図)	◎	清、18世紀	高鳳翰	1683-1749	山東/江蘇揚州
7	A七オ	山水(弁峯秋霽図)	◎	元	倪瓚	1301-1374	江蘇無錫
8	A七ウ	果蔬(丹莖図)	◎	清、18世紀	高鳳翰	1683-1749	山東/江蘇揚州
9	A八オ	果蔬(做十竹齋)	◎	清、18世紀	高鳳翰	1683-1749	山東/江蘇揚州
10	A九ウ	梅(鉄翁に贈る)	◎	1854	顔亮生●	[1844-安政頃]	
11	A一〇オ	書			江稼圃●	1746-1826 [1805-文政頃]	江蘇蘇州
12	A一〇ウ	合作題字		1849	林夢龍●		
13	A一〇ウ	蘭竹芝		1849	華昆田●	[1842-1851頃]	
14	A一〇ウ	合作題字		1849	王蘭亭●	[1846-1853]	
15	A一〇ウ	合作題字		1849	鈕心園●	[1840-1850]	
16	A一一オ	合作題字		1849	顔亮生●	[1844-安政頃]	
17	A一二オ	花か	○	清、19世紀	楊覺三●	[天保頃]	江蘇蘇州
18	A一二オ	花		清、19世紀	沈萍香●	[1831-1846]	江蘇蘇州
19	A一三ウ	竹(做李夫人)		清、19世紀	夏東旭		江蘇蘇州
20	A一四オ	蘭		1854	庭洵		
21	A一四ウ	蘭竹靈芝図			蒲郎		
22	A一四ウ	書			縣村生		
23	A一四ウ	書			竹庵主人		
24	A一五ウ	蘭か(做陳淳)			淵泉		
25	A一五ウ	蘭か			鉄丹		
26	A一六オ	水仙か		清、17世紀	木庵●	1611-1684	福建晉江
27	A一六オ	蓮か(做王武)			抔華		
28	A一七オ	山水	○	明	張翬		江蘇太倉
29	A一八オ	題跋か			泰圃		
30	A一八オ	米法水墨山水		清、18世紀	費晴湖●	[安永頃-1796]	浙江湖州
31	A一八オ	牡丹		清、18-19世紀	孫桐		
32	A一八ウ	花卉	○		馮宗海		
33	A一八ウ	山水			田浩		
34	A一九オ	山水	○	1791	葉道本		江蘇湖北
35	A一九ウ	山水	◎	1805	江稼圃●	1746-1826 [1804-文政頃]	江蘇蘇州
36	A二一オ	書		清、19世紀	沈萍香●	[1831-1846]	
37	A二一ウ	雲樵図		明	王問	1497-1576	江蘇無錫
38	A二一ウ	梅か		元	王冕	1287-1359	
39	A二一ウ	蓮か		清、18世紀	費晴湖●	[安永頃-1796]	浙江湖州
40	A二三オ	自題か		清、19世紀	江稼圃●	1746-1826 [1804-文政頃]	江蘇蘇州
41	A二四オ	竹(做管道昇)		1848	陳逸舟●	[1827-嘉永頃]	浙江
42	A二五オ	華岳画題筌		1851	錢少虎●	[1847-1860]	
43	A二五オ	華岳画題跋		1851	陳逸舟●	[1827-嘉永頃]	浙江
44	A二六ウ	花卉(臨陳淳)		清、18世紀	辺寿民か	1684-1752	江蘇淮安
45	A二六ウ	花卉	○	清、1748か	陳棠		浙江温嶺
46	A二七オ	花卉	○	清、19世紀	顔亮生●	[1844-安政頃]	
47	A二七オ	梅菊	○	1853	陳逸舟●	[1827-嘉永頃]	浙江
48	A二七ウ	紫薇花題		清、19世紀	翟大坤	?-1804	浙江嘉興/蘇州
49	A二七ウ	黃蜀葵題		清、19世紀	翟大坤	?-1804	浙江嘉興/蘇州
50	A二七ウ			1851	林夢龍●		
51	A二七ウ			1851	顧子翼●		

(付録つづき)

	位置	作品内容	縮図	作品年代	作者	生卒 [来朝時期]	出身/居住地
52	A二七ウ			1851	陳吉人●		江蘇崑山
53	A二七ウ			1851	林夢龍●		
54	A二七ウ			1851	傅雲涛●		
55	A二七ウ			1851	奚梅●		
56	A二八オ	山水(倣沈周)	◎	1850	陳逸舟●	[1827-嘉永頃]	浙江
57	A二八ウ			江戸、19世紀	田能村竹田▲	1777-1835	豊後国
58	A二八ウ			江戸、19世紀	田能村竹田▲	1777-1835	豊後国
59	A二八ウ	山水		清	華岳	1682-1756	福建上杭/浙江杭州
60	A三一オ	山水(模燕文貴)	◎	清	奚岡	1746-1803	浙江杭州
61	A三二ウ	山水(黄公望意)		明	藍瑛	1585-1664	浙江杭州
62	A三三オ	山水(董其昌法)	○	明、17世紀	王端	1591-1644	浙江平湖
63	A三三ウ	花卉	○	1851	華昆田●	[1842-1851頃]	
64	A三四オ	書		1805	江稜圃●	1746-1826 [1804-文政頃]	江蘇蘇州
65	A三四オ	山水		清	沈唐		浙江杭州/江蘇蘇州
66	A三四オ	人物か(羅浮仙影)		1849	陳逸舟●	[1827-嘉永頃]	浙江
67	A三五ウ	竹	○	清、17世紀	木庵●	1611-1684	福建晉江
68	A三五ウ	菊	○	清、17世紀	木庵●	1611-1684	福建晉江
69	A三六オ	米法山水(鉄翁に贈る)	○		毛臬●?		
70	A三七オ	華岳画題筈		1851	錢少虎●	[1847-1860]	
71	A三七オ	華岳画題跋		1851	陳逸舟●	[1827-嘉永頃]	浙江
72	B一オ	山水	◎	1753	黄琛		浙江杭州
73	B一オ	花卉	◎	清、17世紀	王武	1632-1690	江蘇蘇州
74	B一ウ	山水(黄公望意)	○		沈惠干		江蘇蘇州か
75	B一ウ			明	周之冕	1521-?	江蘇蘇州
76	B一ウ			明	董其昌	1555-1636	上海松江
77	B一ウ			明末か	曹泰然		
78	B一ウ	梅			□□源		江蘇蘇州
79	B二オ	水仙墨梅題		明	文徵明	1470-1559	江蘇蘇州
80	B二オ			明	文徵明	1470-1559	江蘇蘇州
81	B二オ	山水か(倣王蒙)		清	欽楫		江蘇蘇州
82	B二ウ	山水	○		谿璵		
83	B三オ	山水	◎	明、1624か	陳元揆		
84	B三オ	山水	◎	1627	李流芳	1575-1629	安徽歙県/上海嘉定
85	B三オ	山水	◎	清、1661か	顧大申		上海松江
86	B三ウ	梅(呉鎮意)	◎	1862	王克三●	[1862-1865]	浙江乍浦
87	B三ウ	米法山水	◎	1862	徐雨亭●	1824-? [1862-1867]	浙江平湖
88	B三ウ	山水	◎	1862	徐雨亭●	1824-? [1862-1867]	浙江平湖
89	B四オ	山水(倣元人筆意)	◎	清	沈宗敬	1669-1735	上海松江
90	B四ウ	山水	○		張于		江蘇常州
91	B五オ	菊	◎	1671	金俊明	1602-1675	江蘇蘇州
92	B五オ	花卉(法孫克弘)	○		許傑		
93	B五オ	花卉	○		許傑		
94	B五ウ			清	汪士鋐	1658-1723	江蘇蘇州
95	B五ウ	ブドウ	◎	1637	魏之璜	1568-1647	江蘇南京
96	B五ウ	山水	○	1779	謝谷		江蘇南通
97	B五ウ	山水	○	清	陸遠		
98	B六オ	山水(董源法)		清、17世紀	藍瑛	1585-1666	浙江杭州
99	B六オ			清	李馥堂		四川合川
100	B六オ				横雲□山人		
101	B六オ			1748	李觴	1686-?	江蘇興化/江蘇揚州
102	B六ウ			清	孫樹峰		浙江餘姚
103	B六ウ	山水(董源法)		1676	查士標	1615-1698	安徽休寧/江蘇揚州

(付録つづき)

	位置	作品内容	縮図	作品年代	作者	生卒 [来朝時期]	出身/居住地
104	B 六ウ			清、17世紀	龔賢	1618-1689	江蘇崑山/江蘇南京
105	B 七オ	書か			姚水癡		浙江杭州
106	B 七オ	山水(倣董其昌)	○	清、17世紀	朱軒	1620-1690	上海松江
107	B 七オ	山水	○		載峻		
108	B 八オ	山水		元	倪瓚	1301-1374	江蘇無錫
109	B 八オ	倪瓚画題跋		1634	吳偉業	1609-1672	江蘇崑山
110	B 八オ	倪瓚画題跋		1844	陸機		
111	B 八ウ	書			範長発(柏堂)		
112	B 八ウ	十五松山房詩冊		清、17世紀	陸次公		
113	B 八ウ	十五松山房詩冊題		清、17世紀	張大鋪か(鹿樵)		江蘇常熟
114	B 八ウ	十五松山房詩冊題		清、17世紀	魏裔介	1616-1686	河北柏郷
115	B 八ウ	十五松山房詩冊題		清、17世紀	龔鼎孳	1615-1673	安徽合肥
116	B 九オ	十五松山房詩冊題		清、17世紀	施維翰	1622-1684	上海松江
117	B 九オ			明	倪元璐	1594-1644	浙江上虞
118	B 九ウ	書		清	顧成天	1663-1744	上海
119	B 一〇オ～ 一一ウ	山水画帖(内四図)	◎	1780	奚岡	1746-1803	浙江杭州
120	B 一二オ	書			李東河		
121	B 一二オ	書		1693	孫岳頌	1639-1708	
122	B 一二ウ	合作竹石図	○	1636	馮起震	1553-1644	山東益都
123	B 一二ウ	合作竹石図	○	1636	馮可賓		山東益都
124	B 一三オ	山水	◎	清	陸灝		上海松江
125	B 一三ウ	山水	◎	清	韓曠		上海松江
126	B 一四オ	山水	◎	清	陸坦		上海松江
127	B 一四ウ	竹石	◎	清	佟国瑀		
128	B 一四ウ	蘭(銭朝鼎法)	○	清	阮生		
129	B 一五オ	山水	◎	清	石頤		江蘇如皋
130	B 一五ウ	書		清	馮汝軾		
131	B 一五ウ	書		清	楊中訥	1649-1719	浙江海寧
132	B 一五ウ	花卉	○	清	蔣廷錫	1669-1732	江蘇常熟
133	B 一五ウ	花卉か	○	清	蔣廷錫	1669-1732	江蘇常熟
134	B 一五ウ	山水(倣倪瓚)	○		陸壘		
135	B 一五ウ	果物か	○	清	蔣廷錫	1669-1732	
136	B 一六オ	倣管夫人竹窩図	○	1707	範廷鎮		江蘇常州
137	B 一六オ				李道修		
138	B 一六ウ	花卉	○	清	蔣廷錫	1669-1732	江蘇常熟
139	B 一六ウ	山水	○		陳楸		
140	B 一六ウ	果物か	○	明	程嘉燾	1565-1643	浙江杭州/上海嘉定
141	B 一六ウ	合作	○		王広川		
142	B 一六ウ	合作	○		潘增潤		
143	B 一七オ	山水	○		大口張彦		
144	B 一七オ	山水(倣趙孟頫)	◎	1635	朱治憫		江蘇常熟
145	B 一七オ			明	米萬鐘	1570-1628	陝西/北京
146	B 一七ウ	録晋人菊花賦			朱渡		
147	B 一七ウ			明	趙珣(趙之璧)		福建莆田
148	B 一八オ	花卉果蔬画帖か	○		朱渡		
149	B 一八ウ			清、17世紀	王鐸	1592-1652	河南孟津
150	B 一八ウ	書		清、18世紀	鄭燮	1693-1765	江蘇興化/江蘇揚州
151	B 一八ウ	書		清	陳鴻寿	1768-1822	浙江杭州
152	B 一八ウ			清、17世紀	項聖謨	1597-1658	浙江嘉興
153	B 一八ウ	山水	◎	清	秦涵		安徽歙県か
154	B 一九オ	書		清	汪士鋐	1658-1723	江蘇蘇州
155	B 一九オ	竹石か	◎	1636	婦昌世	1573-1644	江蘇崑山/江蘇常熟
156	B 一九オ	山水	◎	清、18世紀	曹廷棟	1699-1785	浙江嘉善

(付録つづき)

	位置	作品内容	縮図	作品年代	作者	生卒 [来朝時期]	出身/居住地
157	B一九ウ	山水(遠浦歸帆)	○	1605	宋旭	1525-?	浙江嘉興(一説湖州)
158	B一九ウ	花卉か(金粉露華、徐崇嗣法)			紅鷺		
159	B一九ウ	山水(傲董源)	◎	1668	祁豸佳	1594-1683	浙江紹興
160	B一九ウ	山水	◎		成大口		
161	B二〇オ	山水	◎	1791	張洽	1718-?	江蘇蘇州(異説あり)
162	B二〇ウ	山水	◎	明	董孝初		上海華亭
163	B二〇ウ	樹石(王紱筆意)	◎	清	龔御		上海松江
164	B二一オ	山水(黄公望法)	◎		符六		
165	B二一オ	菊石(呉鎮法泉石晚春図)	◎	1656	藍瑛	1585-1664	浙江杭州
166	B二一ウ	山水(黄公望法)	◎	1742	王昱		江蘇太倉
167	B二二オ	山水(董其昌法)	◎	清	奚岡	1746-1803	浙江杭州
168	B二二ウ	山水	◎	1636	李杭之	?-1644	安徽歙県
169	B二三オ	曹垂星画題跋		1666か	陸晋錫		上海か
170	B二三オ	山水	◎	1666か	曹垂星		上海松江
171	B二四ウ	柿(百事如意、鉄翁に贈る)	◎	1863	徐雨亭●	1824-? [1862-1867]	浙江平湖
172	B二四ウ	梅(鉄翁に贈る)	◎	1863	王克三●	[1862-1865]	浙江乍浦
173	B二四ウ	山水(夏壑松陰)			何璉		
174	B二四ウ	山水(傲米芾雲山図)		1786	奚岡	1746-1803	浙江杭州
175	B二五ウ	花果(年号と年齢が合わないため贋作か)	◎	1535	謝時臣	1487	江蘇蘇州
176	B二五ウ	花卉(三秋競艶)	◎	明	陳淳	1483-1544	江蘇蘇州
177	B二六オ	山水(傲呉鎮)	◎	清、19世紀	王寅	[明治10年代]	江蘇南京
178	B二六ウ	山水(沈周意)	◎	1792	孔毓雲		福建上杭
179	B二六ウ	花卉	◎	1792	孔毓雲		福建上杭
180	B二七オ	山水(沈周法)	◎	清、19世紀	王寅	[明治10年代]	江蘇南京
181	B二七ウ	山水(傲倪瓚)	◎	1812	履泰		
182	B二八ウ	山水(傲董其昌)	○	清	潘思牧	1756-?	江蘇鎮江
183	B二八ウ	山水	○	清	米漢雯		
184	B二九ウ	山水		清、17世紀	查士標	1615-1698	安徽海陽
185	B三一オ～ 三二オ	傲古山水画帖(撫古十二幀、内五図)	◎	1679	呉歴	1632-1718	江蘇常熟
186	B三一ウ	題跋か			沈璉		
187	B三三ウ	臨董其昌跋語		清	王文治	1730-1802	江蘇鎮江
188	B三四ウ	山水	◎		戴天瑞		江蘇蘇州
189	B三五オ			1865	李活泉●		
190	B三五オ			1865	林雲達●	1828-? [1863-明治10年代]	広東四会県
191	B三五ウ	書		清、18世紀	顧光旭	1731-1797	江蘇無錫
192	B三五ウ	山水(黄公望法)	○	清、18世紀	鮑楷		安徽歙縣/江蘇揚州
193	B三六オ	山水	○	清	唐棣		上海
194	B三七ウ	竹	○	清	鄭燮	1693-1765	江蘇興化/江蘇揚州
195	B三八ウ	梅	◎	明	陳繼儒	1558-1639	上海松江
196	B三八ウ	山水(秋江待渡)	◎	清、18世紀	伊孚九●	1698-? [1720-1747]	江蘇蘇州
197	B三九オ～ 三九ウ	書画冊(内三図)	◎	清、17世紀	祁豸佳	1594-1683	浙江紹興
198	B四〇オ			明	張璠	1570-1641	福建晉江
199	B四〇オ	山水か(呉鎮法)		清、18世紀	馬豫		陝西綏徳/江蘇南京
200	B四〇オ			1633	李因	1616-1685	浙江杭州
201	B四〇オ	李因画跋		明	葛徵奇	?-1645	浙江海寧
202	B四〇オ	石澗		清	石澗	1642-1707	広西桂林/湖北武昌

(付録つづき)

	位置	作品内容	縮図	作品年代	作者	生卒 [来朝時期]	出身/居住地
203	B 四〇ウ	山水か(仿古十二幀)		清	張問陶	1764-1814	四川遂寧/江蘇蘇州
204	B 四一オ	山水	◎	清	王宜		江蘇太倉
205	B 四一ウ	山水	◎	清、18世紀	王宸	1720-1797	江蘇太倉
206	B 四二オ	山水	◎	清、19世紀	江稼圃●	1746-1826 [1804-文政頃]	江蘇蘇州
207	B 四二ウ	山水(王蒙意)		1864	徐雨亭●	1824-? [1862-1867]	浙江平湖
208	B 四三ウ	樹石か			邵沙		浙江杭州
209	B 四三ウ	倣古四幀		1749	王昱		江蘇太倉
210	B 四四オ			1786	王巖		江蘇蘇州
211	B 四四オ			清、17世紀	項聖謨	1597-1658	浙江嘉興
212	B 四四ウ	松	○	1624	沈春澤		江蘇常熟/江蘇南京
213	B 四五オ	文五峰山水合冊		明	文伯仁	1502-1575	江蘇蘇州
214	B 四五オ	文五峰山水合冊題箋		1834	楊松		江蘇蘇州
215	B 四五オ	文五峰山水合冊跋		明	楊廷樞	1595-1647	江蘇蘇州
216	B 四六オ	(倣査士標)		1863	徐雨亭●	1824-? [1862-1867]	浙江平湖
217	B 四六オ	山水(倣倪瓚)			履泰		
218	B 四六オ			19世紀	小曾根乾堂▲	1828-1885	長崎
219	C 六ウ	烹茶図		1494	沈周	1427-1509	江蘇蘇州
220	C 八オ	梅		明	楊補	1598-1657	江蘇蘇州
221	C 八オ	楊補梅図跋		1675	金俊明	1602-1675	江蘇蘇州
222	C 九オ				元銓		
223	C 九オ				張從先		
224	C 九ウ		◎	清	僧普澤		上海
225	C 十オ			清、19世紀	江稼圃●	1746-1826 [1804-文政頃]	江蘇蘇州
226	C 一一ウ	花卉	◎	17世紀	李因	1616-1685	浙江海寧
227	C 一一ウ	李因花卉図跋		17世紀	葛徵奇	?-1645	浙江海寧
228	C 一二ウ	(呉鎮筆意)		1862	王克三●	[1862-1865]	浙江乍浦
229	C 一五ウ			清、18世紀	王宸	1720-1797	江蘇太倉
230	C 一五ウ			清、19世紀	江稼圃●	1746-1826 [1804-文政頃]	江蘇蘇州
231	C 一六オ	花卉		1805	江稼圃●	1746-1826 [1804-文政頃]	江蘇蘇州
232	C 一七オ	竹石双清	○	明	倪元璐	1594-1644	浙江上虞
233	C 一九オ	山水		1404	王紱	1362-1416	江蘇無錫
234	C 一九ウ			清	胡湄		浙江平湖
235	C 二〇オ	山水(倣米芾)	◎	清、19世紀	徐雨亭●	1824-? [1862-1867]	浙江平湖
236	C 二二オ	山水	○	1808	江稼圃●	1746-1826 [1804-文政頃]	江蘇蘇州
237	C 二二ウ			1831	□□□□		
238	C 二三ウ	竹	○	1636	婦昌世	1573-1644	江蘇崑山/江蘇常熟
239	C 二四オ	梅		1863	鉄翁▲	1791-1872	長崎
240	C 二四ウ	山水(王翬意)	○	1862	徐雨亭●	1824-? [1862-1867]	浙江平湖
241	C 二八オ	書		1657	木庵●	1611-1684	福建晉江
242	C 三十オ	山水		清	費晴湖●	[安永頃-1796]	浙江湖州
243	C 三一オ			清、17-18世紀	秦澹か		江蘇南京
244	C 三一オ			明、14世紀	僧德祥		浙江杭州
245	C 三一ウ			清、17世紀	金俊明	1602-1675	江蘇蘇州
246	C 三一ウ	花卉か		明	王穀祥か	1501-1568	江蘇蘇州
247	C 三一ウ	花卉か		清	惲冰		江蘇常州
248	C 三一ウ	書		1867	林雲遠●	1828-? [1863-明治10年代]	広東四会県
249	C 三四オ	山水(倣倪瓚)	○	清	方璜		浙江餘姚
250	C 三五オ	山水		元	倪瓚	1301-1374	江蘇無錫
251	C 三五ウ	菊	○	1715	楊晋	1644-1728	江蘇常熟

(付録つづき)

	位置	作品内容	縮図	作品年代	作者	生卒 [来朝時期]	出身/居住地
252	C三五ウ	樹石	○	清	楊晋	1644-1728	江蘇常熟
253	C三七ウ	松林泉山水		1865	王克三●	[1862-1865]	浙江乍浦
254	C三七ウ			1609	宋旭	1525-?	浙江嘉興
255	C三七ウ	題			姚弘道		
256	C三八ウ	山水		明	惲道生	1568-1655	江蘇常州
257	C三八ウ	山水(趙孟頫意)		1809	江稼圃●	1746-1826 [1804-文政頃]	江蘇蘇州
258	C四〇ウ	山水(天平幽境)	○	1809	江稼圃●	1746-1826 [1804-文政頃]	江蘇蘇州
259	C四四ウ			明	倪元璐	1594-1644	浙江上虞
260	C四六オ	山水		1684	王槩		浙江嘉興
261	C四六ウ	竹石	○	清	周芷岩	1685?-1773	上海嘉定
262	C四七オ	詩画		1866	跡見花蹊▲	1840-1926	大阪
263	C四八オ			1805	江稼圃●	1746-1826 [1804-文政頃]	江蘇蘇州
264	C四八ウ	倣古山水画帖(撫古十二幀)	○	1679	吳歷	1632-1718	江蘇常熟
265	C五一ウ			1866	鉄翁▲	1791-1872	長崎
266	C五二オ	蘭石		清	郭尚先	1785-1832	福建莆田
267	C五二オ			明	程達		安徽歙縣
268	C五二オ			明	程達		安徽歙縣
269	C五二ウ	倣王維雪裏芭蕉図			鉄門		
270	C五三オ			1746	華岳	1682-1756	
271	C五三ウ	書か			江稼圃●	1746-1826 [1804-文政頃]	江蘇蘇州
272	C五四ウ				汪榮		
273	C五七オ	(呉鎮法)		清	劉躍雲	1736-1808	江蘇常州
274	C五七オ			1801	夏瓘		江蘇崑山/江蘇蘇州
275	C五七オ				珊洲三兄		
276	C五七オ			清か	李良		江蘇蘇州
277	C五七ウ	蘭石	○	清	錢朝鼎		江蘇常熟
278	D一オ				杏江鴻謨		
279	D一オ	菊か		明、17世紀	倪元璐	1594-1644	浙江上虞
280	D四ウ	山水画識五則		清	吳歷	1632-1718	江蘇常熟
281	D五ウ～七オ	山水画帖(撫古十二幀)	◎	清	吳歷	1632-1718	江蘇常熟
282	D七ウ	山水	○	清	石濤	1642-1707	広西桂林/湖北武昌
283	D八オ			1629	程嘉燧	1565-1643	安徽休寧
284	D八ウ	(倣元大家筆意)			白嶽山人汪口		
285	D八ウ	蘭		清	李襄		江蘇揚州
286	D九オ			清	惲寿平	1637-1690	江蘇常州
287	D九ウ			清、18世紀	鄭燮	1693-1765	江蘇興化/江蘇揚州
288	D九ウ	云根四秀		明	唐寅	1470-1524	江蘇蘇州
289	D一五ウ	竹石	○	清	周芷岩	1685?-1773	上海嘉定
290	D一六ウ	山水か(程正揆意)		1795	畢涵	1732-1807	江蘇常州
291	D一七オ	山水		1809	江稼圃●	1746-1826 [1804-文政頃]	江蘇蘇州
292	D一七オ			清	曹瓊		江蘇常熟
293	D一七ウ			1684	王槩	1645-1707	浙江嘉興/江蘇南京
294	D一七ウ	(呉鎮法)		清	劉躍雲	1736-1808	江蘇常州
295	D一七ウ			清	董誥	1740-1818	浙江富陽
296	D一七ウ			清	沈宗騫	乾隆・嘉慶(1736-1820)頃	浙江湖州
297	D一七ウ			清、17世紀	祁彥佳	1594-1683	浙江紹興
298	D一七ウ			清	胡節		江蘇太倉

(付録つづき)

	位置	作品内容	縮図	作品年代	作者	生卒 [来朝時期]	出身/居住地
299	D一七ウ			清	方璜		浙江餘姚
300	D一七ウ			清、17世紀	徐枋	1622-1694	江蘇蘇州
301	D一八オ			1808か	李景黄		
302	D一八ウ	歳寒益友	○	1647	祁豸佳	1594-1683	浙江紹興
303	D一九オ	喬松益壽図	○	清、17世紀	祁豸佳	1594-1683	浙江紹興
304	D一九ウ			明	徐渭	1521-1593	浙江紹興
305	D二〇オ	蘭			陳墀		
306	D二一ウ	山水	◎	清	許尚遠		安徽黟県
307	D二二オ	花か		清	董誥	1740-1818	浙江富陽
308	D二二ウ		○	清、19世紀	王克三●	[1862-1865]	浙江乍浦
309	D二三オ		◎	1675か	羅牧	1622-1704	江西寧都
310	D二三ウ			清	王穰		江蘇塩城
311	D二四オ			1767	顧偉器	乾隆(1736-1795)頃	上海
312	D二四オ	題跋		1815	白鎔	1766-1839	北京通州
313	D二四オ	書		1867	金爾珍	1840-1917	浙江嘉興
314	D二六オ	古木寒鴉図		1472	沈周	1427-1509	江蘇蘇州
315	D二六オ	古木寒鴉図題		1514	周天球	1514-1595	江蘇太倉
316	D二六オ	(董其昌意)			李鈺		
317	D二六ウ	四君子画帖か(六図)	○	清、19世紀	王克三●	[1862-1865]	浙江乍浦
318	D二七オ	歳寒図、臨文徵明			陸燦		江蘇太倉
319	D二七オ			1867	徐雨亭●	1824-? [1862-1867]	浙江平湖
320	D二七ウ	山水(長松古嶽図)	○	1670	祁豸佳	1594-1683	浙江紹興
321	D二八オ	山水	○	1809	江稼圃●	1746-1826 [1804-文政頃]	江蘇蘇州
322	D二八ウ	書		1866	銭子琴●	1834-1883 [幕末-1882]	江蘇無錫
323	D三一オ	山水(傲高克恭)		1690	沈宗敬	1669-1735	上海華亭
324	D三二オ～ 三四オ	蘭(画帖か)	○		陳墀		
325	D三四ウ	竹か		1370	方孝儒	1357-1402	浙江海寧
326	D三五オ			1745	鄭燮	1693-1765	江蘇興化/江蘇揚州
327	D三六オ			1621	僧文石	1552-?	上海松江
328	D三六オ			1484	沈周	1427-1509	
329	D三六オ、 三七ウ	山水画帖か(四図)	○		蒲獻		
330	D三八オ～ 三九オ	書十二点(屏風か)		清、19世紀	江稼圃●	1746-1826 [1804-文政頃]	江蘇蘇州
331	D三九ウ～ 四〇ウ	合作雑画帖	○	1867	王克三●	[1862-1865]	浙江乍浦
332	D三九ウ～ 四〇ウ	合作雑画帖	○	1867	徐雨亭●	1824-? [1862-1867]	浙江平湖
333	D四〇ウ	(傲周之冕)			張綸		
334	D四一オ			1629	宋士良		
335	D四二ウ			1865	鉄翁▲	1791-1872	長崎
336	D四三ウ	山水(師王蒙)		1867	徐雨亭●	1824-? [1862-1867]	浙江平湖
337	D四二ウ	蘭			同谷子		
338	D四四オ			清、17世紀	查士標	1615-1698	安徽休寧/江蘇揚州
339	D四四オ			清、17世紀	查士標	1615-1698	安徽休寧/江蘇揚州
340	D四三オ			元	古林清茂		
341	D四五オ～ 四六ウ	山水雑画帖	○	1867	徐雨亭●	1824-? [1862-1867]	浙江平湖
342	D四七オ	蘭(画帖か)	○	1800	夏鞏		江蘇崑山
343	D四七ウ	山水(黄公望意)		明	唐志契	1579-1651	江蘇揚州
344	D四八オ	山水	○	1639	張璠	1570-1644	福建晉江

幕末期畿内幕領における夫役人足
の管理・使役体制

——長州戦争時の手代に着目して

尾崎真理

はじめに

江戸幕府は、將軍上洛や日光社参への供奉、一時的・局地的には一揆鎮圧や城地受取などの軍役動員、また城・用水普請、助郷などにおいて百姓役を賦課した。

百姓役について注目されたのは、一九五〇年代に、役家体制論の中で農民層内部の特定階層を役家Ⅱ本百姓と把握する際の基準としてであった^①。その後七〇年代に、律令制以来の枠組みである国や郡を単位に賦課する国家的な課役体系を通じて、諸身分が編成されていたことを高木昭作氏が指摘し、以降、国家論の隆盛とともに、川

除普請や日光社参、助郷などにおける役賦課体系について盛んに研究された^②。これらの研究は、百姓役である人足の動員・徴発の性格を問うものであったので、人足の徴発体制の究明に主眼が置かれたものが多い。

また人足の供給源については、主に都市史研究の中で解明が進んだ。百姓役は実際には代納される場合が多いため、人足の供給源を都市下層民らで構成される「日用」層に依存しており、彼らによるあばれ、がさつ、ねだりや欠落、取逃などが問題化していたことを吉田伸之氏が明らかにしている^③。同様の問題は幕末の歩卒徴発でも指摘されている^④。

一方、徴発後も、人足を任地において適正に管理し、労働に従事

させる必要があるが、人足の使役・管理体制については、研究史上あまり関心が払われて来なかった。人足による問題行動が発生しているならば、なおさらその管理体制の構築が必要であり、代官役所・管轄地域・請負業者らが、徴発した人足をいかに管理し、使役したかという点は、幕府による役の実現の可否はもちろん、地域の負担の構造を考える上でも重要である。

人足の問題行動は、実際の軍事動員において最も先鋭化すると考えられる。例えば、『広島県史』では、長州戦争の際に動員された夫役人足が仮病で逃亡したり、前線近くへの出動を拒否したりした例が紹介されている。⁵⁾しかし、徴発後の人足の使役・管理体制についての検討は、内戦期においてもなおほとんどなされていない。

長州戦争時の物資調達・夫役動員体制を検討した久留島浩氏は、「自治」的行政機関として平時より代官役所支配を補完していた中間支配機構（村連合たる組合村〔郡中〕——その代表者たる惣代庄屋〔郡中惣代〕）による地域運営体制が内戦期においても機能し、戦争の遂行を支えていたことを指摘するが、⁶⁾ここでも人足の徴発体制に主たる関心が置かれ、徴発された人足の管理・使役体制についてはあまり検討されていない。これは人足と共に従軍し、人足の指揮・管理を任された現地役人の史料の欠如にもよるであろう。先行研究で使用されている史料は主に地方史料であり、村側——地域の中間層（大庄屋、惣代庄屋など）——の視点とならざるを得なかった。し

かし、派遣後に無断で帰村した人足を村役人が任地へ送り返したように、⁷⁾村請制に依存した徴発体制をとる以上、徴発後も郡中は人足の行動に責任を負っていたはずである。

これらの事実を踏まえると、役賦課体系の評価には、徴発から実際に至るまでの徴用体制全体を見通す必要があるが、徴発地域から離れた戦地で人足が就労し、日々状況が変化する戦時に、平時の地域管理体制はそのまま機能するであろうか。戦地の人足の取締には、国元の中間層に加え、戦地に出張した役人の存在が不可欠であろう。

長州戦争時、幕領においてこの任に当たったのが、現地に出張した代官役所や勘定所の役人らであった。周知の通り、幕府の軍事制度では、戦時になると、平時より軍事的任務に服していた番方以外に、役方にも軍事的な任務が与えられた。⁸⁾にもかかわらず、幕末の内戦期においても三兵などの軍事関係の役職に研究者の関心が集中し、⁹⁾勘定方の兵站業務については諸役人の編成方法や指揮系統の問題も含め、具体的実態は不明のままである。久留島氏の研究も、兵站業務を支えた中間層の機能解明に比重を置いたため、勘定方役人の動きについては検討の余地がある。

そこで本稿では、①長州戦争時の夫役人足の任地での動向から、人足の使役上の問題の所在を明らかにした上で、②代官役所手代を中心とした現地役人による人足の取締体制を、金銭管理の側面を中心に解明する。

第一章では人足徴発令の概要とそれに対する郡中の対応を、第二章・第三章では人足の現地での実態と取締体制を、御用(第二章)と郡中用(第三章)に分けて検討する。主な使用史料は旧摂津国住吉郡北田辺村(現大阪市東住吉区北田辺)「三枚家文書」¹⁰で、同文書には大坂鈴木町代官役所手代の三枚泰次郎が残した第二次長州戦争時の従軍記録が含まれている¹¹。北田辺村は一七世紀末以降幕領で、当時は大坂鈴木町代官内海多次郎の支配下にあった¹²。なお、文化期(一八〇四〜一八一八)以降、大坂には鈴木町と谷町の二代官役所が置かれ、慶応元年(一八六五)の「御代官御預所御極高」によると、鈴木町代官内海多次郎が摂津・河内・和泉国のうち七六〇〇〇石余、谷町代官斎藤六蔵が摂津・河内・播磨国のうち八五〇〇〇石余を支配した¹³。

三枚家は同村庄屋を数代にわたって勤めた家であったが、人足の派遣にあたり、当主の泰次郎が鈴木町代官手代に採用され、慶応元年一月から翌年二月まで広島に出張して「夫役取締御用」を勤めた関係で、同文書には手代史料が多数残る。幕領・代官研究においては、幕府勘定所史料の多くが埋滅し、代官役所史料も一部の文書群を除くとまとまった史料がなく、地方史料の検討がその中心をなしてきた。近年領主文書の発掘も進むが、幕領の支配機構は今なお不明な点が多い。その点、同文書は手代史料としてまとまっており、手代の就労日記などは管見の限り他に類を見ない。従って本稿は、

人足の取締体制の解明を通じて、幕領における支配の実態の解明にも寄与することになるだろう。なお、本稿では、各代官管轄地域全体で結成する村連合体(組織)をさす場合は「郡中」、代官が管轄する地域自体を指す場合は「管轄地域」と表記する。

第一章 夫役人足徴発令と郡中の対応

実戦が回避された第一次長州戦争後、慶応元年(一八六五)三月頃には幕長間の対立が再び避けられなくなり、四月、幕府は長州再征を命じて將軍進発を行った。そして九月、再征の勅許を得た幕府は、老中板倉勝静を通して京都以西の幕領代官に、各管轄地域から夫役人足を徴発するよう命じた¹⁴。徴発令では、兵糧等を運搬するための人馬を要するが、請負人足ではいかなる者が紛れ入るかわからないため、幕領の百姓を現夫で徴発するとして、①人足を高一〇〇〇石につき五人、人足をまとめる宰領を人足二五人につき一人の割合で(徴発し、人足には②留守中の耕作代行者を雇うための手当(一カ年金二〇両)や、留守宅に不慮の難儀が生じた場合の手当、③食料や副食代一人一日錢一〇〇文(宰領は二倍)、④給半天・股引・足袋一揃いを支給し、布団は貸与すること、さらに⑤人足取締のために代官役所下僚(手附・手代)を同行させ、沙汰次第出発することなどが命じられた¹⁵。徴発令は大坂代官管轄地域には一月一〇日に触れら

れ、翌日、鈴木町代官管轄地域では郡中集会において「人足差出し方并郡中弁金等」が決定された。¹⁶⁾

【史料一】¹⁷⁾

今般長防へ御人数御差向ニ付、人足夫役之義、上方筋・西国筋之御料所村とる高千石五人宛、尤人足凡廿五人ニ付才領者人ヅ、付添差出ニ申内、三百四拾人ハ来十四日出立之筈早急之儀ニ付、当地御式分ニ而割合、当御分るる百七拾人、明後十三日七ツ時迄ニ才領付添、郷宿へ向罷出候様可取斗旨被仰渡候事

^{第一卷}一人足之義者、若キ壮健成もの相撰者勿論、其所出生之もの差出可申事

^{第二卷}一才領之者者、村役人ニ不限、百性之中ニ而も差働、御用弁成者相撰可申事

^{第三卷}一人足御手当金、壹ヶ年ニ金式拾両之日割を以被下置、并装束向別紙御沙汰書之通一通りハ被下置候得とも、今般之御用筋夫役之義を以御手当被下候外、郡中方も別段手当金差遣し候間可然哉、尤此義ハ遠国御料所ハ兎も角、御八分区とニ而者不平を生し候而者不宜候間、一同評談之上取極可申積ニ候得共、差

^{第四卷}向候処当郡并ニ谷町御分共篤と打合置候様致候事

^{第五卷}一御手当金之義ハ、出立前内拝借可致積り之事

一御手当金之義ハ、才領之ものへ為持、人足之者入用之節切出

手渡為致候而可然哉之事

^{第六卷}一才領・人足共、先とニおゐて若出奔・逃去候而者不都合候間、其辺得与取締急度可致事

^{第七卷}一人足ハ、袷半天・股引・足袋等被下候へ共、追と寒サニ向ひ候間、右被下候半天之下へ借用之分銘と手当為致候事

^{第八卷}一才領之ものハ、半天・割羽織・帯釧ニ而可然由、睨与御取極之上者御沙汰有之候事

^{第九卷}一人足半天之背中へ当御分ニ印付候而可然事

右夫と今席評儀之上、明十二日四ツ時迄ニ村限り人数取極、右辰前にも無遅刻可申出事

郡中集会では、人足は若く、壮健な者を出身村から選び（第一条）、郡中から手当金や防寒用の着物代を渡すこと（第三条・第七条）が決められた。また人足の半天の背には鈴木町御分（同代官管轄地域）の印を付け（第九条）、人足の所属を判別できるようにしている。宰領には村役人に限らず、よく働き御用に精通する者を選び（第二条）、装束等は半天・割羽織・帯刀と、人足のそれとは差を設けている（第八条）。他に手当金の管理方法（第五条）や人足の出奔・逃亡の防止に努めること（第六条）などの取締策にも触れるが、この時点では具体性に欠ける。というのも、この三日後には人足三四〇人を出立させるため、大坂代官管轄地域（谷町・鈴木町）で半数ずつに割り合

《表①》宰領・人足の徴発数・徴発率

村名	A 慶応元年 11/14 出 (人)	B 追 ^而 沙汰分 (人)	A+B (人)	村高 (石)	A+B/ 千石 (人)	A/ 千石 (人)	宰領 (人)
稗島村	3	4	7	1,460.690	4.79	2.05	
佃村	4	3	7	1,419.025	4.93	2.82	
野里村	4	2	6	1,196.124	5.02	3.34	1
大和田村	3	2	5	1,081.634	4.62	2.77	
御幣島村	0	2	2	405.848	4.93	0.00	
大野村	0	1	1	250.947	3.98	0.00	
福村	0	1	1	195.997	5.10	0.00	
伝法村	0	1	1	140.270	7.13	0.00	
申村	0	1	1	120.085	8.33	0.00	
助太夫開	0	0	0	72.781	0.00	0.00	
当組分	14	17	31	6,343.401	4.89	2.21	1

(典拠) 越知家文書貢租 154-1。村高は木村礎校訂『旧高旧領取調帳』近畿編(近藤出版社、1975年)、稗島村の石高のみ越知家文書支配 19 慶応元年「御進発掛書類」うち 3 慶応 2 年 8 月 6 日「御在城ニ村、村々労役御手当被下置候御請書控」。宰領は【史料一〇】より宰領を 1 人派遣していることと、三枚家文書 A-240 慶応 2 年 2 月 17 日条に「野里村々宰領壹人罷越候」とあることより確定した。

い、一二日に村ごとの徴発数を申告し、一三日に人足らを郷宿方に
 参集させる必要があったからである。

人足の割賦方法については、《表①》の通り、鈴木町代官管下の摂
 津国西成郡稗島村を含む一〇カ村の組合村(稗島組)において判明
 する。稗島組では、規定通り一〇〇〇石に約五人の割合で三一人を
 負担する予定で(《表①》A+B)、A一四人はこの時に立出し、B残
 り一七人は沙汰次第派遣されることとなっていた。しかし、その後
 の徴発はなく、結局先発の一四人のみが徴発された形となり、組と
 しては一〇〇〇石に約二・二人の徴発率となった。その結果、組内
 の各村の徴発率も不均等になった。管轄地域全体でも、例えば、
 村高六八五石余の上福島村の派遣数が六人であるのに対し、村高一
 六一三石余の九条村は二人で、さらに中喜連村(村高六七六石余)は
 人足を派遣していない(九四頁《表⑥》13・15)¹⁸⁾。また当時の鈴木町
 代官の支配高七六〇〇石余に対して、管轄地域で人足を派遣した
 村(幕領分)の高合計が六一〇〇〇石余であるため(《表⑥》村数、高
 計)、人足を派遣していない村は複数存在するとみられる。管轄地
 域全体の徴発率が約二・六四人で、稗島組の徴発率と差があること
 からも、組合村や村により人足の徴発率に相当な差があったと考え
 られる。これにはB分の派遣がなかったことに加え、発令から中四
 日程で立出しという矢継早な、かつ現夫での徴発であったため、差し
 当たり人足を派遣できる村から対応した結果と考えられる。また当

時大坂代官管轄地域に課された大坂城賄や加助郷負担が勘案された可能性もある。²⁰⁾ 徴発令は徴発地域一律で徴発率を規定していたが、実際には戦況により必要数量は変わる。徴発率の低さは必ずしも村方の抵抗のみに起因するわけではなく、村方の負担の調整に加え、実際の必要量に合わせた結果でもあった。一方、稗島組で人足の徴発率が最も高い野里村が宰領も派遣していることから、宰領には人足の徴発率に関係なく適任者が任じられたと考えられる。

人足の担い手については、成人男性の戸主や戸主の息子・弟で、肩書に屋号を持つ商人と思しき者や借屋層が散見される。同定できた例はわずかだが、持高からは下層に位置し、小商などを営む者がいる。²¹⁾ 一方、宰領には苗字が判明する者もあり《表②》(次頁)、【史料一】第二条の規定からも、村役人やそれに準じるような各村の有力者から選ばれたと推定される。

郡中集会では、郡中支給の手当や餞別の金額《表③》(次頁)も決定した。【史料一】第三条では、遠国幕領はともかく、御八分(摂河泉播幕領を支配する代官・大名八名の管轄地域)各々で金額が不統一であると不平が生じるため、当面大坂両代官の郡中で熟談しておくとした。これは各管轄地域から集結した人足が現地で接触することで、各々の待遇などの情報を共有して国元に無心することを見越した処置であろう。²²⁾ 大坂代官役所で取り決められた支給額や方法は畿内の他の管下幕領にも伝わっており、畿内幕領における先例となったと

考えられる。²³⁾ このうち出立時には人足一人当たり六〇日分の手当金三兩一分二朱(宰領は四兩三分二朱)と、餞別金のうち七兩(宰領は一五兩)の計一〇兩一分二朱(宰領は一九兩三分二朱)が郡中から支給された。この手当は代官役所から内借し、郡中から村役人を通して宰領や人足に分配された。²⁴⁾

最終的に、一五日に先隊(宰領七人・人足一六四人)、翌日に跡隊(宰領一〇人・人足二五一人)が大坂を出発し、広島まで御用物を運んだ。²⁵⁾ また取締役として鈴木町代官役所から三枚泰次郎(先隊)と池山新平(跡隊)、谷町代官役所から清田瀬十郎の手代三人が同行した。行きは陸路で西国街道を通り、広島には一二月三日に先隊、四日に跡隊が到着した。

第二章 徴発後の人足の動向と手代の管理体制

第一節 戦地での人足の動向と指揮管理

大坂出立後、手代らは普請役より「今般之御用ニ出役之義候ハ、御勘定へ日之模様申上、可差図請」とされ、勘定所役人の指揮下に入った。例えば、一月二日には普請役から「人足何人之内何人者大坂より十五日出立、何人者跡を罷越候、尤長持幾棹・脊負幾ツ、此人足何人ツ、手替り之事委敷書記し可差出」と指示があり、運搬

《表②》大坂代官管下の宰領一覧

先隊 (7人)

名前 (年齢)	支配	出身村	
作蔵 (45)	鈴	摂津国	東成郡本庄村
弥右衛門	鈴		東成郡千林村
藤 宗一郎 (45)	鈴		西成郡野田村
加邊カ 萬助	鈴		西成郡上福島村
由兵衛	谷		西成郡北野村
庄兵衛	谷		西成郡北野村
友治郎	谷		八部郡東須磨村

(典拠) 三枚家文書 A-6・109・238・240・318-1、跡隊藤兵衛については『堺市史 続編』第1巻 (1971年)。

(註1) 支配・出身村・苗字は把握できたもののみ記載。ただし苗字の記載がある者も公的に苗字を名乗ることが認められている訳ではない。

(註2) 三枚家文書 A-290 慶応元年11月「人足覚帳」には宰領東須磨村市三郎の名がみえるが、この後の史料には出ていないため、途中で交代したものと考えられる。

跡隊 (10人)

名前	支配	出身村
吉兵衛		
善兵衛		
栄三郎	谷	摂津国兔原郡住吉村
弥兵衛		
嘉兵衛	谷	
喜兵衛	鈴	摂津国西成郡木津村
藤兵衛	鈴	和泉国大鳥郡中筋村
松治郎		
九右衛門	鈴	
市兵衛		

《表③》宰領・人足の手当・餞別金額

種類	支給者	宰領 (両)	人足 (両)
1ヶ年分御手当 (日割)	代官	20	20
1ヶ年分手当 (日割)	郡中	30	20
餞別金 (出立の節仕度手当)		15	7
餞別金 (〃、追って沙汰の積り)		5	3

(典拠) 三枚家文書 A-6・越知家文書頁租 154-1。

する長持と背負箱の個数・重量・運搬者の割り当て方を記載した帳面や人足の名簿を普請役に提出している。²⁶⁾ このように、手代はもちろん、勘定所でも人足の詳細な情報を把握し、人足を管理下においた。

広島到着後も人足らは現地に留まり、歩兵方や勘定所など各部署に配属されて戦闘準備に従事した。現地では勘定方として、勘定吟味役の小野友五郎を筆頭に、勘定吟味方改役・勘定吟味方下役、勘定組頭の馬場五郎を筆頭に、勘定・支配勘定、さらには普請役など、二〇人程の勘定所役人が城下に舎営していた。また倉敷代官桜井久之助は、中島町の秋田屋儀右衛門方に仮役所を設けて兵糧方を、馬喰町御用屋敷詰代官の佐々井半十郎は、「諸軍隊焚き出し方其外御入用向」を担当し、現地ではこれら勘定方役人の指揮の下、手代が人足を差配した。²⁷⁾ 他にも大森・生野・久美浜代官の手附・手代などの名がみえる。本節では、三枚の従軍日記などから現地での人足の動向や人足管理の実態に迫る。²⁸⁾ 本章で注記がない記述は全てこの日記に拠っている。

まずは試みに現地到着から一カ月以内の人足らの動きを抽出すると、以下の通りである。一二月五日、三枚は現地の勘定所より先隊人足の配属先(歩兵方・勘定方)別の名簿を提出するよう命じられ、翌日名簿を提出した。六日には

宰領弥右衛門らが広島の外港である江波島へ玉薬の水揚げに出て、七日には三枚が宰領二人・人足六四人を率いて江波島において糞・笠・蒲団など七品を水揚げして同所の蔵に積み込み、大砲・玉薬車などは船積みした。²⁹ 八日、宰領一人・人足五人が江波島で蒲団を調べ、人足三〇人が京橋で水揚げ、宰領一人・人足二五人（のち、人足三〇人追加）は桜井仮役所に出動して蒲団を各部署（歩兵方・騎兵方・大砲方）に運搬した。夜には前日到着予定であった荷物が到着し、玉薬方から水揚げを命じられたが、夜間の労働は難しいとの宰領の訴えを受け、三枚が勘定の森に伺うと、水揚げは翌日に延期され、九日に人足一五〇人が京橋において深夜まで大砲方・玉薬方荷物の水揚げに従事している。³⁰ この他に人足は各宿所で焼き出しも行っており、例えば二月一八日には、二〇日朝に大砲方二八人の宿所・研屋町正順寺に三人、大砲方三八人の宿所・東寺町金龍寺に四人の人足を焼き出し要員として派遣するよう命じられている。以上より、広島城下での人足らの主な仕事は、御用物の水揚げや蔵入れ・船積み、各部署への運搬、焼き出しであった。一二月末時点の宰領・人足の配属先を示した《表④》（次頁）より、勘定所や焼き出し要員として各寺に配属された者以外は、弾薬を掌る玉薬方や三兵（歩兵組・持小筒組・騎兵組・大砲組）などの軍事関係部署に配属されたことがわかる。人足は基本的に配属先の業務に従事したが、配属先が変更される場合や、部署間で人足が貸借される場合もあった。

また宰領は各部署に数人ずつ配属され、人足の就労場所に付き添って人足を監督・使役する立場にあった。

一方、数万の軍兵が広島城下や周辺村に長期滞在したため、治安悪化などの問題も発生した。慶応元年二月八日、広島藩は「廣島の如きは先鋒総督の駐在する所、且幕府中軍・先陣の諸兵屯集する地なるを以て幾万の軍兵は城下に充溢し、東は海田駅、西は廿日市駅、北は可部に至る諸村落に舎営し、至る所軍兵ならざるはなし」と城下や周辺村に軍兵が溢れる様子を伝え、「人民は之か待遇に慣れず、藩士は之と衝突を生し易き」ことを憂慮し、藩士に対して「先方江対し不作法・失礼ケ間敷」ことがないよう厳命している。³¹ 広島到着から一カ月ほど経った頃から、三枚の日記でも人足らの不始末が目につくようになる。以下、問題発生状況と対応にあたる手代や宰領の動きをみていく。

（事例1）

慶応二年（一八六六）正月二三日、京橋脇東柳町にある橋本屋清八の居酒屋で、人足の庄七（摂津国西成郡曾根崎村）と太平治が酒を所望したことをきっかけに、清八と口論になった。³² 清八は庄七と太平治およびそこに駆けつけた人足佐助（同郡西高津村）を打擲し、庄七と佐助に傷を負わせて逃走した。その後、他の人足が報復のために清八を捕まえようとしたところ、はずみで人足が建具などを壊して

〔表④〕慶応元年12月末頃宰領・人足配属先（人）

先隊（鈴木町三枚付）

焚出人足	戒善寺（騎兵方）	7
	般舟寺（歩兵方）	22
	妙慶院（騎兵方）	2
歩兵付 （竹屋町圓隆寺宿所）		88 [4]
勘定所付 （竹屋町圓隆寺宿所）		48 [3]
先隊合計		167 [7]

〔典拠〕三枚家文書 A-318。焚出人足の配属部隊名は A-289 寅（慶応2）年正月17日「覚」。

〔註1〕先隊の内4人は病気のため帰国済。

〔註2〕[]内は内、宰領の人数。

跡隊（谷町清田付 129 + 宰領 5
／鈴木町池山付 122 + 宰領 5）

焚出人足	戒善寺（騎兵方）	5
	禪林寺（大砲方）	5
	源勝院（大砲方）	3
	海雲寺（持小筒）	4
	本照寺（持小筒）	4
	延命院・聖光寺（持小筒）	4
	廣寂寺（玉薬方）	6
	金龍寺（大砲方）	4
	正順寺（大砲方）	3
大砲方（渡切） （研屋町誓立寺宿所）		100 [3]
持小筒（渡切） （七十軒多門・等覺院宿所）		40 [3]
玉薬方（渡切） （稲荷町廣寂寺宿所）		32 [1]
勘定所付 （細工町西蓮寺宿所）		51 [3]
跡隊合計		261 [10]

しまうなどの大事になり、相手方の清八は広島藩町方掛に捕えられた。人足が所属する玉薬方の玉薬奉行から勘定組頭への報告では、以前幕領人足が打擲された際に、人足の夜行や口論を禁じたが、今回再発したとされており、現地住民や諸軍兵との喧嘩が問題化していたようである³⁵。玉薬方は出張先で発生した事件であるため、前回には今後のため

にも勘定方で取扱うべきと判断して、手代池山に取扱い方を相談した。池山からは代官佐々井に相談するよういわれ、さらに佐々井からは勘定所に報告するよう指示され、勘定所への報告書提出に至ったという。このように、各部署に配属された後も、人足は徴発した代官役所の支配下であり、問題発生の際は手代および代官役所の上級機関である勘定所が処理する必要があった。徴発後も人足は各代官役所管下の百姓であり、支配関係は変わらないのである。

（事例2）

慶応二年正月一三日朝、宰領より谷町代官管下の摂津国武庫郡出身の人足一人が見当たらず、「帰村いたし候様見請」との届出があり、手代が様子を見に行くと、人足は既に退去しており、手代から代官佐々井と勘定の森にその旨を報告した。夜にはそのうち九人を連れ帰るも、二人は逃亡した旨を手代から佐々井に届け出ている。

この場合、人足と同宿の宰領から連絡を受け、手代が人足を検索するとともに、現地の幕府役人に状況を報告しているのである³⁶。また今回逃亡を企てた人足が全員武庫郡出身であることから、宰領や人足は現地でも出身地域ごとのまとまりをある程度維持して行動していたと考えられる。以上より、手代は基本的に宰領を通じて人足の取締・管理を行っていた。しかし、（事例3）のように、宰領自身の不始末が問題になった例もある。

(事例3)

慶応二年正月二日の日記には、「弥右衛門義、佃村廣太郎与申者之（撰津国西成郡）着物持出、難渋いたし居候段、届ケ参り申候」と記され、以降弥右衛門に関する記述が頻繁に登場する。弥右衛門は三枚配下で歩兵方付宰領（撰津国東成郡千林村）を勤めた者であった。この一件をうけて、翌三日に手代が弥右衛門の弟を召喚し、弥右衛門を連行するよう命じたが、弥右衛門は行方を眩まし、五日付で、手代より代官佐々井にその旨を報告した。³⁵ 翌六日には弥右衛門の目撃情報を受け、手代が弥右衛門を捕えるが、二〇日に再び行方不明となり、手代が一度発見するも、取り逃がしてしまった。そこで二二日、佐々井に再度その旨を届け出て、国元の代官に対応を伺うことにした。二五日には、鳥屋町の竹原屋百助方で失踪中の弥右衛門が酒を呑み、そこに居合わせた客に奥島（綿織物）を売つたとの情報が入った。この奥島は元々三枚の小者喜一郎（撰津国西成郡山口村）のもので、太助（同山口村）という者が持ち出して弥右衛門に渡していたため、太助は客人から奥島を奪い返してしまった。こうして事件が露見し、太助は「しぼり上」に処されるところであったが、竹原屋の希望で処罰はなかった。一方、弥右衛門は再び失踪し、二月二日にはその旨を手代が佐々井に報告している。³⁷ 二月初旬ごろ作成された書付では、「才領弥右衛門、十二月廿日方行末不知候ニ付除之」と記録され、宰領・人足の総人数から弥右衛門を除いており、弥右衛門が発見さ

れることはなかった。

このように、大問題となつた宰領の失踪であるが、実は弥右衛門はもともと宰領ではなかった。遡つて慶応元年一月一六日、遅れて出坂した先隊付人足七人が、鈴木町の詰合惣代（大坂の郷宿に定詰していた郡中惣代）らの書状を携え、³⁸ 三枚らの滞在先に到着した。その書状が【史料二】である。

【史料二】⁴⁰

然者泉劬舳松村人足伊三郎・弥兵衛・富吉・徳松・定吉・竹太
ノ六人歩兵方人足ニ相成、今曉発足為致、今晚ニ兵庫御留り先遣
差立候間、宜御差図可被成遣候、且右人足手当金之儀、忝人前
金三両ツ、都合拾八両封入致し候間、御預り置罷成、人足入用
之節、御渡し被遣度、取締り之儀者、昨夜以書状御達申候通、御
心得可被成候、右得貴意候、以上

十一月十六日

鈴木町詰合

惣代

三枚泰次郎殿

猶以本文同断歩兵付人足赤川村千林弥右衛門差遣し候金子之儀も、
前同断金三両封入致し、依之都合金廿壹両御入手御預り置御取
斗可被下候、然ル上者御手歩兵方人足昨今両日ニ而鈴木町御分ニ而
都合八拾三人貴所様御手下ニ相成候間、左様御承引可被下候、

尤今日之追出し人足者七人ニ御座候、且封入金子ハ都合式拾壹
兩御入手可被下候、以上

本文では、軸松村人足六人を派遣し、手当金を三兩ずつ封入するので、三枚方で預かっておき、人足らには入用の際に下付するよう三枚に指示しているが、注目されるのは尚々書である。尚々書では、千林村弥右衛門を歩兵付人足とし、弥右衛門への手当金も他の人足と同様三兩としている。一二月付の郡中による人足の調査書にも弥右衛門の名が見え（九五頁《表⑥》55）、郡中は人足として弥右衛門を派遣した。ところが、三枚は当日の日記に、「夜増田^{歩兵方}耕平被参候而、人数都合百六十四人・六人才領、都合百七十人と引合置候処、又と才領壹人参り申候、前人足之内六人外才領壹人跡出」と記し、「手控」の宰領人に弥右衛門の名を追加している。^④その後も現地では弥右衛門を宰領として扱っている。人足であったはずの弥右衛門が宰領を勤めた理由は定かではないが、宰領への変更手続等を行った形跡はなく、受け取り時の手代の勘違いに拠ると推測される。または、弥右衛門が後に問題を起こすことを考えると、自身を宰領と偽るなど、当初から手代を欺いていた可能性も高い。

いずれにしろ、これらの事例は、国元から遠隔の地で宰領・人足四〇〇人余を管理することの困難さを示す。裏を返せば、人足管理はそれ程不可欠な任務であったのである。

第二節 手代の指揮管理機能

前節の実態を踏まえ、現地における手代の指揮管理体制をまとめると、次のようになる。

まず広島では現地に設置された勘定所に手代が交代で詰め、現地出張中の勘定所役人や代官桜井・佐々井およびその下僚（以降、まとめて勘定方役人と称す）の下で人足を指揮した。

【史料三】^⑤

覚

一人足六拾人

右者明廿三日騎兵方江秣其外為持参候間、朝五ツ時迄ニ無相違
竹屋丁蔵所江御廻し被成候様いたし度存候、右之外ニ別段御
用も無之候間、仕舞次第為相休候間、其段宜敷御申諭、無間
違相廻し候様御取斗可被成候、右得御意度、如斯御座候、以
上

（倉敷代官所元締手廻）
逸見小十郎

正月廿二日

三枚泰次郎様

池山新平様

清田瀬十郎様

【史料三】では、倉敷代官役所手附逸見小十郎が三枚らに對して、騎兵方へ秣などを運搬するため、人足六〇人を竹屋町藏所へ翌朝五つ時までに派遣するよう指示している。このように、手代は勸定方役人の命を受けて、指定された人数・場所・時間の通りに人足を差配した。また現地での問題発生時は、【史料四】のような対応をとっている。

【史料四】

夫役人足之内、病氣之もの帰村之儀奉願候書付

内海多治郎支配所

摂州西成郡塚本村

病人 磯八

同州同郡野田村

同 佐兵衛

齋藤六藏支配所

摂州八部郡原野村

同 左門

右者今般

御先列御操出ニ付、内海多治郎・齋藤六藏支配所夫役人足御用物持送り方与して大坂表を罷越、先般当地着仕候処、書面之者共道中病氣ニ付、不取敢隊附御醫師大熊良達より療養受、種々薬用手当罷在候処、今以快氣之体も無御座、何分不抄取同人見

込之趣相尋候処、急速全快可仕体無之旨申聞候間、帰村之上療養為致度、此上時日相移、手後レ相成候而者尚更心配、且者内実失費も不少、難渋之趣才領之者方申聞候ニ付、篤与相糺候処、事実相違無御座候間、可相成義ニ御座候ハ、急速帰村之義被仰附候様仕度、尤替り人之義者御沙汰次第差出候様可仕奉存候、依之此段奉願候、以上

札
御勘定所
押切
慶応元年丑十二月
齋藤六藏手代
清田瀬十郎

内海多治郎手代

池山新平

三枚泰次郎

御勘定所

(付札)

書面願之通り
可取斗、代り人之儀者
追而可及沙汰候
慶応元年
丑十二月

人足の中に病人が発生し、彼らを隊付医師のもとで療養させていたが、一向に快復しないため、病氣の人足を帰国させ、代人を出し

《表⑤》幕府から宰領・人足（1人当り）に支給された手当

手当		宰領	人足
飯米		1日1度に白米2合ずつ朝・夕2度	
菜代		1日銭200文	1日銭100文
小弁当代		1日銭100文	1日銭50文
精勤のため、下付 (12月末)		金2朱	金1朱
夜間出勤時	小夜食料	白米2合代銀6分5厘	
	香の物買上代	銭16文	
	蠟燭代	53挺(人足150人分)代銭2貫200文 (=金1分永55文5分)	
広島～大坂の船賃 ・船方賄料(帰坂時)		金2分3朱 →のち金2分、永187文5分	

(典拠) 三枚家文書 A-109・238・334-8「申渡」。

『芸藩志』7巻(文献出版、1977年)所収「芸藩志」47。

(註1) 史料から判明したもののみ記載。

(註2) 蠟燭代のみ人足150人分の金額。

たい旨を三枚らが勘定所に願った。この願いが勘定所に認められた後、人足らへ広島から大坂までの船賃と船中賄料を下付すること、および看病人を付き添わせることを手代らから申請し、勘定所の許可を得た上で、病人を帰国させている。前節(事例1く3)からも明らかのように、人足の病氣・逃亡などの問題発生時は、届や願書を提出して勘定方役人の指示を受け、人足を帰国させたり、捜索したりしていた。無論国元の代官役所へも御用状で現地の状況を報告し、現地判断が困難な場合は指示を仰いだ。また時に人足の配属先

の軍事関係役人と直接交渉することもあった。

また現地では、幕府から夫食米・副食代・薪水が支給されたほか、出勤時には小弁当代、夜間におよば小夜食代・香の物買上代・蠟燭代、帰国時には船中賄料などの臨時手当が宰領や人足に支給された《表⑤》。これらの支給を受けるためには、勘定方役人に対して当日の出勤者の詳細を記した請求書を、受取の際は請求を手代から提出する必要があった。

【史料五】⁴⁵⁾

歩役人足日と被下候菜代御下ヶ奉願候

先隊附之分

人足百六十四人 内八十式人 内海分

八十式人 斎藤分

宰領七人 内四人 内海分

三人 斎藤分

但、先隊十一月十五日大坂出立を当月朔日迄十七日分、人足壹人ニ付日と百文、才領壹人ニ付日と式百文ツ、御代官より

受取渡し済

(跡隊附の分略)

右之通先隊・跡隊共、十七日分出立之節、御代官を請取相渡し

候ニ付、前書相渡し後之分御下ヶ渡被下候様奉願候

慶応元丑年

十二月十七日

齋藤六蔵手代

清田瀬十郎

内海多治郎手代

池山新平

三枚泰次郎

御勘定所

【史料五】では、大坂代官役所手代三名から勘定所に対して、宰領・人足の人数を報告して未支給の副食代を請求している。なお、受け取った副食代や臨時手当などについては、【史料五】を受けて佐々井半十郎が提出した「歩役人足并宰領之もの江菜代其外渡方之義申上候書付」の下札に「本文御勘定仕上之義ハ、桜井久之助方（前代官）取斗候様申達、御金請取手形者内海多治郎・齋藤六蔵方へ書類引渡、追而同人共手形与引替候様可申送候」とあり、勘定は現地の桜井久之助役所で仕上げ、金銭の受取については追って大坂代官の手形と引き換えることにしている。このように、幕府支給手当の申請および授受・管理も手代の重要な仕事であった。⁽⁴⁷⁾

以上のように、手代は国元の代官役所の指示を受けつつ、現地において(1)勘定方役人の指揮下での人足の統括や人足の配属部署の役人との連絡・交渉、(2)幕府支給の各種手当の申請や授受・分配などを行った。一方、郡中も宰領や人足に手当を支給したが、この手当

をめぐる、人足と国元間で金銭問題が多発していた。幕府の支給額は一定であるため、人足のねだり行為は基本的に出身地域に対して行われ、管轄地域の負担増が予測されたが、対する郡中も無策ではなかった。郡中は現地の手代に郡中への状況報告や郡中支給の金銭管理を求めたのである。

第三章 管轄地域の負担の構造と金銭管理システム

第一節 人足と管轄地域の金銭問題とその対応

まずは、鈴木町代官管下の郡中惣代より三枚ら現地に出張中の手代に届けられた手紙【史料六】【史料七】から、人足の出身地である管轄地域と人足間で生じていたトラブルの実態に迫る。

【史料六】⁽⁴⁸⁾

(前略) 拙村人足共々代筆ヲ以申越し候次第ニ而ハ、品と異同ニ而決定相成兼候得共、中ニハ出立之節宅元へ多分之金子残し置候も、何欵不足ケ間敷者不申越候ものも在之、又者案外之金子急速差下し呉不申而者、忽差支候様申越し候ものも在之候へ共、右等者代筆人之巧案与も被察候間、此段乍内と申上置候、此段含置、程能御取斗ひ可被成候様奉願上候、右之通品と不同も在之候へ共、

此度者老人前金三両ツ、御差下し願上取斗ひ可申積りニ御座候間、当地ニ而ハ乍御鹿抹日と御賄ひ者在之、菜代等迄も御下渡し之候ハ、随分儉約致し相勤候様被申付度相願奉申上候、尤同人共家内・親共も無異ニ相暮し罷在候間、是又安心致し居候様、乍憚被仰聞度奉願上候（後略）

十二月廿一日

（藩老江守屋郡中敷代）
間市右衛門

池山新平様

三枚泰次郎様

【史料七】⁽⁴⁾

（前文、第一・第二条略）

^(第三卷)
一人足共夫と手元差支候由を以御手元江貸下ケ之義申立候付、

御取調之上無抛分ハ御貸下ケ被成候趣、且人足共之中ニ者銘と

村役人江向ケ老人前金拾兩宛、甚敷ハ金貳拾兩宛早と差立呉

候様、無左候ハ、代り人足差下し呉候杯与夫と別封を以申

越候、右ハ出立之節無数分ハ金貳兩貳分、餘慶之分ハ郡中ノ

相渡候餞別七兩ト尚六十日分手当金三兩壹分貳朱、都合金拾

兩壹分貳朱其俣持参之者も有之候処、纔之日数ニ差支候趣申

立候者、甚以不都合ニ御座候得共、其段取斗方早速伺上候処、

何分不取締之趣、厳敷御談しニ御座候得共、手当無之も如何

候与品と申立、別紙巨細帳面之通、郡中ノ為餞別可差遣分、人

足ハ高金拾兩之内七兩者出立之節相渡、殘金三兩之分、才領ハ高金貳拾兩之内拾五兩ハ出立之節相渡、殘金五兩之分を以今般差立、尤右金子差立方之義、何分当節柄別而大金故、人足・才領ニ為持候事も難出来、依而差立方御所置願上候処、色と御周旋有之候得共、何れも思ふ様ニ無之故、其御地へ御出張道中 御代官佐と井半十郎様ノ於其地御下ケ渡、右代り金於当地相納可申筈、其御筋へ御申立被下候処、未夕御沙汰ハ無之候得共、必其辺之事ニ可相成候間、此旨貴所様方へ申達候様被仰聞候間、此段御承引可被成候、乍併右之通可差立候得共、万と一之時之用意迄与御心得、縦令何様申立候共、得与御取札之上、無抛次第ニ無之候半而ハ、御渡無之様致度存候、尤右金子今般差立方ニ付而ハ、村と役人呼立、老ケ村毎取調候義ニ而、右仕訳帳ニ渡方仕出し無之者へ者、決而御渡無之様被成度、実ハ餞別金之内殘金之分ハ、留主家内之者当節季之当ニ致し居候義ニ而、何れも意外之事ニ存居候、且右差立方ニ付而ハ夫と村役人ノ郡中江書付印形取置候義ニ而、尚差立方無之人足之分ハ、此度者差立貫候ニ者不及旨、則村役人ノ書面被差出候事ニ御座候間、此段御差合之上、宜御掛引可被成候（第四ノ第三三条、後文略）

詰合

（中書江守屋郡中敷代）

佐と木才三郎

慶応元年
丑十二月廿七日

間市右衛門

野田村庄領 郡中惣代
勝重次郎

池山新平様

三枚泰次郎様

これらによると、(1)現地では人足らが手元差し支えを理由に、手代に金銭借用を願うことがあり、調査の結果、やむを得ない場合は貸与していた。⁽³⁰⁾ また人足の中には、国元の村役人に各々手紙で窮状を訴え、一人前金一〇両、中には二〇両の送金を要求する者さえいた。【史料六】では、人足の中には出立前に多分の金銭を留守宅に残しても、不足を訴えない者もいれば、高額の金銭を催促する者もいることを、郡中惣代（海老江村庄屋）の間市右衛門が伝えている。一方、住吉郡郡中惣代である中喜連村庄屋の佐々木は、同郡人足は特に不足を申し立てていないと伝える。⁽³¹⁾ このように、(2)各人足が手紙で国元に伝える内容は多様で、国元では状況が正確に把握できず、対応に窮していた。(3)現地には小額でも金二兩二分、中には満額の金一〇兩一分二朱を持参した者もあり、短期間で不足を訴えるのは不都合である。(4)とはいえ無下にも出来ないので、今回餞別金の残金三兩（宰領は五兩）を送金する。(5)送金にあたり、村ごとの調査結果を仕訳帳に記したので、送金がない者には渡さないこと、この残金は元来留守宅の扶養に充てる積りであったため、送金がある者に

も非常時以外は渡さないように指示している。この仕訳帳の内容を《表⑥》（九四、九五頁）にまとめ、冒頭の三カ村分を次に掲載した。

【史料八】

一 拾兩壹分式朱之処、

内五兩ツ、出立之節当人江渡有之

五兩壹分式朱村方預り之分家内江相渡

外ニ金三兩ツ、当度差出ス

野里村

藤吉

房吉

辰次郎

音吉

佃村

龜七

佐太郎

廣太郎

卯之助

此分金三兩ツ、此度遣ス

大和田村

巳之助

十兩壹分式朱之内、

内式兩三分二朱出立之節渡有之、

七兩式分村方預り之分家内渡

外ニ金三兩此度遣ス

同金高之内、

内三兩出立之節渡、

七兩壹分式朱村方預り之分家内渡

外ニ金三兩此度遣ス

茂右衛門

同金高之処、

鶴松

内三両壹分式朱出立三渡、

七両村方預り之分家内江渡

外ニ金三兩此度遣ス

仕訳帳には、人足ごとに金銭支給状況と今回送金分の渡方の指示が記されているが、各村の報告書を転写したようで、村ごとに記載方法や内容が多少異なる。《表⑥》Ⅰは人足本人の持参額で、たとえば63南田辺村六兵衛が三分に対し、6天王寺庄の四人は満額の一〇兩一分二朱を持参するなど、現地への持参額はまちまちであった。

本人の持参分以外は多くをⅡ家族に残したが、全額を渡す者もいれば（48本庄村庄兵衛）、独身なのか全く残していない者もいる（7三番村善七など）。その他はⅢ村か、Ⅳ手代や宰領に預けて盗難や浪費を防止したと考えられる。間が言うように（史料六）、そもそも人足は現地で食料や薪水を受領しており、最低限の生活を営む上で持参金はそれ程必要ないはずである。しかし、中には既に規定額以上の金銭を支給した村や（23市岡新田など）、村方から前借した者（48本庄村・67舳松村人足など）もいた。第二章第一節（事例1）の庄七ら、（事例3）の弥右衛門が酒屋で問題を起こしていたように、町方に滞在することで過奢になり、金を浪費する者もいたのである。また人足が共謀して過大な要求をする可能性や、【史料六】で郡中惣代の間が心配していたように、代筆者による入知恵の懸念もあった。

このように、あらかじめ郡中で支給額を決めていても、支給状況や持参額は人足により異なっていた。これが現地の手代をして各人足の状況把握を困難にさせていた理由である。一方、国元では現地の状況を把握する手段は手紙しかなく、現地の物価高騰も予想される中、人足の要求の妥当性は判断し難い。そこにつけこんだ人足は手代や国元に無心していた。のちに近隣の一橋領で鈴木町代官管下の人足への手当金額などを調査した際の書付には、「大金申請候者仕合之由風聞有之」と、大金を申請した人足がいたという風聞が記録されている⁵³。郡中が恐れていたものはまさにこの過剰な金銭要求であり、だからこそ郡中からの手当の支給規定は、他の領知や他代官の管轄地域にも共有され、記録されていたのである。そこで、郡中は今回の送金に際し、各村が把握する人足の情報を手代に一括掌握させることで、人足の金銭管理を委ねる方策を採った。なお、現地への送金は次の方法を採っている。

《表⑥》 鈴木町代官管下人足全204人（慶応元年12月時点）への渡金内訳（1人当りの金額）

国	郡	村名 (村高(幕領分)、人足数)	人足名前	I本人渡	II家内渡	III村方預	IV手代 (or 宰領) 預	人足に渡す べき金額 (I~IV合計)	V当度渡	その他、備考	
摂津国	西成郡	1 野里村 (1196石余,4人)	藤吉、房吉、辰次郎、音吉	5両	5両1分2朱	—	—	10両1分2朱	3両		
		2 佃村 (1419石余,4人)	亀七、佐太郎、廣太郎、卯之助	—	—	—	—	—	3両		
		3 大和田村 (1081石余,3人)	巳之助	2両3分2朱	7両2分	—	—	10両1分2朱	3両		
			茂右衛門	3両	7両1分2朱	—	—	10両1分2朱	3両		
			鶴松	3両1分2朱	7両	—	—	10両1分2朱	3両		
		4 稗島村 (1464石余,3人)	弥助、弥次兵衛、三四郎	2両2分	7両3分2朱	—	—	10両1分2朱	3両		
		5 新家村 (408石余,1人)	清右衛門	—	—	—	—	—	3両		
		6 天王寺庄 (1251石余,4人)	能条村	惣右衛門	10両1分2朱	—	—	—	10両1分2朱	3両	
			野村	源七、佐助	10両1分2朱	—	—	—	10両1分2朱	3両	
			平田	藤吉	10両1分2朱	—	—	—	10両1分2朱	3両	
		7 三番村 (608石余,1人)	善七	10両1分2朱	—	—	—	10両1分2朱	3両		
		8 江口村 (556石余,1人)	菊次郎	10両1分2朱	—	—	—	10両1分2朱	3両		
		9 山口村 (497石余,2人)	太七、幸助	—	—	—	—	—	3両	第1章第3節(中例3)では太助の名あり。	
		10 濱村 (265石余,1人)	勝次郎	—	—	—	—	—	3両		
		11 南方村 (711石余,2人)	安兵衛、庄助	—	—	—	—	—	3両		
		12 塚本村 (636石余,1人)	磯八	—	—	—	—	—	0	病氣ニ付12月27日帰坂 (「三秋家」B-63)	
		13 上福島村 (685石余,6人)	勘九郎	3両 (内2両差戻)	—	—	—	—	0	0	出立之節金3両2朱為持候 廻、内2両途中ノ差戻シ
			佐助	1両2分2朱 (内2分差戻)	—	—	—	—	0	0	出立之節1両2分2朱持參、 内2分途中ノ戻シ
			寅藏、万吉、千兵衛、政吉	—	—	—	—	—	3両		
		14 成小路村 (776石余,2人)	伊兵衛、浅七	10両1分2朱	—	—	—	10両1分2朱	3両		
		15 九条村 (1613石余,2人)	文吉、嘉吉	—	—	—	—	—	3両		
		16 海老江村 (1380石余,3人)	甚四郎、清助	4両1分	6両2朱	—	—	10両1分2朱	3両		
			伊兵衛	3両1分	7両2朱	—	—	10両1分2朱	3両		
		17 野田村 (1288石余,6人)	弥三郎	5両	5両1分2朱	—	—	10両1分2朱	1両2分		
			佐兵衛、幸助	8両	2両1分2朱	—	—	10両1分2朱	1両2分	佐兵衛、病氣ニ付12月27日帰坂(「三秋家」B-63)	
			文藏	9両2分	3分2朱	—	—	10両1分2朱	1両2分		
			善七	7両2分	2両3分2朱	—	—	10両1分2朱	1両2分		
			安次郎	7両	3両1分2朱	—	—	10両1分2朱	1両2分		
		18 勝間村 (1403石余,3人)	辰次郎、政吉、猪之助	—	—	—	—	—	1両2分		
		19 難波村 (1419石余,7人)	周松、辰之助、清兵衛、孫助、辰藏、岩吉、力松	—	—	—	—	—	1両2分		
		20 木津村 (2642石余,10人)	豊吉、勘藏、徳藏、善左衛門、長兵衛、松藏、竹藏、新助、秀左衛門、栄吉	—	—	—	—	—	1両2分	徳藏(他史料では徳松)	
		21 恩貴島新田 (191石余,2人)	菊松	7両3分2朱	2両	—	2分	10両1分2朱	3両		
		22 三軒屋町(村) (280石余,2人)	弥三郎	5両1分2朱	2両	—	3両	10両1分2朱	3両		
			治三郎	8両	2分2朱	1両3分2朱	1両	13両1分2朱	0		
		23 市岡新田 (1327石余,4人)	兵助	7両2分	3両	1両3分2朱	1両	13両1分2朱	0		
			藤三郎、清七、定七、元吉	4両1分2朱	8両	—	1両	13両1分2朱	0		
		24 池山新田 (38石余,1人)	卯右衛門	2両1分2朱	10両	—	1両	13両1分2朱	0		
		25 春日出新田 (488石余,1人)	清次郎	1両2分	2両	6両3分2朱	—	10両1分2朱	3両		
		26 津守新田 (481石余,1人)	庄太郎	2両3分2朱	10両2分	—	【1両】	13両1分2朱	0	④は「村方ノ取替」分	
		27 中島新田 (581石余,1人)	衆吉	2両3分	2両2分2朱	5両	—	10両1分2朱	3両		
		28 石田新田 (122石余,1人)	佐五郎	2両	7両1分2朱	—	1両	10両1分2朱	3両	佐五郎(他史料では作五郎)	
29 木屋新田 (19石余,1人)	善吉	1両	8両1分2朱	—	1両	10両1分2朱	3両				
30 西野新田 (59石余,1人)	和助	—	0 9両1分2朱	—	1両	10両1分2朱	3両				
31 恩加島新田 (332石余,1人)	長四郎	7両	5両1分2朱	—	1両	13両1分2朱	0				
32 千島新田 (211石余,1人)	宗兵衛	7両2分	2両2分	1分2朱	—	10両1分2朱	0				
33 百島新田 (88石余,1人)	嘉七	4両1分2朱	8両	—	—	12両1分2朱	1両				
34 四貫島村 (380石余,1人)	藤助	8両	2両1分2朱	—	—	—	3両				
35 西島新田 (158石余,1人)	平次郎	—	—	—	—	—	3両				
36 出来島新田 (250石余,1人)	清七	1両2分	5両3分2朱	—	3両	10両1分2朱	3両	④は手代・池山預			
37 西村 (518石余,2人)	市兵衛、伊右衛門	—	—	—	—	—	3両				
38 八幡屋新田 (176石余,1人)	文三郎	—	—	—	—	—	3両				
39 西高津村 (129石余,7人)	新兵衛、勘兵衛、弥助、佐助、徳藏、安兵衛、徳松	—	—	—	—	—	1両2分				
40 岡田新田 (75石余,1人)	清五郎	3両1分2朱	4両	—	3両	10両1分2朱	0				
41 代地場 (13石,1人)	浅藏	2両1分2朱	5両	—	3両	10両1分2朱	3両	「此分名前四貫島浅吉分有之候へ共、名前無之ニ付、浅藏へ渡ス」			

国	郡	村名 (村高(幕積分)、人数)	人名前	I 本人渡	II 家内渡	III 村方預	IV 手代 (or 幸領) 預	人足に渡す べき金額 (I~IV合計)	V 当度渡	その他、備考			
東成郡	摂津国	42 猪飼野村 (1118石余, 5人)	寅吉、安次郎、又吉、岩吉、卯之助	4人:7両 1人:9両	4人:3両1分2朱 1人:1両1分2朱	—	—	—	3両				
		43 北平野町 (254石余, 1人)	平五郎	—	—	—	—	—	3両				
		44 鵜野村 (977石余, 2人)	弥三七、権左衛門	—	—	—	—	—	3両				
		45 新喜多新田 (279石余, 1人)	吉右衛門	4両	6両1分2朱預(預先不明)		—	—	10両1分2朱	3両			
		46 赤川村 (1588石余, 5人)	卯兵衛、惣七、弥助、文吉、栄藏	10両	—	—	—	—	—	3両			
		47 中道村 (451石余, 2人)	鶴松 寅吉	7両 7両	—	—	—	—	10両1分2朱	3両			
		48 本庄村 (805石余, 3人)	由松	2両1分2朱 【+3両】	5両	—	3両	—	—	10両1分2朱	3両	①「三両村方ノ前貸持参」	
			庄兵衛	【+3両】	10両1分2朱	—	—	—	—	10両1分2朱	3両		
			辰藏	4両【+3両】	6両1分2朱	—	—	—	—	10両1分2朱	3両		
		49 大今里村 (980石余, 3人)	源之助、善兵衛、佐次郎	—	—	—	—	—	—	3両			
		50 天王寺村 (5718石余, 18人)	丑松、嘉次郎、藤兵衛、久兵衛、徳藏、喜兵衛、嘉左衛門、浅吉、弥兵衛、庄左衛門、長兵衛、庄次郎、甚右衛門、熊次郎、鶴次郎、亀次郎、駒吉、音次郎	—	—	—	—	—	—	—	0	駒吉(他史料では駒之助)	
			51 友湖村 (313石余, 1人)	喜兵衛	10両1分2朱	—	—	—	—	10両1分2朱	3両		
			52 小橋村 (107石余, 1人)	寅吉	—	—	—	—	—	—	3両		
			53 木野村 (611石余, 2人)	音松、巳之助	—	—	—	—	—	—	3両		
			54 般若寺村 (430石余, 2人)	久七、藤八	10両1分2朱	—	—	—	—	10両1分2朱	3両		
			55 千林村 (882石余, 2人)	弥右衛門	5両	—	1分2朱	5両(幸)	—	—	10両1分2朱	3両	5両関目九右衛門預り
				宗八	4両	—	1両1分2朱	5両(幸)	—	—	10両1分2朱	3両	5両幸領九右衛門預り
			56 野江村 (303石余, 1人)	藤五郎	—	—	—	—	—	—	3両		
			57 馬場村 (155石余, 4人)	仁兵衛、文次郎、惣右衛門、藤八	—	—	—	—	—	—	3両		
			58 関目村 (389石余, 2人)	政七、武兵衛	—	—	—	—	—	—	3両		
			59 玉造村 (51石, 1人)	安吉	—	—	—	—	—	—	3両		
		住吉郡	60 北田辺村 (830石余, 2人)	嘉助、善(ママ伝カ)三郎	—	—	—	—	—	—	3両	善三郎(他史料では伝三郎)	
			61 鷹合村 (170石余, 2人)	惣右衛門、直三郎	—	—	—	—	—	—	3両		
			62 庭井村 (170石余, 5人)	弥三七、安次郎、弥三兵衛、茂兵衛、儀兵衛	—	—	—	—	—	—	3両		
			63 南田辺村 (989石余, 3人)	伊兵衛	1両2分	—	—	3両	—	—	3両		
				六兵衛	3分	—	—	3両	—	—	3両		
		64 加賀屋新田 (303石余, 1人)	藤吉	7両1分2朱	—	—	3両	—	10両1分2朱	0			
		丹南郡	65 岩室村 (314石余, 2人)	政五郎、勝次郎	—	—	—	—	—	—	3両		
			66 今熊村 (397石余, 2人)	九右衛門、九次郎	—	—	—	—	—	—	3両		
		大鳥郡	67 船松村 (2996石余, 6人)	伊三郎、徳松	4両1分2朱 【+3両】	—	—	3両	—	10両1分2朱	3両	①「三両ツ、先貸」	
				竹松	3両1分2朱 【+3両】	1両	—	3両	—	10両1分2朱	3両	①「三両先かし」	
				定吉、弥兵衛	2両1分2朱 【+3両】	2両	—	3両	—	10両1分2朱	3両	①「三両先かし」、④は手代・三秋預	
				富吉	3分2朱 【+3両】	3両2分	—	3両	—	10両1分2朱	3両	①「三両先かし」、④は手代・三秋預	
				治郎右衛門	3両1分2朱	4両	—	3両	—	10両1分2朱	3両	他史料では源助の名あり(卯之助のどちらかは源助カ)、治三郎・西右衛門の名もあり	
			68 北庄村 (2797石余, 4人)	卯之助	4両1分2朱	3両	—	3両	—	10両1分2朱	3両		
				由松、卯之助	2両1分2朱	5両	—	3両	—	10両1分2朱	3両		
			69 中筋村 (2543石余, 7人)	政次郎、辰造	2両1分2朱 【+3両】	2両	—	3両	—	10両1分2朱	3両		
				亀吉、弥兵衛、作兵衛	1両1分2朱 【+3両】	3両	—	3両	—	10両1分2朱	3両	①「三両先貸」	
			70 湊村 (766石余, 4人)	治三郎、平吉	2両3分2朱 【+3両】	1両2分	—	3両	—	10両1分2朱	3両		
			71 上石津村 (1213石余, 3人)	丑松、定吉、久吉、音吉	—	0	7両1分2朱	—	3両	10両1分2朱	3両	他史料では源藏の名あり	
			72 野代村 (190石余, 1人)	利助、源藏、勘兵衛	—	—	—	—	—	—	3両		
			73 伊右衛門	—	—	—	—	—	—	—	3両		
			74 伊右衛門	—	—	—	—	—	—	—	3両		
		75 伊右衛門	—	—	—	—	—	—	—	3両			
		76 伊右衛門	—	—	—	—	—	—	—	3両			
		77 伊右衛門	—	—	—	—	—	—	—	3両			
		78 伊右衛門	—	—	—	—	—	—	—	3両			

村数、高計 78ヶ村 / 高61037.883179石

(典拠) 三秋家文書 A-306 慶応元年12月「人足立出之節渡金取調書帳」。村高は前掲「旧高田領取調帳」、41代地場のみ安永2年(1773)高(『西成郡史』1915)。

(註1) 記載がなく、計算不可の場合は「—」。金額が不一致の場合も、特に断らない限り史料上の数値に従った。【 】内の金額は村方などからの前借分。

(註2) 同一村内で同額の場合はまとめて記載したが、金額は全て1人当りの額。42猪飼野村のみ各人が受領した金額が不明のため、まとめて記載した。

【史料九】⁽⁵⁾

清田瀬十郎殿

(前文、第一〜第二条略)

^(第三卷)一右夫役人足共、当地出立之節、定之雑用金受取、右之内銘、

都合ニ寄村役人等江預ケ置候分、其外口ニ金六百弍拾六両弍

分、此度郡中_ニ其地江向正金可差送処、途中懸念ニ付、為差登

方取斗受度旨申立候ニ付、於御地佐ニ井半十郎殿_ヲ操替受取

候筈、今般御同人方江打合および候間、別紙右金受取手形御

代官連印之分壹枚差進候間、半十郎殿手附・手代江御引合、右

金御請取相成候ハ、割渡方之義者、いさゝ郡中惣代共_ニ申

進候筈ニ付、右_ニ而可被心得、且此後人足共雑用金受取度旨申

出候_与も、兼而定之期月_ニ不至候_而者、差送り不相成旨、惣代共江

申達置候間、左様御心得、前以人足共江其段御申渡可有之候

但、郡中惣代共_ニ割渡方申進候上_ニ而配分可被致候

(第四条、後文略)

^(慶応元年)
十二月廿八日

^(谷町手代)
高橋徹之進

^(谷町手代)
内山鷲郎

^(鈴木町手代)
小原忠五郎

^(鈴木町手代)
秋浦武助

^(鈴木町手代)
多久禮左衛門

三枚奉次郎殿

池山新平殿

一金六百弍拾六両弍分受取手形 壹枚

入記

【史料九】は大坂代官役所の手附・手代五名から、現地に出張中

の手代三名に宛てた御用状である。ここでは遠方への多額の送金は

危険なため、郡中からの提案通り、金銭は現地代官取扱いの御用金

で立て替えて下付すること、送金分の人足らへの下付については、

郡中惣代の指示に従うよう指示している。翌年正月六日に三枚らが

この御用状を受領した後、一三日には代官佐々井より受取手形が下

付され、代官桜井取扱いの御用金から金銭を受領し、手代三人で分

配した。⁽⁵⁵⁾翌日、三枚は宰領を呼び、人足らに渡す金二〇二両を預け

ている。ただし、住吉郡の人足には三枚が直接渡している。彼らが

金銭不足を訴えていなかったことは同郡出身の三枚が宰領を通さず、

彼らを直接管理・把握していたことにも起因すると考えられる。結

局今回の送金分は人足らに即刻下付されたが、以後人足の増給要求

で郡中や手代が難渋した様子はみられず、この方策は一定の効果が

あったと考えられる。このように、国元の大坂(代官役所―郡中)と

現地の広島(勘定所―代官役所手代―宰領)とで管轄地域の負担増加

を抑止する体制が構築されたのである。

第二節 管轄地域の負担の構造

人足らは病氣等で順次国元に帰され、慶応二年（一八六六）二月一七日時点で、残り三一八人となっていた。この頃にはじきに農繁期となるため、手代から人足らの帰村を願うも、他の管下幕領からの人足派遣が進まなかったためにすぐには認められず、二五日にやつと人足一〇一人の帰村が勘定所より許可された。これで人足は当初の約半数になるため、その後の取締を池山・清田に任せ、三枚は先に帰坂することになる。三枚は二八日に広島を出立し、江波島から

《表⑦》鈴木町代官管轄地域の金銭負担

宰領・人足渡金 (郷宿入用・筆工手当等含)	金 3479 両 2 朱
高割分 (60%)	金 2087 両余
掛り高	77184.396 石
高 100 石ニ付	金 2 両 3 分、永 20 文
軒割分 (40%)	金 1391 両余
家数	22579 軒
1 軒ニ付	永 61 文 7 分

(典拠) 越知家文書貢租 154-1。

(註) 掛り高は慶応元年鈴木町代官支配高 76000 石余 (預所含) の値と近似しており、鈴木町代官管轄地域全体と考えられる。

船に乗り、三月初旬に着坂した。⁵⁷ 後の史料には、但馬・備中国幕領から代りの人足が派遣されたため、大坂代官管下の人足は二月限りで帰国したとあり、現地に残留した人足らも程なく帰国したようである。⁵⁸

人足の帰国後、五月頃には、鈴木町代官管下の郡中で、人足派遣にかかった費用を精算した。《表⑦》によると、郡中は人足の派遣数にかかわらず、全費用のうち六割を高割、四割を軒割で均等に割賦している。全費用の金三四七九両余には、郡中から宰領・人足への渡金のほかに、郷宿入用・筆工手当などが含まれている。鈴木町代官管下の人足は出発から一二月頃までは宰領九人・人足全二〇四人で、途中交代した人足や帰坂する人足もでてくるが、仮に多くの宰領・人足が帰坂するまで（慶応二年三月四日）の日数一〇七日で手当と餞別金の郡中からの支給分を計算すると、金三四九〇両余となる。二月頃には途中帰国者も出るため、その分は支給されていないはずだが、その他の諸経費も含めると、郡中支給分は規定額以上には増額されていないと見るべきであろう。これは前章で論じた管理体制が機能した証左でもある。しかし、郡中から一括で支給される金銭以外にも、別途人足への金銭支給、貸与があったことが次の史料からわかる。

【史料一〇】⁽³⁹⁾

慶応二年
寅五月廿日組合寄合之上、夫役人足出候村方ニハ、多少共失費
相立有之候ニ付、不出村方ノ余荷、左之通ニ相成

一廿式兩式分 才領・人足十五人江組合限り餞別

但、屯人金壹兩式歩宛

内

拾壹兩壹分 組合高割

拾壹兩壹分 人足不差出大^(式野)の村、外五ヶ村ノ余内

右割金、来廿五日植付届之節、濱屋方へ一同持参之積

【史料一〇】は慶応二年五月、稗島組で夫役人足関係費用を清算した際に作成された。組合内で人足を派遣した村の失費が、未派遣の村に比して嵩んでいたため《表①》(八一頁)、宰領・人足一五人分の組合限りの餞別金二二兩の内、半分を組合全体で高割、残りを人足未派遣の六カ村のみで割賦している。ここから郡中の支給分以外に、①組合限りの餞別金があったこと、また人足を派遣した村の負担が未派遣の村に比してより大きくなっていたことから、②村限りでも人足に対して金銭を負担する場合があったことがわかる。実際、稗島村では精算時点で郡中から受領した規定額より一人当たり金二兩を「渡過」していたが、この分は「村限之為餞別勘弁致遣ス」と棒引きしている⁽⁴⁰⁾。さらに同村の出費総額には、《表⑧》(次頁) B・D村

の立替分の利足やE人足三四郎の借金の弁済分も加わり、全体で郡中手当の受領額より金七兩以上不足している。E人足三四郎の借金の貸し手と見られる「藤」は、三枚の日記にも頻出する宰領藤宗一郎である可能性が高く、人足が手代だけでなく宰領にも現地で借金する場合があったことも窺われる。三四郎は広島で他の宰領からも借金しており、帰坂後、宰領から返金を要求されている【史料一一】。

【史料一一】⁽⁴¹⁾

覚

一金式分也

其村方三四郎殿ニ廣嶋表ニ而取替置候間、今ニ御渡不被下候故、御取立被下、只今此使之ものへ御渡可被下候、則賃御渡可被下候

慶応二年
寅四月廿六日

稗嶋村

御村方様

須磨組宰領

市三郎

本史料からは最終的に人足本人が返済したのか、村が弁済したのかは不明であるが、貸手は村を通して人足に返済を催促しており、人足が返済できない場合、村が最終的な責任を負わざるを得ない構

《表⑧》郡中よりの手当・餞別残金分、取替先への渡方

慶応2年5月郡中より受領 (人足3人への手当・餞別金 のうち未支給分)	金21両1朱・銭340文
A 慶応元年11月・12月稗 島村東組より出金分	金18両
B Aの取替利足 (103匁替8朱の積)	金3分・銭310文
C 慶応2年2月稗島村西組 より出金分	金9両
D Cの取替利足	金3朱・銭220文
E 人足(三四郎)借用分、 藤戻し分	金1分
小以 ⁶⁴	金28両3朱・銭530文
差引不足	金7両2朱・銭186文

(典拠)「越知家文書」貢租154-2。

造がここに表れている。慶応二年(一八六六)一二月、河内国丹北郡川辺村(幕領、管轄代官不明)が作成した夫役人足の入用勘定帳では、「亀吉芸地⁶⁵而宰領之者其他⁶⁶かり金、帰国後取詰催促有之、同人難渋ニ付、無拋村方⁶⁷返済致遣ス」として金二両二分一朱(代銀二〇九匁三分八厘)と利足銀八匁三分八厘を計上しており、亀吉という人足が広島で宰領らに借金をして、帰国後に返済を迫られたため、代わりに村が弁済したことがはっきり示されている。このように、①郡中支給分に加え、②組合村や村単位の手当・餞別金、③各人足が個

人的に現地で重ねた借金の弁済分全体が、管轄地域の負担となった。

第三節 手代の機能と二つの側面

前章より、現地において手代は(1)勘定方役人の指揮下での人足の統括や軍事関係部署の役人との連絡・交渉、(2)幕府支給の各種手当の申請や授受・分配などを担当した。(2)については、現地支給の臨時手当はもちろん、出張後に幕府との間で清算される手当金の申請も含まれる。信楽代官役所手代中村庄次郎は、三枚と同様に代官の管轄地域から採用され、人足取締のために広島に派遣されたが、出張前に人足への菜代や臨時手当を役所から受領した際、「然ル上⁶⁸者、御用済之上、御勘定仕上可仕」と代官役所に誓約しており、出張中の経費を集計して勘定書を作成することが、手代の重要任務であった。第一次長州戦争時に、倉敷代官役所が賄御用を勤めた際も、代官が提出した勘定組伺書を基に、勘定所との間で経費を清算している。⁶⁹これらの職務遂行上、現地役人らと公的な文書のやり取りを交わす必要があり、また現地に集結しても、人足の管轄は代官役所ごとに分かれるため、役所ごとに役人を派遣する必要があった。幕府が「為取締手付・手代之内差添」を義務つけたのは、⁶⁵そのためである。

加えて、手代は(3)郡中に対する報告、および郡中や組合村・村が支給した金銭の管理をも行っていた。各管下幕領では郡中で規定し

《表⑨》手代の手当・餞別金額

種類	支給者	金額 (両)
1ヶ月分御手当 出立の節御手当として下渡	代官	5 5
1ヶ月分手当 餞別金（出立の節仕度手当）	郡中	5 20

（典拠）三枚家文書A-6、『宝塚市史』5巻所収225「長州征伐人夫差出し仕法」。

た手当以外に、村や組合村単位での手当支給や、現地では人足が重ねた借金の弁済により金銭負担が増加していた。これは人足が出身村や現地役人に金銭不足を訴える場合、各村は現地の状況を、現地役人は各人足の持参額などを把握していないことに一因があった。そこで郡中は各人足への金銭の支給状況を手代に把握させ、管理を委ねることと、人足への過度の出勤を防止した。それでも稗島村で人足一人当たり金二両を「渡過」していたように、郡中規定額以外の管轄地域の出勤を完全に防ぐことができたわけではなかったが、金一〇〜二〇両という大金を早々に要求した人足の事例を踏まえれば、郡中―現地役人による金銭管理体制が、これらのねだり行為を相当程度抑制していたといえよう。また、郡中の規定額自体は増額されなかった。

この(3)の機能については、管轄地域の負担抑制を目的とする点で、幕府御用の一環である(1)・(2)とは性質を異にする。これは通常の手代と異なり、三枚ら手代には幕府だけでなく郡中も手当を支給していたことにも関係しているとみられる。実は慶応元年（二八六五）一月一日の郡中集会では、人足を取り締まる手代に支給する手

当額も決められていた。《表⑨》によると、一カ月ごとの手当は幕府と同額、餞別は幕府の四倍もの額を郡中から支給している⁽⁶⁶⁾。つまり、三枚らは代官と郡中双方に雇用される存在であり、そのため郡中用をも担っていたのである。ここで三枚らの出自を確認すると、三枚家は北田辺村において文化七年（一八一〇）頃から百姓代、次いで年寄を、天保七年（一八三六）以降は三代にわたり庄屋を勤め、慶応二年には村内に三五石余（村内二位）の土地を所持していた⁽⁶⁷⁾。また、大坂周辺の町村役人らが請け負った大坂城賄（長州戦争時に大坂城に滞在した幕府諸役人の世話役）を、泰次郎と（池山）新平が勤めていたことが確認できるため、池山も鈴木町代官管下の村役人層であったと考えられ、摂津国西成郡九条村庄屋であった池山新平のことと同一とされる⁽⁶⁸⁾。手代に採用されると、三枚らの肩書は各々「内海多治郎手代」や「齋藤六蔵手代」となり⁽⁶⁹⁾、出身村名は記されず、苗字を称した。一方、御用勤を終えた泰次郎は、肩書が北田辺村庄屋となり、手代採用前と同様に苗字も公称していない⁽⁷⁰⁾。慶応三年、泰次郎は献金の褒賞として自他村の村役人と共に「其身一代苗字」を許されている⁽⁷¹⁾ことから、逆に苗字の公称は手代採用中のみ許されたもので、雇用終了後は一般の村役人と同様に扱われたことがわかる。このように、三枚らは村役人層から長州戦争の人足取締という特定の御用遂行のために臨時採用された手代で、なおかつ郡中からも雇用される存在であった。では、長州戦争時の人足取締にあたり、このよう

な手代を採用したのはなぜか。

戦時には人足の就労場所が徴発地域から遠隔になることに加え、戦地では需給バランスが崩れるため、物価急騰などの異常事態も発生しやすい。さらに、戦争の規模や期間は政局や戦況に応じて変わるため、事前に人・物資・金銭の必要数量を把握できないことが戦時の最大の特徴である。この点は日光社参などの軍事演習とも異なる。村役人層からの採用が代官命か、郡中の上申により実現したのかは不明であるが、地域有力者との人脈をもち、宰領や人足の実情に明るい村役人層から取締役を設定することで、手代の業務に加え、郡中との連絡も円滑化し、戦時における人足管理を機能させることが可能となったと考えられる。この点に関わって、郡中の代表たる郡中惣代が手代に採用されていないこともまた注目される。手代の三枚は住吉郡出身であったが、同郡の惣代庄屋兼郡中惣代は中喜連村庄屋の（佐々木）才三郎⁷²で、他の郡中惣代も国元に残っていた。地域運営に不可欠な惣代層は国元に残し、他の村役人層から人足の取締りや多額の金銭管理を任せるに足る人物を手代に選ぶことで、郡中と現地の手代との連繫体制が構築されたとみられる。これにより、人足管理を現地役所および現地派遣の手代の裁量にある程度任せつつ、現地と国元で情報を交換し、国元からも必要に応じて現地の手代に指示することができ、内戦期における人足管理が機能したのである。

おわりに

本稿では、長州戦争時の夫役人足の任地での動向から、人足使役上の構造的問題を明らかにした上で、人足管理体制を解明した。要点は前章にまとめたので繰り返さないが、人足管理にあつた大坂代官役所手代は、代官役所手代としての機能（第三章第三節(1)・(2)）とともに、郡中機能（同(3)）を果たしていたことを明らかにした。無論、戦闘が開始すれば人足管理はより困難を極めたであろうが、国元（代官役所―郡中）と現地（勘定所―代官役所手代―宰領）の協同での管理体制の構築により、兵站が機能したことは看過できない。これにより、遠隔地での人足の使役と管轄地域の負担の抑制が可能となった。

本事例の場合、この手代は管轄地域の村役人層から臨時採用されていた。鈴木町代官管轄地域の人足派遣方法を記した書付では、三枚らの肩書は「御手代格」となっており、三枚らは代官役所手代の格を与えられつつも、通常の手代とは異なる存在であったことがわかる。慶応元々二年の「県令集覧」（代官役所の属僚一覽）には、属僚を網羅していない可能性は残るものの、少なくとも三枚らの名はない⁷⁴。ここで参考になるのが、同じく長州戦争時に管轄地域から臨時的に雇用された信楽代官役所手代の例である。郡中の記録に残さ

れた手代採用時の請書には「楠葉村年寄庄次郎儀、御雇手代^二而人夫引纏御差立相成候」と、採用された中村庄次郎を「御雇手代」としている。このことより、三枚ら大坂代官役所手代も同様に、長州戦争の人足取締という特定の御用のために臨時で雇用された雇手代であったと推測される。雇手代については、戸森麻衣子氏が人員不足を補うための手代の臨時貸借・臨時雇用の一例として触れたのが管見の限り唯一で、雇用手体や実態はまったく検討されていないため、これについては別稿を用意している。

最後に、戦時の兵站業務における人足への指揮・命令系統上の問題を指摘しておく。筆者は第一章第二節において、歩兵付宰領が玉薬方より指示された水揚げの仕事を勘定方の判断で延日した例（二月八日）や、玉薬方配属の人足が問題を起こした際に、玉薬方から手代に人足の取扱い方について照会があり、勘定方にて処理された例（事例1）を挙げた。ここで問題となるのは、人足が軍事関係部署に配属された後も、人足への指揮・命令系統が一本化されていないことである。無論通常の兵站業務については、軍事関係役人が配属された宰領や人足に直接指示して使役したと考えられるが、宰領が指示に納得しない場合に勘定方の指示を仰いでいることや、問題発生の際は勘定方取扱いになることから、軍事関係部署は必ずしも配属された宰領や人足を完全に統率下にはおけず、勘定方を經由する必要があったと考えられる。各部署の職務分掌の子細について

は今後の課題であるが、少なくとも各部署配属後も人足が代官役所の支配を離れることはないため、人足は配属先である軍事関係部署と、支配を受ける代官役所―勘定所系統の二重の管轄を受けることになるのではないか。これは代官役所が人足を徴発する限り、現夫ではない雇人足であつても同様である。実際、信楽代官管轄地域では雇人足を派遣したが、人足が問題を起こした際は代官役所手代が対処している⁶⁵。一方、これは代官役所が徴発した歩兵とは異なる問題である。歩兵の場合、勤役中は一時的な身分変更により、士の末端に位置づけられ、代官役所支配を離れるためである。

江戸幕府にとつて長州戦争は、久方ぶりの全国規模での実戦となり、その軍事体制は、長い間実戦経験のなかつた近世社会において進展した平時の官僚システムを、軍事用に組み替える形で整えられた。幕府は兵営国家としての機能を最後に試された訳であるが、人足に対する二重の指揮・命令系統は、迅速かつ適合的な判断や指示を不可能にさせたであろう。この構造は、戦闘開始後により問題化すると思われる。長州戦争時の非戦闘員の徴用方法は、戊辰戦争時の新政府軍の軍夫――直轄地支配を担う知県事を通さず、新政府軍の軍夫方が直接徴発――とも、徴兵令により輜重兵部隊が各鎮台に編成され、さらに西南戦争の最中、民間から徴集した軍夫をも軍属として軍律の規制の対象とすることを明示した「誑法」以降のあり方とも異なる⁶⁶。近世の軍事動員において、非戦闘員は①軍隊に属

さない百姓に担われ、②領主ごと、さらに幕領の場合は、代官役所ごとの支配体制を用いて徴発された。この点をふまえると、戦時には、戦闘員のみならず、非戦闘員の徴用体制もまた、矛盾として表出するのではないか。幸い、長州戦争時に広島に出張した勘定方役人の関連史料も残存しており、近代への移行過程の問題も含めて、この課題をさらに追究することは可能であるため、別稿を期したい。

註

- (1) 研究史は後藤陽一「役家体制」(『日本歴史』二〇〇、一九六五年)に詳しい。
- (2) 高木昭作『日本近世国家史の研究』(岩波書店、一九九〇年)、安藤正人「近世初期の街道と宿駅」(『講座・日本技術の社会史』日本評論社、一九八五年)、村田路人「近世広域支配の研究」(大阪大学出版会、一九九五年)など。
- (3) 吉田伸之『近世都市社会の身分構造』(東京大学出版会、一九九八年)。
- (4) 熊澤(保谷)徹「慶応軍役令と歩卒徴発」(『歴史評論』五九三、一九九九年)など。
- (5) 『広島県史』近世二(一九八四年)一四〇九〜一四一〇頁。なお、『広島県史』によると、広島藩では仮病で帰村した人足などがいないか内密に調査していた程であった。
- (6) 久留島浩①「長州戦争と備中の幕領」(『史学雑誌』九〇一、一九八一年)、②『岡山県史』九巻四章三節「長州戦争と倉敷代官所管下の備中・美作幕領」(一九九一年)、共に後『近世幕領の行政と組合村』(東京大学出版会、二〇〇二年)所収。また、同氏は『鏡野町史』通史編(二〇〇九年)、五二四〜五二八頁において、美作幕領と津山藩領における人足徴発で、庄屋層から選ばれた手代下役が付き添い、人足らが広島までの物資運搬に従事した点を指摘している。ただし、具体的な管理の様相は不明である。他に、保谷徹「近世近代移行期の軍隊と輜重」(『歴史学研究』八八二、二〇一一年)、佐藤晃洋「長州戦争における豊後幕領農民の負担と動向」(『大分県地方史』一一一、一九八三年)などがある。また長州戦争ではないが、岩城卓二氏は①「幕末期の畿内・近国支配」(『ヒストリア』一八八、二〇〇四年)で一橋領の人足・歩兵徴発、②「幕末期京都警衛における夫人足徴発」(『民衆研究』九七、二〇一九年)で小田原藩領の人足徴発を事例に、中間層に心が集中した地域社会論に対して、人足や歩兵の担い手であった下層民の動向を注視し、その徴発実態を明らかにしており、注目される。また、『講談社現代新書 戦争と民衆』講談社、二〇一八年)では、禁門の変の際に長州藩に人足として雇用された者が戦地の京都に行くことを聞いて逃げだそうとしたが、無理やり連れて行かれた様子が描かれており、戦下の人足管理の難しさが垣間見える。

- (7) 久留島前掲書二五〇〜二五一頁。
- (8) 『国史大辞典』四巻(吉川弘文館、一九八四年)「軍事制度〔近世〕」尾藤正英執筆。
- (9) 井上清『新版日本の軍国主義』(現代評論社、一九七五年)、熊澤(保谷)徹「幕府軍制改革の展開と挫折」(板野潤治編『日本近現代史』一、岩波書店、一九九三年)など。
- (10) 三枚家文書(三枚義潔氏所蔵)。なお、大坂代官管轄地域では、大坂城賄などの負担が勘案されて兵賦は免除されていた(河内国茨田郡門真三番村野口家文書(関西学院大学図書館所蔵)C113_1_11「御進発三付藝州表江夫役人足差出一件并歩兵差出二付一件控」)。
- (11) 三枚家文書A-445安政五〜慶応二年(一八五八〜一八六六)「御触書御用

留帳」。

- (12) 小倉宗『江戸幕府上方支配機構の研究』(塙書房、二〇一一年)、大野瑞男編『江戸幕府財政史料集成』上巻(吉川弘文館、二〇〇八年)所収「御代官御預所御極高」。大坂代官と記す場合は鈴木町・谷町両代官を指し、各々を区別する場合は、鈴木町代官、谷町代官と記す。なお、激しい最寄替(管轄替)により、代官の支配高は数ヶ月単位でかわることもしばしばあり、その上代官の支配高を把握できる史料はごく限られるため、正確な実数値を知ることが容易でない。そのため、同年度であっても支配高が史料によって異なる、または誤差が生じる場合があることを予め断つておく。
- (13) 戸森麻衣子氏は、手附・手代の存在形態から幕領支配の実態解明を進める中で、手代文書を調査している(『近世後期の幕領代官所役人』、『史学雑誌』一一〇―三、二〇〇一年)など。
- (14) 久留島前掲書二四四―二四七頁。代表として大坂代官内海と齋藤が触を受け取った。
- (15) 三枚家文書A-334-9「申渡」。なお、「」は原史料になく、目録上の仮題であることを示す。
- (16) 三枚家文書A-6 慶応元年(一八六五)十一月「手控」。
- (17) 摂津国西成郡碑島村越知家文書(大阪公立大学中百舌島図書館所蔵)頁租154「長防御差向夫役人足一件書類入」-1 慶応元年(一八六五)十一月二日「長防人足夫役之儀」付諸扣」。
- (18) 三枚家文書A-345-1 安政六年(一八五九)四月「諸願書・諸証文控」。
- (19) 『新修 大坂市史料編』第二卷近世W村落2(二〇二二年)所収第八章19 慶応二年(一八六六)二月「芸州行夫役人足入用勘定帳」。なお、『堺市史 続編』第一巻(一九七一年)によると、慶応二年四月、大坂代官管轄地域に備中行人足の徴発が命じられたようであるが、詳細は不明である。ただし、そののちの時点で、すでに当該地域の割当分の七割方まで人足を差し出したとしており、鈴木町代官支配所高七七一八四石余(表⑦-1)』

分の人足の七割は約二七〇人であるため、表⑥以外に備中行を命じられた人足や少数の追加派遣はあったようである。

- (20) 三枚家文書A-345-1、A-445、K-153 慶応二年(一八六六)八月「御請印形帳」。
- (21) 人足の特定には、三枚家文書A-6、A-384 元治元年(一八六四)三月「宗門御改員数帳」、碑島村分は越知家文書頁租154-1、宗門改54 元治二年三月「宗門帳」、秤量・書物18 慶応三年(一八六七)九月「質屋其外余業之者書上帳」を使用した。なお、北田辺村人足嘉助など、宗門帳には見えない者もいた。また御用物運搬中に「人足四人足痛之由願立候」付、問屋へ申付、人足拵させ候」と、人足が発病し、現地雇で凌いだ場合があった(A-238 慶応元年十一月「藝勢行道中日記」)。「堺市史 続編」第一巻(一九七一年)でも、人足の一部は少なくとも安政元年(一八五四)に困窮人として施銀を受けていることが指摘されている。
- (22) 一橋領では、播磨国人足がより高給を得ていることを知った他国の人足が、増給を要求していた(前掲岩城論文①、一四〇―一四二頁)。
- (23) 野口家文書C-113-1-2「御進発夫役人足一件手控」。慶応二年(一八六六)六月に人足を派遣した高槻藩預所は宰領に鈴木町代官管轄地域と同額の手当を支給していることが確認できる(『新修茨木市史』二巻、二〇一六年)、上田長生執筆、六八―六八二頁)。
- (24) 三枚家文書A-6のうち、慶応元年(一八六五)十一月四日「乍恐以書附奉願上候」・「差上申御請書」など。【史料一】第四条では幕府の御手当金(基本給)分を事前に拝借する予定とされているが、御手当金は御用中にく付された形跡はない。御用済後、手代による人足の従事日数の報告に基づき、幕府から郡中に一括支給されたと考えられる(越知家文書頁租154-1・154-2「夫役人足賃勘定見」)。
- (25) 三枚家文書A-238。当初三四〇人の予定であったが(越知家文書頁租154-1)、運搬人数が足りず、急遽人足が追加徴集され、出発日も一四日か

ら一五・一六日に変更されている。

- (26) 三枚家文書 A-238、A-301〔覚〕。
- (27) 三枚家文書 A-238、A-240「手控」、A-334-3〔覚〕、A-334-17「御勘定方 廣島出陣」。代官については他に『徳川幕府全代官人名辞典』（東京堂出版、二〇一五年）、あさくらゆう「代官・佐々井半十郎について」（『茨城史林』三三、二〇〇九年）五八頁。
- (28) 三枚家文書 A-238「藝刃行道中日記」（慶応元年〔一八六五〕十一月一日〜二月二日）・A-240「手控」（慶応二年正月元日〜三月三日）。両史料とも御用日記で、後者は前者の続きに当たる。
- (29) 三枚家文書 A-334-15〔覚〕。
- (30) 三枚家文書 A-109 慶応元年（一八六五）二月「広嶋表 御用留」。
- (31) 『芸藩志』八卷（文献出版、一九七七年）所収「芸藩志」五二、二月八日条。『新修 広島市史』第二卷（政治史編）（一九五八年）四〇三〜四〇七頁にも、戦闘開始までの広島城下での準備状況が記されている。
- (32) 三枚家文書 A-318-1 慶応元年（一八六五）二月「御用留」。
- (33) 広島までの道中でも、慶応元年（一八六五）十一月一日、「才領者人足 諸方^ニ泊り居候^ニ付、宿と尋居候内、宿方之者案内悪敷、作事方宿へ案内仕候処、無燈提^ニ罷越候段紛敷^ニ人足打擲等いたし」とあり（三枚家文書 A-238）、人足らのトラブルは他にも多くあったとみられる。
- (34) 内訳は鳴尾村四人、今津村二人、越水村二人、守具村二人、越城岩新田一人（三枚家文書 A-109）。
- (35) 手代の三枚は「御勘定森治郎七様宿近辺」の播磨屋町光宗屋儀右衛門方に宿泊していたが、配下の先隊付宰領・人足は当初広島町続平塚村庄屋孫三郎方に、二月八日より竹屋町圓隆寺に宿泊し、翌年二月には再び平塚に宿替えした（三枚家文書 A-238、A-240）。
- (36) 三枚家文書 A-318-1。
- (37) A-328 寅（慶応二年（一八六六）二月二日〔書状〕。弥右衛門の弟は大

砲方に附添い、現地に滞在していた。

- (38) 三枚家文書 A-318-1。
- (39) 包紙によると、差出人は船松村庄屋の赤沢哲三郎、詰合惣代の勝重次郎・佐々木才三郎。
- (40) 三枚家文書 A-305-2（慶応元年〔一八六五〕十一月六日〔書状〕。A-305-1の包紙に封入）。
- (41) 三枚家文書 A-6。
- (42) 三枚家文書 A-110-2〔覚〕。
- (43) 三枚家文書 A-109。
- (44) 三枚家文書 A-109、A-334 23 丑 慶応元年（一八六五）二月〔書状〕。
- (45) 三枚家文書 A-109。
- (46) 三枚家文書 A-109。
- (47) 三枚家文書 A-109、A-238、A-247 慶応元年（一八六五）十一月五日〔舌代〕、A-318-1。役所からは半月〜一ヵ月分が手代に一括で支給されるが、それを手代や宰領が預り、人足には五日分程に分けて渡すなどして金の使込みを防ぐ工夫をしている。
- (48) 三枚家文書 A-319（慶応元年〔一八六五〕二月二日〔書状〕）。
- (49) 三枚家文書 B-63 丑（慶応元年〔一八六五〕二月二七日〔要望書〕。郡中との手紙は、主に大坂―広島間を往来する諸役人や帰坂する宰領などに託され、到着まで六日〜二週間強を要した。【史料六】【史料七】は滞坂していた倉敷代官役所手代下役が大坂を出立する際（二七日）に託されたこと見え、三枚のもとには翌年正月一〇日に届いた（A-240、A-291〔書状〕、A-331-1〜4）。
- (50) 例えば、三枚は二月二五日に船松村徳松へ「預り之内金壹両渡し」、晦日に宰領に頼まれ、北田辺村嘉助と九条村文吉に一両ずつ貸与した（三枚家文書 A-238、A-299「買物手控」）。
- (51) 三枚家文書 A-331-2（慶応元年〔一八六五〕二月念一日〔書状〕（佐々

木才三郎↓三枚)。

(52) 三枚家文書B-63でも、「住吉村才領栄三郎上坂便封中御渡相成候人足共
ゝ其村役人当之書状ハ何共不都合ニ有之、右等不埒之周旋致し候もの者、当
地ニおいて色々評定も致し居候事ニ御座候」と、現地で不届な周旋を行う者
の存在を疑っている。

(53) 『宝塚市史』五卷(一九七八年)所収225「長州征伐人夫差出し仕法」(川
辺郡平井村乾家文書)。乾家は当主平右衛門が幕末期に一橋領の惣代庄屋
をつとめ、御用人足・歩兵の取締に深く関わったため(岩城前掲論文①)、
当該史料が残されたと考えられる。

(54) 三枚家文書A-313(慶応元年(一八六五))一二月二八日「書状」。

(55) 三枚家文書A-318-1。

(56) 三枚家文書A-110-1慶応二年(一八六六)二月一日「歩役人共帰国之
儀奉願候書附」、A-246寅(慶応二)年二月「病人足帰坂之義申上候書付」、
A-292慶応二年二月三日「病人人足之もの奉申上候書付」、A-302寅(慶応

二)年二月「病氣夫人足服薬員数書」、A-318-1。人足が発病した場合、手
代が勘定所に願い、現地役人による見分後帰国が許可されたため、仮病で
の帰国は困難であったと考えられる。隊付医師が病氣の人足を治療してお
り、投薬した薬名・量等の届出の控も残る。ただし、二月頃の一斉帰国に
ついては、人足の活動期限が未設定であったための処置で、建前上病氣と
されたとみられる。

(57) 三枚家文書A-240・A-318-1。人足らも船で帰坂し、各人に船賃と船中賄
代が支給された。

(58) 前掲『宝塚市史』五卷(一九七八年)225「長州征伐人夫差出し仕法」。

(59) 越知家文書頁租154-1。

(60) 越知家文書頁租154-2。

(61) 越知家文書頁租154-3「覚」。市三郎については《表②》(註2)を参照の
こと。

(62) 『新修 大阪市史 史料編』第二卷近世VII村落二(二〇二二年)所収第八
章19慶応二年(一八六六)一二月「芸州行夫役人足入用勘定帳」。

(63) 野口家文書C-113-1-2所収「雑用金証文之事」。

(64) 久留島前掲書二〇九〇二二頁、維新史料引継本Iは1886-B田中家
文書(東京大学史料編纂所蔵)1「子年御進発御入用一件留」うち慶応二
年(一八六六)「御進発ニ付、芸州広島外式ヶ所出張役々御賄向其外御用中
罷出候ニ付、御扶持并諸雑用渡方子御勘定組伺書」。

(65) 三枚家文書A-334-9。

(66) 前掲『宝塚市史』五卷(一九七八年)所収225「長州征伐人夫差出し仕法」
では、幕府・郡中から与えられるこの手当のことを、各々「御給金壹ヶ月
五兩宛被下分」、「又右同断 郷方より」と表現している。

(67) 三枚家文書A-346天保七年(一八三六)一〇月く安政三年(一八五六)
九月「請願書控」、A-385慶応二年(一八六六)三月「宗門改員数帳扣」、
B-179文化七年(一八一〇)八月「当年早稲追刈揚小前帳」。

(68) 越知家文書支配19-1慶応元年(一八六五)閏五月「御進発手控」。池山
新平については『日本歴史地名大系28 大阪府の地名』I(平凡社、一九八
六年)を参照。

(69) 勘定所への願書・請書のほか、三枚家文書A-287寅(慶応二)年(一八六
六)二月八日「書状」。

(70) 三枚家文書A-385、B-22慶応二年(一八六六)三月「去丑年小入用帳」。

(71) 三枚家文書K-244慶応三年(一八六七)一〇月一日「年恐口上」。

(72) 摂津国住吉郡中喜連村佐々木家文書(関西大学図書館所蔵)710文化一〇
年(一八一三)八月「住吉郡諸用向帳」。佐々木家は少なくとも文化一〇年
以降、代々住吉郡の郡中惣代を勤めていた。

(73) 前掲『宝塚市史』五卷(一九七八年)所収225「長州征伐人夫差出し仕法」。
(74) 慶応元年(一八六五)分は渡辺一郎編『徳川幕府大名旗本役職武鑑』四
巻(柏書房、一九六七年)、慶応二年分は村上直・荒川秀俊編『江戸幕府代

官史料』(吉川弘文館、一九七五年)所収。

(75) 前掲戸森論文、一〇五〜一〇六頁。

(76) 徴発令の規定に反し、信楽代官管轄地域では大坂で人足を雇用している(野口家文書C113-1-2)。

(77) 小林紀子「戊辰戦争時の軍夫負担と在地支配」、『史学雑誌』一一三、三、二〇〇四年)四八〜五〇頁、猪飼隆明『西南戦争』(吉川弘文館、二〇〇八年)一八二頁。

付記

本稿は、大阪大学日本史研究室にて行った三枚家文書整理の成果に基づき、執筆したものである。同文書の使用をご快諾いただいた三枚義潔氏・貞子氏ご夫妻に心より感謝申し上げます。また執筆に際し、大阪公立大学中百舌鳥図書館、関西学院大学図書館、関西大学図書館、東京大学史料編纂所の皆様にご高配を賜った。田中家文書については大野瑞男氏のご教示を得た。記して感謝申し上げます。

なお、本稿脱稿後に、白杉一葉「幕長戦争における幕領村夫役の様相——大坂代官手代三枚義良の日記「手控」の翻刻と紹介」(『大阪の歴史』第九三号、二〇二三年)に接した。本稿でも使用した日記の史料紹介であるため、併せて参照された。

また、本研究はJSPS科研費20K22021「公益財団法人高梨学術奨励基金の助成を受けたものである。

渡辺幽香《幼児図》にみる太閤記物の画題流布と展開

伊藤美幸

はじめに

洋画家の渡辺幽香（一八五六―一九四二）が描いた《幼児図》【図1】（一一二頁）は、『絵本太閤記』（寛政九―享和二年〔一七九七―一八〇二〕刊）以降の太閤記物の展開や近代への連続性を考える上で象徴的な作品である。

《幼児図》は明治二十六年（一八九三）に《A Child Grasping a Dragonfly（蜻蛉を捕る子ども）》という題名で、シカゴ市で開催された世界コロンブス博覧会（以下、シカゴ万国博覧会）の婦人館に展示された油彩画である。本作の画題は、柏木智雄氏によって太閤記物

に登場する猛将福島正則の幼少期を題材としていることが指摘されている^①。また、山梨絵美子氏が示唆するように、幼児が捕まえている蜻蛉（Dragonfly）をDragon＝龍＝中国と結び付けて解釈することで、日清戦争前年の時局を想起させる寓意画となっている^②。

山梨氏や柏木氏は日本近代洋画の流れのなかで《幼児図》の作品解釈を行い、博覧会に陳列された経緯を明らかにしている。また、同画題作品との比較を通して、《幼児図》が近世の太閤記物から連なる作品であることを提示している。しかし、本画題の教訓的な意味が《幼児図》の作品解釈にどのような影響を与えたのか、という点は深く言及されてこなかった。そこで本稿では、太閤記物の系譜のなかで《幼児図》を取り上げ、幼時の福島正則を描いた画題の展開

を検討し、近世から近代へといたる太閤記物の文化史的な受容の一端を明らかにする。

一、《幼児図》の画題典拠

本節では、《幼児図》がどのような逸話に基づいた画題なのかを再確認したい。本作の画題は、福島正則説と加藤清正説との二説がある。

まず、福島正則説について見ていく。本稿の冒頭で述べたように、本作の画題については、柏木氏によつて福島正則の幼時の逸話に基づくものであることが指摘されている。また、味岡氏は、柏木氏が挙げた論拠に加えて婦人会書記武村による日記や『絵本太閤記』を根拠に福島正則であると指摘されている。『絵本太閤記』二編巻之一の「福島市松の伝」には次のように書かれている。

木下藤吉郎いまだ足輕にてありし時、或村里を往けるに、貧しげなる桶屋の内に二歳計の小児の腰にふとき索を付石臼の大きなをくゝり付たりけるが、彼小児此石臼を物の数とせずひきずりて這まわりけるを見て其怪力を愛し、常に此家に訪ひ来りて此小児をいたはり、折節の贈り物なども心をこめて送りければ、彼桶屋新左衛門夫婦藤吉郎を厚くうやまひ主人のごとくも

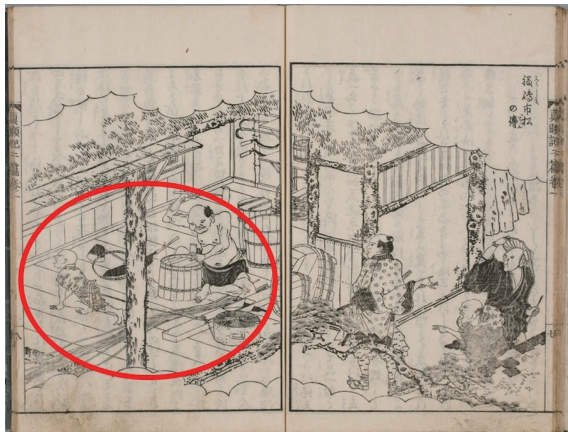
てなしける。

木下藤吉郎（秀吉）が足輕であった頃、貧しい桶屋の中で二歳程の子どもが腰に結び付けられた石臼を引きずっているのを見かけた。その怪力ぶりに感心した藤吉郎はたびたび桶屋に訪れ、気にかけて面倒をみたという逸話が紹介されている。『絵本太閤記』の挿絵【図2】では、桶作りに励む父親の前に石臼を結び付けられた子どもがおり、秀吉をはじめとする通行人たちが石臼を引きずる子ども様子を珍しそうに眺めている。『絵本太閤記』を踏まえて《幼児図》を読み解くと、いくつか共通するモチーフが確認できる。幼児の腰に結ばれた紐の先には挽き臼が結び付けられており、幼児は容易に体を動かすことができないにもかかわらず力強く地面を這い進んでいる。また、画面右下には筵の上に散乱する材木や木くずが見え、桶職人の家であることを知らせている。この他にも、市松模様の着物は福島市松つまり正則を暗示しており、福島正則の幼少期を題材にしていることが明らかである。

しかし、幼児が片手で蜻蛉を捕まえていることに関しては、『絵本太閤記』の本文及び挿絵に言及がみられない。《幼児図》の画面左上には驚いて逃げる蜻蛉がおり、幼児が生きた蜻蛉を捕まえたことが明らかである。幼児が手で押さえ付けている蜻蛉の寓意について、先行研究では二説が提示されている。山梨氏は蜻蛉（Dragonfly）を



【図1】渡辺幽香画《幼児図》、横浜美術館蔵
 (画像元：『日本美術全集16』小学館、2013年、23頁)



【図2】岡田玉山画『繪本太閤記』二編卷之一、
 国文学研究資料館蔵（ナ4-762-13）

Dragon 龍 中国と結び付けて「蜻蛉 中国」という見方を示し、シカゴ万国博覧会開催の翌年にはじまる日清戦争の時局を反映した意図を読み取っている⁽⁵⁾。一方、柏木氏は山梨氏の解釈を継承しつつ、蜻蛉の古名が秋津であるため、古来より日本を秋津島と呼んでいたことにかけて、「蜻蛉 日本」を表しているのではないかと唱えられている⁽⁶⁾。蜻蛉は尚武的な意味を持つ縁起のよい虫として古より好まれてきた⁽⁷⁾。先行研究の見解を踏まえて考えみると、「蜻蛉を手で捕まえる 戦勝を掴み取る」といった意味も含まれていたのではないかと思われる。

次に、加藤清正説について検討したい。『東京日日新聞』記者は《幼児図》に関する所見を次のように述べている。すでに先行研究で紹介されている記事ではあるが、ここに再録する。

渡辺勇子（東京）の加藤清正の幼な立、流石に五性田一流の描法とて謂ふに言へざる気韻あり、殊に幼児の石臼を腰に結びつけられて泥焼の偶人を引毀しながら蜻蛉を攫み潰したる息込み、この傍辺に材木と鉋屑を見せて大工の家を知らせたる意匠別しては婦人たるもの、最も愛する嬰兒、其の嬰兒の有るが中にも最も強く健かにて成長ては海外へ鬼上官の勇名を馳するといふ古今独歩の英雄の雛児を生捕りて其の昔しは唐の唐人今度は赤髯の亜米利加人を魂消させんと雄大の御趣向、記者

天晴れ受取つたるが、唯だ憾むいかに暴れつ児の虎坊でも其の色沢を直向にドス黒く憎てい一方に画かれたるは惜しや。黒璧の微瑕、これは猶は何処にか愛嬌ある逞ましき中にも可愛い気の罪の無き顔にせられては如何にや、額縁の模様、ぶりく、毬張鳩車犬張子に起上り小法師の翫弄物の行列はふるへ附く程面白し、至妙々々敬服々々

『東京日日新聞』の記者は本作を「加藤清正の幼な立」と見て、「海外へ鬼上官の勇名を馳するといふ古今独歩の英雄の雛児を生捕りて其の昔しは唐の唐人今度は赤髯の亜米利加人を魂消させんと雄大の御趣向、記者天晴れ受取つたる」と絶賛する。鬼上官とは、朝鮮出兵の際に圧倒的な強さで恐れられた加藤清正のことを指す。加藤清正は智仁勇を兼ね備えた武将として人気が高く、朝鮮出兵の際は日本の武威をとどろかした存在として近世の民衆に認識されていた。また、清正は単なる武功者でなく、秀吉の外征が正義の聖戦であったことを証明する存在であったという⁽⁸⁾。

山梨氏が指摘するように、『清正記』や『清正行状記』のような近世の主要文献及び、明治期に刊行された清正関連の文献類には、清正が石臼を引いたとする話はほとんど見出せない。ところが、加藤清正が石臼を引いたとする異伝も少なからず存在するようである。松山伝十郎編『小児百人伝』（東京教育社、明治二十三年（一八九〇）

刊)に掲載されている「加藤清正」では次のような逸話が紹介されている。

加藤清正は襦袢の時より膂力極めて強く殆十歳余の児童の如くなりしと云ふ。されば清正の父母は常に其の子の過ちあらんことを恐れ、帯に麻紐を結びつけ他の一端を石臼に繋ぎ以て彼れをして自由に這ひ廻ること能はざらしむ。されども清正は毫もこれを意とせざるものゝ如く軽々しく牽きながら自在に四方を這ひ回り居れり。適々豊臣秀吉此処を過ぎ、清正が力量の非凡なるを見知り、強ひてこれを両親に請ひ連れ帰りて養育せしに、年を重ねるに従ひ果して拔群の勇士となり、戰場到る処に功名を表はし、遂に蛇の目の紋と七字の幟とを唐土四百余州に輝かし、泣く児の音を止むるまでに至りしは、即この石臼を牽きたる赤児にてありしなり。

子どもの動作を束縛する手段として一般的に石臼が使われていたのかどうかは明らかではないが、幼児清正が怪力であったため、清正の父母は「常に其の子の過ちあらんことを恐れ」て石臼と幼児を紐で結び付けたという。また、幼児清正が自在に石臼を引いていたところ、偶然通り過ぎた豊臣秀吉によってその才能を見出され、のちに優れた勇士へと成長したという。同様の逸話は、京都教育会中

竹野熊野三郡部会編纂『尋常小学修身教師用参考書』二卷(明治二十五年(一八九二)刊)の「加藤清正ノ幼時」に確認され、一般に知られる話であったことが推測される。しかし、清正が石臼を引いたとする話の筋は『絵本太閤記』二編巻一の「福島市松の伝」と共通する部分が多い。こまかな違いはあるものの、名前が入れ替わっただけのような印象さえ受ける。

ところで、『絵本太閤記』では、加藤清正・福島正則・片桐且元の三者は幼少期に秀吉によって才能を見出された武将とされ、共通点が多い。特に、幼少期の清正にとつて正則はライバルであり、『絵本太閤記』以降の太閤記物の出版物にもその傾向がみられる。それだけではなく、対外戦争を想起させる武将であるという点でも共通点が見出せる。武将説話の集大成である『名将言行録』巻三十四では、朝鮮出兵の際に三度にわたる明韓兩軍の攻撃を打ち破ったという福島正則の逸話が紹介されている。福島正則や加藤清正らの逸話は、明治二十八―二十九年(一八九五―一八九六)刊行の七十巻増補版になって収録されたものだが、『名将言行録』は歴史小説を描く際によく用いられていた。このように、福島正則と加藤清正は共通点の多い武将であり、『絵本太閤記』以降の太閤記物では、両者の比較を通して個々の特徴を認識していたことがうかがえる。

しかし、後述するように、幼児が石臼を引いたとする逸話は、一般的に福島正則の伝記に書かれていることが多い。そのため、『幼

児図》を見た人々の多くは幼時の福島正則を描いた作品であると認識したのではないだろうか。したがって、本稿では《幼児図》の画題を福島正則の幼時の逸話に基づくものとしたい。

二、福島正則の幼時の逸話を描いた作品について

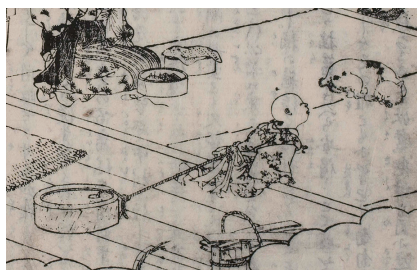
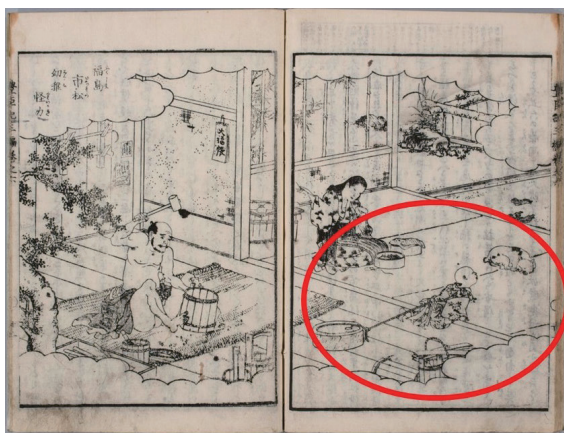
先行研究において、福島正則の幼時の逸話を描いた作品は『絵本太閤記』や『絵本豊臣勲功記』が指摘されているが、本節では切附本や錦絵等の出版物を含めて着目することで、本画題の特徴を検討したい。

先述したように、腰に石臼を結び付けられた幼児の姿は『絵本太閤記』二編卷之一の挿絵「福島市松の伝」に描かれている【図2】（一一一頁）。俯瞰的に描かれた桶屋の室内で桶職人が黙々と仕事をしており、その前で石臼に結び付けられた幼児が床に這いつくばっている。《幼児図》と比べて、石臼に結び付けられている子どもという点では共通するが、『絵本太閤記』の方がやや年長に描かれている。他方、読本『絵本豊臣勲功記』三編卷之六にも、福島正則の幼時の逸話が紹介されている。¹⁾安政四年（一八五七）に初編が刊行された『絵本豊臣勲功記』は、『絵本太閤記』と内容的に重複する箇所が多くみられる。挿絵では桶屋の室内が俯瞰的に描かれ、桶作りをする父親と針仕事をする母親の前で、市松が眠る猫の方に向かって石

臼を引きずっている【図3】。

ところで、実録が刊本として本格的に流布するのは明治以降からであるが、活字本の実録が出版される前に、実録や絵本読本の内容を抄録した切附本と呼ばれる整版の絵入り読み物が出版されている。切附本『真柴軍功記』二編挿絵（文久堂版、元治元―慶応元年（一八六四―一八六五）刊）【図4】では、石臼を軽々と引きずりながら秀吉に近づく市松の姿が確認できる。本文には、石臼ではなく「大ひなる石」とするが、挿絵では『絵本太閤記』と同様に幼児は石臼に結び付けられており、図像の参照関係が明らかである。

このような、福島正則にみられる怪力幼児のイメージは、『絵本太閤記』における子どもの対比によって特徴付けることができる。『絵本太閤記』では福島正則の他にもう一人、身体を拘束される子どもがいる。『絵本太閤記』初編卷之一【図5】では、奉公先の瀬戸物屋の主人に子どもの子守を頼まれた日吉丸（秀吉）が、「かゝる賤しき業をなし何日まで人に恥かしめられんや」と思い、子どもを井戸に括り付けて出奔する。挿絵では、泣く子どもを縄で井桁に縛り付ける様子が描かれ、この図様は歌川国芳の錦絵「名誉三十六合戦 鬼若丸」（嘉永元―五年頃（一八四八―一八五二）刊）【図6】（一一六頁）に継承されている。また、切附本では、『絵本日吉丸』初編挿絵（菊屋幸三郎版、嘉永五年（一八五二）刊）や『日吉丸誕生記（絵本日吉丸軍記）』下巻見返絵（山口屋藤兵衛版、慶応三年（一八六七）刊）【図



【図3】歌川国芳画『絵本豊臣勲功記』三編卷之六、国文学研究資料館蔵（ナ4-738-26）



【図4】歌川貞秀画『真柴軍功記』二編、横浜開港資料館蔵（P.V.69）



【図5】『絵本太閤記』初編卷之一「日吉丸児守」国文学研究資料館蔵（ナ4-762-1）

7、『絵本太功記』初編見返絵（吉田屋文三郎版、明治十九年（一八八六）再版本）にみられ、紐でつながれた子どもと柳とを組み合わせた図像で定着している。この図像は『絵本太閤記』刊行以前の書物にもみられ、『人倫訓蒙図彙』巻四（元禄三年（一六九〇）刊）「瀬戸

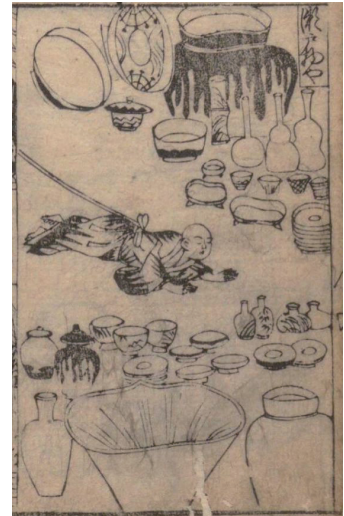


【図7】歌川芳春画『日吉丸誕生記（絵本日吉丸軍記）』下巻、高木元氏蔵（立命館ARC古典籍ポータルDB：Tkg-271）



【図6】歌川国芳画「名誉三十六合戦 鬼若丸」、早稲田大学演劇博物館蔵（201-3955）

物屋」【図8】では、さまざまな形の陶器が置かれた部屋の中に紐で繋がれた子どもが描かれている。詞書きには書かれていないが、日吉丸が瀬戸物屋の子どもを紐で縛り付けたことに因んで描かれたと考えられる。瀬戸物屋の子どもが泣き悲しむ様子に対し、幼時の正



【図8】『人倫訓蒙図彙』巻四、瀬戸物屋の項、国立国会図書館蔵（寄別13-58）



【図9】歌川国芳画「名誉三十六合戦 源二綱」、早稲田大学演劇博物館蔵（201-2999）

則は石臼に繋がれていることを意に介していない。『絵本太閤記』に登場する子どもと比較によつて、福島正則が怪力幼児であることがわかり、その大胆さや荒々しい性格を伝えている。

さて、福島正則を描いた錦絵では歌川国芳の作が注目される。

〔名譽三十六合戦 源二綱〕（嘉永元―五年頃（一八四八―一八五二）刊）

【図9】をみると、屋外で桶作りをする職人のそばに石臼を結び付けられた幼児、その幼児を怪しみながら見る武士がおり、後に福島正則の主君となる豊臣秀吉との出会いを描いていることがわかる。当時の出版統制下では戦国時代の武者の名前やその紋所を記すことは許されておらず、ここでは、渡辺綱と碓井貞光との出会いに置き換えている。国芳の描く幼児の表情は明るく、丸々と太った愛らしい

幼児が片手で猫の頭を押さえ付け、何事もなかったかのような顔で渡辺綱（＝秀吉）を見上げている。また、歌川国芳画「江都錦今様 国尽 児童怪力 矢矧牛若丸」（嘉永五年（一八五二）刊）【図10】（二―九頁）は、上下二段でそれぞれの地名に由来する逸話と役者似顔とが描かれたシリーズの一作であり、上段の「尾張」に該当する絵として尾張国出身である正則の幼時の逸話が描かれている。大きな桶の円弧からは円錐状の山が覗き、葛飾北斎「富嶽三十六景 尾州不二見原」を彷彿とさせる。これらの錦絵で注目されることは、幼児を見定める秀吉の姿が描き加えられていることである。『絵本太閤記』の挿絵にも秀吉が描かれているが、通行人と一緒に幼児の姿に驚いている風体に見える。錦絵では、秀吉と幼児との二者間の結び付きが強く表されるとともに、早期の才能発掘や人材育成の大切さが教訓として示されているといえるだろう。

福島正則の青年像を描いた錦絵では、詞書きに幼時の逸話が紹介されている。歌川国芳画・柳下亭種員記「太平記英勇伝 十五 吹島政守」（嘉永元―二年頃（一八四八―一八四九）刊）では、武者の実名使用をさけて「吹島政守」とするが、詞書きの内容から福島正則の伝記であることが明らかである。詞書きに注目すると、「此他何地の軍にも政守先鋒する時は必勝すといふことなし」、「実に武勇は万世に輝き大撃童樵夫といへども政守をしらざるはなし」とあり、負け知らずの武将として正則の強さを強調している。この他に、歌

川芳幾画・山々亭有人記「太平記英勇伝三十三福島左衛門太夫正則」(慶応三年(一八六七)刊)【図11】の詞書には「未だ三才の頃、腰なる紐に石臼を結おきしが這出る毎に臼相俱にうごく。秀吉是を視て奇なりとし則ち養て臣とす」とあり、福島正則の略歴を紹介する上で幼少期の逸話は欠かせない要素であったことがわかる。

以上のように、幕末を通して正則の幼時の逸話が白を引く幼児のイメージを伴って普及し、幼児の才能発掘や人材育成の大切さを説く教訓として受容されていたことがうかがえる。また、福島正則のイメージを検討すると、正則は幼い頃に秀吉によつて将来性が見込まれ、乱暴者だが剛勇無双の武将として認識されていることがわかる。幽香の幼少期は、日本における洋画技術の本格的な受容開始の時期であり、さらに錦絵や絵本類による太閤記物が流行する時期でもあった。絵草紙屋に並べられた太閤記物の錦絵や草紙類は、絵画修業に励んでいた幼少期の幽香の目にも止まったことであろう。

明治期の作については、山梨氏によつて右田年英画「木下藤吉郎市松の怪力に驚く図」(明治二十七年(一八九四)刊)【図12】が指摘されている。¹⁶⁾この錦絵においても、幼児に視線を向ける秀吉の姿が描かれ、幼児と秀吉との二者間の繋がりが見て取れる。また、『朝鮮新報』一九〇八年八月十三日第一面の講談連載小説「元和三勇士」(第一回、柴田馨講演)では、白を引く幼児の絵が掲載されている。冒頭では「処でこの福島左衛門太夫正則といへば既に三歳のお子供衆

でも御承知の通り、大阪陣に去るものありと音に響いた剛勇無双の大豪傑」と紹介し、福島正則が知名度の高い武将であったことがうかがわれる。また、『定本講談名作全集』別巻収録の講談事典では、最近まで行われた有名な武勇物のなかに加藤清正や福島正則を挙げている。視覚的なメディアを介さずとも、福島正則の幼少期の逸話が脈々と語り継がれていたと考えられる。

三、制作背景の考察——明治期の立身出世主義に着目して

《幼児図》が制作された頃の時代背景について、柏木氏は明治前期の美術界で起こった歴史画推奨の動きを取り上げている。¹⁷⁾明治二十—三十年代は日清戦争にともなう民族意識の昂揚を背景に、歴史人物を主題とする作品が大いに流行しており、¹⁸⁾国史の視覚化が進められた。また、山梨氏は、展覧会出品作としてふさわしい画題は花鳥画・山水画よりも、人物画や歴史画であると意見した岡倉天心の言葉を引用し、《幼児図》が歴史人物の幼少期を描いた歴史画として理解できることを指摘している。¹⁹⁾《幼児図》の他に幽香が描いた歴史画主題の作品は少ないが、石版画集『寸陰漫稿』(明治十九年(一八八六))には外国人向けの日本風俗画集として歴史人物を描いたものが見受けられる。

こうした歴史画流行の時代背景に加えて、本節では、福島正則の



【図11】歌川芳幾画・山々亭有人記「太平記英勇伝 三十三 福島左衛門太夫正則」、立命館大学アート・リサーチセンター蔵 (arcUP4839)



【図10】歌川国芳画「江都錦今様国尽 児童怪力 矢矧牛若丸」、国立国会図書館蔵 (寄別8-4-2-2)



【図12】右田年英画「木下藤吉郎市松の怪力に驚く図」、慶應義塾図書館蔵・ボン浮世絵コレクション (201X@345)

幼時の逸話を題材とする画題と明治期の立身出世主義との結び付きについて考えてみたい。というのも、《幼児図》に関する『東京日日新聞』の記者の所見では、その作品意図を立身出世と関連付けて捉えているからである。

周知のように、明治前期は『西国立志編』や『学問のすゝめ』といったベストセラーを通して、貴賤や貧富にかかわらず忍耐と努力で身を立てられることが説かれ、新時代を生き抜くための野心が加熟した。竹内洋氏によれば、明治前期における立身出世への情熱は人々の精神的な抛り所となっただけでなく、立身出世主義が日本の対外進出の内的エネルギーになったと指摘している²⁰⁾。

立身出世への憧れや野心は、すでに江戸時代から潜在する意識であり、農民から天下人となった豊臣秀吉は青少年の理想像といえる。幕末維新期の太閤記物における秀吉像は「立身出世の英雄」として描かれることが多くみられる。金時徳氏によると、太閤記物の切附本・絵本類は対外戦争に対する言及が少なく、秀吉の出世話に重点が置かれているといい、太閤記物の切附本・絵本類のなかに「無邪気さ」を見出せるという²¹⁾。内田匠氏は、明治元年から昭和二十年にかけての秀吉観を検討し、日清戦争以前までは大きな時局の変化が無かったことから、江戸時代から継続する「立身出世の英雄」としての秀吉観が優位に働いていたことを指摘する²²⁾。先行研究の指摘にもあるように、太閤記物の錦絵や切附本・絵本類にみられる秀吉の

イメージは「立身出世の鑑」としての認識が一般的であったことがうかがえる。

青山貴子氏は明治期の出世双六について、「上がり」のもつ上昇移動が明治初期の立身出世熱と高い親和性を示していることを指摘し、遊びに組み込まれた教育価値観の伝達作用に着目している²³⁾。出世双六は当時の出世観や成功観が視覚的に示され、遊びを通して価値観の形成・共有に影響を与えた。藤岡屋慶治郎版「大功記出世双六」(慶応二年(一八六六)刊)²⁴⁾の上がりは観音開きに展開する仕組みになっており、その扉絵に賤ヶ岳七本槍として数えられる加藤清正や福島正則らが描かれている。秀吉の出世を描くと同時に、秀吉の元で功績を挙げた家臣たちの出世も「上がり」を飾るにふさわしい人物として取り上げられている。

《幼児図》の制作後に出版された少年向けの読み物では、立身出世を成し遂げた人物としてたびたび福島正則が取り上げられている。『教訓童話偉人の幼時』(明治四十三年(一九一〇)刊)「福島正則幼時の剛腹」では、通常の子どもよりも力が強くて気が荒く、腰に結び付けられた石臼を引きずって暴れ回ったことが紹介されている²⁵⁾。ここでいう「偉人」は立身出世(成功)の手本となる人を指している。『教育史談 武勇少年』(大正三年(一九一四)刊)では、正則の幼時の逸話を通して、たとえ能力があってもそれを認識する人がいなければ発揮することができないという教訓を示し、「天下の少年^{てんか}」²⁶⁾



【図13】『エガオ』第五巻第三号、国立国会図書館蔵（Z32-684）

諸君！汝の靈力を認識せられんことを力めよ」と訴えている。本書は古今の優秀な人格に接することで現代少年の人格を修養するために書かれたものであるから、福島正則が英雄として認知されていたことがわかる。また、雑誌『エガオ』では毎号の巻頭末に「偉人ノ幼時」「偉人ノ成功」がカラーで紹介されているが、明治四十二年

（二九〇九）九月号に石臼を引きずる幼児正則の姿が描かれている【図13】。「豊臣秀吉ノ家来ニシ、ソレヨリ出世シテ名高クナツタノデゴザイマス」と紹介し、後表紙の「偉人ノ成功」では、賤ヶ岳七本槍に因んで、成人した正則が槍を構えて活躍する姿を描いている。以上のように、明治期になると、石臼を引く怪力幼児のイメージとそれに付随する幼児の才能発掘を促す教訓とが、立身出世の文脈の中で受容される傾向が強まっているといえる。また、明治期以来共有された功名Ⅱ出世Ⅱ成功の意識が福島正則の逸話と結び付き、出世の手法として受け入れられていたことがわかる。

このような、石臼を引く怪力幼児の逸話は、出世を遂げた人物にまつわる象徴的なエピソードとして伝承されていたことが確認される。明治時代に活躍した力士の梅ヶ谷藤太郎（一八四五—一九二八）は、福島正則と同様に、腰に結び付けられた石臼を引いたとする逸話が残されている。酒井弁（徒然坊）著『新編相撲叢話』では、明治の相撲を代表する力士として梅ヶ谷藤太郎を評している。また、梅ヶ谷の幼少期について、「二才の頃から体格肥満して、どうしても二才の小児とは受取れぬ程であつた、挽臼に繋がれたのを、曳摺つたと少し福島正則のお話もあるが、何しろ幼少の頃から特別に出来上がっていた」と述べている。幼時の梅ヶ谷が石臼を引いたという話に対して「福島正則的」と表現している点が興味深い。管見の限り、幼時の梅ヶ谷を描いた絵はみられないが、怪力幼児の逸話と

出世とが結び付けられた一例と捉えられる。

ここまで、明治期の立身出世主義との関係性に注目してきたが、《幼児図》がシカゴ万国博覧会の婦人館に展示するための画題として選ばれた背景には、近代日本における良妻賢母という規範意識も関係するのではないだろうか。欧米の女子教育観から影響を受け、女性における母親としての教育役割が強調され、女性に対して次世代を担う国民の養成が期待された。明治期の良妻賢母という規範に即して《幼児図》を読みといた場合、《幼児図》に隠された国家の立身出世という思想と、国家の礎となる子どもを育てる良妻賢母への期待とが呼応する。女性は家政の担当者であるだけではなく、その役割は国家の礎としての意義を持つていた。²⁹シカゴ万国博覧会の婦人館では女性としての利点を証明する方法として家庭的なものが取り入れられている。³⁰したがって、良妻賢母の創出という女性を囲う規範と立身出世とが相補的な関係であることに着目した画題選択もあつた可能性を指摘できる。

幽香は自身の修業時代を振り返る回想の中で、絵を描く上で一番重要なことについて次のように述べている。³¹

私は折々写真をもつてきて、絵にして呉れと頼まれますが、そんなものは、先づその目が何を語つてゐるか、どんな精神を現はしてゐるかといふことを見定めて、頬の筋肉とか額の形とか

いふやうなものは末葉として取り扱ひます。そのうつし絵の人物が、どんなことを思つてゐるか、悲しい思ひをしてゐるか、うれしい思ひを懐いてゐるかを観察し、またはその影から人格や性情を想像することが一番大切と思ひます。

描く対象の表面的な事象ではなく、精神性を映し出すことに注目している点は、幽香の作品を考える際にたいへん示唆的である。幽香は《幼児図》の他に子どもを描いた絵を残している。明治二十年代後半（一八九二—一八九六）に描かれた幽香の水彩画《水遊びをする子供》は、自身の娘である四女ふじと五女ちとせが水遊びをする様子を描いている。描線は柔らかく、夏の日差しの下で遊ぶ子ども達の日常を優しいまなざしで捉えている。これに対して《幼児図》の幼児は、愛らしい表情が封印されていることから、幼児という入れ物を借りて、正則の性格や生きざまが反映されているのではないだろうか。

明治期において立身出世は本人が望んでいただけではなく、社会から期待されるものであつた。《幼児図》には怪力の幼児に驚く秀吉や大人たちが描かれていないが、鑑賞者自身が幼児の将来性を見極めるといふ行為を通して、秀吉の目線となりえる。《幼児図》は美術館という近代的な施設に展示され、公共の場で鑑賞されたという点で近世の出版物とは大きく異なる。作品展示そのものがパフォー

マンズ的な行為⁽²⁾であると捉えた場合、《幼児図》には立身出世の目撃者を創出するという意図が読み取れるのではないだろうか。

おわりに

渡辺幽香《幼児図》は太閤記に登場する猛将福島正則の幼時の逸話を描いた油彩画であり、本稿では近世から連続する太閤記物の系譜のなかで《幼児図》を捉え、近世から近代へといたる太閤記物の画題展開や変容について考察した。

まず、幕末・明治初期の作品を通して、福島正則の幼時の逸話が石臼を引く幼児のイメージを伴って定着していることを確認し、本画題の教訓的な意味について言及した。その上で、明治期になると本画題が立身出世と結び付けて考えられる傾向が強まることを指摘した。

幕末維新期に出版された太閤記物において、豊臣秀吉は立身出世の鑑として描かれることが一般的であり、秀吉の家臣も出世の模範として捉えられていた。福島正則は加藤清正ほどの知名度や人気は無かったようだが、秀吉の元で立身出世を成し遂げた武将として説得力をもつて受け入れられていた。こうした並外れた才能は誰かに見出されてこそ発揮されるものであり、福島正則の幼時の逸話は、幼児の才能発掘や人材育成の大切さを説く教訓として受容されている

る。立身出世主義が加熱する明治期において福島正則の幼時の逸話は、明治の人々が内在的に抱え込んでいた立身出世への期待や欲求と呼応する。

《幼児図》では、モチーフの表面的な事象よりも精神性を描き出すとする幽香の高い画力によって、石臼を引く強健な幼児という具体的なイメージのなかに正則の性格やその将来性が実現しており、立身出世を志す日本男児の強さを連想させる。太閤記物の系譜から考えた場合、《幼児図》は「立身出世画」であり、近世から連続する太閤記物の認識と明治の社会背景とが複合的に含まれていることがうかがえる。

明治期に制作された太閤記物の作品は他にも確認され、近世では描かれなかった徳川家康が登場するなどの変化がみられる。作品の分析を通して明治の人々が太閤記物とどのように出会い受容していたか、そして近世の太閤記物との連続や断絶を明らかにすることができるだろう。

注

(1) 柏木智雄「渡辺幽香作《幼児図》と世界コンパス博覧会婦人館について」『横浜美術館研究紀要』二号、横浜美術館学芸部編、一九九九年三月、七―十九頁。

(2) 山梨絵美子「渡辺幽香のシカゴ万国博覧会婦人館出品作について」『近代

画説』二号、一九九三年十二月、二十六―二十九頁。

- (3) 味岡京子「一八九三年シカゴ万国博覧会「女性館」への日本の出品——「女性の芸術」をめぐる」『人間文化論叢』第九巻、お茶の水女子大学大学院人間文化研究科、二〇〇六年、八一―九頁。

(4) 翻刻の際は旧字を新字に改め、原本にルビがある場合はルビを付し、読みやすさを考慮して句読点を施した。また、翻刻の原本は図版の所蔵先に準じる。

(5) 前掲注2、二十八頁。

(6) 前掲注1、十四―十六頁。

(7) 沼田頼輔『日本紋章学』、明治書院、一九二六年、八五二―八五三頁。

(8) 「大日本婦人会の閣籠 博覧会出品物（承前）」『東京日日新聞』明治二十六年二月二十三日（第六三九九号）、三面。

(9) 井上泰至「蔚山城の清正——『絵本太閤記』を中心に」『読本研究新集』十二集、読本研究の会、二〇二二年二月、一―十五頁。

(10) 前掲注2、二十八頁。

(11) 子どもを白に結び付ける話として、三輪茂雄氏が佐々木喜善著『聴耳草紙』に収録されている昔話「鬼婆と小僧」を紹介している（三輪茂雄『もとの人間の文化史25 白』法政大学出版局、一九七八年、三〇―頁）。「鬼婆と小僧」は「三枚の御札」に相当する昔話であり、捕まえた小僧が便所へ行った隙に逃げ出さないよう、鬼婆が小僧を縄で縛り、挽白に結び付けたとされる。

(12) 切附本『清正一代記』（山口屋藤兵衛版、元治元年（一八六四）刊）では、戦場で指物役を許された福島正則に対抗心を燃やした清正が、秀吉の許しを得ずに家臣らに作らせたふろの指物をつけて勝手に出陣し、功績を挙げたというエピソードが書かれている。清正のライバルとして正則を登場させることで、清正の負けず嫌いな性格を強調していることがわかる。また、切附本『真柴軍功記』二編口絵（文久堂版、元治元―慶応元年（一八六四

―一八六五）刊）では、少年期の加藤清正・福島正則・片桐且元の肖像が描かれており、特に、清正と正則は互いに睨みをきかせ、対立関係が明らかである。

(13) 井上泰至「武家の文芸——江戸の武家説話から司馬遼太郎へ」『国文学解釈と鑑賞』七十四巻三号、至文堂、二〇〇九年三月、一三四―一四一頁。

(14) 山梨絵美子「渡邊幽香 幼児圖」『國華』一三八二号、國華社、二〇一〇年十二月、四十五―四十七頁参照。

(15) 詞書については、『平木浮世絵文庫3 歌川国芳 太平記英雄傳』、平木浮世絵財団、二〇一一年、六十三頁に依拠する。

(16) 前掲注14、四十五頁。

(17) 前掲注1、十三―十四頁。

(18) 塩谷純「歴史を学ぶ・楽しむ——幕末明治期の視覚表現から」『日本美術全集十六 激動期の美術 幕末から明治時代前期』小学館、二〇一三年、一八五―一九三頁。

(19) 前掲注14、四十六頁。

(20) 竹内洋「出世主義文化の転換」、中農晶三・竹内洋「転換期の文化 日本近代化のひずみ」創元社、一九七九年、四十九―七十四頁。

(21) 金時徳「太閤記物・朝鮮軍記物の近代——活字化・近代太閤記・再興記」青山学院大学文学部日本文学科編『日本と（異国）の合戦と文学』笠間書院、二〇一二年、一七二頁。

(22) 内田匠「近代日本における豊臣秀吉観の変遷」（慶應義塾大学法学部政治学科ゼミナール委員会編『政治学研究』第五九号、二〇一八年五月、慶應義塾大学出版会、七頁）。

(23) 青山貴子「双六玩具の教育利用と立身出世主義——教育双六における「上がり」の意味論的考察」『遊びと学びのメディア史 錦絵・幻燈・活動写真』東京大学出版会、二〇一九年、一七一―一八九頁。

(24) 歌川芳虎画、国立国会図書館蔵（VR8-27）。

- (25) 江口天峰編『教訓童話 偉人の幼時』文盛堂、一九一〇年、一五二―一五五頁。
- (26) 高瀬敏徳『教育史談 武勇少年』実業之日本社、一九一四年、一七一頁。
- (27) 「偉人ノ幼時 福島正則」「偉人ノ成功」『エガオ』第五卷第三号、一九〇九年九月、建文館、三頁・後表紙。
- (28) 酒井弁(徒然坊)著『新編相撲叢話』開拓社、明治三十三年(一九〇〇)、五十一―五十一頁。
- (29) 小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房、一九九二年、三十頁。
- (30) 前掲注3、二頁。
- (31) 渡辺幽香「修業時代(1) 少女時代から苦勞した洋画」『中央美術』第五十三号(第六卷第二号)、日本美術学院、一九二〇年二月、七十八頁。
- (32) 五十殿利治「美術の「近代」と美術家の「行為」」、木下直之編『講座日本美術史第六卷 美術を支えるもの』、二〇〇五年、東京大学出版会、四十五―七十七頁。

付記

本稿は東アジア日本研究者協議会第五回国際学術大会(二〇二一年)における次世代バネル発表「日本文化における舶来表象と権威」の個別発表に基づく内容である。

近代日本における「信仰」と「儀礼」の語り方

——姉崎正治の修養論と宗教学の成立をめぐる

呉 佩遥

はじめに

近年になって進められた「宗教」なる概念の脱自明化から、近代日本における「宗教学」の成立と展開を考察することは、「宗教学」という領域に対する私たちの理解を把握するために重要である。明治以降に誕生した「宗教」の本質を探究するこの学問分野では、何が「宗教」であり、何が「宗教」ではないかということを判断する広い意味での政治性が存在している。また、「宗教」という普遍性を持つカテゴリーとそれに基づいて成立した「宗教学」の学問実践は、日本列島の信念体系の語り直しを意味した。

しかし、アカデミックな場に成立した「宗教学」において、「宗教」に隣接した概念であり、「宗教」の中核的な要素とされる「信仰」と、「宗教」の身体的実践の一つを示す言葉としての「儀礼」がいかに関与したかについては、まだあまり考察されていない。亀山光明は、磯前順一などによる先行研究で提示された近代宗教概念の特徴——「プラクティス」（儀礼的实践等の非言語的慣習行為）の後退とその半面としての「ビリーフ」（教義等の言語化した信念体系）の重視——を踏まえ、その見直しとして「ビリーフ」と「プラクティス」という二つの領域の「併存」を指摘している。しかし、亀山は近代における「戒律」の再構築に着目してはいるが、「信仰」と「儀礼」の概念、あるいはその関連性を論じていない。

「信仰」に着目した言説研究に関しては、例えば「信仰」が定着していくプロセスを検討した星野靖二が指摘したように、「信仰」が明治初期から「belief」や「faith」と結び付くようになった。星野はまた、「信仰」という言葉が二〇世紀転換期となると「実存的宗教論」——キリスト教徒の内村鑑三（一八六一—一九三〇）や、精神主義運動をその門下とともに展開したとされる清沢満之（一八六三—一九〇三）の論述に見られるような「信仰」の語り方——という新たな枠組みで議論されるようになったと論じている。⁵⁶

他方、武井謙悟は、近代日本の「儀礼」が「信仰」とは対照的に、これまであまり注目されてこなかったことを指摘し、その主な理由を次のように挙げている。まず、戦前の儀礼研究は主に「信仰を重んじる」浄土真宗の僧侶に担われていたこと。そして、そもそも「仏教儀礼」という語は一九七〇年代後半まで定着しておらず、「法会」や「法要」、「儀式」、「行事」などが「儀礼」を指す語として併用されていたこと。それに加え、資料の制限があるため、「過去」すなわち近代の儀礼は主題化されることが少なかつたことである。⁵⁷しかし、近代日本において「儀礼」がまったく論じられていなかったわけではない。近代の儀礼論に関しては、例えば碧海寿広が、青年仏教徒を中心として二〇世紀転換期に巻き起こった新仏教運動の儀礼論を取り上げ、来たるべき「新仏教」を目指し、その対極にある「旧仏教」を激しく批判した新仏教徒は、「慣習」の改革という立場

から「儀礼」を批判的に捉え直したと指摘している。⁵⁸

近代日本における「信仰」と「儀礼」の語り方とその交錯を探るために、宗教学の枠組みで「儀礼」を取り上げた姉崎正治（一八七三—一九四九）の『宗教学概論』（東京専門学校出版部、一九〇〇年）が分析の好材料となる。姉崎は、アカデミックな場に成立した「宗教学」の先駆者として知られ、一九〇五年に東京帝国大学の宗教学講座の初代教授となった人物であり、そして彼の『宗教学概論』は近代儀礼研究の嚆矢ともされている。⁵⁹比較宗教学が流行していた一八九〇年代から、姉崎があらゆる宗教に共通している固有（*genetic*）のものを探る宗教学の立場を強調する一九〇〇年代までは、人格の向上を目的とする自己研鑽を求める「修養」という概念がブーム化している時代である。日本初の倫理学研究会である丁西倫理会（設立当初は丁西懇話会という名称）の創立に携わった姉崎も、『宗教学概論』で「修養」の方法を模索した。明治三〇年代の修養言説を検討した栗田英彦が指摘したように、井上哲次郎（一八五六一—一九四四）の「倫理的宗教」の構想が引き金となり、それへの批判としてオルターナティブな宗教（学）者の修養論が提示された。そしてこれらの修養論には、「超「宗教」性・宗教進化論的序列意識・現象即実在論的な世界観・倫理Ⅱ宗教的な理想といった基本的性格」が共通して確認でき、「自発的実践の重視」とその半面としての「特殊的・形式的な教義や儀礼の軽視」という傾向があるという。⁶⁰

した時代状況に身を置いた姉崎は、後述するように「信仰」と「儀礼」を再解釈し、両者の結び付きによる「修養」を段階的に説いた。このように、「信仰」と「儀礼」をめぐる姉崎の議論は、彼の「修養」への大きな関心とは切り離せないといえる。しかし、「修養」をめぐる研究では丁酉倫理会の役割が言及されるものの、その中心的なメンバーの一人である姉崎がいかに自らの「宗教学」で「修養」の問題と向き合ったかということは、あまり注目されていない。そこで本稿では、こうした姉崎の議論における「宗教学」と「修養」の関連性に光を当て、姉崎を同時代の社会的・思想的なコンテキストの中に位置付ける。

そのために、まず宗教学の前段階にあたる比較宗教学における道徳的な宗教の主張や、同じく「宗教学」を掲げ「信仰」を根拠とする「修養」を説いた加藤玄智（一八七三—一九六五）の議論を考察する。そうすることによって、一九〇〇年代頃における「宗教学」と「修養」の関わりを確認する。そして姉崎の「宗教学」における「信仰」と「儀礼」の語り方を対象とし、「信仰」と「儀礼」がいかに「修養」の方法を探究する過程で交錯したかを説明する。

第一節 宗教学と「修養」

——二〇世紀転換期における道徳的な宗教の探求

本節では、姉崎が構築した宗教学の同時代的なコンテキストを明らかにすべく、その前段階とされる比較宗教学の代表的な人物である岸本能武太（一八六六—一九二八）と、新仏教運動に参加した宗教学者である加藤玄智の議論に着目する。それに際して、彼らがいかに当時の比較宗教学と宗教学の基本的な枠組みとなっている進歩主義的な図式を用いつつ、「道徳」あるいは「修養」に重きを置いた理想的な宗教像を描き出そうとしたかに焦点を当ててみる。

「宗教学」は従来の神学や教学とは区別される「価値中立」を掲げているため、その成立を国立大学に辿るべきであることが先行研究で指摘される¹¹⁾。他方、「宗教学」という言葉自体は、すでに一八七〇年代の段階で真宗大谷派の僧侶・石川舜台（一八四二—一九三一）などにより用いられている¹²⁾。また、鈴木範久は、近代日本の宗教学の成立過程を探り、自由キリスト教の一派であるユニテリアンによりもたらされた「自由討究」や、岸本能武太などキリスト教系知識人が中心となって展開した比較宗教学を念頭に、宗教学の系譜を辿った¹³⁾。一八九一年九月、帝国大学文科大学で井上哲次郎が「比較宗教学及東洋哲学」を開講し、姉崎を含めて多くの学生に影響を及ぼした¹⁴⁾。

このように、国立大学で成立した「宗教学」の特徴を把握するには、少なくともその前史的段階にあたる比較宗教学の性格を確認しなければならぬ。

一八九〇年代における比較宗教学の主な著作や論説としては、例えばキリスト教徒であり、ドイツ哲学の研究者として知られる三並良（一八六五—一九四〇）が著した「比較宗教学と基督教」（『真理』四二号、一八九三年）が挙げられる。そして「哲学」による仏教の捉え直しをめざした井上円了（一八五八—一九一九）の講義録『比較宗教学』（哲学館、一八九三—一八九四年）や、岸本能武太の講義録『宗教の比較的研究』（東京専門学校、一八九五年）が続々と出版された。かくして比較宗教学は自由主義神学系のキリスト教者とその影響を受けた宗教（学）者が中心となり展開したが、その枠組みでいかなる宗教論が主張されたかについては、本節では比較宗教学の流行の代表的な人物である岸本の『宗教研究』を中心として考察する。¹⁶

一八六六年に岡山県で生まれた岸本は、京都にある同志社英学校普通科と同志社英学校神学科で学び、一八八二年に新潟襄（一八四三—一八九〇）から洗礼を受けた。¹⁷一八九〇年から一八九四年にかけて、岸本はハーバード大学神学科に留学し、宗教哲学、比較宗教学、サンスクリット語、パーリ語を研究し、一八九三年にシカゴで行われた万国宗教会議で演説した。帰国した岸本は、東京専門学校（現早稲田大学）や宇宙神学校で比較宗教学を開講し、一八九六

年に姉崎とともに「比較宗教学会」を設立するなど、比較宗教学の研究に大きな関心を寄せた。

『宗教研究』は岸本が数年間でユニテリアンの機関誌たる『六合雜誌』や『宗教』で発表した論説を編纂したものである。その目的は「研究的批評的態度」によって、欧米諸国の宗教学者が「宗教の分類、起原、進化、基礎等」についていかなる研究を行ったかを紹介し、その批評を試みることである。¹⁸また、『宗教研究』では日本初の心理学者とされる元良勇次郎（一八五八—一九二二）が序文を著している。ここでは、「徳育」の問題がすでに長らく議論されているが、「所謂修身道德の教」を人心の奥底に入り込ませるために、「徳行の源泉即ち凡ての道德の根となる」ものとして「宗教」が必要であることが述べられる。しかし、元良は世に行われる宗教が果たしてその役割を果たせるかどうか疑念を抱き、宗教の代わりに「人道」という言葉を示している。¹⁹この序文から、宗教の道德的な側面あるいは道德的な宗教を明らかにするものとして、『宗教研究』が刊行されたことが窺える。

すでに先行研究で指摘されたように、西洋の宗教史学者であるC・P・ティール（Cornelis Petrus Tiele 一八三〇—一九〇二）の説がその典型となる宗教進化論は、それに基礎付けられる宗教類型論とともに、一九〇〇年代前後に本格的に導入された。²⁰それはまた、『宗教研究』の基本的な枠組みともなっている。岸本は宗教の基礎を「生

存の欲望」とし、その「欲望」の変化により人類が進化し、そして宗教も変わっていくとしている。⁽²¹⁾ 宗教の起源について、岸本は「心身無区別の時代」——すなわち「太古の人類」が「靈魂」と「肉体」を区別できない時代——の宗教を「天然崇拜」として捉える。彼によれば、その後に長い年月をかけて、人類は「靈魂」と「肉体」の区別を認識するようになり、いわゆる「心身有区別時代」に至った。この時代には「靈魂崇拜教」（祖先崇拜もこのカテゴリーに含まれる）が盛んとなり、そこから「祈祷苦行」や「供物祭祀」などの儀礼実践も始まった。⁽²²⁾ そしてそれ以降の時代を岸本は、「學術」と「道徳」との関連性で区別していく。すなわち宗教が社会のあらゆる方面を支配し、學術と道徳がまだ独立して存在しない、「宗教専制時代」、「智識の欲望」と「道徳の欲望」が「膨張」しはじめる「宗教學術／道徳衝突時代」、學術と道徳による「宗教破壊時代」である。⁽²³⁾ しかし、岸本にとって、そもそも「學術」と「道徳」は宗教の敵ではなく、宗教を「改良」する方向に導く「良友」であり、宗教の進化にはこの「双輪」が必要である。したがって、その進化の先、すなわち「将来の宗教」は「科学的」、「道徳的」、「哲學的」、「世界的」、「理想的」なものとして構想されている。⁽²⁴⁾ このように、岸本にとって宗教とは「人類全体の教育の謂にして其の目的は完全なる人間を養成する」ものであり、⁽²⁵⁾ そして理想的な道徳宗教が、宗教進化論の図式に基づき「将来の宗教」として語られた。

ところで、同じく宗教進化論の枠組みにそつて道徳的な宗教を探求しつつ、「信仰」による「修養」を主張したのは、加藤玄智である。真宗僧侶の家で育った加藤は、既成教団の打破と仏教の革新を唱え、「従来の宗教的制度及儀式」の排除と「健全なる信仰」の確立をめざした「仏教清徒同志会」（一九〇三年に「新仏教徒同志会」と改称）によつて進められた新仏教運動に参加したことがある。⁽²⁶⁾ そして後述するように、新仏教運動の主張も少なからず彼の宗教学に反映されている。加藤は日露戦争頃から神道研究に携わるようになり、今日においても近代神道を築いた一人として知られている。⁽²⁷⁾

加藤はその宗教学の大著たる『宗教新論』で、「健全なる宗教」が「智情意全作用」の活動により成立すると説き、⁽²⁸⁾ 明治期の仏教言説に多く見られるイマヌエル・カント (Immanuel Kant 一七二四—一八〇四) の知情意三分法にそつて理想的な宗教像を描こうとする。しかし加藤は、このカント以来の三分法を「科学的心理学」の知識に基づいて批判し、「宗教」がその性質上、単なる「智性」、「感情」、「意志」ではなく、知情意を統合した作用であると主張している。⁽²⁹⁾ 加藤は、日本列島における従来の宗教が「外形的虚式的に化石し去りて、何等人心に対して宗教上の精神的感化をも与ふる能はざる」ものであるとし、⁽³⁰⁾ それに代わつて仏教とキリスト教に基づいた「新宗教」を謳い上げている。さらに、自らの理想的な宗教のビジョンを『宗教の将来』で展開させ、⁽³¹⁾ そこで道徳の根本的な源泉を「信仰」に求

めようとする。加藤は同時代の福沢諭吉（一八三五—一九〇一）の『修身要領』（福沢三八、一九〇一年）の出版など、「倫理修養」を唱道する動向に対して、次のように述べている。

（これらの主張には）単に実践躬行の個条を臚列したるもの多く、その実践躬行主義の由りて出づる本源に至りては余り深遠なる考察をも費やしをらざるものなれば、吾人は尚之れのみにては隔靴搔痒の感無き能はざるものなり、必ずや何等か根本的に一切の倫理道德の実践躬行は皆其同一淵源より混々として湧出し來たるの一大主義の樹立、即ち健全なる信念の確立を期待して止む能はざるものとす⁽³⁴⁾

かくして加藤は、同時代の修養論で「実践躬行」の方法が多く提示されるが、そもそも修養を求める内面的な動機が欠けているということを意識した上で、「健全なる信念」の必要性を強調しているわけである。このように、「信仰」を中心に据えた彼の修養論は、新仏教徒の立場を貫いたものとして捉えることができるだろう。オリオン・クラウタウが指摘したように、「他力」の伝統を持つ真宗系仏教者は、修行など身体的行為と簡単に結び付く修養と向き合うに際し、「信仰」による修養というアプローチを案出した⁽³⁵⁾。真宗的な雰囲気の中で育った加藤も、「健全なる信仰」を軸として修養の方法を論じ、

あるべき道德宗教を構想したといえる。

本節で確認したように、一八九〇年代に展開した比較宗教学と一九〇〇年代前後の宗教学は、宗教進化論に基礎付けられる宗教類型論により理想的な宗教の構築を図った。そして新仏教徒である加藤の議論に見られるように、道德的な宗教を探求する過程で、修養の方法が「宗教」の特徴と関わるかたちで模索された。加藤は「信仰」による修養を提唱したが、次節以降では姉崎の宗教学における「信仰」と「儀礼」を扱い、姉崎がいかなる修養論を提示したかを考察する。

第二節 『宗教学概論』における「信仰」と「儀礼」

本節では、まず『宗教学概論』の出版までの姉崎の生涯を簡潔に紹介し、そして姉崎の議論を分析することによって、彼がいかに比較宗教学の立場を批判的に継承し、また彼の宗教学では「信仰」と「儀礼」の語りがいかに錯綜しているかを検討する。

姉崎は、一八七三年に京都府下京区にある真宗仏光寺の絵所で生まれた⁽³⁶⁾。一八八一年、八歳にして父を失った。一八八四年頃から、川端仁王門にある劉家塾で漢学を習い、また、近代日本における神智学の導入に大きな役割を果たした平井金三（一八五九—一九一六）のオリエンタルホールで学びはじめた。一八九三年、姉崎は帝国大

学文科大學哲学科に入學し、その後文壇で足跡を残した高山樗牛（一八七二—一九〇二）や幸田露伴（一八六七—一九四七）、泉鏡花（一八七三—一九三九）の知己を得た。また、先述したように、この時期には井上哲次郎の「比較宗教及東洋哲学」を受講したことがある。

一八九六年、姉崎は帝國大學文科大学を卒業した。一八九六年九月、一八九三年のシカゴ万国宗教学會議で演説した積宗演（一八六〇—一九一九）などが組織した宗教家懇談会に雑誌『太陽』の記者として出席し、そしてこの時期にはユニテリアンとその機関誌の編集に関わっていた岸本と比較宗教学會の創立を図り、一月には第一回比較宗教学會を開いた。

かくして比較宗教学の研究に力を注いだ姉崎であるが、例えば一八九六年に浄土宗高等學院で「宗教学」を開講するなど、「宗教学」をも念頭に置いていた。『宗教学概論』も、姉崎が東京専門学校で講演した記録である『比較宗教学』の内容を充実させたものである。しかし、姉崎は比較宗教学の知識や方法を吸収し、それを踏まえつつも、意識的に従来の比較宗教学とは異なるかたちでの「宗教学」を構想した。一九〇〇年、姉崎は『宗教学概論』を出版し、文部省留學生としてヨーロッパへと出発し、一九〇三年に帰国した。一九〇五年三月、東京帝國大學文科大学に宗教学講座が開設され、姉崎はその初代教授となった。

姉崎は比較宗教学の流行という雰囲気の中で自らの「宗教学」の

構築に着手したが、各宗教の「具象的な把握」に物足りなさを覚え、宗教を「すべての人間に通底する意識の現われ」と捉えることにより、固有な領域としての「宗教」を確立したとされている。⁴⁷ この意味で『宗教学概論』は、姉崎の初期の代表作の一つであり、また日本の宗教学研究のメルクマールの一つとして挙げられるだろう。そしてそこには、「宗教学者」の立場と生家の真宗の影響がともに読み取れる。ここで注目すべきは、姉崎が「科学」としての「宗教学」の性格を強調したことである。彼が従来の「比較宗教学」とは峻別される領域として「宗教学」を認識していることは、次の記述から窺われる。

而して宗教の科学的研究は、古来の宗教教會の討究と新文運の事實蒐集比較研究とに依りて養成せられ、今や一切宗教の現象より帰納し來りて、之が統一研究を目的とする宗教学なる新学科は、幾多の反對あるに係らずして、諸學者の希望し企図する所となれり⁴⁸

このように、姉崎はマックス・ミュラー（Friedrich Max Müller 一八二三—一九〇〇）にその代表的な例を見る比較宗教学のアプローチ——諸宗教の現象を集め、「比較」するだけにとどまると姉崎は主張している——よりも、「一般に宗教の特質及發達を明にする宗教学

(Religionswissenschaft, Science of religion)」という客観的な立場を主張する「学問」の領域に可能性を見出した。³⁹⁾

さて、二〇世紀転換期から「個」の存在を意識した信仰言説が広まったことが注目されてきたが、同時期の儀礼論も、例えば新仏教徒同志会の機関誌たる『新仏教』に見られるように、「個」との関連性で語られることが多い。そしてここでは宗教の進歩主義的な段階論に基づき、従来の「形式的」な「儀礼」が当時の時代に適合していないものとして批判的に論じられている。⁴⁰⁾ こうした状況の中で、姉崎はどのようにして、そしていかに「儀礼」を主題として取り上げ、自らの「宗教学」の体系に組み込もうとしたか。

姉崎の『宗教学概論』は「宗教心理学」、「宗教倫理学」、「宗教社会学」、「宗教病理学」からなっており、「信仰」と「儀礼」が中心的に叙述された部分は第二部にあたる「宗教倫理学」においてである。姉崎は「宗教学」の範囲を説明するに際し、「宗教」の「心的機能」、「社会的発表」、「歴史的発達」を観察し、それらを「統一的」に捉え、「普遍の特性理法」を追求することを宗教学者の要務としている。⁴¹⁾ 「宗教倫理学」に關しても、彼はこの三つの側面から論じていく。「宗教倫理学」の冒頭で、姉崎はその概要を次のように説明している。

宗教的意識は意志力行とならずんば止まず、此力行なる儀礼、即宗教的道德は、宗教倫理学の題目なり。儀礼には主我、他律、

自律三種の理想あり、其理想に達する方法各異にして、儀式に重きを置く者、神法に重きを置く者、德行に重きを置く者なり。此等儀礼は神人融合の必至方法なるが故に、之を行ふ自然の結果として、神人融合の実現を希図する宗教的団結を生じ、或は国民的宗教となり、或は普遍的教会となる。此等は皆宗教が意識の事実より行為の事実となりし者、即倫理学の題目なり。⁴²⁾

かくして「主我」すなわち「儀式」に代表される「儀礼」の理想、「他律」すなわち「神法」に重きを置いたものと「自律」すなわち「德行」を重視するものが、宗教についての進歩主義的な発想によって区別される。姉崎によれば、「主我」の「儀礼」は人類が「意欲感情」を「天然の偉力」に投影させ、それを「畏怖し又信頼する」段階において行われるものであり、その多くが「自家の満足」を求めるものであるという。そして「主我」から「他律」に進歩した「儀礼」は、「神法」に「服従」し、「神意と我との調和したる状態」を保つために行われるものである。それに対して「自律」の段階では、「専制」していた神が「賢明正義」となり、「良心道德」の進歩が「宇宙秩序の協力増進」と「自己人格の向上醇化」をもたらし、ともに、「見性仏化若くは神意発現」に導くものとして強調されている。⁴³⁾

このように、姉崎は「宗教の発達」という発想に基づき、「主我主義」から「他律主義」へ、そして最終的には「自律主義」へと到達

するという「儀礼」の段階を説いている。また姉崎によれば、「主義」の「儀礼」は「個人的」であり、その神が「天然的に交替神教或は多神教」である。「他律主義」の「儀礼」は「国家的民族的」であり、その神は「守護神或は祖神の主要なる者を中心とする統一的多神教」である。「自律主義」は「国民的唯一神教」であり、それ故にその神は「普遍的唯一神」、「万有単一神教」である。かくして異なる動機と対象、方法を持つ「儀礼」が一つの体系の中で位置付けられている。

姉崎によると、「儀礼」は「信仰」との相互作用により神人関係で機能するという。具体的には、姉崎は「宗教的意識は自己中心の方面と之が結果にして而も反対の動機たる神格委託の方面との二面あり」と述べ、「此二面は意志に現れて、自己主張と服従となるが故に、其行動発表たる儀礼亦常に此二方面を包括し、二方面の動機を有し、其手段として行はる」としている。⁴⁵そして「人間自らは其儀礼祭儀の壮大に接して、愈神力の宏大なるを感覺的に印象せられ、其場の光景に依りて一層信仰熱情を増進するなり」と論じていることから窺われるように、⁴⁶姉崎にとって「儀礼」や「祭儀」はもともと自らの欲求を満たすために神に祈る行為であるが、「神力」を實際に知り、感じるにより「信仰」がますます篤くなるという二つのベクトルが存在しているといえる。ここでは、「信仰」と「儀礼」が影響し合う関係にあるということが強調されている。また、姉崎は「儀

礼」の性質がこうした神人関係の二つの側面から由来することを説き、「儀礼」を通して神の大きいなることを感得することにより、神への「信仰熱情」も高まるという論理を立て、「儀礼」そのものを積極的に評価しようとしているといえる。⁴⁷そして姉崎は「儀礼は神的冥想を獲得するの機関たるのみならず、其必然的媒介、必至の規定即神人の結合力実力にして、儀礼其物が理想到達の力を有するを信ぜず」とも述べている。⁴⁸ここから窺われるように、姉崎にとって「儀礼」は単に目的に達成するための一つの手段（「方便」）ではなく、それ自体が直接的に「宗教的意識」の表れであり、宗教的な「理想」に必要なものである。

上述したように、姉崎は「信仰」と「儀礼」をともに「宗教的意識」の表明であるとし、両者の相互作用を強調したのである。そして「自我主義」、「他律主義」、「自律主義」を以て「宗教」を分類し、それぞれの「儀礼」を説いているが、そこで修養概念が「宗教学」の文脈で登場してくる。次節では、『宗教学概論』における「修養」の語り方に着目し、その視角より姉崎の「宗教学」の再検討を試みたい。

第三節 姉崎正治の修養論

——主我主義・他律主義・自律主義をめぐって

本節では、『宗教学概論』と同時期における「修養」との関わりについて考察する。それは、後述するように、姉崎にとつて「儀礼」が「宗教的意識」の表れであると同時に、「宗教的道德」の涵養に導くための重要な手段でもあるからである。

『宗教学概論』における「主我主義」、「他律主義」、「自律主義」の「修養」がいかに論じられているかについては、まず姉崎によれば、「主我主義」では「道徳を修練するを要せず」、「儀礼の修練」（例えば「供儀祈禱讃歌」）があるのみである。⁽⁴⁹⁾「他律主義」では「道徳の修練は入聖式と法律確守との二点」にあるが、「法律確守」にも神への「信頼服従」が必要である。「自律主義」について、姉崎は「其道徳養修の第一動機は外より受くる戒命受礼にあらずして、自らの心情が自ら宗教中の罪人たるを意識し、罪惡を脱して道徳を増進せんと憤励するを以て、其初の入門となす」としている。⁽⁵⁰⁾

ここで留意したいのは、「自律主義」の「修養」の具体的な事例として、姉崎が「念仏」の實踐を挙げていることである。彼は次のように論じている。

仏者は之を仏撰取の光明に撰せられて善行に進むと觀じ、念仏三昧（念仏とは仏名を唱ふるのみにあらず、一心に仏を信じて之に帰命委托するなり）帰命修善となし、基督教にありては神の恩寵に依りて善道に進む者と信じ、神に依屬しての修善にして、救済を來らしむる信仰（fides salvifica）を以て善を行ふなり⁽⁵¹⁾

この記述から、姉崎が幼少期から薰陶を受けた真宗の影響が窺われるが、それよりも重要なのは、「念仏」が単なる「仏名を唱ふる」という行為のみならず、「帰命委托」と「一心に仏を信じる」という内面的な動機付けによつて強調されているということである。ここでは仏教の「念仏三昧」とキリスト教の「信仰 fides salvifica」がともに「自律的道德」の領域に入るものとされ、宗教間の垣根を越えた「宗教的意識」のレベルでその同一性が主張されているということにも、目を向ける必要があるだろう。

ここでは、『宗教学概論』では「個」の「儀礼」のみならず、それは区別される「社会」の「儀礼」がやや異なる視角から論じられ、その意義が評価されていることにも少し触れてみたい。姉崎は念仏のような「自律主義」の儀礼を「個」の修養の枠組みで語ることが多く、そしてこうした儀礼の意義を普遍性において見出している。他方で、彼は社会的な儀礼にも目を配り、それについては、「主我主義」（祭祀、供物など）と「他律主義」（『旧約聖書』で説かれるような

神法への服従、禁欲主義など）の儀礼の範囲を重ねながら扱い、それらの儀礼が「社会的団結」の基礎であると強調している。とくに「他律主義」を中心とする宗教を「社会の団結と相互扶植せる国民的宗教」とし、積極的な評価を下している。

すでに見てきたように、姉崎は「信仰」と「儀礼」の結び付きによる「自律主義」の修養法を勧め、そして「自律的道德」を修養の一つの到達点としている。換言すれば、内面的な状態と外面的な実践が調和しているところに、姉崎が構想した理想的な宗教があるといえる。ところで、人間の「心」と「身体」の相互作用を強調し、この二つの側面からの修養法を提唱することは、明治後期からの修養書ブームで代表的な一人である加藤咄堂（一八七〇—一九四九）の議論にその一つの典型を見ることができ⁽⁵³⁾。加藤はその大著である『修養論』で、「修養」における「身体」と「精神」（身心）について、二元論的対立を避け、その関連性を説いている。そして「殊に其の修養する所、人格全般に亘るが故に、唯だ其の目的とする所心田耕耘の一面に存せずして別に身体訓練の一面あり」と、「心田耕耘」と「身体訓練」をともに行う必要性があることを論じている。そのため加藤も、姉崎が「他律主義」の表れとしている、「身体を悪視して苦行禁欲、食を断ち体を虐げ、以て精神の慰安を求めん」とする修養法を「邪道」として批判を加えている⁽⁵⁴⁾。しかし、例えば加藤が「修養の第一歩は之れを獣と離れざる身体に置くも、修養の根

底は之れを神に向ふべき精神に置かれざるべからず」と述べているところから窺われるように、彼においては「身体」の鍛錬はあくまでも「精神」の「修養」に向かう一段階にすぎない⁽⁵⁵⁾。ここでは、「獣」の行動とは異ならない身体的行為をコントロールすることにより、最終的には「精神」の向上が図られている。

こうした「心」と「身体」の捉え方の背景には、同時期における心理学の成立と展開があるということは看過できない側面である。深澤英隆は、姉崎が構築した「宗教学」では、「心理（学）主義」の要素が存在していると指摘している⁽⁵⁶⁾。また、加藤玄智の宗教学においても、心理学的な知見が重要な位置を占めていることは、すでに見た通りである。ここでは、一九〇〇年代における心理学の先駆的な人物であり、一八八八年にアメリカ留学から帰国し、帝国大学文学科で「精神物理学」という名のもとで講義を始めた元良勇次郎の修養論を取り上げる。そしてここでは「心」と「身体」がいかに把握されているかを検討する⁽⁵⁷⁾。

元良は、宗教に対して公的な発言を控えているように見える。宗教に対する元良の立場においては、碧海寿広が端的に指摘したように、個別の宗教的伝統や信仰の特色よりも、「それぞれの宗教体験の特別さを、人間の心のメカニズムの一種に還元」することに重きが置かれている⁽⁵⁸⁾。こうした立場は、姉崎の『宗教学概論』の第一部「宗教心理学」の議論とも共通性を有する。具体的には、姉崎は岸本と

同じように「生活欲」を「宗教的意識」の「中心原動力」とし、その欲求の「対象」には制限がなく、したがってその欲求に応じる「心機能の活動」も無制限であるべきだと論じている。⁽⁵⁹⁾

元良は一九〇八年に「心理学上より見たる品性の修養」を発表し、「心」の活動と「生理的活動」との関連性を論じている。彼によれば、「心の活動、特に意志や高等な情緒を練習すれば、それは身体の他の部分にも変化を及ぼすことができる」⁽⁶⁰⁾が、その半面として「各機関はやはり元始的な動物と同じで、生理的活動と同時に無意識感情のようなある種の心的活動をしている」という。⁽⁶¹⁾このように、元良は当時の心理学の枠組みに基づきながら、「心」に属する内面的活動と身体的行為を区別しつつも、その相互作用を重要な研究対象としている。そしてこうした相互作用が、「修養」の文脈で探究されていることも、当時の修養論における「心」と「身体」の捉え方の可能性を示している。このように元良が提唱した修養法も、「心」と「身体」の統合による「修養」への試みの一つとして挙げられるだろう。それは、本節で検討した姉崎の学問的営為——すなわち「信仰」と「儀礼」の相互作用のメカニズムを歴史的に説明し、その結び付きとしての実践を最も優れている修養法として提示すること——と共通性を持っているといえる。

本節で論じた通り、姉崎は「主我主義」、「他律主義」、「自律主義」という宗教に関する進歩主義的な発想による段階論に基づきつつ、

それぞれの修養法を提示している。そして姉崎は「信仰」と「儀礼」の結び付きとして、「自律主義」の道徳に理想的な宗教を見出した。また、「心」と「身体」の相互作用によつて修養の方法を模索する試みは、加藤咄堂と元良の議論に見られることを指摘し、「信仰」と「儀礼」の統合による「修養」を提唱している姉崎の議論を同時代のコンテキストの中に位置付けることを試みた。「信仰」と「儀式」を表裏一体のものとして捉える姉崎の「宗教学」は、「一切の道徳を宗教的と見得ると共に、又総て超宗教的ともなり得べし」という言葉に端的に表されるように、「修養」という「超宗教的」な領域と結びついて成立したのである。

おわりに

以上、本稿では宗教学の成立の前史的段階である比較宗教学の流行を踏まえつつ、姉崎正治の『宗教学概論』における「信仰」と「儀礼」の交錯という問題、そして姉崎の儀礼論と同時期の「修養」の枠組みとの関わりについて考察し、次のようなことを解明した。

第一節で確認したように、一八九〇年代の比較宗教学から一九〇〇年代前後における宗教学に関する著作の中では、宗教をめぐる進歩主義的な発想という基本的な枠組みと、それに基づく道徳的な宗教の構築が共通の特徴として挙げられる。とりわけ「実践躬行」に

重きを置いた「修養」のオルターナティブとして、「信仰」による「修養」を主張している加藤玄智は、新仏教徒の立場から「外形的」な儀式にとどまらず、その内面的な動機をも重視している。

第二節と第三節では、近代日本における儀礼研究の先駆者の一人とされる姉崎に焦点を当て、彼が「科学」としての「宗教学」を構築する過程で、「宗教的意識」の表れとして「儀礼」を捉え、そして「信仰」と「儀礼」の相互作用を論じることにより「儀礼」を再評価していることを確認した。姉崎は「宗教の発達」という段階的な説明により、「主義主義」、「他律主義」、「自律主義」の議論を軸として、それぞれの「宗教的道德」とその「修養」の方法を説いている。しかし、とりわけ彼は自らが理想としている「自律主義」では、「儀礼」を単なる形式として捉えるのではなく、その動機付けである内面的な「信仰」の重要性を強調している。そして姉崎が「信仰」と「儀礼」の結び付きとして「念仏」の実践を評価していることは、仏教の伝統的な修行がいかに修養の枠組みで再解釈されているかを示す一例として注目に値するだろう。

ヨーロッパ遊学から帰国した姉崎は、『宗教学概論』を単なる「骨組み」、「骸骨」と反省的に捉え、それよりも「自分の頭脳は段々に宗教の骨組みを作る方を捨てて、肉や血の、実質の方に入った」と述べ、神秘主義的な色合いを帯びた「宗教学」の構築に進んでいく。⁶⁴しかし、本稿で検討したように、『宗教学概論』は、同時期の修養言

説の一例として見なすことができ、その意味で同時代の社会的・思想的なコンテキストで考察し、それを位置付ける必要があるといえる。すなわち、『宗教学概論』は「客観的」かつ「実証的」な「宗教学」の方法の試みとして評価されてきたが、同時代の修養言説と問題意識を共有している側面——例えば、「超「宗教」性」や「倫理」宗教的な理想、「自発的実践の重視」など——をも有している。「修養」における「儀礼」の語り方について本稿で考察したように、加藤玄智は新仏教徒として、基本的には新仏教運動における儀式／儀礼批判に同調し、知情意という「心」の活動によって成立する「健全なる信仰」を通して修養の方法を模索している。そして姉崎は「儀礼」そのものを「宗教的道德」の実践として、「儀礼」と「信仰」という内面的な領域との結び付きに、理想的な修養法を見出ししている。こうした初期宗教学者の試みが示したように、一九〇〇年代前後における「修養」というあいまいなカテゴリーは、宗教学の鍵概念である「信仰」と「儀式」を再解釈される方向に導いていったのである。このような姉崎らの学問的営為は、近代日本における「宗教」なる概念の展開を考える上で重要な意義を持つているといえよう。

注

- (1) 宗教概念に関しては、近年、日本国内外から研究が発表されている。例として、J. A. Josephson, *The Invention of Religion in Japan* (University of Chicago Press, 2012)・H. M. Krämer, *Shinai Mokuzai and the Reconcept of Religion and the Secular in Modern Japan* (University of Hawaii Press, 2015) などに加え、日本国内の研究成果としては磯前順一『近代日本の宗教言説とその系譜——宗教・国家・神道』(岩波書店, 二〇〇三年)、星野靖二『近代日本の宗教概念——宗教者の言葉と近代』(有志舎, 二〇一二年)などが挙げられる。
- (2) 宗教概念の視野から近代宗教学を問い直す研究として、例えば磯前順一『宗教概念あるいは宗教学の死』(東京大学出版会, 二〇一二年)などがある。
- (3) 磯前『近代日本の宗教言説とその系譜』参照。
- (4) 亀山光明「近代日本の戒律言説とプラクティスのなるもの——明治中期における釈雲照の十善戒実践論に着目して」(『日本研究』六二集, 二〇一一年)参照。
- (5) 星野『近代日本の宗教概念』の第六章「中西牛郎の宗教論」、同「明治中期における「仏教」と「信仰」——中西牛郎の「新仏教」論を中心に」(『宗教学論集』二九号, 二〇一〇年)などを参照されたい。また、二〇世紀転換期の信仰論を「哲学」から「体験」への転換として考察したものとしては碧海寿広『近代仏教のなかの真宗——近角常観と求道者たち』(法蔵館, 二〇一四年)がある。二〇世紀転換期の信仰言説を新仏教運動の視点から考察したものとしては、拙稿「新仏教の夜明け——境野黄洋の信仰言説と雑誌『新仏教』」(『近代仏教』二七号, 二〇二〇年)を参照されたい。
- (6) 武井謙悟「近代仏教研究における儀礼」(『駒澤大学仏教学部論集』五〇号, 二〇一九年)、一七七一—七八頁参照。
- (7) 碧海寿広「儀礼と近代仏教——『新仏教』の論説から」(『近代仏教』一六号, 二〇〇九年)参照。
- (8) 武井謙悟は、近代儀礼研究の先駆者として姉崎を位置付けた上で、姉崎以降の儀礼研究について、姉崎門下の宇野円空(一八八五—一九四九)が宗教学の枠組みで儀礼をさらに積極的に主題としたと述べ、そして宇野から大きな影響を受けた棚瀬襄爾(一九一〇—一九六四)、竹中信常(一九一三—一九九二)が宗教儀礼研究というものを定着させたとしている(武井「近代仏教研究における儀礼」)。
- (9) 栗田英彦「明治三〇年代における「修養」概念と将来の宗教の構想」(『宗教学研究』八九卷三輯, 二〇一五年)、六九頁。「修養」というカテゴリーの成立と展開については、例えば「修養」の起源と、その明治期から大正期にかけての展開を網羅的に考察した王成「近代日本における「修養」概念の成立」(『日本研究』二九集, 二〇〇四年)、「青年」に光を当てた和崎光太郎『明治の「青年」——立志・修養・煩悶』(ミネルヴァ書房, 二〇一七年)、真宗系の仏教者による「修養」への取り組みを扱ったオリオン・クラウタウ「修養としての仏教——村上專精の教育実践とその射程」(オリオン・クラウタウ編『村上專精と日本近代仏教』法蔵館, 二〇一二年)などがある。
- (10) 例えば王成「近代日本における「修養」概念の成立」では、丁西倫理会の「倫理修養」論が扱われている。
- (11) 磯前『近代日本の宗教言説とその系譜』の第二部第一章「宗教学的言説の位相——姉崎正治論」参照。
- (12) 一八七〇年代における「宗教学」の用例とそれに対する理解については、Mick Dencker, “Shin Buddhist Contributions to the Japanese Enlightenment Movement of the Early 1870s” (Hayashi Makoto, Orant Eichi, P. L. Swanson eds., *Modern Buddhism in Japan*, Nanzan Institute for Religion and Culture, 2014) を参照されたい。
- (13) 「自由討究」とは、教権教条に束縛されない、宗教の伝統との新たな向き合い方である。自由キリスト教一派であるユニテリアンにより提唱され

たが、古河老川（一八七一一一八九九）が中心となり結成された経緯會から、二〇世紀転換期の新仏教運動までの系譜に連なる青年仏教徒に影響を与えた。

- (14) 鈴木範久『明治宗教思潮の研究——宗教学事始』（東京大学出版会、一九七九年）の第四章「近代宗教学の成立」参照。また、鈴木は、姉崎の宗教学が「研究者」と「宗教者」との間の一線を崩さなかったことを評価し、「姉崎の宗教学は、価値中立性、宗教の内的理解、その学問としての意識のいずれにおいても、日本の近代宗教学の創始者としての位置づけを与えるに充分である」と述べている（鈴木『明治宗教思潮の研究』、三〇六頁）。

- (15) しかし、井上哲次郎が講義した「比較宗教及東洋哲学」は、事実上「印度哲学史」の内容となっており、姉崎が一八九七年に哲学館（現東洋大学）で講義した「言語学的宗教学」と、浄土宗高等学院（現大正大学）で講義した『比較宗教学』（東京専門学校、一八九八年）のアプローチとは異なっている（磯前順一・高橋原「資料井上哲次郎の『比較宗教及東洋哲学』講義——解説と翻刻」、『東京大学史紀要』二二号、二〇〇三年）。

- (16) 岸本能武太『宗教学研究』（警醒社、一八九九年）。

- (17) 岸本の生涯については、主に三並良『日本に於ける自由基督教と其先駆者』（文章院出版部、一九三五年）を参照した。

- (18) 岸本『宗教学研究』、緒言三頁。

- (19) 元良勇次郎『大学教授文学博士元良勇次郎先生書翰』（岸本『宗教学研究』、三頁）。

- (20) 例えば島蘭進「宗教哲学と宗教進化論——近代的知識主体を支える超越原理としての『宗教』」（『宗教哲学研究』二七号、二〇一〇年）参照。

- (21) 「斯くの如く宗教の基礎は常に人か幸福を全ふせんと欲する欲望に在りて、吾人の智識も之が為に働き、意思も亦之が為に働く」（岸本『宗教研究』、二二四頁）。また、岸本は「生存の欲望」の具体的な作用を説明するために「智情相互開発律」を提示し、「欲望は増進して之を満たす方法の

発達を促がし、智識は欲望を満たすの方法を提出して愈々欲望の膨張を促す」と述べている（岸本『宗教学研究』、一三九頁）。

- (22) 岸本『宗教学研究』、一七一―一七二頁。

- (23) 同前、一七六―一七七頁。

- (24) 同前、二四七―二五五頁。なお、「宗教」と「道徳」の衝突について、岸本が宗教の「不道徳」的な現象として挙げているのは、「他力信心」を唱えつつも「飲酒放蕩」する「宗教主任者」や、「呪（術）」、「祈祷」、「巫術」などを以て「愚民を蠱惑するもの」、「迷信」とされる「犬神」、「白狐」、「老狸」など「劣等なる崇拜物」の存在である。

- (25) 同前、二六〇―二六一頁。

- (26) 同前、二七一―二七八頁。

- (27) 同前、二二五頁。

- (28) 新仏教運動は、毎月一回の機関誌『新仏教』の発行と定期的な演説・講演を主な活動として、一九一五年までに継続した。その主旨は、同会が掲げた六条の綱領に窺うことができる。綱領の具体的な内容は、以下の通りである。

一、我徒は、仏教の健全なる信仰を根本義とす。

二、我徒は、健全なる信仰、智識、及道義を振作普及して、社会の根本的改善を力む。

三、我徒は、仏教及び其の他宗教の自由討究を主張す。

四、我徒は、一切迷信の勦絶を期す。

五、我徒は、従来の宗教的制度、及儀式を保持するの必要を認めず。

六、我徒は、総べて政治上の保護干渉を斥く。

（新仏教徒同志会「我徒の宣言」、『新仏教』一卷一号、一九〇〇年七月、五頁）。

- (29) 加藤が宗教学から神道学へと転換した理由については、島蘭進「加藤玄智の宗教学的な神道学の形成」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊一六号、一九

九五年)を参照されたい。その一つとして、東京帝国大学の宗教学講座を姉崎が担うようになり、それによって加藤の宗教学が傍流と位置付けられたことが挙げられる。

- (30) 加藤玄智『宗教新論』(博文館、一九〇〇年)、二八六頁。
- (31) 「是れ今日の科学的心理学がカント以来吾人の精神の三大区分法たる知情意三分法の到底適当なる分類法に非ずして、理論上には最早や此の三分法に由りて心理学を叙述するを廃止したる所以なり」(加藤『宗教新論』、二二頁)。
- (32) 加藤『宗教新論』、三八七―三八八頁。しかし加藤は祈祷や礼拝などの宗教的儀式を「宗教的意識」の外面的な表れであるとし、そこでの「心的要素」の存在を強調している(加藤『宗教新論』、二三〇―二三六頁)。
- (33) 加藤玄智『宗教の将来』(法藏館、一九〇一年)。
- (34) 同前、一七〇頁。
- (35) クラウタウ「修養としての仏教」参照。
- (36) 姉崎の生涯をまとめるにあたり、主に姉崎正治『わが生涯』(養徳社、一九五一年)、同『新版・わが生涯』(姉崎正治先生生誕百年記念会、一九七四年)、磯前順一・深澤英隆編『近代日本における知識人と宗教——姉崎正治の軌跡』(東京堂出版、二〇〇二年)を参照した。
- (37) 磯前『近代日本の宗教言説とその系譜』、一四七頁参照。
- (38) 姉崎正治『宗教学概論』(東京専門学校出版部、一九〇〇年)、序言一頁。
- (39) 同前、七頁。
- (40) 碧海「儀礼と近代仏教」参照。
- (41) 姉崎『宗教学概論』、一頁。
- (42) 同前、一〇二頁。
- (43) 「自我」・「他律」・「自律」については、姉崎『宗教学概論』、一一〇―一一七頁で詳しい類型論的な説明がなされている。
- (44) 同前、一一六―一一七頁。
- (45) 同前、一〇三頁。
- (46) 同前、一〇四頁。
- (47) 儀礼の心理的な作用に着目することは、例えば一九一〇年代に『新仏教』で展開される「信仰」と「儀礼」にまつわる一連の論争でも見られる。同論争については、碧海「儀礼と近代仏教」を参照されたい。
- (48) 姉崎『宗教学概論』、一〇五―一〇六頁。
- (49) 同前、一九三頁。ここで姉崎は「祈祷」という実践を「自我主義」としていることが注目し値するだろう。二〇世紀転換期において祈祷は、例えば新仏教徒によりその非合理性(非科学性)、および祈祷と利己的な動機との関わりという主に二つの側面から批判に晒されていた(碧海「儀礼と近代仏教」参照)。
- (50) 姉崎『宗教学概論』、一九六頁。
- (51) 同前、一九七―一九八頁。
- (52) 同前、二〇〇―二〇一頁。
- (53) 加藤咄堂は、明治後期から昭和期に至るまで「修養」にこだわり、アカデミックな場から「修養」を語ることもよりも、いわゆる通俗的な教育書として多くの修養論を発表した。加藤の修養論については佐藤拓司「加藤咄堂の「修養」論——明治・大正・昭和初期における一教化運動家の生涯と思想」(『青山学院大学教育学会紀要「教育研究」』六一号、二〇一七年)参照。
- (54) 加藤咄堂『修養論』(東亜堂書房、一九〇九年)、三―四頁。
- (55) 同前、五頁。
- (56) 深澤英隆「宗教学における心理主義・心理学主義の問題——我が国戦前の諸体系に見る」(田丸徳善編『日本の宗教学説II』東京大学宗教学研究室、一九八五年)。また、「宗教学」と「心理学」を自明のものとして把握することに抵抗し、その交錯過程に焦点を当てたものとして、B. J. McVeigh, *The History of Japanese Psychology: Global Perspectives, 1875-1950* (Bloomsbury, 2017)、堀江宗正『歴史のなかの宗教心理学——その思想形成と布置』(岩波書店、

- 二〇〇九年)、碧海寿広『科学化する仏教——瞑想と心身の近現代』(KADOKAWA、二〇二〇年)を参照されたい。
- (57) 本節では、主に佐藤達哉『日本における心理学の受容と展開』(北大路書房、二〇〇二年)を参照し、元良の生涯をまとめた。佐藤は、元良を日本最初の「自立した心理学研究者」と呼んでいる。元良は一八九〇年に、二年前から帝国大学文科大学で講義しはじめた「精神物理学」のコースを「心理学」と名を改め、そして一九〇三年には日本初の心理学実験室を創設した。西洋における実験的心理学の誕生において、ヴィルヘルム・ヴント(Wilhelm Wundt 一八三二—一九二〇)が一八七九年に実験室を設立したことが象徴的な事件であるように、元良による心理学実験室の創立も日本心理学史における一つのマイルストーンとされている。
- (58) 碧海『科学化する仏教』、五八頁。
- (59) 姉崎『宗教学概論』、六〇頁。
- (60) 元良勇次郎「心理学上より見たる品性の修養」は『弘道』の一九八号(一九〇八年九月)から二〇二号(一九〇九年一月)まで連載されている。
- (61) 元良「心理学から見た品性の修養」(『元良勇次郎著作集』一三卷、クレス出版、二〇一六年)、三〇七頁。
- (62) 同前、三〇八—三〇九頁。
- (63) 姉崎『宗教学概論』、一一六頁。
- (64) 姉崎『新版・わが生涯』、一〇八—一〇九頁。

南へ追われて、南でふれあいを求めて

— 林芙美子の南洋小説をめぐって

張 雅

はじめに

近代日本の歴史において、文学者を戦地に派遣する大規模な戦争動員としては、一九三八年九月中旬に中国大陸に送り込まれた「ペン部隊」^①二十二名と、一九四一年十二月から南洋に旅立った七十名^②以上の「徴用作家」が挙げられる。林芙美子はそのどちらにも参加し積極的に戦地に入り、男性作家に伍して占領地の情報を国民に発信した。「ペン部隊」の時期には、女性の報道記者として漢口に一番乗りし、前線で蠟燭を灯しながら兵士の勇戦奮闘を記録し続けた。

彼女は三ヶ月の中国大陸での経験を『戦線』（朝日新聞社、一九三

八）と従軍日記『北岸部隊』（中央公論社、一九三九）に結実させた。日本社会で大きな反響を呼んだ漢口の従軍記であったが、一九四二年十月末から一九四三年五月までマレーに滞在した際の林芙美子は明らかに消極的で、長編の視察日記は発表せずに、異文化体験を中心とする無欲恬淡とした牧歌的なものばかり発表していた。^③しかし戦後、日本国内の出版状況が一新した後に「ボルネオダイヤ」（『改造』一九四六）、「荒野の虹」（『改造文芸』一九四八）、「浮雲」（『風雪』一九四九年十一月—一九五〇年八月）、「文学界」一九五〇年九月—一九五一年四月）などの南洋小説を発表し、占領地で戦争によって変質させられ、異性との肉体関係を求めることによって戦争の恐怖から逃避しようとした日本人像を描き続けた。

林芙美子の南洋体験に関する先行研究はいくつかの方向から論じられている。一つ目は彼女の南洋での足取りを検証して、仏印訪問の真偽を検討するものである。加藤麻子^④と望月雅彦^⑤は、林芙美子が仏印行を実際に実行したことに否定的な見方を示した。他方、中川成美^⑥は帰国直前に仏印に滞在した可能性があると推測している。また、山下聖美^⑦は戦時中に林芙美子が訪れた地域を調査して膨大な資料を発見し、彼女が南洋で行った文化交流などの全体像を浮かび上がらせた。二つ目は、戦後の作品に描かれた主人公の造形と作者個人の体験とを関連させて、戦争に協力した林芙美子の戦後の立場を論証するものである。高山京子の論は、「浮雲」のゆき子と富岡は林芙美子の分身であり、作品の性質を「芙美子の遺書であると同時に贖罪の書でもあった」として、作家の個人的な体験が主人公の造形と重なっていることを指摘している。鳥木圭太^⑧は、「浮雲」の主人公が戦後になっても仏印の生活の甘い香りから抜け出せなかったことを分析し、作者にとつての創作活動は「イデオロギーの欺瞞から身を引き剥がしていく痛みを伴う作業」であると考察した。三つ目は、占領から敗戦まで価値観の逆転する状況下で、戦後の日本社会とつての占領地南洋との狭間に生きる人間の狂気と虚無を、個人と集団の関係性から考察するものである。たとえば、間中宏美^⑩は、「浮雲」の登場人物ゆき子がタイピストとして仏印に赴いたにも関わらず、戦中には戦場で性的対象として扱われ、戦後にはアメリカ人

ジョオのオンリーになるといふ、二度のアイデンティティ喪失を経たことを論じている。川本三郎^⑪と羽矢みずきは、「浮雲」の富岡とゆき子がいかに逆転した日本の環境で生き延びる道を模索しているのかを検討した。山下聖美は「林芙美子「ホルネオダイヤ」を読む」で、主人公の球江が卵を食べながら、自殺した同室の澄子の表情を思い浮かべるシーンより、政治という外部の圧力から「自分自身の「内」なるところ」^⑬へ帰ることを希求したと解釈している。そして、四つ目は、林芙美子の文学作品で表象された南洋という空間の特徴と、南洋という舞台がそこで生きる日本人にとつてどのような役割を果たしているのかを検討するものである。例えば尹小娟は、南洋をめぐる作品群に共通する「人間と自然との戯れに満ちた楽園」と、「虚無感と閉塞感が漂っている」南洋の、二面的なイメージを提示している。

戦時中の林芙美子は、当局が起こした戦争に率先して相乗りして、侵略正当化の旗を振り、日本国家拡大の伴奏をする作品を上梓した一方で、戦後には、それとは正反対の方向性から軍部の醜悪な一面を暴露し、軍事侵略に伴い占領地に赴いた個々人の人生が頓挫してしまつた物語を頻繁に描いている。戦後、彼女が書いた南洋をめぐる作品には三つの主題が見られる。一つ目は、敗戦した日本社会における過去の南洋統治に対する批判を、文学的創作の中で再認識し、再構築することである。二つ目は、前線と銃後、外地と内地の関係

性も組み込みつつ、占領地に赴いた個々人にとって南洋の体験もたらした意味合いを、戦中と戦後の連続線上で更新し続けることである。三つ目は、戦場で個人の生の意味が極限にまで圧縮されていた中での、占領地で性的存在と見做される女性と支配的地位の男性との間の性的接触を描写することである。

以上のような南洋作品の特徴に対し、先行研究にはいくつかの視点の欠落、あるいは限界が見られる。その一つとしては、林芙美子の中国大陸での従軍と南洋徴用の体験との相違が十分に検討されていなかった点である。南洋徴用の体験は林芙美子の従軍体験の延長線上の終点としてあるが、『北岸部隊』で戦争に飽きたことを漏らした彼女は、「平和」な南洋に渡った後に何を見ていたのか、中国大陸の戦場では自分の感傷と悲哀を日本人だけに向けた林芙美子が南洋の住民にはどのような印象を持ったのか、それぞれ考察する余地があるだろう。もう一つは、戦後の南洋小説で、日本の占領地統治がいかに語り直されているのかという点が深く掘り下げられていないことである。作家の戦争責任を検討する際には、戦前と戦後における、日本統治に対する認識の差異を確認する必要がある。最後に、林芙美子の戦後の南洋小説では占領地での兵士と南洋に渡った女性との性的接触を取り上げているが、この体験が戦後日本社会で出口を見つけれない人間の生き方にどのような意味合いを持つことになるのか、その議論がなされてこなかったことが挙げられる。

本論文では林芙美子の小説を総合的に取り上げ、彼女の中国・漢口での従軍と南洋での徴用体験とを繋げた上で、南洋での記憶がいかに戦後に継承されるかを検討する。そして、戦後の小説に描かれた、日本に復員した兵士や南洋に逃亡する女性の表象の分析を通して、戦後日本に引き揚げてきた主人公たちが感じた虚脱感と無力感が、いかに過去の占領地での体験と結合しているかを解明する。

1 林芙美子の南洋体験

仏印を訪れた時に「国賓」のような待遇を受けた吉屋信子や森三千代などと比べると、マレー方面に臨時徴用された林芙美子、佐多稲子、水木洋子、小山いと子、美川きよなどは病院船に乗せられるといった国際法に違反した扱いでシンガポールへ行った。船の中では、便所に行く時も白衣を引っ掛けなければならないといった様子であった。同行した黒田秀俊の『軍政』によると、シンガポール到着の直後に、徴用作家が憲兵中尉に病院船に便乗したことを漏らしたところ、「生命の保障もいたしかねる」と警告されたという。シンガポールでは「女流作家の人たちは、別棟の兵舎の三階に、慰問団の女や、各地に散ってゆく慰安所行きの方たちといっしょに泊っていた」¹⁶⁾という状況だった。林芙美子の場合は、往路と初日の宿泊で窮屈な思いはしたが、その後は朝日新聞社支局の手配で快適な宿泊

施設に案内された。

林芙美子の南洋での足取りは望月雅彦『林芙美子とボルネオ島』（ヤシの実ブックス、二〇〇八）と加藤麻子の「南方徴用作家 林芙美子の足取り」に詳しくまとめられている。彼女は一九四二年十一月十六日にシンガポールに到着した後に、まずマレー島を回り、十二月十一日にインドネシアのジャカルタに到着した。その後スラバヤで三泊して、ボルネオのバンダヤルマシんに二十三日間滞在した後、一月六日にはスラバヤに戻り、一月十二日から十八日までトラワス村の村長の家に宿泊し、三月三日までジャワ島を回り、三日よりスマトラのパレンバンに上陸して四月二十六日にメダンからシンガポールへ移動した。そして、五月五日にシンガポールから飛行機でマニラを経由して日本に戻った。林芙美子の南洋の視察の目的は、占領地で軍政の進展する状況を実見して内地に宣伝することである。彼女は南洋を訪問中にインドネシア人の小学校の教員に日本語を教え、インドネシア女性と座談会で交流して、パレンバンの瑞穂学園で日本語の授業を見学した。軍政の浸透と建設状況の視察を目的とした旅行では、現地でも率先して日本精神を宣伝することを要請された。

林芙美子の中国大陸での従軍体験と南洋での視察行はどちらも公式の派遣でありながら、目に見える風景は同じではなかった。漢口攻略戦に従軍した際の林芙美子は自分を兵隊と同一視したため、駐

屯地ではドラム缶の風呂に入り、平原では露営を経験した。彼女は兵隊と共に行軍していたため、一日に何十キロも長い行程を歩いた。行軍の体験は彼女に、女性の身体の忍耐の臨界点に達する苦痛を覚えさせながらも、兵隊の足を引っ張らないように戦場の残酷さに順応していく挑戦的な「男性性」を引き出させた。彼女は常に自分の「女性性」を周囲の目に晒されていたにもかかわらず、「弱さ」を克服しようとしていた。漢口従軍の際には、毎日、前線の砲声が響いてくる生活をしていたため、従軍記には哀愁が漂い、激しい戦闘で不具になることへの恐怖と不安も書き込まれている。林芙美子の従軍記が多くの人々の心を惹きつけるもう一つの理由は、激しい戦闘の中に彩られた人間の日常の素朴さである。彼女は戦場で不眠不休の従軍体験をしたが、人間の日常の営みもそのままに描いている。人生をかけたような緊張感に満ちた漢口従軍の経験と比べると、南洋での体験は平和で、気楽であった。往復路で襲撃を受ける危険性が付き纏ったほかには、一髪千鈞の状況には出会わなかったのである。南洋への船で、林芙美子は前線の経験者として「戦争や文学のことは、乗船といつしよに内地におき忘れていたような顔をして、冗談ばかりいって人を笑わせていた」というように、周囲の雰囲気をよくする主役だった。南洋各地への移動は自動車や飛行機などであったため、漢口従軍のような徒歩の苦痛も免れている。この南洋訪問中、彼女は独創性に富む小説の創作はほぼせずに、案内書に

近い紀行文を多く書いた。南洋に向かう予定がある人を読者として想定して、必要な持ち物から食べ物、言葉、市場の商品の種類にいたるまでの知識を紹介し、内地人が抱く野蛮な南洋のイメージを訂正しようとした。彼女はジョホール水道の敵前通過点やブキテマの激戦地なども訪れているが、紀行文では漢口従軍の際のように戦争という特定の事象に注目せず、激戦の跡の模様もほぼ略筆で留めている。

南洋では彼女はあらゆるところで歓待されていた。視察の行程の中でも特筆すべきものは、一九四三年一月十二日から十日間ほどスラバヤ州のトラウス村村長であるスプノウの家で宿泊したことである。村民は林芙美子に非常に配慮して、礼儀正しく接していた。医科大学出身の村長スプノウは彼女に「こんな貧しい家に、二週間もゐていたゝいた事は光栄です¹⁸⁾」と述べた。滞在中に、林芙美子は村長の小馬でトラウス村からブリガン町まで米祭りを見に行つた。ブリガン町までの道途では一人の下男が馬の手綱を引いてくれて、帰り道には住民がわざわざ籠椅子を用意して彼女を送つた。彼女も村の唯一の日本人として、占領者としての特権的位置に立つ自分を意識し、「スプノウ家にゐる私のことが相当問題になつてゐる様子で、道であふ人達は遠くから中腰になつてしづかにえしやくをして私のそばを通つてゆく¹⁹⁾」と記した。戦時中の不可測な情勢の中で、村の人々は突然の客の到来に恐怖と不安を忍ばせながら、できるだけ彼

女が満足できる訪問が実現するように応接したのであることが窺われる。中国大陸での中国兵士に対する冷淡な感情とは異なり、南洋で厚遇を受けた林芙美子は現地住民に対しても素朴で情熱的という好印象を抱いた。短い旅程であり被植民地者との交流が非常に限られている中では、トラウス村に滞在した際の現地住民との交流が最も印象深かつたのであろう。「南の田園 トマンの挿話(一)」という紀行文では、特に自分と親しく親交を交わしたトマンという十七、

八歳の青年の人生の物語を書き記している。トマンの両親は元々白人向けの食料品店を経営していたが、白人が食べ物を奪つて逃げた後にトマンは両親とともにトラウス村に戻つた。トマンはいつも慎重らしく習つたばかりの日本語で林芙美子に挨拶した。彼女が村に滞在している間に、村で郵便配達をしていたトマンはスラバヤの造船所の人夫になつて、日本の船を造ることになつた。彼女はトマンが「夢を持つてゐるのだらう。日本船をつくるころへ行つて遠い日本の空気を吸ひたいのであろう²⁰⁾」と感慨を漏らした。林芙美子はインドネシア人の「真姿」を実見するために村長の家に滞在していたが、人夫になつたトマンの人生の物語を、日本にいく夢に近づいているという虚偽の言説に回収している。しかし、その後トマンがスラバヤで過ごした人生は、過酷なものであつたことは間違いない。結果的に医科大学に行くという夢は破れ、労働力として搾取され続けたのであろう。

林芙美子は戦時中どのように南洋を捉えていたのだろうか。彼女の目に映った人間と自然が調和する「楽園」の南洋イメージは、二つのレベルから描かれている。一つ目のレベルはマレーのゴムと錫という資源が日本の「あらゆる富の出発」であり「大切な生命線」であるというものである。マレーの自然風物は彼女の目には「男性的で、あのえんえんと続いたゴム園と同じやうに、私達に何となく理想を吹きこんでくれる」と映っている。要するに資源の豊富なマレーは日本にとって経済的利益の供給源であり、それが「男性」のような力量と生産性を意味するのである。パレンバンからパダンへの道では、「石油の産地の旅行なので、まるでガソリンの海を航海してゐるやうな安心した感じだった」という軽快で暢やかな心情であった。彼女はここで航海の比喻を用い、占領地での資源の占用を当然のことに語るのであった。もう一つのレベルは、南洋を西欧文明の対極にある自然、本能を象徴する希望の楽土と見做すものである。林芙美子はトラワス村で「白人の官邸の遺物一つもない浮世ばなれのした村の生活は、文明に汚れることもなく、自然風物を素直に受け入れてゐる」という「幻想的な」田園の景色に見惚れて、「白人の文明に汚されないインドネシアの女の服装は、世界的にも一番着心地がいゝ」と賞賛している。

特にトラワス村での林芙美子は、都市から離れた山の中に放り込まれて、夜風を受けながら自然の変化を感受するという悠悠とした

生活を過ごしていた。彼女は住民の田植えや薪割り、石油の配給を受け持つなどの日常のなりわいに目を凝らしながら、四季咲きの花と馬車の鈴の音に取り囲まれて、生き生きとした自然から安らぎを感じ取っていた。漢口の戦場の凄惨さは林芙美子に「生創の痛さを与へ」たが、南洋の旅は彼女の荒廃した心を癒やすものとなった。彼女は上下関係を無視して、現地の女性がするように裸足で歩いたり、下男と弁当を分け合ったりしていた。彼女の目には、現地の住民が戦争に影響されず、段々と開墾されていく田圃で働き、その土地で日々の営みを継続していく様子が映っている。このような景色は、彼女に自然によって生かされる人間の生の幸福感を感じさせていた。

しかし、この「豊饒」な楽園像は占領者としての日本人が失ったものを求める心象風景であり、特権的な位置に立っていたからこそ土地の風景をオリエンタリズムの眼差しで理想化しようとしたのであった。林芙美子はトラワス村で石油の配給と木綿の不足という現実を見ていたが、「豊饒」な自然に恵まれている南洋各地の住民は自給自足の生活が実現できることを確信していたのである。彼女は現地住民が直面する生活上の苦難には目を瞑りながら、破壊者としての自分の立場に安住していた。「南方への旅は千載の一遇とも言ふべきで、私は自分の生涯を此光栄ある旅に果てるとも悔ひなしの気持が独りで歩いた」と述べた林芙美子は、アジアを解放するという

「大東亜共栄圏」の思想をそのまま受け入れていた。彼女は東洋諸国を率いて新たな歴史を開拓するアジアの指導者としての日本の地位を固めるために、南洋で率先して日本のイデオロギーを鼓吹し、「恢復期の清新な風をおくるのも日本のこれからの大事業だ」と日本の侵略を正当化した。

2 南洋の記憶を語り直す

戦後、日本の植民地の喪失とともに、林芙美子の日本の南洋統治についての認識は大きく変わった。日本は解放者から破壊者のような存在となり、彼女の戦後の南洋小説においては、貧弱で無知な日本による占領という認識が貫かれている。

「ボルネオダイヤ」では、日本軍が「慰安婦」を收容するために作った室内装飾を以下のように描写している。

どの部屋にも粗末な疊が敷かれてゐて、塗りの荒い卓子が置いてあつた。外地から来る上官の為には床の間のある部屋もつくつてあつた。床の間には富士山の軸がさがつてゐたし、唐獅子のやうな妙な置物も置いてあつた。畸形的な日本の部屋のかつかうが、かへつて熱帯地では貧弱に見えた。²⁸⁾

上官の性欲を満たすために特別に設置された部屋に置いてあつた日本風の飾り物が熱帯地と不釣り合いで、奇妙な雰囲気漂わせている。当局は南洋で国威を振りかざすために意図的に各方面から日本の精神と文化を象徴するものを取り入れていたが、このような不自然な権威めかした誇示はかえつて消耗する軍事力と経済力の脆弱さを露呈した。

もう一つの作品「浮雲」では、日本の統治をフランスと比較することを通して、アジアの「西洋」を自称する日本が実際には「西洋」の仮面を被つた「東洋」であるという、「停滞」した国のイメージを映し出した。主人公の富岡とゆき子は、オントレーの茶園を訪ねた際に何十年もかけて茶の植え付けをした「仏蘭西人の大陸魂というものに怖れを感じ始めた」と感慨を抱いている。ゆき子は、根気よく茶の植え付けをするフランスの植民者と比べると「狭い意地の悪さで歩いている、野良猫のような自分のあさましさが反省された」²⁹⁾と短期間で産業化しようとする日本人の短絡的な考え方に引け目を感じた。ここでは資源を収奪するだけの日本人像と資源を利用するだけでなく再生することにも豊富な知識を持つフランス人像を浮かび上げさせ、「上手な植民」をするフランスを賞賛するのである。戦時中の林芙美子は、インドネシアの至るところに建てられた別荘を見て、朝鮮や台湾で無闇に別荘を建てなかつた「日本人の質素やつまじさに胸を打たれる」と述べ、白人植民者の植民地での利己

的で享樂的な生活を批判しているが、戦後には、植民地に別荘を建てたことは植民者が戦争に興味を持たなかったことの象徴となった。

「浮雲」では、フランス人の仏印での「生活のエンジヨイの仕方が、終戦になった現在では、もつと美しく、もつと華々しく展開されているに違いない」と心地よい生活を送ることが賛美されている。それに対し日本は、「教養のない貧しい民族ほど戦争好きなものはない」と風刺されているのである。

林芙美子は戦後、日本人像を解放者から破壊者に転じさせただけでなく、「日本人のうつぱつとした気持を代表して若い兵隊さんは元氣よく行軍してゆく」と描いていた兵隊の姿も、「未開」で「貧弱」な顔をしている異質な他者として捉えるようになる。

日本の兵隊は、貧弱であつた。体に少しもびつたりしない服を着て、大きい頭に、ちよんと戦闘帽をのつけている姿は、未開の地から来た兵隊のようである。街をゆく安南人や、ときたま通る仏蘭西人の姿の方が、街を背景にしてはびつたりしていた。華僑の街も文化的である。

占領地に派遣された兵隊は栄養不足で土地の風景と調和が取れず、仏印に捨て去られたようだった。犠牲にされた日本兵らは戦場での雄々しさが消え、消極的で戦闘能力が全くなくなっていた。兵隊だ

けでなく「浮雲」の主人公でタイピストとして勤務するゆき子も、自分と同様にタイプの仕事をしている、英語、フランス語、安南語ができる現地人マリーに対して「人種的な貧弱さ」を感じている。

アジアの中で最初に文明化を達成した「日本民族」の戦時中の優等性は、戦後、被植民地の人々より劣等で「無能」とあるという認識に変わったのである。ゆき子は軍属として仏印での極楽のような生活を享受しているが、「富豪の邸宅の留守中に上り込んでいるような不安で空虚なもの」を覚えている。「荒野の虹」においても、龍男とセキ子が中野駅で再会して戦時中の南洋体験を追憶する時に、セキ子は「あんまり調子がよすぎた」、「まるでお金持ちのうちへ留守番に来てるやうだ」、「大変な犠牲を払って留守番に行つてたみたい」と感慨を漏らしている。「浮雲」のゆき子と「荒野の虹」のセキ子の二人は、自分達が「よそ者」、「強盗」のような存在で、身を置くべきでないところでいい気分になつていることに対する違和感が共通している。彼女たちは統治に加担している一員として余沢にあづかつて愉快的生活をしながらも、この夢のような生活が長続きしないことを予感している。一九四〇年以降、日本の生産力が戦争による消耗に追い付かなくなり、軍需資源を補充するために、欧州大戦の勃発で植民地南洋を顧みることができない西洋の隙を突いて、日本は南洋にまで戦線を拡大していた。しかし、林芙美子は戦争で戦争を継続させる対策は「留守番」にいくようなものだとして、軍

事力の虚勢をはる統治の脆弱性を、戦後になって作品で晒すようになった。

仏印にまで進駐した日本はアジアの「西洋」になろうとしたが、強盗のように現地を破壊し、「西洋」になりきれない「非西洋」の国に降格してしまった。その挫折感を、戦後になって林芙美子は小説で描くようになった。戦中には、被植民地の人々を人間以下のようになげう残酷な植民者として描かれていた西洋は、戦後には、森林の資源を開発する際に木の性質、地勢、運輸などの注意事項まで丁寧に指導してくれる、学ぶべき他者として描かれるようになっていった。それに対し、資源豊富な楽園である南洋は、「朝鮮や台湾や、琉球列島、樺太、満州、この敗戦で、すべてを失って、胴体だけに」な³⁹つて、「いまでは、台所の隅々まで掘り起こして、大家族を養わなければならない」貧弱な日本の、「自己反照」をする場所として描かれる。

しかし、林芙美子が戦時中から戦後まで持ち越したこの楽園のイメージは、依然として植民者が優位に立つ空想的な世界のみであり、フランスと日本による支配で苦しい生活を余儀なくされた被植民者像は不在のままなのである。現実には、フランスの植民地での勢力の回復に反発し、戦後間もなくの一九四六年十二月からベトナム軍はフランス軍と本格的な戦闘を開始している。林芙美子が「浮雲」で描く、フランス人の仏印での「もつと美しく、もつと華々し

く展開されている」という植民者の生活は一方的な情緒でしかなく、このようにフランスの植民を称賛することで、彼女は被植民地の人々の苦闘の歴史を看過してしまつたのである。

3 戦場の性

戦後、林芙美子の南洋の記憶は敗戦に伴う日本社会の混乱と荒廃とともに新たに再構築された。彼女が発表した「ボルネオダイヤ」、「荒野の虹」、「浮雲」などの南洋小説では、占領地南洋に渡つた主人公たちが体験した異常な狂気と無力感を、戦後の日本社会に帰つた後にも空虚感や絶望感として依然として抱えざるを得ない状況が描かれている。彼らは、戦場での自己喪失に陥るような鬱積した感情を、異性への性的欲望を満たすことで救おうとしていた。占領地で国家のために奉仕することを求められた男性の戦士は、〈帝国〉日本の侵略の手先として奮闘を求められたが、日本の聖戦の虚偽と統治の愚挙を眼にすることとなり、その現実に虚無を感じて戦場で戦うことに消極的態度をとるようになった。そうした彼らは、占領地で出会つた女性らに性的欲望を投射することによって、剥ぎ取られた人間の本能、生の存在を確認した。他方、性的対象と見做された女性らは、男性たちが生き延びるための性の欲求の捌け口となつた。

本節は、林芙美子の戦後小説に描かれた、南洋の主人公たちの性

的体验を中心に、その関係性が戦場におけるどのような男女の不均衡な権力構造の中で成立していたのか、またその経験がどのように戦後日本社会において生き抜くことと繋がっていくのかを考察する。

林芙美子が戦後になって発表した短編小説「ボルネオダイヤ」の主人公・球江は、学業を怠り、食堂の給仕女の職についた。その松谷というコックとの間に子供ができて、その子供を他人にやった後、彼女は病院船で南洋へ赴いた。球江はボルネオのバンチャルマシんで東京での約束と異なる「体を犠牲」にする仕事をする事になった。彼女はダイヤモンド鉱区の真鍋と知り合いになり、彼から掘ったダイヤモンドをもらった。ある日、真鍋が球江の部屋を去った後に、彼女は同室の澄子が自ら命を絶つたことを知らされた。澄子の死によつて、球江たちは一日の休暇をもらえた。この小説は、日本人「慰安婦」たちが休暇の日に弁当を持ってマレー人の運転手に自動車でタキソンの旅館に連れられていったところで締めくくられる。

戦時中に林芙美子はボルネオのバンチャルマシンの民政部で働く九名のタイピストと座談会を行い交流したが、戦後、彼女が「ボルネオダイヤ」で描いたのは彼女たちのような民政部で働く名誉ある女性ではなく、日本軍が関与した性奴隷制度のもとでの戦場の性規範に抵抗した球江と、心身ともに押し潰された澄子という、対照的な二人の日本人「慰安婦」の生き様であった。

球江が「慰安婦」の仕事をし始めた頃には、「いつも将校や兵隊や軍属が詰めかけて」くる生活が耐え難く、「不潔」と「墜落」に陥つた自分を責めていた。四ヶ月の後、彼女は女性を極限まで搾取するこの仕事に不満を抱いていたが、捨て鉢になることでかえって生命力を横溢させるようになっていた。

金色燦然としたものが軀からエーテルのやうににじみ出てる。そして、どんな場所にも怖れることなく、力いっぱい情熱をこめて坐りこんでをられる。四ヶ月の彼女の歴史などは須臾のやうに消えていつてしまふのだ。自然に、何も彼も自分といふものが毀れてしまつたと安心してしまへば、どんなところにも平然と坐りこんでゐられた。辱かしいといふこともなくなつた。どの男も自分の前にはひざまづいてくる自信があつた。いまの生活が球江にとつて面白くないはずはない。⁽⁴⁾

球江は非人間的な生活に追い込まれた自分の身体から、女性に求められる貞操観念と道徳観を放逐し、性的に搾取された状況からかえって生命力を引き出した。男性たちに蹂躪された球江の身体を和らげたのはジャワ人の女按摩であった。女按摩は彼女の傷つけられた身体を「蛙を引き伸ばした」⁽⁴⁾ように揉みながら労つた。国家に利用され、戦場にいる男性の性欲解消のために動物のように扱われた

彼女は、やむをえず己を動物のような状態することで生き抜き、再生を果たした。それによつて、彼女は自分の身体に内在する権力の制御に反逆することができたのである。球江は慰安所で日本国家を代表する兵隊の醜態と暴力的な面ばかりを見てきたため、性的凌辱を受けた自分は被害者側であると認識し、加害者側に正面から対処することができた。それだけでなく、兵隊との力関係を逆転させ、彼らを自分に服従させる「自信」さえ得た。

他方、同室の澄子の身体は性的搾取によつて日に日に衰弱していった。彼女は「唇がいやに腫れぼつたく色が悪くて、暗い灯のせゐか浮かぬ顔色をしてゐた。眉と眼が濡れたやうにはつきりとしてゐる」⁽⁴⁵⁾といった状態であつた。自死する前日に、一緒に小舟に乗つて河風に吹かれようと澄子は球江を誘つた。二人は軍の規則に違反して、ペランダから降りていき、あてどなく小舟を水流に任せた。澄子は球江に「泳いででも帰りたいのよ。どうしてこんなところへ来たかと残念なの」と、自由が剥奪され、精神的な崩壊に瀕した絶望的な心情を、泣きながら訴えた。ただ、球江は澄子の切羽詰まつた重圧と苦悩に気づかず、好きな兵士が「重営倉」を受けてモロンブダツクの油田作業場で死んでしまったために落ち込んでいるのだとしか思わなかつた。澄子は暗闇に取り巻かれながら悔しい思いで脱出を求めていたが、どん底で喚く力さえも尽きていた。

林芙美子は、ボルネオの民政部の事務員やタイピストなどとの座

談会を開催した際に、朝九時から六時までの女性たちの勤務時間のうち、三時から五時までは昼寝時間が確保されていたことを知つた。また、仕事を終えてから十時の就寝時間までは趣味に興じる時間があり、週末には市場での買い物や自転車での遠出もできるのであるが、「慰安婦」として扱われた球江たちは、毎日部屋に閉じ込められ、兵隊たちの性欲を満たすことを強いられていた。

しかし球江たちは澄子の死によつて一日の休暇を与えられた。この日、女たちは弁当を持つてタキソンヘドライブに行つたのだが、球江は澄子の絶望的な心境を理解していなかつたことに苦悶した。ただ、「澄子が死んでも、別に誰もとりみだして泣いてゐるものもない。不思議なことには、儲けやだといふお神さんだけが少しばかりハンカチを眼にあてて泣いてゐた」⁽⁴⁶⁾のであつた。女たちの生き血を吸うお神さんは、働き手を失つたことを悔やんで涙していたが、生ける屍のようにさせられた女たちは、自分と同じ運命に陥つた他者の不憫な境遇を悲しめる精神力すらなくなつていた。

「ボルネオダイヤ」では、バンヂャルマシンの川筋に流れる布袋草の描写が二度⁽⁴⁷⁾されている。小説の語り手は、南洋にきた自分が大勢の群衆の中の一員として、見えざる権力側の力によつて動員され、自分でも制御できない方向へ向かつていることに気づいている。

「自分」を含む、次々と戦場にやつて来る女たちは、水上に漂う布袋草のように、戦争とともに追放されて、あてなく流されていく運命

にある。それをぼんやり眺めてやり過ごしているのだ。この布袋草の描写は、林芙美子が自分の運命も南洋に渡った人々と同一線上にあるということを示しているものである。

この小説で、ダイヤモンド鉱区で軍属として働く真鍋は、軍隊の風紀と自分の性衝動とにどのように向き合っていたのであろうか。彼の心中の一端は「球江の体を抱きしめてゐるだけで、朝になると、何ともいへないすがすがしい気持ちでお互ひの顔を見合すことが出来てゐた」⁽⁴⁷⁾のように作中では述べられている。真鍋が球江との肉體關係を忌避する原因は、「何となく、こゝは戦場といふところに気兼ねもあつた。無数の日本人の眼も怖ろしい。それにまた官学生⁽⁴⁸⁾の真鍋には将来の「名誉」といふものも眼のさきにぶらさがつてゐる」というものであつた。規則違反とされれば追放される可能性があるため、彼は周りの人からの監視を意識している。「潔癖」⁽⁴⁹⁾な真鍋にとつて、球江は性的快樂を得るための存在ではあつても結婚の対象ではなかつた。「慰安婦」と性的關係を持つことで自分の「名誉」に汚点を残す可能性もあつたため、真鍋は軍人にふさわしい「高潔」ないメージを保ちたかつたのである。しかし、彼が目にしたのは、戦争の勝利感に酔いしれて買春行為に溺れる兵隊たちの放縱な生活であつた。

軍隊といふものは、一つの土地を占領するまでは勇ましく突

き進んで何も考へるひまもないのだけれど、一つの土地を占領して、そこへ落ちついてしまふと、名誉のある軍隊の規律は、平和的なものに臆病になり、落ちつきがなくなつてくる。四圍が平穩になればなるほど、軍隊の規律は乱れはじめてくる。濁つてくるのだ。⁽⁵⁰⁾

キューネとブックマンは兵隊が戦争で直面する試練に「教練、暴力の行使、死の危険」だけではなく、「アルコールの過剰摂取や売春宿の訪問といった男性性の儀式」の通過への同調圧力も存在していると指摘している。軍隊という組織における「男性性」の獲得と競争の手段には、敵を殺戮するというもののほかに、女性の身体を占有し征服することで「男らしさ」を誇示するというものもある。

一九四〇年十月に大本営陸軍部研究班が発表した「支那事変ニ於ケル軍紀風紀ノ見地ヨリ觀察セル性病ニ就テ」には、「戦地ニ在リテ生活ヲ営ミ彈丸雨飛ノ下生死ノ境ヲ突破」することによつて「性欲ニ対スル強烈ナル享樂心」⁽⁵¹⁾が起こりやすくなると書かれている。日本軍の大量の慰安所の設置には、戦場で死線を潜り抜ける兵隊を「慰安」しその働きを「奨励」する思惑があつた。球江たちは男性のホモソーシャルな連帯のための道具のような存在であつた。真鍋は自分の性欲を抑制したが、戦場に出た自分の不安と寂しさを紛らわすために異性の優しさを求めていた。常に防暑服をきて、自動車で自

由に移動する真鍋と異なり、部屋に閉じ込められて身動きできない球江は、自分の身体を次々と訪ねてくる男性に性交を強いられ侵犯されうる存在であった。真鍋の「潔癖」は、戦場で凌辱された女は「不潔」であるという思想に由来するものであり、性交渉を忌避する一方で、結婚の約束ができない償いとして自分が掘り出したダイヤモンドを球江に渡す。ダイヤモンドを受け取った球江は「しみじみと眺め」、「ふつと、何の関連もないのに、別れた子供の顔が眼に浮んで来た」のである。彼女はそれをお神さんに売りつけて金銭化しようとした。「軍需貨物」とされた自分が置かれた状況を深く知った上で、補償物としてのダイヤモンドを売り、奴隷のように扱われた過酷な経験によって得たものを身に留めて置かないようにした。ただ、高価であるはずのダイヤモンドは、その魅力を実感できないまま眺めていると理由もわからず他人にやった子供の姿を球江に思いつかせ、彼女に淋しい思いをさせた。

4 戦場の私的恋愛関係

「ボルネオ ダイヤ」において林芙美子は、軍部が設置した公的な慰安所で生き抜いた女性の体験を描いているが、もう一つの戦後の短編小説「荒野の虹」では、戦場での私的恋愛関係によって個人の虚無感を克服した人物が描かれている。小説のあらすじは以下の通

りである。龍男は南洋の戦場で緋佐子と出会い、二週間の間、共に遊んだ。戦後、日本に帰ってきた龍男は妻・春江に対する愛情が希薄になり、別れに至った。彼は東京で、南洋にいた当時緋佐子と一緒だったダンサーのセキ子と再会して、春江よりも野性的な彼女により強い印象を受けた。そのため彼は妻との復縁を諦めてしまったのである。

六年間満州や広東、安南、スマトラなどを転々として戦ってきた龍男は、戦闘によって非人間的な心身状態を招いてしまった。故郷のことはいつか漠然としたものになり、その話題に対する虚しい期待や懐かしさもなくなっていた。戦争の目的がわからなくなつたまま、兵隊の「数の数である」自分が「空に向つて砲を撃ち戦つてゐる」こともあつた。戦闘する気力と意志を喪失した彼は、聖戦という名目の暴力に内在する虚偽に憂鬱を感じた。自分の人生は戦争に翻弄されて、兵隊という身分から脱離できずに無意味で残酷な現実に投げ出されていると感じ、抜け殻のような生き方をしてきた龍男を復活させたのは、戦地慰問に来ていたレビュー団の緋佐子との出会いだつた。龍男は焼き鳥店で緋佐子と出会つた。二人はそれから二週間で三度会つただけに過ぎないが、この付き合いは龍男を軍隊の規律から逸脱させ、墮落の愉悦を味あわせた。河口のほとり「やくざな兵隊」のように、龍男は寄り添ってきた緋佐子を抱きしめて接吻した。龍男は「あゝ、おいしかったわ……」と言つた緋佐子

の反応に対して、最初「男を男とも思はぬ女のすさみかた」を「腹立たし」く思う。龍男は「男らしさ」が突き崩されたことと、狼狽を見透かされたことに一瞬怒りを覚えたが、緋佐子ともう一度接吻した後、「しみじみと人間の心呼びもと」すように「接吻の美味しさが体に満ちあふれるやうだった」と感じている。肉体の感覚だけで生きることによつて、人間の本能的な欲望が呼び起こされた。彼は緋佐子との出会いによつて六年間の惨めな兵隊生活が償われたように感じ、「南のある日が恋しいと思つた」のである。

敗戦後、日本に引き揚げた龍男が目にあたりにしたのは、生まれ育つた土地が廢墟と化した光景であつた。あらゆる精神的な基盤が崩壊した後に、妻との婚姻生活における繋がりも消えていた。ある日、龍男は電車で緋佐子と一緒にセキ子と会つた。目の前に「煙を吐きつけた」セキ子の「浅黒い肌が野性的で、誘惑的」だつた。彼女は日本に帰つた後、空襲を避けるために深川、甲府と居所を転々とした。セキ子は荒れた生活を送っている自分を「裸ん坊」だと告白した。龍男は人間を束縛する道徳、規範を捨てたセキ子の姿に惹きつけられた。彼は緋佐子に対する未練をセキ子に当て嵌めて欲望し始めた。「セキ子の野性的な茶色の眼」には肉体の生命力の躍動が宿っている。龍男は人間の本能的な欲望を剥き出しにしていくれるセキ子の「野性的」な肉体を欲して人間の再生を求めているのである。彼は戦争がもたらした崩壊によつて「激しいロマネスクな

宿題を心にたゞみこんでしまつてゐるに違ひない」と思つた。

国家の最小単位として構築された家庭は、規範と道徳で人間を取り囲みながら協力し合う夫婦愛を賛美することによつて、社会の安定と発展に貢献する存在として設けられたものだった。戦時中、人間は国家と軍隊という強圧的な集団の中で個の意志を抑圧して公の暴力に従属する生き方をしていた。家庭を築くことは国家の運命と結ばれるものであり、個人にとつて必然的な選択肢のようにならざるを得なかつた。ただ、周囲の環境に流されて結婚生活を送る多くの家庭では、男性の前線への出征によつて夫婦の別離とならざるを得なかつた。日本に復員した龍男は社会の価値観で縛られる夫婦関係よりも、肉感的なロマネスクなものを追い求めて立ち上がつていこうとした。残酷な戦場で見失われた人間性を再建するためには、生きる原動力を弱化させる制度、觀念と訣別しなければならぬ。その訣別から、野性的で本能的な人間の生き抜く力が生まれてくるのである。龍男は過去の自分を克服するために、自分を投げ出すように生命力が横溢するセキ子に頼つて、心の底にある本能的欲望に従うことを決めた。

「浮雲」においても、占領地で「狂人」状態になつた主人公が、情事で孤独と不安を克服する様子を描いている。一九四三年十月にゆき子は、寄宿先の伊庭杉夫との不倫関係から脱出するために、仏印の栽培園試験所でタイピストとして働き始めた。ダラットで彼女は

林業を調査する技師である富岡兼吾と灼熱の恋に落ちたが、ゆき子は自分に愛情を打ち明けた加野に傷つけられた。敗戦後、ゆき子と富岡の関係ははずると続いて、二人は自暴自棄の生活を送っていた。絶望のどん底に陥った富岡はゆき子を連れて伊香保で中心しようとしたが、伊香保のバーの十八歳のおせいと出会い、東京でおせいと同棲を始めた。おせいの亭主はおせいとの復縁を要求したが、拒絶された後におせいを絞殺して自首した。伊香保から帰った後に富岡とゆき子はしばらく連絡が途絶えていたが、ゆき子は身ごもった子供をおろし、伊庭が起こした大日向教の教団に会計事務として勤めた。富岡は浦和に残した妻の邦子が病気で亡くなると、葬式の代金をゆき子に借り、そのことで二人はまた復縁した。その後、ゆき子は大日向教の金庫の六十万円ほどの金を盗み、島流しのような形で富岡と屋久島に行ったが、屋久島でゆき子は発病して亡くなった。

占領地に派遣されたタイピストらの任務地は、能力よりも外見と服装で決定された。また、彼女たちの才能を生かすことは重視されていなかった。男性を墮落させる存在と見られることもあった。ゆき子は四人のタイピストと一緒に病院船でハイフオンに着いた。ほかの四人はそれぞれハノイとサイゴンに勤め先が決まったが、外見が目立たないゆき子は貧乏くじを引き、高原のダラットに決まった。ゆき子は同行の春子のおしゃれな格好に引け目を感じ、「平凡な顔」

によって平凡な運命となったことを受け入れるほかなかった。しかし、地味なゆき子は、鉾山班の瀬谷という老人に「かえって、仕事にはいい」と言われた。逆に春子は「美人だから問題を起しはしないか」と心配される。女性を取り巻く状況は彼女たちの外見と大きく関わっており、「平凡な顔」と判定されれば不利な選択を余儀なくされた。しかし、ゆき子が来たために栽培試験所ではある事件が起こった。栽培所で働く加野久次郎は初めてゆき子を見た時に非常に驚き、すぐ彼女に惹かれた。長い間山の中にいた加野はゆき子に対する感情が噴き出すのを抑えきれなかった。しかし、ゆき子と富岡があいびきし始めると、加野は刃物でゆき子を傷付けたのだ。加野だけでなく、富岡も長期の禁欲生活によって精神的に変調をきたしてしまった。彼は女中のニウを妊娠させ田舎へ帰った。ゆき子を純粋に愛することができず、檻に囚われた獅子のように「あてがわれた牝をせっかちに追いまわすような、空虚な心が、ゆき子との接吻の中に、どうしても邪魔つけて取りのぞきようがない」という心境であった。富岡と加野は高原に閉じ込められているうちに、孤独に呑み込まれそうになった。この孤独の蓄積による人間の精神的な萎縮は、彼らを動物化して自己統御をできなくさせた。加野はゆき子と再会した時、仏印にいた頃にゆき子に惹かれて怪我をさせた自分也不可解に思い、「出先の日本人の生活には、一種の魔がさしていたのかも知れないのだ。みんな、虹のようなものに酔っ払って暮らし

ていたような気がして来る」とかつての狂氣的な状態を思い出した。「浮雲」では虚無感に苛まれるのは男性だけでなく、仏印にきたゆき子も、タイピストの能力を發揮できず虚無感に打ちひしがれそうになっていた。ゆき子はサイゴンの旅館の食堂で富岡と会ってから、彼のことを頭から離れなくなっていた。ドラットで富岡と再会した時、ゆき子は「いままで死んだようにぐったりしていた気持ちのなかに急に火を吹きつけられたような切ないものを感じた」のである。戦時中の閉塞的な日本を脱出した彼女は、仏印でロマンチックな恋物語に耽る。恋をするために恋に落ちたとと言える。贅沢な生活と、悠悠とした景色を背景とした自分と富岡の恋愛は、彼女を夢見心地にさせた。自分の物語を戦争という歴史の大変動の舞台で醸成させることで、ゆき子の心にはこの恋愛の鮮烈な印象が焼き付いた。特権を持つ者として被植民者を支配下に置き、享樂的な生活を送っていた彼女には、その幻影がいつか消えてしまうという不安があった。そのため、他者との性的関係を求めることよって自分の空虚を埋めるはかなかつたのであろう。しかし、彼女は男性に征服されるべき獲物と見なされて、女性としての肉体は「男性性」の優劣を競う争いの戦利品となった。加野は富岡との争奪戦に敗れたことで、戦場での秩序の下位に置かれているゆき子に肉体的な暴力を振るつた。加野に傷つけられてできた身体から消えない傷痕のように、彼女の戦後の生活からは仏印での記憶の余熱が消えることはなかつた。間

中宏美は、「勞働力」として仏印に動員されたゆき子だが、彼女には現地男性の性欲を満足させる「娼婦」としての役割も存在していることを指摘している。戦時中に男性の獲物と見做された体験は、ゆき子が戦後、パンパンになることに抵抗を感じないことの原因となつた。

「浮雲」は、戦後日本社会の風景を仏印のイメージと対照的に描き、それぞれの舞台を交錯させることよって、占領者と引揚者という身分の転換による生活の落差を反映させている。富岡とゆき子が戦後になつても関係を完全に断つことができなかった原因は、二人とも戦後日本社会で迷走し自己崩壊感を覚えていたために、過去の、自然と戯れる極樂のような南方の記憶が二人を繋ぐ絆となつたことにある。敗戦後の異常な自己は、戦時中の狂氣的な自己を受け継いでいるため、過去の記憶を共有することは、常に失われた個人の歴史を補完し合うことを意味する。しかし、ゆき子と富岡の記憶は一樣ではなかつた。戦後、ゆき子は富岡との関係を継続することで過去の記憶にしがみつきながら生きていく力を得ようとしたが、富岡の仏印に対するノスタルジーは、ゆき子との恋物語よりも「土地の持つ香氣」⁽⁶⁵⁾にあつた。「土地の香氣」とは南洋の独特な果物、香木、山水などであり、それらは彼に新鮮な身体感覚を与えた。彼の仏印の記憶に潜む暗い影は二度と会うことがない自分の子供を身ごもつた安南人女中のニウのことであつた。しかし、ニウと子供の物語は

エキジチズムに溢れた南洋の独特な色合いに霞み、懐かしいという情緒に回収されるだけであった。彼は仏印という場所と過去の自分が全て幻想になったことに気づいたため、ゆき子との感情も一時のものだとして決別しようとした。小説の結末で、富岡が屋久島に着いた後に新しい時計を購入したのも、過去の記憶と決別して再出発する意向を固めたことを意味するのだろう。しかし、ゆき子にとって仏印での生活の記憶は生きる糧であり、たとえ虚像のように非現実的なものであっても、彼女はその記憶を再生し理想化し続けようとした。彼女が仏印の景色に似た屋久島で亡くなったことも幻想の場所に自分を回帰させようとする願いの象徴であろう。

林芙美子の戦後の小説には、占領地でお互いに孤独感を和らげ合性的な関係を結んだ男女の恋愛物語が描かれているが、それとは対照的に、日本に帰国した後、戦時中の隔絶した体験の影響で夫婦関係が「不健全」になり、赤の他人のような関係性になってしまふ男女の姿も浮かび上がらせた。「浮雲」において、引き揚げてきた富岡と妻の邦子との生活は「不毛荒蕪地」⁶⁵となつて、五年の空白を埋めることができない。別居した後、邦子は独り浦和で、まるで自ら死を望むような悲惨な闘病生活の果てに亡くなった。「ボルネオダイヤ」では、妻が夫婦の婚姻の証としたダイヤモンドを自主的に国へ供出するのに比べて、ダイヤモンドの価値を素直に喜んでくれた球江の方が圧倒的に爽快だったと真鍋は思った。また、ダイ

ヤモンドの価値を知らない妻は、現地で行き詰まった日本の軍政と共通しているように彼には見えた。真鍋は、至上の権威に人間らしい感情を手渡すことで個人の感情を封殺し、暴力装置に帰依する妻の行動に隔たりを感じている。前線で自分の使命に消極的になった真鍋と対照的に、戦闘に直接関与しない銃後にいる妻は積極的に当局の暴走に仕えた。「荒野の虹」においても、帰国した龍男は六年間会わなかった妻の春江との関係が「寿司の味をなさない」⁶⁶無味なものになったと感じた。戦後、人生の基盤が崩壊すると同時に、内地と外地、前線と銃後にいた人間の断絶した空間と体験は共有されない精神的な分裂を生み出している。軍事工場でダイヤモンドを掘ることに退屈した真鍋と、空に向かって砲を撃った龍男は、二人とも自分の仕事に身が入らず、戦意がなくなつてしまった。その原因は、国家の戦争物語に内在する、人間を狂人化する仕組みを現場で体感していたことである。真鍋と龍男は、前線で軍部の強権によって狂人化した人間の行動を目の当たりにしたからこそ、人間性を呼び戻すロマンチックなダイヤモンドの美と愛欲に惹きつけられたのだろう。二人とも、戦時中の生きるか死ぬかという極限状態の時異性が自分の肉体に注入した生の感覚によって救われているため、古い社会的規範で結びついてきた夫婦の関係性を徹底的に破滅させて、新たな自己を生成することを望んでいる。以上のように、戦時中に国家・社会的規範で結びついた親密な関係性は、前線と銃後という

ジェンダー役割分担のために、体験の不一致と軍部の立場に対する認識の相違を引き起こした。過去の自己が結んだ「円満」に見える夫婦関係を、一度壊さなければ戦後における新たな自己を確立することができず、過去の自己に逆戻りすることを恐れなければならぬ人間の生の悲哀がそこには表れている。

結びにかえて

本論文は林芙美子が書いた紀行文や小説における南洋という場所の描写に注目し、戦時には戦争資源を供給する「楽園」として描かれていたものが、敗戦後には日本と対照される精神の拠り所としての想像上の「楽園」に変じたことを論じた。戦後になっても、林芙美子にとつての南洋は依然として「西洋」に支配される場所であり、引き揚げ者に夢を見続けさせてくれる空間でもあった。林芙美子は、日本が占領地の人々の生活に多大な影響を与えたことを意識してはいたが、その侵略を「迷惑なもの」と表面的にしか認識していない。彼女にとつては侵略という軍事行動は他者の生活様式を変えさせたというだけで、自分も無数の命が奪われた戦争の協力者であるという自覚が薄く、自分が抱える責任に対する深い反省は見られない。戦時中、南洋の長閑な風物に惹かれて、「何時までも旅情にひたつてはあられない」という感慨を抱いていた彼女は、戦後に

なつてからも南洋に対して抱いた「楽園」のイメージをそのまま持ち続けた。滞在期間中に感じ取った自由自在な心情が彼女の脳裏に強烈な印象を残し、敗戦後の絶望的な日本社会の状況と照らし合わせた時、そのことが、南洋の記憶がより美化されることに繋がったのだろう。そうした幻想を持ち続けたことで、日本社会の過去の占領地統治を正当とする考え方を無自覚に共有するという結果を招くことにもなった。

林芙美子の南洋小説においては、日本に戻った富岡、龍男などの主人公の精神状態は萎縮していた。近代国民国家は男たちに兵士としての身分を付与することで、他者を征服し領土を拡大する欲望を背負させた。男性たちの戦闘力と攻撃性を鼓吹すればするほど国力の強大さを示威することにもなった。「浮雲」の貧弱な兵隊の姿は仏印における日本統治の威信の消散を暗示していたのに対して、戦後に日本に引き揚げた富岡、龍男たちの「男性性」の頹廢は、占領地を手放し廃墟になった日本の国力を連想させる。他方、球江、ゆき子、おせい、セキ子などの女性はいずれも個性的で野性的なエネルギーを持つていた。戦場で戦闘する意味を喪失した男性たちは個人の実存を確認するために女性との性的接触によって生の本能を補充していたが、非対称の関係性に置かれた女性たちは自分の指定された位置に応じてそれぞれの対応をとり、絶望や順応、反逆などの状態を呈していた。川村湊は戦争直後の文学の特徴として、『肉

『体』が語られ、『墮落』や『生の本能』が語られたのは、家も肉親も国家も失ってしまった人間たちに残ったのが、ただ一つがむしやらに生きようとする『獣』のような生存本能、肉体の欲求にほかならなかつたからだ⁽¹⁾と指摘する。球江、ゆき子、おせい、セキ子などは獣のような旺盛なエネルギーの持ち主であり、社会から投げ出されても苦境を打開しようとしていた。林芙美子は、国家が底辺に落ちた女性に付与した「娼婦性」という属性に抵抗する女性を描くことによつて、生き抜くために女性が持つ生の原動力を称えたのである。

戦後間も無く、占領地における男性による女性の性的搾取の構造を作品で暴露する作家が少なかつた中で、林芙美子は「慰安婦」、ダンサー、タイピストなどのそれぞれの職業の女性たちが、戦場で男性の性的欲望を向けられ所有物になり得る存在であつたことを作品に描き出している。林芙美子の人生の物語と文学の基盤は一所不在の放浪を中心としているため、彼女の南洋小説においても、良妻賢母という社会の規範から逸脱して、どん底に陥る女性達の生い立ちに光を当てていた。人物の造形が自己像と照らし合わせたものにもなっており、常に底辺の人々への共感を伴っている感覚が彼女の南洋文学の特色なのである。

注

(1) 木村一信・神谷忠孝『南方徴用作家』世界思想社、一九九六年、三頁。

(2) 櫻本富雄『文化人たちの大東亜戦争——PK部隊が行く』青木書店、一九九三年、二十一頁。

(3) 林芙美子「南月初だより——マライからの第一信」『週刊朝日』、朝日新聞社、一九四三年一月十三日・十六日合併号。

林芙美子「新年所感」『ボルネオ新聞』朝日新聞社、一九四三年一月一日。

林芙美子「詩雨」『ボルネオ新聞』朝日新聞社、一九四三年一月二十九日。

林芙美子「詩タキソンの浜」『ボルネオ新聞』朝日新聞社、一九四三年二月二日。

林芙美子「詩南の雨」『ボルネオ新聞』朝日新聞社、一九四三年二月五日。

林芙美子「詩スラブヤの蜜」『週刊婦人朝日』、朝日新聞社、一九四三年三月。

林芙美子「南方朗漫誌 果物と女の足」『週刊朝日』、朝日新聞社、一九四三年五月十六日。

林芙美子「ジャワの夜はガメロンで」『週刊朝日』、朝日新聞社、一九四三年五月二十三日。

林芙美子「南方朗漫誌 芭蕉の葉包み」『週刊朝日』、朝日新聞社、一九四三年五月三十日。

林芙美子「スマトラ——西風の島」『改造』改造社、一九四三年六月。

林芙美子「スマトラ——西風の島(続)」『改造』改造社、一九四三年七月。

林芙美子「南の田園 トマンの挿話(一)」『婦人公論』中央公論社、一九四三年九月。

林芙美子「南の田園 水田祭(二)」『婦人公論』中央公論社、一九四三年十月。

- (4) 加藤麻子「南方徴用作家 林芙美子の足取り——馬來・蘭印行程と、『浮雲』の仏印行程」、『武蔵大学人文学会雑誌』武蔵大学人文学会編、二〇〇五年、二四九―二七〇頁。
- (5) 望月雅彦「林芙美子とボルネオ島——南方従軍と『浮雲』をめぐって」ヤシの実ブックス、二〇〇八年。
- (6) 中川成美「林芙美子——女は戦争を戦うか」、『南方徴用作家』世界思想社、一九九六年、二四二―二五八頁。
- (7) 山下聖美が発表した論文は下記のとおりである。
- ① 「林芙美子の南方従軍についての現地調査報告①インドネシア・トラワス村」、『日本大学芸術学部紀要』五十五号、日本大学芸術学部、二〇一二年、二五―三十一頁。
- ② 「林芙美子の南方従軍についての現地調査報告②インドネシア・トラワスを舞台とした小品「南の田園」『藝文攷』十七号、日本大学大学院芸術学研究科、二〇一二年、六十四―七十九頁。
- ③ 「林芙美子の南方従軍についての現地調査報告③「スマトラ——西風の島」「荒野の虹」「望郷」に描かれるスマトラ」、『日本大学芸術学部紀要』五十七号、日本大学芸術学部、二〇一三年、二二―三十一頁。
- ④ 「林芙美子が見た日本占領下インドネシアの日本語教育——スマトラ・パレンバンの瑞穂学園についての調査報告」、『日本大学芸術学部紀要』六十二号、日本大学芸術学部、二〇一五年、五一―五十二頁。
- ⑤ 「日本軍政下インドネシアにおける林芙美子の文化工作」、『日本大学芸術学部紀要』六十八号、日本大学芸術学部、二〇一八年、五一―五十二頁。
- (8) 高山京子「林芙美子『浮雲』論」、『文学と教育』、文学と教育の会、二〇〇〇年、三三八―四十五頁。
- 高山京子「林芙美子の戦中と戦後」、『創価大学大学院紀要』二十三号、大学院紀要編集委員会、二〇〇一年、一九―三十一頁。
- (9) 鳥木圭太「女性作家の見た〈南方〉——林芙美子と佐多稲子のスマトラ」

- 『論究日本文学』一〇六号、立命館大学日本文学会、二〇一七年、一一―十六頁。
- (10) 間中宏美「林芙美子『浮雲』——ゆき子の〈転落〉をめぐって」、『国文目白』四十五号、日本女子大学、二〇〇六年、一三五―一四五頁。
- (11) 川本三郎「浮雲」おおう「暗さ」、『大航海——歴史・文学・思想』三十五号、新書館、二〇〇〇年、一六三―一七三頁。
- (12) 羽矢みずき「二つの「仏印」／二つの「屋久島」——林芙美子『浮雲』論」、『立教大学日本文学』八十一号、立教大学日本文学会、一九九八年、九十三―一〇三頁。
- (13) 山下聖美「林芙美子「ボルネオダイヤ」を読む」、『日本大学芸術学部紀要』五十九号、日本大学芸術学部、二〇一四年、二七―三六頁。
- (14) 尹小娟「林芙美子における戦後の南方体験表象の位相について——「ボルネオダイヤ」から『浮雲』へ」、『近代文学研究』三十号、日本文学協会近代部会、二〇一七年、四十九―六十二頁。
- (15) 黒田秀俊『軍政』学風書院、一九五二年、六十六―六十七頁。
- (16) 同右、七十一頁。
- (17) 前掲望月「林芙美子とボルネオ島——南方従軍と『浮雲』をめぐって」、四十四頁。
- (18) 前掲林芙美子「南の田園 トマンの挿話(一)」、三十三頁。
- (19) 同右、三十四頁。
- (20) 林芙美子「北岸部隊」、『林芙美子全集第十二巻』文泉堂、一九七七年。
- 原文引用：
- 「丘の上や畑の中には算を乱して正規兵の死体が点々と転がっていた。その支那兵の死体は一つの物体しか見えず、さつき、担架の上のせられ行つた我が兵隊に対しては、沁み入るような感傷や崇敬の念を持ちながら、この、支那兵の死体に、私は冷酷なよそよそしさを感じる。その支那兵の死体に対する気持は全く空漠たるものなのだ。私は、本当の支那人の

生活を知らない冷酷さが、こんなに、一人間の死体を「物体」にまで引きさげているのではないかと考えてみた。しかも民族意識としては、こればもう、前世から混合する事もどうもできない敵対なのだ。」(二八三頁)。「私は今日まで飽き飽きするほど中国兵の死体をみて来たけれど、生きている中国兵は、何時見ても何となく気持が悪い。彼達はわからない言葉で何か哀訴している。何を云っているのか勿論兵隊にもよく解らないに違いない。」(三〇六頁)。

- (21) 前掲林芙美子「南の田園 トミンの挿話(一)」、三十六頁。
 (22) 前掲林芙美子「南方初だより マライからの第一信」、二十一頁。
 (23) 前掲林芙美子「南方朗漫誌 芭蕉の葉包み」、十九頁。
 (24) 前掲林芙美子「スマトラ——西風の島」、九十三頁。
 (25) 前掲林芙美子「南の田園 水田祭(二)」、五十四—五十五頁。
 (26) 同右、五十六頁。
 (27) 前掲林芙美子「北岸部隊」『林芙美子全集第十二巻』、二九六頁。
 (28) 前掲林芙美子「スマトラ——西風の島」、八十七頁。
 (29) 同右、八十八頁。
 (30) 林芙美子「ボルネオダイヤ」『林芙美子全集第六巻』文泉堂、一九七七年、一五三頁。
 (31) 林芙美子「浮雲」『林芙美子全集第八巻』文泉堂、一九七七年、二五〇頁。
 (32) 前掲林芙美子「南方朗漫誌 芭蕉の葉包み」、十九頁。
 (33) 前掲林芙美子「浮雲」『林芙美子全集第八巻』、三〇八頁。
 (34) 前掲林芙美子「南方朗漫誌 芭蕉の葉包み」、十九頁。
 (35) 前掲林芙美子「浮雲」『林芙美子全集第八巻』、一七九頁。
 (36) 同右、一八九頁。
 (37) 同右、一八七頁。
 (38) 林芙美子「荒野の虹」『林芙美子全集第七巻』文泉堂、一九七七年、一八頁。

- (39) 前掲林芙美子「浮雲」『林芙美子全集第八巻』、三六二頁。
 (40) 前掲林芙美子「ボルネオダイヤ」、一五三頁。
 (41) 同右、一五六頁。
 (42) 同右、一五一頁。
 (43) 前掲林芙美子「ボルネオダイヤ」、一五四頁。
 (44) 林芙美子「ボルネオの花束」『週刊婦人朝日』朝日新聞社、一九四三年二月三日、十八頁。

- (45) 前掲林芙美子「ボルネオダイヤ」、一六二頁。
 (46) 前掲林芙美子「ボルネオダイヤ」
 原文引用：

「ほんのさつき、最後の夕映が、遠く刷き消されていつたとおもふと、水の上を一日ちゆう漂うてゐた布袋草も静かに何処かの水辺で、今夜の宿りに停つてしまふに違ひない……」(二五二頁)。

「その賑やかな小舟の間をものすごい大群の布袋草がきしみあつて河筋を潮に押しあげられてゆくのだ。水もみえないほどの水草の流れは、暫く眺めてみると、自分がレールの上を滑つて動いてゐるやうな錯覚にとらはれてくる」(二五九—一六〇頁)。

- (47) 同右、一五六頁。
 (48) 同右、一五八頁。
 (49) 同右、一五七頁。
 (50) 同右、一五八頁。
 (51) Kühne, Thomas (2006) *Kameradschaft: Die Soldaten des nationalsozialistischen Kriegs und das 20. Jahrhundert*. Vandenhoeck & Ruprecht GmbH & Co. Buchmann, Bertrand Michael (2009) *Österreich in der Deutschen Wehrmacht. Soldatenalltag im Zweiten Weltkrieg*. Bohlan Verlag, Wien.
 引用元・レギーナ・ミュールホイザー著、姫岡とし子訳『戦場の性——独ソ戦下のドイツ兵と女性たち』岩波書店、二〇一五年、十八頁。

- (52) 吉田裕・松野誠也『十五年戦争期軍紀・風紀関係資料』現代史料出版、二〇〇一年、二六三頁。
- (53) 前掲林芙美子「ボルネオダイヤ」、一六一頁。
- (54) 渡邊澄子「身も心もささげる「大和撫子」——田村泰次郎の戦争文学」『買売春と日本文学』東京堂出版、二〇〇二年、二二〇頁。
- (55) 前掲林芙美子「荒野の虹」『林芙美子全集第七卷』、一〇五頁。
- (56) 同右、一〇九頁。
- (57) 同右、一〇一頁。
- (58) 同右、一一八頁。
- (59) 同右、一一九頁。
- (60) 前掲林芙美子「浮雲」『林芙美子全集第八卷』、一八六頁。
- (61) 同右、二〇二頁。
- (62) 同右、三〇四頁。
- (63) 同右、一八五頁。
- (64) 前掲中宏美「林芙美子『浮雲』——ゆき子の〈転落〉をめぐって」、一三五—一四五頁。
- (65) 同右、一八五頁。
- (66) 前掲林芙美子「浮雲」『林芙美子全集第八卷』、三六三頁。
- (67) 前掲林芙美子「荒野の虹」『林芙美子全集第七卷』、一二〇頁。
- (68) 前掲林芙美子「南方朗漫誌 果物と女の足」、十九頁。
- (69) 川村湊『戦後文学を問う——その体験と理念』岩波新書、一九九四年、九頁。

江戸初期の英文武鑑

ピーター・コーニツキー
アレックスサンドロ・ビアンキ

1 はじめに

慶長一八年（一六二三）に、イギリス東インド会社の帆船クロブ号が平戸で停泊した。年末までに東インド会社の代表者だったジョン・セーリスが徳川家康から日英貿易の朱印状を獲得し、この年イギリス商館を平戸に設立した。イギリス商館は、わずか十年だけの営業活動の後、経営不振のため元和九年（一六二三）に閉鎖された。その十年間は、リチャード・コックスという人物がイギリス東インド会社の日本における代表兼イギリス商館長を務めた。来日する前、コックスは一六〇八年まで五年間ほどフランスで布地貿易に従事していたが、同時にソールズベリー伯爵の秘書

トマス・ウイルソン卿への書簡を通してスペイン関係の政治情報を流していた^①。これはスパイ活動とでもいえよう。彼が東インド会社に就職したきっかけは未詳だが、布地貿易の経験および外国語の知識が決定的要因だったと考えられる。

平戸に着任してからは、イギリス商館の貿易を奨励し、利益をあげることがコックスの任務だったに違いない。しかし、彼は元々読書好きで、日本まで数冊の書物を持参したようで、また部下たちと書籍の交換をしていた^②。このような趣味のコックスが、日本に着いてから江戸初期の出版文化に目を向けたことは何ら不思議なことではない。そのうち、暦、謡本、古活字版の『吾妻鏡』などを入手した^③。イギリス人の日本書籍収集者としては、コックスが、明治時代の有名なアーネスト・サトウの先駆者ともいえる

るが、コックスの場合、日本の書籍を主にイギリス在住の知人へ発送するために入手していたようである。また、コックスは、サトウと違い、ある程度の日本語能力は身につけていたとしても日本語の文章を問題なく解読できたとは考えられない。

一六一四（慶長一九）年二月一〇日にコックスは四通の書簡を書き、イギリス宛に発送した。その四通とも、現在、大英図書館に所蔵されている。そのうちの一通がロバート・セシル¹初代ソールズベリー伯爵宛に送られたものだった。かなり長い書簡で、二点の同封物について次のように書いている。

Herein clozed I send your Lor^d [Lord] a muster or memoriall of the names of most p^rte [part] of the greate princes and lordes of Japan, together wth [with] their yearly revenues rated by a measure of rice called a cokue, w^{ch} [which] is very neare 4 bushells English measure; wherby may be esteemed the mightinesse of this Empire, for here is no mention made of any other sort of comoditie, frutes, grayne for cattll nor minnerales, wherof there is greate abundance of all sortes

日本中の大部分の身分の高い殿様や大名の名前の一覧表、言い換えれば目録、を閣下へ同封してお送りする。名前と一緒
にその年間収入も書いてあるが、それは米の「こく（石）」と

いう単位で表現され、一石はイギリスの単位ではおよそ四ブシエル（実は五ブシエル）に相当する。一覧表には、果実や牛用穀物などの商品が収録されていないし、日本に豊富にある多種の鉱物も含まれていないが、（米だけでも）この帝国（日本）がどれほど裕福なのか認識することができる。

続いて、コックスは「一緒に日本の暦もお送りする。これだから（日本人）の印刷様式をご覧になつていただく」と付け加えた。また、同日、ソールズベリー伯爵の秘書トマス・ウイelson²卿へも暦を同封した書簡を発送した³。しかし、実は、その二年前の一六二二年にソールズベリー伯爵は既に他界していた。コックスは一六二一年にイギリスを出発したので、当然、伯爵の死亡していたことを知らなかつたのである。

では、これらの一覧表や暦はその後どうなったのだろうか。五年後の一六一九年三月に、トマス・ウイelson卿が暦一卷および一覧表を国王ジェームズ一世へ転送した。同時にウイelsonは説明書も同封した。ウイelsonの説明書によると、一覧表は「日本の帝王（将軍のこと）の配下の貴族（大名のこと）全員の事情および収益を明記するもので、その大多数が、キリスト教世界のほとんどの殿様の収入に匹敵するかあるいは上回る」という。意外な情報を提供していたのである。国王がその一覧表を見てどう反応

したかというところ、この話は嘘に違いないと批判した。全く興味を持たなかったらしい。⁵⁾

現在、オックスフォード大学のボドリアン図書館に慶長一四年の曆が二冊ほど所蔵されている。いずれもボドリアン図書館配架が一七世紀末期まで確認できるので、おそらくコックスが送ったものだと考えていいだろう。一覧表の方は、これまで現存しないと考えられていたが、二〇二一年に稿者のビアンキが、オックスフォード大学ボドリアン図書館の文書集 MS Ashmole 1787 を調べたときに発見した。従って、本稿の目的は江戸初期の日英関係の新資料としてこの一覧表を紹介し、考察を加えることである。

2 文書集の構成と一覧表の説明書き

上に述べたように、この一覧表は単独した一枚として海を渡って英国にたどり着いたのだが、現在は寄せ集めた文書集と一緒に綴り合せて「MS Ashmole 1787」という綴帳一冊のなかに保存されている。「MS Ashmole 1787」はスクラップブックに近いようなものであり、一覧表のほかに、切り紙や一枚摺などが張り交ぜられた二帖があり、そのほかに中国の書籍が三冊入っている。但し、これは一七世紀に綴り合せたものではない。おそらく一九世紀後半に改装されたものらしい。博物学者エリアス・アシュモル

Elias Ashmole (一六一七〜一六九二) がオックスフォード大学へ寄付した写本類の総目録によると、この「MS Ashmole 1787」は元々紐で結んだ資料を取り合わせ、表紙を付け加えてあったとある。⁶⁾ 仮説に過ぎないが、アシュモルの旧蔵写本がアシュモレン博物館からボドリアン図書館に移された一八六〇年頃に改装されたのであろう。但し、アシュモルがどのように一覧表を入手したのかが残念ながら未詳である。

さて、一覧表は洋紙にペン書きのもので、三七・〇×二四・五センチ(寸法不同)である(図1)。一覧表は片面に書かれているが、裏面には「Revenues of all the Kings of Japon」(日本中の大名の収⁷⁾益)との文章が不明瞭ながら解読できる(図2)。これは、コックスが発送したとき、一覧表が折り畳んであったため、裏面が外になり、そこにタイトルのようなものとして書かれたらしい。その外側の文章は一七世紀のイギリス人の筆跡で書かれていることから、発送したとき、あるいはイギリスに届いたときに書かれたものと思われる。文章が短いので断定はできないが、コックスの筆跡に酷似している。従って、コックスが発送したときに書いた可能性が高いと推測できるのではないだろうか。

一覧表の冒頭に、下記のような説明書きがある(図3)。筆跡は上記の裏側の文章と明らかに異なっており、コックスの筆跡でもない。用紙の中央の上の一部が破損しているが、脱落していると

A brief Catalogue or Illustration of the Temples and Sites of the Nobles of Japan in the number of 72. in the year 1666.

99

A Catalogue of all the nobles of Japan in the number of 72. in the year 1666.

No.	Name	Value	No.	Name	Value
1	Matsuyama Jiggen na Camma.	1302700	51	Yamagatake Samma no ushe.	003500
2	Tanaka Chikoungawa na Camma.	0302000	52	Coyde Madera.	0050200
3	Croclay Ichikawa na Camma.	0490000	53	Camme no Jafake Doma.	0038000
4	Nackangawa Shuori na Camma.	0070470	54	Coyde Yanatto.	0009200
5	Faxema Koozoco n.	0056000	55	Louze Dewa.	0030000
6	Tamaka Jiona Camma.	0020000	56	Sattokai Doma.	0300000
7	Kanoo Simma Shinnano na Camma.	0350000	57	mapoahisugi na Camma.	2000000
8	Samma na Camma.	0116970	58	Futoujima na tay.	0700000
9	Catto Jyona Camma.	0519900	59	Mouze Doma.	0500000
10	Futaba Ekiheina Camma.	0399599	60	Mouze Doma.	0500000
11	Kinosa yemona Tay.	0030000	61	Mouze Doma.	0500000
12	Mouze Jijira na Camma.	0019000	62	Mouze Doma.	0500000
13	Futaba Sanjimon.	0817500	63	Mouze Doma.	0500000
14	Futaba Soymon na Tay.	0498200	64	Catta Jyona Camma.	0670000
15	Shimano Camma.	0374200	65	Mouze Doma.	0700000
16	Matsuyama Langatto Camma.	0310000	66	Shimano Doma.	0800000
17	Catto Sammanoiher.	0186700	67	Mouze Doma.	0800000
18	Futaba Jiwoboc Camma.	0191500	68	Mouze Doma.	0800000
19	Matsuyama Toshi na Camma.	0202600	69	Mouze Doma.	0800000
20	Sakawa no Jijira.	0171000	70	Mouze Doma.	0800000
21	Hwa Sakawa.	0030000	71	Mouze Doma.	0800000
22	Catto Sayjimon.	0040011	72	Mouze Doma.	0800000
23	Jijira na Camma.	0026406			
24	Catto mouze Jijira na Camma.	0032000			
25	Mouze Jijira.	0016000			
26	Mouze Jijira Sayjimon.	0030250			
27	Mouze Jijira Jijira.	0050689			
28	Mouze Jijira Jijira.	0004700			
29	Mouze Jijira Jijira.	0007500			
30	Tanaka na Jijira na Camma.	0016000			
31	Catto Jijira.	0030600			
32	Catto Jijira Jijira.	0004000			
33	Tanaka Jijira Langatto.	0010000			
34	Jijira Jijira.	0005000			
35	Jijira Jijira Jijira.	0010000			
36	Jijira Jijira.	0006000			
37	Jijira Jijira Jijira.	0004000			
38	Jijira Jijira Jijira.	0050000			
39	Jijira Jijira Jijira.	0045700			
40	Jijira Jijira Jijira.	0030000			
41	Jijira Jijira Jijira.	0020000			
42	Jijira Jijira Jijira.	0010000			
43	Jijira Jijira Jijira.	0050000			
44	Jijira Jijira Jijira.	0057600			
45	Jijira Jijira Jijira.	0012000			
46	Jijira Jijira Jijira.	0118100			
47	Jijira Jijira Jijira.	0235200			
48	Jijira Jijira Jijira.	0192			
49	Jijira Jijira Jijira.	001			
50	Jijira Jijira Jijira.	000			

図1 一覧表の表
ボドリアン図書館 © Bodleian Libraries, University of Oxford

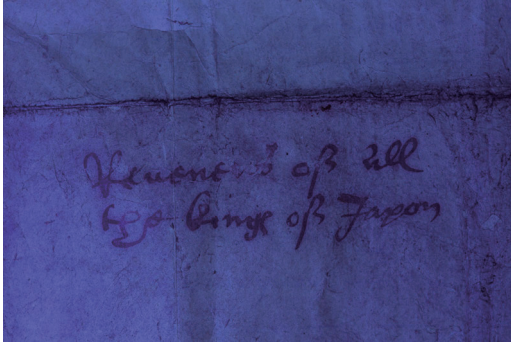


図2 一覧表の裏
ボドリアン図書館

© Bodleian Libraries, University of Oxford

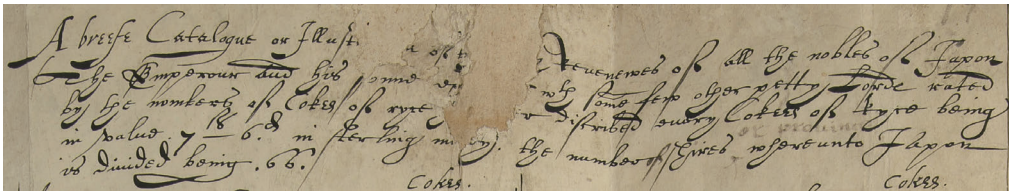


図3 一覧表冒頭部の説明書

ボドリアン図書館 © Bodleian Libraries, University of Oxford

ころは原文の方に「」で現している。まず和訳を示す（括弧の中は筆者注）。

日本の諸侯および帝王（通常「將軍」のことを指す。この場合は大御所家康のこと）と帝王の長男、それからいくつかの二流の領主の収益の目録、または説明。各々、米の石高が明記してある。米一石はイギリスの通貨で七シリング六ペンスに値する。日本は全部で六六カ国からなっている。

（原文：A briefe Catalogue or illust [ratio] n of the [...] Revenues of all the nobles of Japon & the Emperour and his some [...] with some few other petty Lorde [...] rated by the numbers of Cokes of ryze [...] described every Cokes of Ryze being in value 7⁶d (7 shillings and 6 pence のこと) in sterling money. The number of shires (別筆書入れ 'or provinces') wherunto Japon is divided being 66.)

この説明書きに出てくる米一石の相場については後述する。最後の「日本は全部で六六カ国からなっている」という文章はあまり一覧表と関係がないようだが、説明書きを書いた人物が国々藩と誤解していたのだろうか。一覧表には七二人の大名などが列記してあるが、説明書きが先に書かれたので、その筆者が下に何人

の大名がリストアップされるか知らなかった可能性がある。

3 一覧表の本文

一覧表の本文⇨英文武鑑の方は上記の説明書きと筆跡がかなり違う。本文の方が、イギリス人にとって読みにくいと思われた日本人の名前や官職からなっているので、文字はわざと読みやすいように丁寧に書いてある。おそらくイギリス商館の事務員に書いてもらったのではないかと思われる。原文は各行、アラビア数字の通し番号、人名、石高を表す数字、という順になっている。

以下に示す表では、行ごとに、まず通し番号、原文のローマ字で表記していると思われる日本人の名前や官職、右枠に、推定人物の名前、藩、石高などを明記したり、注を付け加えたりしている。名前、石高などは、特に明記しない限り、『国史大辞典』に依った。

あらかじめ断っておくが、一七世紀初頭の英語のスペルは一貫性が全くない。それに、一覧表に出てくる日本人の名前や官職のローマ字化は出鱈目としかいえない。従って、ローマ字が表記しようとしている名前や官職が必ずしも明瞭ではない。たとえば、2番の場合、「田中筑後の守」というつもりだったと考えて差支えないだろう。しかし、16番の *Mattessodayre Langatta no Canime* の場

合、*Mattessodayre* は明らかに松平のことだが、*Langatta* とは何だろう。当時の在日イギリス人が長崎のことを「*Langasaque*」とローマ字で書いたのと同様に、おそらく長門のことではないかと思われる。また、*Feggen* とはフイジエンの発音の表記で、肥前のことを指しているようだ。但し、50番の *Stoeta* など、見当がつかない場合もある。

※表中の略号は以下に示した通りである。

『当代』⇨『当代記』、『史籍雑纂』国書刊行会編・発行、一九一〇～一九一二年、第二巻、一六五頁

『尾陽』⇨『尾陽始君知』、『大日本史料』東京大学史料編纂所編・発行、一九九五年、(覆刻版) 第二編之六、二〇二二～

二〇三五頁

『寛政』⇨『新訂寛政重脩諸家譜』続群書類従完成会編・発行、一九六四～二〇一二年

『藩史』⇨『藩史大事典』木村礎・藤野保・村上直編、雄山閣出版、一九八八～一九九〇年

『三百』⇨『三百藩藩主人名事典』藩主人名事典編纂委員会編、新人物往来社、一九八六～一九八七年

『臣人』⇨『三百藩家臣人名事典』家臣人名事典編纂委員会編、新人物往来社、一九八七～一九八九年

大名一覧表（英文武鑑）

通し番号	人名・官職のローマ字表記	Cokes(石のこと)	推定される人物名及び注
In primis	Mattssedayre figgen na Cammæ.	1302700	松平肥前守 In primis とはラテン語で「最初に」という意味。 前田利長。加賀藩初代藩主。慶長19年5月20日死去。『当代』に「百三万二千七百石」と、『尾陽』に「百三十四万二千五百十石ノ本百三万二千七百石也」とある。
2	Tannaka cheicoungooe na Cammæ.	0302000	田中筑後守 田中忠政。筑後国柳川藩二代藩主。慶長14年に筑後守を称する。『当代』に「三十万二千石」とある。
3	Crooday echchehen na Cammæ.	0490000	黒田越前守 黒田長政。筑前国福岡藩初代藩主。「越前守」とは筑前守のミス。『当代』に「三十一万二千石」と、『尾陽』に「四十万三千石」とあるが、慶長10年の幕府の御前帳の福岡藩石高は498,216石（『寛政』7巻204頁、『藩史』7巻7頁）。
4	Nackangawa shewri na Cammæ.	0070470	中川修理守 中川秀成。豊後国岡藩初代藩主。慶長17年8月14日死去。石高は元和3年まで66,000石。『当代』も『尾陽』も未載（『寛政』5巻28頁、『藩史』7巻464頁）。
5	Farema skooroooco n.	0056000	播磨ひころく 稲葉典通カ。豊後国白杵藩二代藩主（通称「彦六」）。『当代』に「五万六十五石 稲葉彦六」とある。「skooroooco」と「n.」との間に理由不明の空白がある。また「n.」はラテン語の nomen = 名前の略号だろう。
6	Tannaka Isso na Cammæ.	0020000	田中伊豆守 竹中重利。伊豆守、府内藩初代藩主。『当代』に「二万石 竹中伊豆守」とある。Tannaka とは竹中の聞き違いであろう。
7	Foowlooshimma shinnano na Cammæ.	0350000	ふるしま信濃守 鍋島勝茂カ。肥前国佐賀藩初代藩主。文禄4年に信濃守を称する。『当代』に「三十五万七千石」とある。
8	Shimma na Cammæ.	0116970	志摩守 寺沢広高。志摩守、肥前国唐津藩初代藩主。『当代』に「九万五千石」とある。『尾陽』に「寺沢志摩守広忠（ママ）十二万三千六百八十九石」とある。コックスの書簡および日記に「King of Crates」（唐津王）や「Shimy Dono」あるいは「Semidone」（志摩殿）として見える（※1）（『寛政』11巻42頁、『藩史』7巻166頁）。
9	Cattoo fingo na Cammæ.	0519900	加藤肥後守 加藤忠広。肥後守、肥後国熊本藩二代藩主。『当代』に「五十二万石」とある。 コックスの1622年の書簡に「Catto Samma Dono, King of I.O., per annum 30 mangocas」（加藤様殿、I.O. [肥後のことか] 藩主、年間収入30万石）とある（※2）。61番と同一人物か。
10	Fashbay Echchew na Cammæ.	0399599	羽柴越中守 細川忠興。越中守、豊前国小倉藩初代藩主。天正13年に羽柴の称号を受ける。『当代』に「三十万石」とある。『国史大辞典』によれば小倉藩は当初399,000石。コックスの1622年の書簡に「Yechew Dono, King of Cocora, per annum 34 mangocas」（越中殿、小倉王、年間収入34万石）とある（※3）（『寛政』2巻301頁、『藩史』7巻329頁）。
11	Kinnosta yemon na Tay.	0030000	木下右衛門大夫 木下延俊。右衛門大夫、豊後国日出藩初代藩主。『当代』に「三万石」とある。
12	Mowrree ish na Cammæ.	0019000	毛利伊勢守 毛利高政。伊勢守、豊後国佐伯藩初代藩主。『当代』に「一万九千石」とある。
13	Fasheba Sanseymon.	0817500	羽柴三左衛門 池田輝政。通称は三左衛門で、播磨国姫路藩初代藩主。慶長18年1月25日死去。『当代』に「八十万七千五百石 羽柴三左衛門」とある。ただし、輝政時代の姫路藩石高は520,000石と記録されている（『寛政』5巻44頁、『藩史』5巻536頁）。

通し番号	人名・官職のローマ字表記	Cokes(石のこと)	推定される人物名及び注
14	Fasheba Soymon na Tay.	0498200	羽柴左衛門大夫 福島正則。安芸国広島藩初代藩主。『当代』に「四十九万八千二百石」とある。慶長2年に羽柴姓を拝領。58番と同一人物（『寛政』21巻321頁、『藩史』6巻297頁）。
15	Assana kee no Cammae.	0374200	浅野紀伊守 浅野幸長。紀伊守、紀州藩初代藩主。慶長18年8月25日死去。『当代』に「三十七万四千三百石」とある。
16	Mattessodayre Langatta no Cammae	0310000	松平長門守 毛利秀就。長門守、長州藩初代藩主。『当代』に「二十万石」とあるが、慶長18年に369411石だった。慶長13年に松平長門守を称した（『寛政』10巻245頁、『藩史』6巻351頁）。
17	Catto Sammanowskee.	0186700	加藤左馬助 加藤嘉明。左馬助、伊予松山藩初代藩主。『当代』に「十九万六千六百石」とある。
18	Fachiska Aawwo no cammae.	0191500	蜂須賀阿波守 蜂須賀至鎮。阿波守、徳島藩初代藩主。『当代』に「十八万六千七百石」とある。
19	Mattessodayre Toossa na Cammae.	0202600	松平土佐守 山内忠義。土佐守、高知藩二代藩主。『当代』に「二十万二千六百石」とある。
20	Sakkown no Fooyye.	0171800	左近兵衛 未詳。
21	Awwa Sakkown.	0030030	阿波／安房左近 未詳。
22	Cattoo Sayyemon.	0040011	加藤左衛門 加藤貞泰。左衛門尉、伯耆国米子藩二代藩主。当時の米子藩の石高は60,000石（『寛政』13巻15頁）。
23	Taggema na Cammae.	0026406	但馬守 遠藤慶隆。但馬守、美濃国郡上藩初代藩主。慶隆時代の石高は27,000石（『寛政』9巻124頁、『藩史』4巻36頁）。
24	Canna moowre Isoomoo na Camma.	0032000	金森出雲守 金森可重。出雲守、飛騨高山二代藩主。『尾陽』に「三万八千四百二石」とある（『寛政』6巻252頁、『藩史』4巻5頁）。
25	Mangooiche.	0016000	孫市 旗本船越永景（通称孫市）のことか（『寛政』14巻219頁）。
26	Woshema Sayyemon.	0030250	大島左衛門 大島光俊カ。美濃国藩の人、光義の三男、通称は久左衛門。石高は3,200石なので30,250石とあるのは誤記か？（『寛政』2巻98頁、『三百藩』2巻404-405頁）。
27	Tackenanga foyyein.	0050689	徳永法印 徳永寿昌。「台徳院殿御実記」（『徳川実記』、『新訂増補国史体系』1巻468頁）に「徳永法印寿昌」とある。美濃国高須藩初代藩主（慶長17年7月10日没）。石高は50,673石（『藩史』4巻102頁）。
28	Wooshema moofoyey.	0004700	大島茂兵衛 大島光政。通称は茂兵衛。戦国武将で、徳川家に味方し、大坂の陣後、旗本になる。慶長14年に4,710石の黒印を受ける（『寛政』2巻91頁）。
29	Wooshema mangofegee.	0007500	大島孫平次 未詳。『寛政』、『家臣』に該当する人物が登録されていない。

通し番号	人名・官職のローマ字表記	Cokes(石のこと)	推定される人物名及び注
30	Tackeenacka Tango na Camma.	0016000	竹中丹後守 竹中重門カ。丹後守、旗本。正確な石高は未詳だが10,000石足らず(『寛政』6巻303頁)。
31	Catto feenay.	0030600	加藤ひない 未詳。
32	Cattoyozabero.	0004000	加藤与三郎 未詳。
33	Tackcaugey Langatto.	0010000	たかうじ長門 未詳。
34	Farema naykee.	0005000	有馬内記 有馬内記、久留米藩家老。諱・通称未詳(『巨人』7巻73頁)。
35	Fooreewo kemmontee.	0010000	堀尾掃部大夫 堀尾忠晴カ。山城守、出雲国松江藩二代藩主。ただし、当時の松江藩の石高は240,000石(『藩史』6巻73頁)。
36	yewamme.	0006800	石見 未詳。
37	Nannomaa kewko.	0004000	野々山兼綱カ。丹後守、従五位下、腰物奉行(『寛政』2巻359頁)。
38	Kemmowtee.	0050000	掃部大夫 井伊直孝カ。慶長15年から掃部頭。元和元年から近江国彦根藩二代藩主(『寛政』12巻292頁、『藩史』5巻19頁)。
39	Farrema dayshoo.	0045700	有馬／播磨内匠 未詳。
40	Langato na Camma.	0030000	長門守 秋月種長。長門守、日向国高鍋藩初代藩主。慶長19年6月13日没。元禄までの石高は30,000石(『寛政』18巻167頁、『藩史』7巻495頁)。
41	bounee ma Safoye.	0020000	豊後の佐兵衛 大友吉統カ。豊後の戦国大名の一人、従五位下「左兵衛督」を即位。慶長15年没なので、息子の義兼(左兵衛督、慶長17年没)のことか(『寛政』2巻385頁)。
42	Foowrre nimbo.	0010000	堀民部 未詳。『寛政』に江戸初期の民部官職の堀氏が記録されていない。
43	Cookeke Langatta.	0050000	九鬼長門 九鬼守隆。長門守、志摩国鳥羽藩初代藩主。鳥羽藩の石高は元和元年まで55,000石(『寛政』15巻150頁、『藩史』4巻512頁)。
44	Sadda daysheen.	0057600	佐渡だいしん 本多正信。佐渡守、相模国玉縄藩初代藩主。「だいしん」の意味不明。コックスの同僚ウィッカムの書簡(1615年10月23日付)に「Saddo Dono」(佐渡殿)と呼び、また同僚イトンの書簡(1615年2月20日付、ただし、日付は間違っているようだ)に「Sadedon」(佐渡殿)が最近死亡したことを報告する(※4)。本多正信の死亡は元和2年6月7日(1616年7月20日)。正信入府時の玉縄藩の石高は僅か10,000石だったので石高が大幅に違っている(『寛政』11巻29頁)。
45	sigge catta Tamba na camma.	0012000	しげかた丹波守 未詳。

通し番号	人名・官職のローマ字表記	Cokes(石のこと)	推定される人物名及び注
46	Fasheba Tango na camma.	0118100	羽柴丹後守 京極高知。丹後守、丹後国宮津藩初代藩主。高知入府時の石高は123,200石(『寛政』7巻175頁、『藩史』5巻443頁)。
47	Fowrree Feecitates.	0235200	堀常陸カ 『寛政』に堀氏の常陸守が記録されていない。
48	Keeowngoco wacassoo.	0092□□□□ [破損]	京極若狭 京極忠高。若狭守、若狭国小浜藩二代藩主。忠高時代の石高は92,000石。
49	Farema Gemba.	0□01□□□□ [破損]	有馬玄蕃 有馬豊氏。玄蕃頭、丹波国福知山藩初代藩主。福知山藩の石高は80,000石(『寛政』8巻53頁、『藩史』5巻371頁)。
50	Sacoda figgen.	0□6□□□□□ [破損]	さこだ肥前 未詳。
51	Yammazakke Sammanouske.	003500 [ママ]	山崎左馬允 山崎家盛カ。左馬允、因幡国若桜藩初代藩主。慶長19年10月8日没。石高は元和3年まで30,000石(『寛政』7巻249頁、『藩史』6巻46頁)。
52	Cooyde woooukeo.	0050200	小出右京 小出吉英カ。右京、但馬国出石藩主。大和守に叙任され、慶長18年に石高は50,000石(『藩史』5巻475頁)。
53	Camme mossashee donno.	0038000	亀井武蔵殿 亀井茲矩。武蔵守、因幡国鹿野藩初代藩主。慶長17年1月26日死去。鹿野藩は38,000石。慶長17年1月26日没(『寛政』7巻218頁、『藩史』6巻51頁)。
54	Cooyde yamatto.	0009200	小出大和 小出吉政カ。大和守、和泉国岸和田藩二代藩主。慶長18年2月29日死去。ただし、当時の岸和田藩の石高は30,000石(『藩史』5巻286頁)。
55	Towrre dewa.	0030000	鳥居出羽 鳥居忠政カ。陸奥国磐城平藩初代藩主。ただし、忠政の官名は左京亮で、磐城平藩の石高は元和8年まで120,000石(『寛政』9巻294頁、『藩史』1巻199頁)。
56	Sattakee donna.	0380000	佐竹殿 佐竹義宣カ。出羽国秋田藩初代藩主。ただし、秋田藩の表高は200,000石(『寛政』3巻69頁、『藩史』1巻350頁)。
57	Maydash feigen na Camma.	2000000	前田肥前守 前田利長。1番と重複。コックスの1622年の書簡に「Cangano Figen Dono, the Emperour's kinsman, and of the greatest revenues in Japon, per annum 200 mangocas」(加賀の肥前殿、将軍の親戚、日本の中で最高の収入、年間200万石)とある(※5)。
58	Foocowshema na Tey.	0700000	福島大夫 福島正則。14番と重複。
59	Moowre donna.	0500000	毛利殿 毛利秀就カ。長門国萩藩初代藩主。萩藩の石高は慶長15年以降407,803石(『寛政』10巻251頁、『藩史』6巻374頁)。
60	Monngame donna.	0500000	最上殿 最上義光カ。出羽国山形藩初代藩主。山形藩の石高は570,000石(『寛政』2巻133頁、『藩史』1巻466頁)。コックスの1622年の書簡に「Mengamy Dono, King of [空白], per annum 35 mangocas」(最上殿、[空白]藩主、年間収入35万石)とある(※6)。

通し番号	人名・官職のローマ字表記	Cokes(石のこと)	推定される人物名及び注
61	Catta fingo na Cammæ.	0670000	加藤肥後守 9番と重複。
62	Massamme donno.	0700000	政宗殿 伊達政宗。仙台藩初代藩主。寛永11年までの仙台藩の石高は615,000石（『寛政』12巻321頁、『藩史』1巻103頁）。コックスの1622年の書簡に「Massamoneda Dono, King of Oshew, per annum 70 mangocas」（政宗殿、奥州藩主、年間収入70万石）とある（※7）。
63	Shimasst donno.	0800000	島津殿 島津家久カ。薩摩藩初代藩主。ただし、慶長16-19年の慶長内検によると石高は732,000石（『藩史』7巻540頁）。
64	Omra donno.	0060000	大村殿 大村純頼カ。肥前国大村藩二代藩主。ただし、大村藩の石高は27,973石（『寛政』2巻339頁、『藩史』7巻200頁）。
65	Arreima donno.	0060000	有馬殿 有馬直純カ。日向国延岡藩二代藩主。延岡藩の石高は53,000石（『藩史』7巻481頁）。
66	Fieggen na cammæ Ferando.	0060000	肥前守平戸 松浦鎮信カ。肥前守、肥前国平戸藩初代藩主。平戸藩の石高は63,000石。コックスの書簡や日記に言及が多い。鎮信は慶長19年5月26日死去（『寛政』8巻90頁、『藩史』7巻181頁）。
67	Tera Shima na Cammæ Carates.	0120000	寺志摩守唐津 寺沢広高カ。志摩守、肥前国唐津藩初代藩主。8番と重複（『寛政』11巻42頁、『藩史』7巻166頁）。
68	Cownda mina na Cammæ.	0120000	本多美濃守 本多忠政カ。美濃守、伊勢国桑名藩二代藩主。ただし、桑名藩の石高は元和3年まで100,000石（『寛政』11巻217頁、『藩史』4巻400頁）。
69	Cattsä Sammæ.	0400000	上総様 松平忠輝カ。上総介、越後国高田藩藩主。ただし、当時の高田藩の石高は750,000石。
70	Cownda Issemoo.	0120000	本多出雲 本多忠朝カ。出雲守、上総国大多喜藩二代藩主。ただし、忠朝入府時の大多喜藩の石高は50,000石（『寛政』11巻234頁、『藩史』2巻500頁）。
71	Todo Issemona Cammæ.	0360000	藤堂和泉守 藤堂高虎カ。和泉守、伊勢国津藩初代藩主。ただし、慶長19年の津藩の石高は220,950石（『寛政』14巻283頁、『藩史』4巻456頁）。
72	Mattesdayre Shimmosa.	0300000	松平下総 松平忠明。下総守、伊勢国亀山藩藩主。ただし、亀山藩の石高は慶長15年から元和5年まで50,000石（『寛政』1巻270頁、『藩史』4巻35頁）。

(※1) Anthony Farrington, *The English Factory in Japan, 1613-1623* (The British Library, 1991), pp. 121, 407-408, 410, 413. 東京大学史料編纂所編纂『イギリス商館長日記』東京大学出版会、1978-1982、原文編〈上〉93頁等。

(※2) 前掲 Farrington, p. 916.

(※3) 前掲 Farrington, p. 916.

(※4) 前掲 Farrington, pp. 332, 370.

(※5) 前掲 Farrington, p. 916.

(※6) 前掲 Farrington, p. 916.

(※7) 前掲 Farrington, p. 916.

4 一覧表の特徴

一覧表の本文は人名と石高とからなっている。まず人名を取り上げよう。姓名や官職の表記に一貫性がないことが明らかである。田中筑後守のように、苗字十官位というパターンが多い。しかし、上総様とか薩摩様のように苗字がなかったり、松平下総のように「守」の字が欠けたり、大村殿や有馬殿のように苗字しかなかったり、長門守のように官職しかなかったり、大島茂兵衛のように苗字に通称を付けたり、孫市のように諱しかなかったり、表記がまちまちになっているといわなければならない。それはおそらく情報源が多種多様だったことを物語っているのだろう。

次に、情報の質差が著しい。1番から19番までの部分（以下「第一部」と称する）には、九州や四国の西国大名が圧倒的に多い。それに一人の例外を除くと、全員が慶長一五年の名古屋城普請役を賦課された大名で、その石高も『当代記』の慶長一五年六月三日条に記された石高と一致する。周知の通り、『当代記』は寛永年間に成立したと思われ、『信長公記』や幕府側の書類を再編成した史料である。名古屋城普請の部分は、尾張藩初代藩主徳川義直の伝記である『尾陽始君知』の名古屋城普請の条に酷似しているのので、いずれも幕府側の文書に基づいていると考えてよいだろう。そう

すると、一覧表の第一部に収録されているデータも、情報源が『当代記』のそれとあまり変わりがなく、信頼性が高いといつてよいだろう。

但し、第一部の情報完全に『当代記』や『尾陽始君知』と一致しているわけではない。「竹中」の代わりに「田中」とか、「稲葉」の代わりに「播磨」とか、いくらか名称の誤記が確認できる。また、4番の中川秀成が『当代記』には記載されていない。それから、『当代記』記載の生駒正俊（讃岐国高松藩三代藩主）が一覧表に欠けている。なぜこのようなズレが生じたのかは明らかではない。その問題はさておき、コックスが発送した慶長一九年末の段階までに既に死去していた大名が四人ほど一覧表に確認できるので、一覧表の執筆者が元にした情報源が、中川秀成が死去した慶長一七年八月一四日以前まで遡ることは否めないだろう。いずれにしても、第一部には、何らかの形で名古屋城普請役大名のリストが裏に關わっているようであるが、その実態は今のところ把握しがたい。

一覧表の20番から55番までの部分（以下「第二部」と称する）には、大名などの呼称が単純すぎて識別が困難な事例が多い。識別ができるものには、身分が大名以下で石高が高くないケースもある。いちいち石高が記載されているが、信頼性に乏しいものが相当ある。全体として譜代大名や旗本が第二部の中心といえよう。

最後に、56番から72番までの部分（以下「第三部」と称する）には、第一部の項目との重複がいくつか認められる。それは大名の呼称が同じではないため別人と誤解されてしまったからであろう。第三部では、東国の大名も含まれているが西国の外様が大多数になっている。また、石高がほとんど概数となっているので、他の二部に比べて不正確になっている。結局、第三部については、情報源と情報拾集時期が第一部や第二部とは違っていたことはほぼ間違いないといつてよいだろう。

なお、全体としては、一覧表の説明書きやコックスの書簡の文章にかかわらず、完全な大名リストとは全くいえない。多数の有力大名が一覧表から欠如している。説明書きに「日本の諸侯および帝王（大御所）と帝王の長男、それからいくつかの二流の領主の収益の目録」と書いてあるが、まず大御所の収益は一覧表に見当たらない。それから、尾張名古屋藩、水戸藩、盛岡藩などが収録されておらず、九州の大名もすべてリストアップされているわけではない。逆に、第二部に大名以下の身分の人物がかなり混じっているのも、全体としてバランスが取れていない。なお、原文では、一覧表の右側の方が途中で切れているのはやや不自然に見える。上の事情を考え合わせると、コックスが発送した一覧表が未完だった可能性を否定することはできないだろう。未完成のもの「武鑑」と言っているのが疑問だ。

ついでに、羽柴苗字の大名が四人ほど一覧表に収録されている点について触れておく。元龜四年（一五七三）に秀吉が初めて羽柴を名乗り、その後、秀吉が家族、近親者、親戚、有力大名などに羽柴苗字を授けた。14番の羽柴左衛門大夫II福島正則は慶長二年から元和元年六月まで羽柴を名乗っていた史料が残っているし、『当代記』にも羽柴苗字の大名が三人所載されているので、慶長末の一覧表に羽柴名字の大名が収録されているのは不自然ではないようだ。⁸⁾

さて、石高の表記についてはどうか。石高がアラビア数字で表記してあることは当然のようだが、そのためにはまず、たとえば五万を50,000（五〇千）に換算する必要があった。それは当時のイギリス人にとって必ずしも簡単な演算ではなかったろう。各行に七桁で石高を表記したのは換算演算を容易にするためだったろうか。それでも、計算のミスと思われる数字が少なくない。26番の三千二百五〇石が0030250とされているように、換算ミスも確認できる。

だが、これほど大名の石高の情報がイギリス商館員たちへ流れ、書き留められていたことは何といつても意外である。石高自体が正確に記されている場合が多いことは、情報源の信憑性を裏付けるといえよう。特に三万二百五〇石（26番）や五〇万六百八九石（27番）のような石高数字は精密で驚くばかりだ。多少、一覧表収

録の石高が現在確認できるそれとのずれがある事例は、表高と内高との差のせいかもしれない。ただ、57番の加賀藩の二百万石は誇張であり、町の噂によるようなものだろう。

最後に、一覧表の各行に通し番号がついているが、順番の意味が判明しない。一番の加賀藩の場合、ラテン語の *in primis* とは、「初めに」だけでなく、「最高」という意味もあるので、最初は、一番石高が高い加賀藩をトップにし、あと石高の順番に各大名をリストアップするつもりだったろうか。

5 一覧表の編纂事情

この一覧表は、いつ、まただれによって作成されたのだろうか。コックスがソールズベリー伯爵に発送した一六一四（慶長一九）年二月一〇日までに出来上がっていたことは疑う余地がない。ということは、大坂冬の陣直前の日本を反映しているはずだ。また、一種の武鑑としては、最古の武鑑と見られてきた東京大学所蔵写本『治代普顕記』（寛永一一年序）や寛永二〇年刊『御大名十万石已上付』より以前のものとなる。⁹ この一覧表の作成作業は、イギリス東インド会社が平戸に商館を設立した年以降に始まったと考えるのが常識のようだが、必ずしもそうではないかもしれない。

まず、一覧表が全部一時に書き留められたことはほぼ間違いないと思われるが、だからといってそれぞれの情報が必ずしも一時に集められたわけではないだろう。それを立証するのに、重複している1番と57番を検討する必要がある。1番の方は、「松平肥前守」として前田利長を取り上げ、石高を百三〇万二千七百石とする。それに対し、57番の方は「前田肥前守」の石高を二百萬石とする。加賀藩の表高としては両方とも高すぎるが、前者の方は、内高とそう変わらないと考えられる。しかし、後者は大袈裟で、コックスが一六二二年付の書簡に「加賀の肥前殿、將軍の親戚、日本の中で最高の収入、年間二百萬石」と書いたところと一致している。この二項目に注目するだけでも、情報源が相違していたことが見てとれるのではないだろうか。また、慶長一九年の時点でまだ有効な情報があれば、藩主が死亡したり、すでに時代遅れになっている情報もある。たとえば、13番の羽柴三左衛門池田輝政は、慶長一八年一月二五日に既に死亡していた。それから、先に説明したように、大名の姓名や官職の表記が一定していないのも情報源が相違していたせいだろう。一覧表所収の情報が数年に亘って色々な情報源から集められた結果ではないだろうか。

クローブ号が日本に到着した慶長一八年以前に、日本に在住していたイギリス人はただ一人、三浦按針IIウィリアム・アダムズのみだった。周知のように、アダムズは家康の外交顧問であり、

二五〇石取りの旗本資格を獲得し、帯刀も許された。アダムズは、日本に到着した慶長五年以降、情報を収集できるような立場にあつたと考えられる。実際、アダムズが一覧表の作成作業に関係していたかという点、確実な証拠がないため、何ともいえない。しかし、情報収集作業が慶長一八年以前まで遡るのなら、アダムズが何かの役割を果たしていたことも考えられるだろう。

では、この一覧表の筆跡は何を物語っているのだろうか。前述のように、三人の筆跡が確認できる。外側はコックスの筆跡のようだが、説明書きおよび一覧表の本文の筆跡が違っている。いずれも、現在残っている文書で確認できるアダムズの筆跡には似ていない。ということは、アダムズは情報収集作業には関係していなかったかも知れないが、一覧表の筆者ではなかったのだ。では、筆者は誰だっただろうか。現在、大英図書館にイギリス商館の関係者の書簡、報告書などがいくつか所蔵されている。一覧表の上方の説明書きの右寄りの筆跡は、どうもテンペスト・ピーコック (Tempest Peacock) の筆跡に似通っている。ピーコックは一六一三年に、イギリス東インド会社の代表者ジョン・セーリスおよびアダムズの同伴者として、駿府や江戸へ旅行し、徳川家康および徳川秀忠に謁見した。その後、一六一四年に離日し、同年に現在のベトナムの海岸で殺されたらしい。従って、説明書きの文章がピーコックの筆跡だとすれば、この部分は遅くとも一六一四年の

一月あたりまでに出来上がっていたことになる。

一方、一覧表の下方の本文は筆跡がまた違う。その部分はピーコックが説明書きを執筆したのちに書き留められたのだろう。その「のち」は、同日のことか、それとも数カ月後のことかは不明である。発送する直前まで情報収集が続いていたのかもしれない。既に書いたように、未完のまま発送された可能性もある。

セーリスが一六一三年二月五日に離日したときに、一覧表を持って帰らなかったということは事実だ。それは一覧表がまだ出来上がっていないことを示唆するのではないか。コックスが一覧表を発送したのはセーリスが離日してまる一年がたつてからのことだった。ということは、一覧表作成の最終段階は一六一四年に行われたようである。コックスが外側に書いた文章を考慮に入れると、数人のイギリス人が情報収集を担当していた可能性が高いが、最終の責任者はコックスだったのではないだろうか。

6 問題点

一覧表の情報の中で、一番大切なのは姓名や官職でなく、石高の方だったに違いない。なぜならば、トマス・ウイルソン卿が説明したように、「その大多数が、キリスト教世界のほとんどの殿様の収入に匹敵するかあるいは上回るのだ」という事実を立証する

データのはずだったからである。では、その石高データは確かにウイルソンの言葉を裏付けるのだろうか。

右端の石高表記の欄の *okes* とは「こく(石)」の英語式の複数形と思われる。説明書きに「米一石はイギリスの通貨で七シリング六ペンスに値する」という文章がある。当時は、一ポンドが二〇シリング、一シリングが一二ペンスだったので、七シリング六ペンスとは一ポンドの三分の一強だった。そうだとすれば、この相場を頼りにして、例えば2番の田中筑後守の石高三〇万二千石を換算すると、一二〇〇ポンドとなる。現在の通貨に換算するのは用意ではないが、イギリス国立公文書館の古今通貨変換ツールによると、現在のイギリスの通貨は一七世紀初頭のそのの一三七倍に相当するようだ。¹⁰⁾ それが妥当なら、田中筑後守の石高は現在の価値にしておよそ一六四万四千ポンド(およそ二億七千万円)に相当すると思われる。田中筑後守の石高が実際それぐらいの価値があつた可能性があるのだろうか。そうでなければ換算相場が間違っていることになる。因みに、当時のイギリスでは、例のロバート・セシルⅡ初代ソールズベリー伯爵が全国で収入が一番高かつた人物だつたと思われる。彼の年間収入は田中筑後守と変わらない。¹¹⁾ 但し、当然ながら、大名領地の石高とイギリス個人の収入とは基本的に区別する必要があるが、そのことをコックスたちはじゅうぶん理解していなかつたようである。

では、当時のイギリスにおける小麦の相場を念頭に置き、話を進めていきたい。一七世紀初頭の小麦の相場は一ブシエルの値段が四〜五シリング前後だつた。¹²⁾ 米穀の場合、一石が五ブシエルに匹敵するので、上記の一石七シリング六ペンスを五で割ると、米一ブシエルの価値が一シリング六ペンスで、つまり小麦の相場の三分の一となる。そんなことはありうるのだろうか。結局、説明書きに出てくる米一石とイギリスの通貨との相場が間違つていたことを認めざるをえない。その間違つた相場は一体どこから来たのだろうか。

実は、八年後の一六二二年二月一日に、コックスは、イギリスにいるジョン・セーリス宛に書いた書簡で、大幅に違つた相場を紹介している。その書簡では、九人の大名の収入が報告されていた。最初に加賀藩主のことが書いてあり、その収入が二百 *mangocas* (万石のこと) になつている。G・セーリスの計算では、それはイギリスの通貨で一八七万五千ポンドに相当するとコックスが付け加える。¹³⁾

G・セーリスとはジョージ・セーリスのことでセーリスの弟である。一六一四年の段階ではまだイギリス在住だったが、四年後の一六一八年には既に長崎にいたので、東インド会社の社員になつていたようだ。¹⁴⁾ おそらく日本滞在中の仕事の関係で、通貨を換算するぐらいの知識はあつたのだろう。コックスの書簡による

と、G・セーリス計算の相場は一石〇一ポンド強で、一覧表の説明書きの相場と大幅に違う(三倍弱)。それは計算基盤が変わったのか、それとも米一石の相場の値上がり(慶長一八年一六〇一九銀匁、元和八年二七〇三六銀匁⁵⁵)を反映した結果なのかが明確ではない。

7 終わりに

最後に、この一覧表が何のために作られたのかを考えてみたい。まず宛先がイギリス東インド会社の幹部ではなく、ソールズベリー伯爵になっていたことはどういう意味をもつのだろうか。前に説明したように、ソールズベリー伯爵の死亡のニュースはまだコックスに届いていなかったため、コックスは、ソールズベリー伯爵が相変わらず国王秘書長官(Secretary of State、首相に匹敵する)と大蔵卿(Lord High Treasurer、大蔵大臣)を兼任し、イギリスの国政を牛耳っていると考えていたに違いない。したがって、コックスは会社の利益だけでなく、国益も考えていたようである。コックスの国益優先思想を反映していたかのように、ソールズベリー伯爵の秘書トマス・ウイルソン卿が国王に一覧表を転送したとき、「(大名の)大多数が、キリスト教世界のほとんどの殿様の収入に匹敵するかあるいは上回る」という説明を書いた。つまり一覧表

を通して、イギリスの支配階級に日本の経済事情を紹介し、特に日本が豊かな国だと説明しようとしていたのではないだろうか。それがうまくいけば、イギリス側が、貿易のパートナーとして日本が適切な国だということを認め、コックスが担当していた日英貿易がますます盛んになるはずだった。

残念ながら、コックスおよびその部下たちが苦勞して情報を集め、せっかくローマ字武鑑のような貴重な文書を作成したにもかかわらず、その苦勞は無駄に終わってしまった。ソールズベリー伯爵は既に死亡していたし、国王が目を通したとき、信憑性がなうと言つて無視してしまつたのだ。ところが、幸いなことに、一覧表は廃棄されなかった。トマス・ウイルソン卿は一六二九年に死亡したが、数十年後の一六八三年にエリアス・アシユモルがオックスフォードのアシユモレアン博物館に寄贈した。そして最後に、一八六〇年にアシユモレアン博物館からポドリアン図書館へ一覧表は移譲され、二〇二一年までそこで眠っていた。

この一覧表は我々に何を物語っているのだろうか。まずは、イギリス商館の情報収集活動を垣間見せてくれる。意外なことに、その情報収集の目的は会社の目先の営利よりも、むしろイギリスと日本との貿易活動全般を強化する希望に基づいていた。さらに、イギリス東インド会社の日本滞在商館員たちが、日本は裕福な国だという印象を受けていたことを示している。それは石高を収入

と誤解したり、間違った換算レートで計算したりした結果なので、イギリス国王が信じがたいと判断したのは正しかった。

付記

資料解明の関係で藤井讓治氏に、また本稿の文章を推敲して下さいた櫻木晋一氏に大変お世話になった。記してお礼のしるしとしたい。

注

- (1) コックスの来日以前のスバイ活動については Derek Massarella, 'The Early Career of Richard Cocks (1566–1624)', *Head of the English East India Company's Factory in Japan (1613–1623)*, *Transactions of the Asiatic Society of Japan*, vol. 20 (1985), pp. 1–46.
- (2) Anthony Farrington, *The English Factory in Japan, 1613–1623* (The British Library, 1991), pp. 174, 538, 619, 983. 本書にコックスの現存書簡などが全て翻刻されている。
- (3) ビーター・コーニツキー『海を渡った日本書籍——ヨーロッパへ、そして幕末・明治のロンドンで』平凡社、二〇一八、一〇〇～二二頁。
- (4) 前掲 Farrington, pp. 259–265.
- (5) 前掲 Farrington, p. 753.
- (6) William Henry Black, *A Descriptive, Analytical, and Critical Catalogue of the Manuscripts Bequeathed unto the University of Oxford by Elias Ashmole, Esq., M.D., F.R.S., Windsor Herald, also of some additional MSS. contributed by Kingsley, Lloyd, Borlase, and others* (Oxford University Press, 1885), p. 1491.

(7) 当時のイギリス人の日本関係文章ではたいてい大名のことを「king」と言っていた。前掲 Farrington, p. 916.

(8) 黒田基樹「慶長期大名の氏姓と官位」『近世初期大名の身分秩序と文書』戎光祥出版、二〇一七、および同著『羽柴を名乗った人々』角川新書、二〇一六、一一二～一一四、二五三～二五五頁などを参照されたい。

(9) 藤實久美子『武鑑出版と近世社会』東洋書林、一九九九、一二、四六頁。

(10) <https://www.nationalarchives.gov.uk/currency-converter/#currency-result>.

(11) David Loades, *The Cocks: privilege and power behind the throne* (The National Archives, 2007), p. 229.

(12) Gregory Clark, 'The Price History of English Agriculture, 1209–1914', *Research in Economic History* 22 (Emerald Group Publishing Limited, 2004), pp. 41–123 ([https://doi.org/10.1016/S0363-3268\(04\)22002-X](https://doi.org/10.1016/S0363-3268(04)22002-X)).

(13) 前掲 Farrington, p. 916.

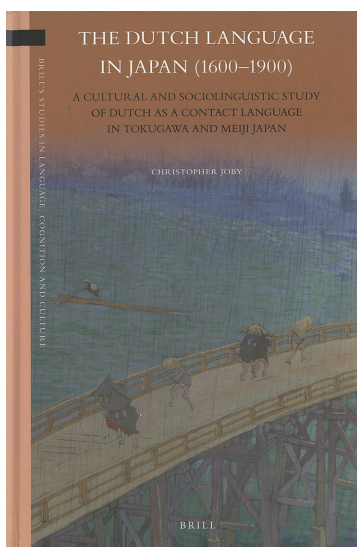
(14) Noel Sainsbury, ed., *Calendar of State Papers, Colonial Series, East Indies, China and Japan*, vol. 2, 1513–1616 (HMSO, 1864), p. 290, no. 715, 21 April 1614.

東京大学史料編纂所編纂『イギリス商館長日記』東京大学出版会、一九七八～一九八二、譯文編〈上〉四三九頁、譯文編〈下〉二七四頁。

(15) データは京都大学近世物価研究会編『15～17世紀における物価変動の研究』読史会、一九六二、による。

クリストファー・ジョビー著『日本におけるオランダ語（一六〇〇～一九〇〇）
——徳川・明治日本における接触言語、オランダ語の文化的・社会言語学的研究』
を讀んで

松田 清



Christopher Joby, *The Dutch Language in Japan (1600-1900): A Cultural and Sociolinguistic Study of Dutch as a Contact Language in Tokugawa and Meiji Japan*. Brill, 2021

はじめに

本書 *The Dutch Language in Japan (1600-1900): A Cultural and Sociolinguistic Study of Dutch as a Contact Language in Tokugawa and Meiji Japan*. は、「オランダ語が徳川日本に入り他言語と接触したとき何が起きたのか」という問いを立て、これに答えるべく「日本におけるオランダ語の知識と使用に関する包括的分析」を行った学術書である。研究対象は一六〇〇年、オランダ船リーフデ号が豊後に漂着し、乗組員が上陸した時から三百年間に日本で使用された「さまざまなオランダ語」(varieties of Dutch)である。

オランダ東インド会社（一六〇二〜一七九九）の数多くの商館中、喜望峰から最も東に位置する平戸オランダ商館（一六〇九〜一六四〇）、ついで長崎の出島オランダ商館（一六四一〜一八六〇）には、船乗り、商館長・商館員、外科医、商人、商館の使用人（日本人も含む）・奴隸などからなる多国籍のオランダ語使用者たちがいた。彼らは遊女、通詞、各地の商人、医師、大名やその家臣、將軍の重臣から下級の幕臣にいたるまで、実に多様な日本語使用者の「さまざまな日本語」や「さまざまなオランダ語」に接した。また、蘭学者や蘭学塾の学生、在村の医師たち、絵師や戯作者なども、書物（多くは書写されて流通した）を介してオランダ語に接した。

著者はこの「さまざまなオランダ語」と「さまざまな日本語」の接触の物語を、通時的な文化史的記述と共時的な社会言語学的分析を織り交ぜて、「十分に日本語に通じていない研究者」のために叙述している。社会言語学的分析の例をあげれば、著者は言語使用中に戦略的に他言語に切り替える「コード・スイッチング」（例：手紙の冒頭や末尾でのラテン語使用、文中に原語で引用される発話や諺など）、他文化に固有で自文化にない事物を原語で指し示す穴埋め「ギャップ・フィリング」（例：重箱を *goubackje*、乗り物を *nonion* と呼ぶ）などの現象例を収集する。また、多言語社会のなかで他言語に比してより広い通用勢力を有する LWC (Language of Wider Communication、広域通用語) の概念を、リーフデ号漂着当時からポルトガル人追放

（一六三六）の数十年後に至るまで、長期間オランダ語に対して優勢を保っていたポルトガル語や、一八六〇年代にオランダ語を駆逐していった英語に適用する。

著者はまた、本書の随所で、日本における接触言語としてのオランダ語のさまざまな役割を、ギリシア語やラテン語を援用した用語で規定し、エピローグ（終章）で要約している。すなわち、エムポリオレクト (*empoliect*、交易語)、サーレクト (*thunct*、他言語学習のための媒介語)、リングファー (*linguifer*、ラテン語などを伝えた導引語)、メタレクト (*metalect*、科学知識摂取のための高次語) 等々の用語である。さらに、漢学を素養とした蘭学者たちの漢文読解式翻訳法を解積するのに、社会学者ピエール・ブルデューの *habitus* (社会的習慣) の概念を、大槻玄沢『蘭畹摘芳』の挿絵に加えられた漢字や片仮名によるラテン名、和名、漢名の混在を説明するのに、バフチンのヘテログロシア (*heteroglossia*、同一作品中の異語併用) の概念を援用する。

したがって、本書は本来、社会言語学者が書評すべきであろう。門外漢の評者に書評の依頼が舞い込んだのは、著者の研究方法に由来するかもしれない。著者は平戸や出島の商館文書、ライデン大学図書館およびオランダ国内所蔵の和書、商館長イサーク・ティチングが福知山藩主・朽木昌綱やオランダ通詞たちと交わしたオランダ語の往復書簡 (E. Leguin, 1990, 1992)、国立国会図書館所蔵幕府旧蔵蘭書、松浦史料博物館所蔵松浦静山旧蔵蘭書、武雄市図書館・歴史資

料館所蔵蘭学資料、早稲田大学図書館古典総合データベース、各種翻刻校訂資料、さらに関連する既存の研究文献から、文化史的記述や社会言語学的分析に必要な事例を渉猟し利用している。研究文献には、評者の松浦静山旧蔵蘭書の書誌的研究(二〇〇〇)や佐賀藩旧蔵洋書目録復元目録(二〇〇二)も含まれている。

評者としては、本書を通読して目にとまった事例や問題点を章ごとに取り上げ、見解を加えることで責めを塞ぎたい。

本書はプロローグ(序章)と本論全八章およびエピローグ(終章)、文献目録、一次資料和書名(漢字表記添え)、非和漢人名、和漢人名(漢字表記添え)、事項・地名索引からなる。漢字知識がない読者にも配慮し、本文および脚注における漢字表記は希少である。漢字あるいは漢字かな交じり文の挿入には英訳を添えている。プロローグの前に、採用した日本語のローマ字表記法、日本語固有の特殊用語解説を置く。英文研究書ならではの配慮である。

本論全八章の章題を訳せば、次の通りである。主に文化史的な記述からなる章には(文化史)、主に社会言語学的な記述からなる章には(言語学)のラベルを付す。

- 第一章 日本におけるオランダ語既習者たち (文化史)
- 第二章 徳川日本におけるオランダ語学習 (文化史)
- 第三章 日本におけるオランダ語使用の多様性 (文化史)

第四章 言語接触 (文化史)

第五章 オランダ語テキストにおける言語干渉 (言語学)

第六章 オランダ語からの翻訳 (文化史)

第七章 オランダ語による日本語の語彙的、統辞的、

表記的干渉 (言語学)

第八章 言語移行と言語後退 (文化史)

「第一章 日本におけるオランダ語既習者たち」について

一六〇〇年四月、漂着船リーフデ号の乗組員生存者十八名のうち、イギリス人ウィリアム・アダムズ(のち三浦按針)以外はすべて北オランダ出身のオランダ人であった。本章において、著者はオランダ語既習者をオランダ人、オランダ人以外の西欧人、日本人以外の非西欧人に三区分し、区分ごとに日本語学習例を二次資料に依拠しながら、ほぼ時代順に記述する。平戸商館に雇用され最初の日蘭両語の通訳となったリーフデ号乗組員の名を本文では(De Lange 2006)によって、Jan Cousynen (ヤン・カウゼネン)とし、脚注では Vallé and Cryns (2018) の読み(Cousynsen (カウゼインセン))を示すが、両論併記の形だ。平戸商館文書の難読さを想起させる。

オランダ語既習者たちは、出島に商館が移ってからは日本語学習が禁止され、商館雇用の通訳も廃止され、長崎奉行所の監督する

日本人通詞と、はじめ「数十年」（著者による）は主にポルトガル語で、ついで幕末までもつばらオランダ語によつて接触するようになる。そのなかで日本語を学んだ「傑出した」オランダ人商館長として、著者は朽木昌綱やオランダ通詞たちとオランダ語で文通したテイチングと蘭和辞典「ドゥーフ・ハルマ」を編纂したドゥーフ、日本語文法書を著した最後の商館長ドンケル・クルチウスを挙げる。

また、ドイツ人商館長クライエル（在任一六八二〜一六八三、一六八四〜一六八五）を挙げ、オランダ語で商館長日誌や書簡を書き、個人的に同胞のゲオルグ・マイスターを雇用したと記載する。言語接触をテーマにする本書でマイスターの名を挙げながら、その重要な著作『東印度の庭師』（ドレスデン、一六九二）には言及がない。収録された日本人との会話録はドイツ語で書かれたため、無視されたかも知れない。

日本人以外の非西欧人として、オランダ商館の使用人（ジャワ人や奴隸（マレー人）が挙げられる。著者は、彼らはオランダ東印度の現地人の間で広域通用語であったクレオール化した植民地ポルトガル語（Low Portuguese）を使用し、片言のオランダ語を混ぜて話したと推定する。脚注では、司馬江漢に依拠して、奴隸が日本人から「黒んぼ」と呼ばれたことを指摘する³⁾。評者としては、松浦静山が商館長ロンベルフの従僕ドル（十七歳）に書かせた「マレー文字」を、オランダ通詞・本木良永に解題させて、愛蔵していたことを付け加え

たい。⁴⁾

「第二章 徳川日本におけるオランダ語学習」について

本章では主として De Groot や Wolfgang Michel の業績に依拠して、オランダ通詞、蘭学者のオランダ語学習の事例、「知識交流の場」(loci for Intellectual Exchange)、私塾、ついで、オランダ語学習の教材（単語帳、辞書、文法書）の移入・発達史が記述される。

出島商館時代の初期（一六四一〜一六七〇）のオランダ通詞として、ポルトガル語、オランダ語両語に通じた秀島藤左衛門と西玄甫、オランダ語に優れた志筑孫兵衛の業績を述べた後、著者は一六七〇年代から、しばしば長崎奉行が通詞のオランダ語力向上のために通詞に研修を命じたにもかかわらず、なかなか向上しなかった原因として、発音練習にカナ文字を使用したこと、通詞が世襲職であったこと、語句の暗誦に終始し文の構造を理解させなかったこと、さらに通詞仲間のギルド的な秘密主義を De Groot によつて挙げる。著者はその秘密主義をもつてオランダ語が「クリプトレクト」(cryptocentric secret language) であったとし、ポルトガル語使用が強固であったことも、オランダ語力不足の原因に加える。

商館医ケンペル（滞日一六九〇〜一六九二）に助手として雇用され、ケンペルからオランダ語の読み書き・文法の特訓を受けた今村源右

衛門が例外的存在であったこと、オランダ通詞のオランダ語能力の低さが歴代商館長の悩みの種であったことは、よく知られている。

「知識交流の場」として、將軍家侍医桂川家のサロン「和蘭座敷」、長崎の吉雄耕牛宅の「紅毛座敷」を挙げるが、大槻玄沢『西賓対晤』から片仮名表記やオランダ語の諺を引用しつつ、玄沢ら江戸の蘭学者や蘭癖大名が通った長崎屋はわずかに、芝蘭堂に近いことだけが (Hesselink 1995) によって示され、「知識交流の場」としての記述はない。

蘭学塾として、玄沢の芝蘭堂の次に、(Scheidt 1996) により、門人六百人余を数えた耕牛の私塾を挙げるが、その私塾名「成秀館」は欠落している。蘭学塾の嚆矢として筆頭に挙げるべきである。芝蘭堂の語義については、優秀な門弟が輩出する塾、あるいは徳化を受ける塾という普通の解釈が示されていない(本書七五頁注71参照)。鳴滝塾(シーボルト)、大観堂(高野長英、日習堂(坪井信道)、象先堂(伊東玄朴)、適塾(緒方洪庵)を列挙するなかで、仙台藩の医学館(佐々木仲沢)を(Goodman 2013)から引用する。しかし、これは私塾ではない。むしろ、長英に蘭学を学んだ内田五観の数学塾「瑪得瑪弟加」塾が紹介されればよかった。

オランダ語学習の教材は、単語帳として今村源右衛門『和蘭称謂』、新井白石『外国之事調書』、十七世紀後半から十八世紀初頭に長崎で作成された一連のイロハ引き医薬用語集いわゆる「阿蘭陀口書」、青

木昆陽『阿蘭陀文字略考』『和蘭文訳』を紹介する。ついで、舶載辞典として、Hahné Marinの各蘭仏辞典、MeijerのWoordenschat(辞学宝函)、舶載の文法書として、朽木昌綱がテイチングから入手したMarin (1752)、Cornelle (1783)の各蘭仏対訳文法、Moonen (1706)の蘭文法、志筑忠雄が西洋文法研究開拓に利用したSewel蘭文法(1708)、幕末に写本、復刻によって普及したSiegenbeckの文法書Grammatica (1822)とSyntaxis (1810)、Wellandの蘭文法を挙げる。

Siegenbeckの両文法書は、ラテン語文法に基づく古風なオランダ語例文ばかりで、現用オランダ語を学べない(八五頁)、との指摘はもつともだが、漢学で育った蘭学生が西洋文法の骨格を学ぶのに適した面もある。

蘭学者の著した教材として、大槻玄沢『蘭学階梯』(一七八八)、森島中良『蛮語箋』(一七九八)、箕作阮甫『改正増補蛮語箋』(一八四八)、辞書として稲村三伯『ハルマ和解(江戸ハルマ)』(一七九六)、その縮約版である藤林普山『訳鍵』(一八一〇)、商館長ドゥーフが一名のオランダ通詞と共同して編纂した『ゾーフ・ハルマ(長崎ハルマ)』(一八一〇〜一八一七未完、一八三四成)、馬場貞由『蘭語訳撰』(一八一〇)、大江春塘『バスタード辞書』(一八二二)、『ゾーフ・ハルマ(長崎ハルマ)』の校訂版である桂川甫周刊『和蘭字彙』(一八五五〜一八五七)を記述する。

『蘭学階梯』と『蛮語箋』を論じる場合、両者が長崎のオランダ通

詞の蘭語学習法や職業的な必要から作成した種々の単語帳を典拠（種本）にしているため、通詞の言語生活に使用される語彙（唐話語も含めて）の多いことは指摘されるべきである。また、著者は（Twine 1991）によつて、『蘭語訳撰』の口語的語彙と文法を指摘するが（七四頁）、本書は節用集を範に取り、蘭学者や蘭学生が蘭文を書くために編纂された日蘭分類語彙であることを忘れてはならない⁽⁵⁾。著者がその組版と参照の複雑性を指摘する（七九頁）のは当たらない。

『バスタード辞書』の典拠を Meijer の Woordenschat 第十一版（Dordrecht, 1805）とするのは誤りで、正しくは第六版（Amsterdam, 1688）の第一部「外来語」（bastardt-woorden）である。Halma や Marin の蘭仏辞典は見出し語が双解され、フランス語知識なしに簡便な蘭々辞典として使用できるが、その見出し語はほとんど純粋なオランダ語からなり、外来語は排除されているため、Meijer 第一部の需要があつたのである。この需要は幕末に盛んに舶載された Weiland の術語辞典（Kunstwoordenboek）につながるものである。フランス語やラテン語からの借用語に満ちたこの術語辞典は幕末の科学技術導入に重要な役割を果たしたが、本書では触れられていない。

蘭学者が著した文法書として、志筑忠雄『和蘭詞品考』（一八〇四か）と志筑の弟子・馬場貞由の『和蘭文範摘要』（一八一四）、藤林普山『医門須知和蘭語法解』（一八一）と飯泉士讓『和蘭文典字類前

編』（一八五六）を重視するのは当然であるが、「和蘭語法解」を Orandago Hokai とするのは誤りである。その馬場貞由のオランダ語序文の主旨は、著者の藤林普山を蘭文法の開拓者である師・中野柳甫（志筑忠雄の蘭語学者としての別名）の門流に位置づけ、蘭学生を導く松明として『和蘭語法解』を推薦することにあるが、著者はこの主旨を伝えていない。序文中の「Incester Z. Iitno」（中野柳圃先生）や「Lihnoanse Icerrege」（柳圃の門流）の語句を見落としたようだ。索引の志筑忠雄に中野柳圃の別名が欠落している。

「第三章 日本におけるオランダ語使用の多様性」について

オランダ通詞の会話能力は一般に低く、「内通詞」と呼ばれる商館の私的な日本人使用人の方がオランダ通詞よりも会話能力が高かつたことが、商館長や商館員の著作や書簡からの引用によつて指摘される（九四頁）。これは重要な指摘である。オランダ通詞の仕事は文書の翻訳が中心であつたからである。商館長テイチングが会話能力を評価した通詞として名村元次郎と堀門十郎が紹介される。通詞が公式文書でしばしば自分の名前をローマ字で署名した例として Morogi Enosin（本木栄之進、本木良永）、Namoera Karsenon（名村勝右衛門）の二つを（Screch 2006）から紹介している。しかし、本書では Naba Ziubij（榎林重兵衛）、N.S. Jevzajimon（西栄左衛門）のように姓

を略表記する方式は触れられていない。

ポンペがオランダ語で講義を行い、それを「ある長崎の通訳者」(a Nagasaki interpreter) が翻訳し、その翻訳をポンペの門人・松本良順が写して、他の生徒に広まった、との記述は必ずしも正確ではない。ポンペ筆のオランダ語講義録をもとに翻訳がおこなわれたのであり、そのオランダ語講義録もポンペの高弟たちによって筆写され広まったのであった。読者は a Nagasaki interpreter を長崎通詞と誤解しかねないが、実際はオランダ語に優れた門人・司馬凌海であった。

日本人の文法的に優れた蘭文書簡として、將軍家侍医・蘭学者であった桂川甫賢(国寧)の大槻平次郎(磐溪)あて書簡(早稲田大学図書館所蔵)が「FIGURE 8 A letter from Kasuragawa Hoan to Otsuki Banki: (1827) WJL 文庫 08 B0183」とのキャプションを付けて、カラー写真入りで紹介されている。本書で、桂川甫賢に一貫してその幼名 Hoan (甫安) を使用するのには理解に苦しむ。

日本人のオランダ名使用例として挙げられる馬場貞由(佐十郎)の Abraham は、(Goodman 2013) によって商館長ドゥーフが与えた名前とするが、これは間違いである。商館員たちが佐十郎を Abraham と呼んでいた、とドゥーフが回想録で述べている。

本章で例示される「オランダ語使用の多様性」は実に多方面にわたる。摘記すれば、森島中良『紅毛雑話』、大槻玄沢『蘭説弁惑』、司馬江漢『西遊日記』などの著作に見られる仮名書きのオランダ語、

石川大浪、司馬江漢、浮世絵師・英泉、佐竹義敦、北山寒巖、川原慶賀、亜欧堂田善などの絵画作品のオランダ語サイン、出島医師フェイルケ筆富士山図のドゥーフ蘭文賛、磯野文斎『長崎土産』シリーズや長崎絵(富嶋屋、文錦堂)に印刷されたオランダ語、笹屋製プラケットの蘭文、有田焼やコンプラ瓶のオランダ文字、長崎悟真寺のデュールコープの墓や掛川のヘンミイの墓に刻まれたオランダ語碑文、北島見信『紅毛天地二図贅説』、本木良永『阿蘭陀地図略説』、朽木昌綱『泰西輿地図説』、橋本宗吉『鳴蘭新訳地球図説』など地図や地理書、また朽木昌綱『西洋錢譜』の地名・国名表記、佐賀藩や松浦静山収集の蘭書目録の書名、朽木昌綱の注文蘭書名、などである。

本章の結論において、著者は徳川日本におけるオランダ語使用の状況をバフチンの用語を借りて、ヘテログロシア(異言語併用)と呼びながら、同時代に漢文が文化的・知的言語として支配的であったため、オランダ語使用を過大評価しないこと、と自戒している。評者としては、本書の第六章への評語にもなるが、ほとんどが儒医出身の蘭学者の知的世界は基本的に、漢蘭折衷的であったことを指摘したい。著者は漢蘭を競争関係にあったと捉えるが、実態から離れている。それでは蘭文の漢訳を基本とした蘭学者の営為を説明出来ない。

「第四章 言語接触」について

本章では徳川日本におけるオランダ語と他言語（日本語・ポルトガル語・文言・漢文・英語・フランス語・ロシア語・ラテン語・マレー語・満州語など）との接触と競合の事例が、他言語ごとに、社会言語学的というよりは文化史的に列挙される。

まず、(Blussé et al. 1992) などにより、オランダ人の日本語学習が公的には禁止されていたため、日本語に通じたオランダ人は国外追放に遭ったことを指摘する。公的な禁止にもかかわらず、十八世紀以降、日本語を学んだ商館長として、通詞が故意にオランダ語に訳さなかつた日本語を理解していたティチングを (Equin 2011) によって挙げる。また、京都祇園二軒茶屋の名物、豆腐切りをみて、ローマ字で「稲妻の腕を借らん草枕」の名句を残した商館長ドゥーフを、(Vos 1989) により挙げる。

ポルトガル語との競合は、一六三九年のポルトガル人追放後も続いたことは、一六五三年大目付の井上政重が商館長コイエットに、ドドネウス『草木誌』オランダ語版をポルトガル語に翻訳できるオランダ人がいないか、尋ねた事例で端的に示される（一五七頁）。ポルトガル語が広域通用語（LWC）として支配的であつた原因として、著者は第一に、オランダ人来日以前、五十年間、ポルトガル語

が日本人と西欧人とのコミュニケーション語として定着していたこと、第二に、商人の言葉であるオランダ語に対して、ポルトガル語が宣教師の言葉として權威を保つたこと、第三に、オランダ人はポルトガル人に比して、自国語の普及に熱心ではなかつたこと、第四に、ポルトガル語からオランダ語へ転換することが通詞には難しかつたこと、を挙げる。評者はポルトガル人追放後もポルトガル語が支配力をもつたことを直接示すポルトガル通辞資料を知らない。本書もオランダ側の間接的な証言にもつばら依拠している。ポルトガル語・ラテン語・オランダ語交じりのカナ書き医薬語集の成立とポルトガル通辞の関係は必ずしも明らかでない。

ラテン語との競合の例として挙げられるのは、ケンペルがバタヴィア総督ファン・アウトホールンやアムステルダム市長ニコラス・ワイトセンに宛てたラテン語書簡である。ここで評者が想起するのは、西欧知識人がラテン語と自国語あるいは近代諸語を併用したのは通例であつて、むしろ出島では例外であつたこと、ギリシア語の素養があつたのは評者の知る限り、ティチングの後任商館長ファン・レーデ・トット・デ・パルケレルのみであつたこと、吉雄耕牛はヘブライ語にまで関心を寄せたこと、オランダ通詞で漢学の素養があつたのは松村元綱と本木良永であり、漢詩を残したのは松村元綱の他は知らないこと、志筑忠雄はたしかにケンペル鎖国論の翻訳で、ウイルギリウスの詩句を漢訳したが、松村元綱ほど漢学

には通じていなかったこと、である。

著者は松浦静山旧蔵のプリニウス『五卷本博物誌』オランダ語版（二六六二）がキリスト教的な改訳であることを指摘し、キリスト教禁教下で静山がキリスト教的内容の、しかもアダムとイブの楽園図を口絵に持つこのプリニウス博物誌を入手したことを重視する。しかし、静山の求めで松村元綱が翻訳した「フリニウス略解」では、原著の博物学的情報のみが抄訳され、キリスト教的な部分は完全に無視されている。

日本人のラテン語との接触は、地球図や地理書のラテン語地名・国名、植物書の学名、とくにリンネ二名法が重要である。著者も本木良永や桂川甫周の地理研究、曾槃『成形図説』と伊藤圭介『泰西本草名疏』『日本産物志』の例を挙げる。伊藤圭介の著作にみえる漢名、学名、片仮名表記の和名の共存を捉えて、大槻玄沢の著作と同様に、ヘテログロシア（異言語併用）と呼び、圭介のリンネ二名法採用を進歩と評価する。

マレー語は出島のアジア系奴隷が話していた言葉であり、オランダ人相手の遊女（阿蘭陀行き）もマレー語とオランダ語を交ぜて話していたことが指摘される。

文言・漢文とオランダ語を基本的に競合関係として捉える著者は、「もし中国語（文言・漢文）が学問語でなかったら、オランダ語は蘭学（西洋知識）のための媒介言語としてうまく機能しただろうか」

（二七七頁）と自問し、学問語としてそれほど競争せずにすんだ面もあるが、一方で、漢学者によつて学問語として採用されたほどの成功はおさめなかつただろう、と自答する。評者からすれば、歴史を無視し、漢蘭折衷という蘭学の基本的性格を無視した愚問といわざるを得ない。蘭学塾における漢蘭折衷教育、とくに厳密なオランダ語原典講読と漢文学習を厳しく課した坪井信道塾が蘭学の主流であつたことを指摘したい。

朝鮮語については、シーボルト『日本』における朝鮮語研究や朝鮮語資料の収集が言及される。アイヌ語については特に、シーボルトが関与した蘭日アイヌ語辞典（ライデン大学図書館、Sei 55）と独日アイヌ語辞典が紹介され、前者は馬場貞由、後者は最上徳内の編著として分析されているが、評者はアイヌ語を知らない上に、原資料を見ていないので評語は差し控える。

ドイツ語については、(Mitsch 1986) によつて、一六五〇年に来日したドイツ兵カスパー・シユマルカルデンが帰国後に編纂した独日語彙集が紹介されるが、上述のように、ゲオルグ・マイスターの日本語学習は記載がない。評者としては、ここで林子平が長崎で吉雄耕牛の所蔵本を目撃し、『海国兵談』に引用した「ケレイキスブック」すなわち、デイリヒ『戦争書』(W. Dilich, *Kriegsbuch*, Frankfurt am Main, 1689) を挙げておきたい。

ロシア語については、大黒屋光太夫のもたらしたロシア算書（早

稲田大学所蔵)、桂川甫周『北槎聞略』、馬場貞由、村上貞助、榊礼輔のロシア語研究が紹介される。吉雄耕牛旧蔵の『新旧ロシア帝国誌』は著者の幕府旧蔵蘭書調査報告の成果として一八七〇一八八頁の注79に書誌的紹介がある。端本であることの指摘はよいが、書店主を著者と誤って Johannes Broedeler, *Oude en nieuwe staat van i Russische of Moskousche Keizernijk* と記載し、刊年も発行地も示さない。正しくは J.F. Reitz, *Oude en nieuwe staat van i Russische of Moskousche Keizernijk*. Utrecht, Johannes Broedeler, 1744. 4 vols in 2. 4to. である。前野良沢がロシア研究のために抄訳した原典であることに言及がない。

フランス語については、朽木昌綱がティチングから入手したクノール『貝譜』、サンソン『新世界地図帳』のフランス書、マーリン『新仏蘭会話教程』、コルネル『簡約フランス語学習』の会話書、つづいて松浦静山旧蔵フランス書ド・マロール『ミューズの神殿図誌』に続いて、ハルマ『蘭仏辞典』、本木正栄『払郎察辞範』、商館長ドゥーフのフランス語使用、村上英俊の『三語便覧』とフランス語塾達理堂、福山誠之館旧蔵キリアヌス『蘭羅仏対訳辞典』、沼津兵学校旧蔵仏英辞書、幕府開成所刊行のフランス語教本などが記載される。ハルマをユグノー難民 (Huguenot refugee) とするのは誤りである。本木正栄『払郎察辞範』はマーリン『新仏蘭会話教程』の翻訳であるが、対訳のオランダ語を訳したにすぎず、正栄はフランス語を学習していないことを指摘しておきたい。

英語については、本木正栄『諸厄利亜興学小筈』および『諸厄利亜語林大成』、メドハースト『英和・和英辞彙』に続いて、一八五九年に長崎で出版された匿名の *A New Familiar Phrases of the English and Japanese Languages* を記載する。この会話書は、本木昌造著『和英商賈対話集初篇』(一八五九年十二月塩田幸八刊)のはずであるが、稀覯本であるためか、著者は直接原本に当たっていないようで、著者名も日本語書名も欠落している。

本章の結論において、著者は一六三九年のポルトガル人追放後も、オランダ語の競合言語としてポルトガル語が優勢を保ったこと、十九世紀初頭の対外危機から、日本人はオランダ語以外の英仏露語を学習し始めたが、学問語としてオランダ語にもっとも競合したのは「あらゆる種類の文言」(all varieties of literary Sinitic)であり、それにもかかわらず、蘭学発展の背後にいたのは「漢文の読解と翻訳に習熟した学者たち」(scholars trained in the reading and translating Chinese texts)であった、とする。しかし、あくまで漢蘭を競合関係で捉え、この「学者たち」の具体名や著作、蘭学者による蘭文漢訳の例が示されないため、評者には疑問が残る。

「第五章 オランダ語テキストにおける言語干渉」について
本章ではこの書評の「はじめに」で述べた「コード・スイッチ

ング」「ギャップ・フィリング」の他に、社会言語学的事象として「音韻的干渉」「語形的統合」も加えて、オランダ商館日記、テイチングが離日後に出島商館長・商館員、朽木昌綱やオランダ通詞たちと交わした蘭文書簡、オーフルメール・フィッセル『日本風俗備考』などの材料から、それぞれの事例を、ラテン語、ポルトガル語、種々のシナ語 (Sinitic Varieties)、マレー語、などの接触言語¹⁾とに抄出列挙する。

「コード・スイッチング」の例を和訳とともに挙げれば、以下のごとくである。

ラテン語 : Adij (本日) dempjis (を除く) in omnibus (ござつ
つ) vale (やぶら)

ポルトガル語 : fidalgo (貴族) cappados (宦官) pancado (白糸
の定価)

シナ語 : sampān (三板) jonq (ジャンク)
マレー語 : koelie (クーリー、苦力)

「音韻的干渉」として顕著なものは、Erando (平戸) Finda (飛騨)、Yendo (江戸)、Nangasaki (長崎) など、²⁾ の前で母音が鼻音化する例が挙げられる。

日本語への「コード・スイッチング」としては、テイチングの書簡から、

Jedo den I Rokguans van het 6 jaar der Nengo Tenny (年号天明六年六

月一日江戸)

藤林普山『和蘭語法解』への馬場貞由のオランダ語序文の日付、

Den vijf en twintigste van fatiguans in het jaar boenkwa twaalfe (文化

十二年八月二十五日)

伊藤圭介『泰西本草名疏』のオランダ語標題紙の刊記、

Te NAGOJA, By BOENZY XI. (1828.)

が挙げられる。この刊記は By のあとに書店名が欠落しており、「文政十一年(一八二八)名古屋()書店」を意味する。

日本語の「発話引用」の例として、商館長日記一六四七年一月の大目付・井上政重の発話、

Capitajin Woensamma fumbbeers sinday minastai (上様分別次第見舞
した)

オーフルメール・フィッセルからは、

Oūdi di gozarimasi (お出でで御座ります)
を引用する。

日本語の「諺の引用」例として、著者はテイチング書簡を重視する。すなわち、テイチングが長崎奉行への不満をかこつ日本の友人たちについて、通詞の堀門十郎³⁾「tokakoe oekijo wa mama naranoe」(とかく浮世はままならぬ)、「Akeije no tenka mika」(明智の天下三日)と書き送った例や、朽木昌綱あてにアムステルダムから、一八〇七年六月四日付けで、「Isoc wari wo fito ni wa i ue soe mi no besi kokoro

no towaba ikaga korai in」(偽りを人には言ふて罪延べし心の間はばいかか
 こたへん)と書き送り、昌綱の座右の銘「genko narakt scijo」(言行全
 くせよ)を付け加えた例である。ともに愛好する諺を交わすことで
 友情を堅固にするという著者の解釈に、評者も同意するが、最後の
 座右の銘を二二五頁注37で、「言行全(く)正常」という誤った読み
 をしているのは拍子抜けする。

「ギヤップ・フィリング」の例は実に豊富に示されているので、部
 類ごとに若干を抄出するにとどめよう。

- 楽器：samsi (三味線) samsiespelsters (三味線引きの女)
 銭貨：cen Itzebo (二分) Cobang (小判) Oobang (大判)
 度量衡：eenige ikdes (数間) mangock (万石) cary (カテイ、一・
 二五アムステルダムポンド)
 衣服・持ち物：carabers (帷子) kappakagos (合羽籠) gatane (刀)
 飲食物：sackana (肴) chiaa (茶) sum (広東人参) Tribinto (茶
 弁当)
 乗り物：hayafune (早船) cochaj (小早) Hoosnaar (日吉丸)
 その他の品物：Fatsenbacks (挟箱) Goza (蓑蔭)
 宗教：bonzo (坊主) Janabosi (山伏)
 称号：dayrie (内裏) sjogoen (将軍) Okinocami (隠岐守)
 Tajicoo (太閤)
 役職・職業：otona (名) bongios (番衆) Keesje(n)s (傾城)

- onderrolken (小通詞) tolkencollege (通詞仲間)
 祭：bon (盆) Sisisaki (七夕)
 地名：Faconies gebeygre (箱根山) Fiseeng (肥前)

「語形的統合」(Morphological Integration)の例を摘記しよう。

- 複数：Jannabosen (山伏) nagamoetsen (長持ち) fabritas (羽二
 重)
 指小辞：sioubackens (小型の重箱) kockiens (石) barckxkens (小
 舟)
 属格・形容詞：eenige Firandoos porcelain (平戸焼き数個) cen stiel
 Mascosche knoopen (マヤロの釘一組) Nankijse joncken (南京
 船)
 国民：Japanner (日本人) Japanders (日本人) Nankinders (南京
 人)

「第六章 オランダ語からの翻訳」について

著者は本章において、近世ヨーロッパの翻訳文化論 (Burke 2007)
 に範をとって、日本において、誰が(訳者)、何を(知識の分野)、誰
 のために、如何に(翻訳方法)、オランダ語からの翻訳を行ったか、
 その結果は知識・政治・言語にどのような影響をおよぼしたか、を

文化史的に考察する。

まず、十七世紀の主な訳者と訳書は、沢野忠庵（フェレイラ）『阿蘭陀流外科指南』、オランダ通詞猪俣伝兵衛によるカスパル・スハンベルガー口伝書、大目付・井上政重によるプリニウス、ドドネウスの注文、向井元升と嵐山甫庵のオランダ外科研究、北条氏長のユリアン攻城法、本木了意のレメリン解剖書翻訳、十八世紀は楢林鎮山『紅毛外科相伝』、今村源右衛門のケイズル馬書、本木良永と北島見信の世界地理書、吉雄耕牛の馬文耕『嚴秘録』蘭訳（伝わらず）、新井白石『采覧異言』、前野良沢らの『解体新書』、大槻玄沢のヘイステル外科書訳、宇田川玄随訳ゴルテル『西説内科撰要』、宇田川玄真『遠西医範』および『遠西医方名物考』、宇田川榕菴『植学啓原』、志筑忠雄『曆象新書』、十九世紀は馬場貞由の蛮書和解御用（シヨメル百科事典翻訳）、高野長英『医原枢要』、緒方洪庵『扶氏経験遺訓』、小関三英『泰西内科集成』が列挙される。

こうした翻訳の流れはオランダ通詞本木家を中心とする長崎蘭学と宇田川家を中心とする江戸蘭学に分けられ、社会階層的には、特に小関三英が農民出身であることに注目する。宇田川塾出身の坪井信道が開塾し、緒方洪庵らが入門した蘭学塾・日習堂の重要性には触れていない。

翻訳の分野は医学が重きをなし、江戸時代のオランダ語からの翻訳書、約千点の約半数を占めることを指摘した上で、分野別に著者

が重要視する書物が考察される。すなわち、博物書として、ヨンストン『動物誌』とドドネウス『草木誌』を挙げ、次に理化学書として、最初に平賀源内『火浣布訳説』を挙げ、(Goodman 2000) によってその典拠がウオイト『医薬辞典』のアスベスト項目とする。評者としてはウオイトがオランダ通詞や蘭学者の必備書として広範囲に普及したことが重要であることを指摘しておきたい。著者は(Tukuhara 2002) によつて、化学分野で日高涼台や藤林普山が宇田川榕庵と同時代にすぐれた翻訳をおこなったことを指摘している。

天文・地理学書として、本木良永、司馬江漢、松村元綱、桂川甫周らの天明寛政期の仕事を挙げたあと、いきなり箕作阮甫『八紘通誌』（一八五一）に飛び、志筑忠雄『曆象新書』（一八〇二）、吉雄南阜（常三）『西説観象図説』（一八二三）には言及しない。

歴史書・政治書としては、小関三英『那波列翁伝』（一八三七）と本木正栄『軍艦考例』（一八〇八）、大塚同庵『和蘭官軍抜隊龍学校全書』（一八五五）をあげる。『軍艦考例』の典拠をオランダ、フランスの資料としているが、正しくはユトレヒトの書店主 Konelvis Kribber (1739-1780) 発行の一枚刷り銅版図である。

著者は総合的・一般的な内容の翻訳書として、森島中良『紅毛雑話』（二七八七）と蛮書和解御用の成果である『厚生新編』（二八一〜一八四六）を同列に扱うが、賛同しかねる。『紅毛雑話』は桂川家サロンの共有していた西洋文化情報を総合したもので、原拠となつ

た蘭書は多様である。一方、『厚生新編』の原典である七巻本シヨメル百科事典オランダ語版は、フランス語初版(一七〇九)の編者シヨメル (Noël Chomel, 1633-1712) の名前を冠しているが、内容的にはオランダ人ド・シャルモ (J. A. de Chalmot, 1734-1801) がフランス百科全書および関係の専門書をもとに編纂した啓蒙的な百科事典であった。しかも、著者は『厚生新編』の翻訳目的は「西欧の全知識」(all Western knowledge) の摂取であったとするが、実際には、蘭学者たちが「利用厚生」の立場から、意図的に医薬・本草・農業関連項目を中心に選択して、翻訳を分担し、アルファベット順によらず、伝統的な類書形式に編纂したのだった。

次に、学術書とは別に、行政・法制・通商関係文書の翻訳として、オランダ商館が將軍および長崎奉行のために海外情報を編集した報告書、いわゆる和蘭風説書(一六四一〜一八五九) およびアヘン戦争以降、追加された別段風説書を挙げる。幕末、一八六〇年代に蕃書調所で翻訳発行した『バタヒア新聞』もこの流れに位置づけている。また、(Verwayen 1996) によつて、水野忠邦の命令に始まるオランダ法律書が幕末まで続けられたことを指摘する。

フィクションの翻訳として著者が注目するのは、デフォー『ロビンソン・クルーソー』の翻訳と神田孝平・訳『ヨンケル・ファン・ロドレイキ一件』である。『ロビンソン・クルーソー』の最初の日本語訳に言及し、ついで横山由清『魯敏孫漂荒紀略』を挙げながら、最

初の翻訳者(黒田麴廬)も訳書名(漂荒紀事)も記載していない。かつて、そのオランダ語原典を確定し、翻訳成立史を解明した評者として(9)は残念である。

誰のための翻訳か。著者は幕府のための翻訳として和蘭風説書、別段風説書、本木正栄『軍艦考例』を、自分のための翻訳として、志筑忠雄『鎖国論』、神田孝平『ヨンケル・ファン・ロドレイキ一件』を挙げるが、評者としては、黒田麴廬『漂荒紀事』も後者の例に加えた。『解体新書』は訳文が「日本語ではなく、漢文であった」ため、普及しなかった、という著者の見解にはとても賛同できない。クルムス『解剖図表』の漢訳『解体新書』は学術書としてごく普通のことであり、想定された読者は知識人であった。知識人にとつて漢文は漢字文化圏の共通言語であると同時に、訓読によつて日本語としても機能したのである。

翻訳方法について、著者は共同訳の例として、本木良永・松村元綱『阿蘭陀地球略説』および『阿蘭陀地球図説』、前野良沢らの『解体新書』をあげる。また、翻訳・義訳・直訳の区別も指摘する。その具体例のひとつとして、著者は松浦静山旧蔵蘭書のひとつ、書評誌『学者の共和国』(アムステルダム、一七一〇〜一七二二、一七四〇〜一七五五、一七六三〜一七七二)の不揃い本三十七冊)のオランダ語タイトル、*Het Republiek der geleerden* の解題「学者之会説」に注目する。この解題は依頼した松浦静山自身が述べているように、オランダ通

詞・志筑善次郎によるものだが、著者は解題者を志筑忠雄と誤解し（二九二頁）、「共和国」の概念のない「志筑忠雄」が身近な「会説」文化をもとに「学者之会説」と訳したことをもって、異文化翻訳の好例と評価している（二九五頁）。しかし、会説は古典を対象とするものであり、近代的な書評誌のタイトルにそぐわないことを指摘しておきたい。

翻訳の大多数が刊本ではなく、写本で流通した原因について、著者は『鎖国論』を例にあげて説明する。幕府の対外政策からして刊行は考えられない（Boor 2008）と。しかし、『鎖国論』が『異人恐怖伝』（一八五〇）のタイトルのもと、鎖国肯定論として刊行され流布した事実も指摘する必要がある。翻訳医学書の刊行は漢方医から反対されたとか、訳者が刊行を好まなかったとか、秘伝扱いたしたとか、の理由が指摘されている。しかし、評者は、江戸期あるいは明治中期頃まで、読書人の読書とは筆写と同義あるいは同時並行的に行われるものであったことを指摘したい。すなわち、漢籍も蘭書もまず筆写から読書が始まったのである。

翻訳が知識・政治・言語に及ぼした影響について、著者はまず、知識面で、海外知識の増大と漢方の権威失墜、地動説・リンネ二名法の普及による世界観の転換、『眼科新書』によって西洋医学の優位性が認められたこと、在村蘭学による知識の普及、中国とは異なり、蘭学が日本人を近代へ準備したことを指摘する。

次に政治面では、蘭学者と儒者・幕府官僚を対立的に捉え、シーボルト事件（一八二九）、蛮社の獄（一八三七）を両者の対立として説明する。しかし、開国から長崎海軍伝習に至る幕府の開明政策と佐賀藩を先頭とする諸藩の蘭学導入には触れていない。

「第七章 オランダ語による日本語の語彙的、統辞的、表記的干渉」について

本章では、最初に、オランダ語による語彙的干渉として、日本語におけるオランダ語起源のいわゆる外来語や翻訳語を、次に、統辞的干渉として、関係代名詞の訳語「ところの」、受動文の動作主を示す前置詞 *door* の訳語「によって」、繋合動詞 *zijn* の訳語として訳文の末尾に使用される「である」などの表現を、最後に、書字的干渉としてローマ字使用を、それぞれ既存の研究成果を要約して紹介する。

オランダ語起源の外来語・翻訳語は、接触移入語（*contact-induced words*）の概念で捉え、約千語の接触移入語をリストアップし、新たに社会言語学的に分析し、その成果を一覧表にまとめている。ここでは、著者作成の一覧表の各下位区分から代表的な語を二語選び、簡略な表に縮小して全体の構造を示す。用語の和訳は評者の仮訳である。

単語借用 (lexical borrowing)

借用語 (loanwords)

純粹借用語 (pure loanwords)

植物 (六三語)・アカシア

化学 (八〇語)・ガラス

飲食 (二〇語)・コーヒー

数学 (二語)・コンパス

医学 (三五語)・チフス

理学 (二七語)・レンズ

航海 (一一語)・マドロス、マスト

工学 (二語)・ダライ (旋盤)、ポンプ

出島職名 (七語)

雑 (四九語)・インク、ペン、シナ

混合借用語 (loanblends)

植物 (六語)・アロエ軟膏、コルク櫛

化学 (一八語)・ライデン瓶、炭酸ガス

医学 (六語)・アキレス腱、リンパ腺

雑 (一六語)・缶詰、ズック靴

転用 (loanshifts)

拡大転用 (extensions)

翻訳転用 (loan translations, calques)

三六一語

三二五語

化学 (三二語)・窒素、元素)

文法 (一一語)・代名詞、冠詞)

医学 (五三語)・母斑、鼓膜、病院*)

理学 (一七語)・引力、重力)

雑 (九語)・乳酸、植民*)

現地造語 (native creations)

純粹現地造語 (purely native creations)

雑 (一六語)・望遠鏡、大気、鎖国*)

星座 (六語)・白羊宮、人馬宮)

混合造語 (hybrid creations)

飲食 (三語)・ジャガ芋、レンズ豆)

オランダ (三五語)・オランダ芹、オランダ行)

蘭 (一〇語)・蘭学、蘭方)

ヤエス (二二語)・八重洲地下街、八重洲北口)

雑 (七語)・ガス台、ゴム印)

外国語形態素 (二〇語)・アロエクリーム、ブリキ缶)

上例中、アステリスクを付けた「病院」「植民」「鎖国」について、

評者の見解を述べよう。著者は (Vos 1963) によって、「病院」の訳語を挙げ (三九一頁)、注 62 において、森島中良『紅毛雑話』(一七八

五語 (秒、カピタン)

一二二語

一二七語

四六語

八五語

二二語

四七語

七)の「病院」項目から、ヨーロッパの「ガストホイス」(オランダ語 *gasthuis*)を「明人病院と訳す」という箇所を引用しながら、その典拠が艾儒略『職方外記』(一六二三)であることを知らず、「漢訳語の病院がどのようにしてオランダ語のガストホイスの代わりに使われるようになったかは今後の検討を要する」と留保する。しかしながら、安永天明期年間の蘭学勃興期ではオランダ語地理書よりも先に、漢訳地理書の『職方外記』が流行したために、「病院」「貧院」「幼児」の漢訳語が先に流布し、蘭学者たちはそれらに対応するオランダ語「ガストホイス」(*gasthuis*)、「アルムホイス」(*armhuis*)、「キスホイス」(*wisshuis*)をあとから注釈語として当てたのが実情であり、これらのオランダ語が外来語として定着したわけではない。『職方外記』流行の先鞭を付けたのはオランダ通詞・本木良永と松村元綱であった。¹⁰⁾

「植民」は著者が示すように現代オランダ語 *volksplanting* の古語 *volksplanting* の訳語であるが、このオランダ語に最初に注目したのは本木良永であった。訳書『阿蘭陀地球図説』(一七七二)で、スペイン、フランス、イギリスの海外進出を示す原語 *volksplanting* を「ホルコプランティング」と音訳し「人民蕃育ノ術」と注釈している。訳語「植民」は志筑忠雄『鎖国論』(一八〇二)で、ケンペルの原文に日本発見後のポルトガル人について、「aangelokt door het vooruizicht van winst, maecten zy daar groote volksplantingen」とある箇所を、彼らは

「幾程なきに現前の利に誘われ大に是地に植民」したと訳したのが初出である。¹¹⁾

著者は「鎖国」は志筑忠雄の造語であり、その原語として、ラテン語の語句 *regnum clausum* (閉ざされた国)を挙げる。しかし、「鎖国」の語は志筑の訳書『鎖国論』の書名が初出であり、ケンペル『日本史』オランダ語版(一七七三)の付録VIの長文タイトル「Onderzoek, of het vanbelang is voor 't Ryk van Japan om het zelve geslooten te houden, gelyk het nu is, en aan desselvs Inwooners niet toe te laten Koophandel te dryven met uytheemsche Naticn 't zy binnen of buyten 's Lands」(日本国を現在のように閉じたままに保つことが、また、国内であれ国外であれ、この国の住民に他国民との交易を許さないことが、この国にとって緊要であるや否やの考察)を要約して「鎖国論」と翻訳したものである。ラテン語 *regnum clausum* はケンペル『廻国奇観』(Amoenarum exoticarum, 1712) 第II部第14報告のラテン語タイトル¹²⁾に現れる語句であつて、志筑がこのラテン語報告に接したことを評者は知らない。

オランダ語の干渉によるローマ字使用の例としては、薩摩藩主・島津重豪が秘密を守るために書いたローマ字日記、福知山藩主・朽木昌綱が商館長ティチングあてオランダ語書簡で日本の日付を伝えるために用いた元号・月のローマ字表記、司馬江漢や亜欧堂田善が異国趣味を示すために用いたローマ字署名やローマ字表記、山東京

伝の読本『箕間尺参人酪酏』(二七九四)の表紙に用いられた装飾

的なローマ字が挙げられる。最後の例について、評者が付言すれば、正確には四周にローマ字を配した絵入りの内扉(木版)を、表紙に題簽代わりに張り付けたもので、ローマ字のなかに、IOHANNI・DODONAËUSなどの人名が認められる。

著者はローマ字に使用するアルファベットの「ゴシック体、イタリック体など様々な書体」(三九一頁)を説明した書物として後藤梨春『紅毛談』(一七六五)を取り上げ、後藤がb[be:]に「ㄸ」、v[ve:]に「イユ」の発音を与えていることをもって、日本人のオランダ語発音学習の困難さをいや増すものと説明している。この説明はアルファベットの名称と音価を混同したもので、当たらない。

著者がFIGURE 29(三九二頁)に写真を掲げる『紅毛談』のアルファベット図では、小文字筆記体が「テレッキリヤットル(草書の如きものなり俗にからくさ文字と云ものなり)」、大文字ローマン書体が「メルウリヤットル(行字の如きものなり)」、小文字ゴシック書体が「ドクルリヤットル(印板二用る字なり真字の如きものなり)」の見出しと説明のもとに木版で表示されて、各文字の名称は、例えば「Tテ/Uユ/Vイユ/Wドブルトイユ」のようにカナ書きで示されている。ここで、「テレッキリヤットル」は *trekletter* (トレックレッテル、筆記体)、「メルウリヤットル」は *melkletter* (メルクレッテル、折り丁記号書体の意、ローマン書体をさす)、「ドクルリヤットル」

は *druckletter* (ドリユックレッテル、印刷書体の意、ゴシック書体をさす)の音訳の崩れた形である。ゴシック書体を *druckletter* と呼ぶのは、オランダ語書物の本文にゴシック書体を使用した十六〜十七世紀の名残りである。「ドブルトイユ」は *dubbelv* (重ねたVの意)の音訳である。「Uユ/Vイユ」の名称も両文字を区別せず併用した十六〜十七世紀の名残りである。評者には、このアルファベット図に見られる日蘭ひいては日欧の書字的干渉の方が興味深い。

「第八章 言語移行と言語後退」について

本章では、社会言語学の言語移行 (*language shift*) 概念を援用し、日本において特権的な外国語(または広域通用語)の地位を占めたオランダ語が十九世紀を通じて徐々に英仏独語へ地位を譲り、やがて衰退した歴史を三期に分けて文化史的に叙述する。

ロシア使節レザノフ来航(一八〇四)、英船フェートン号事件(一八〇八)からペリー来航(一八五三)までの第一期において、幕府は当初、フランス語、英語とロシア語の学習を長崎のオランダ語通辞に命じたが、著者は通辞のフランス語・ロシア語学習には触れない。オランダ通詞・森山栄之助が長崎滞在中(一八四八〜一八四九)のアメリカ人漂流民ラナルド・マクドナルドから教えられ、英語に上達したことは、マクドナルドおよび一八五一年に出島に滞在したオラ

ンダ人船長コウルネリス・アツセンドルフ・デ・コーニングの証言で示される。

次に、著者は幕命により出島で作成された輸入蘭書目録『銘書帳』（二八三九〜一八五九、永積一九九八）および佐賀藩鍋島家所蔵洋書目録（松田二〇〇六）における英語、フランス語の学習書・対訳辞典の増加、アヘン戦争以降一八四〇年〜一八五〇年代中葉におけるオランダ語からの翻訳書の飛躍的増加を指摘し、洋学知識摂取におけるオランダ語の重要性とともに、オランダ語のサーレクト（*thullect*、他言語学習のための媒介語）としての役割を強調する。著者はここで、総称『銘書帳』を *Meisho-chō* としているが、各年の輸入蘭書目録の原本には多く「〜持渡候書籍銘書」の書名が付けられており、『銘書帳』と読むべきである。また、日本語を見出し語とする仏英蘭三カ国語分類語彙である村上英俊『三語便覧』（一八五四）の刊行は第二期のトピックとして挙げるべきである。

神奈川条約（一八五四）から明治維新（一八六八）までの第二期については、著者はまず、長崎海軍伝習のためにオランダ海軍が派遣したオランダ人教官や医官ポンペ・ファン・メールデルフオールトが諸藩からの伝習生にオランダ語で講義し、オランダ語文法書・兵書・理学入門書の和刻本が続々と出版されるなど、オランダ語学習の活況を叙述する。また、『銘書帳』によって、オランダ人用の R・ファン・デル・ペイル『フランス語教本』（一八四三）およびリンド

レー・マレー『英文法』（一八五二）が大量に舶載されたことも指摘する。次に、幕府の蕃書調所（一八五六設立）における箕作阮甫など蘭学者の翻訳事業と英語研究へのシフト（一八六〇年頃）、福沢諭吉の英語学習と『増訂華英通語』（一八六〇）の出版、大隈重信、中村正直の英語学習、二人のオランダ系アメリカ人 C・J・ヒュースケン、G・フルベッキの活躍を述べ、最後に、オランダ語が日本と諸外国の条約締結交渉における外交言語としてなお重要な位置をしめたことを例示する。第二期の叙述に、蕃書調所における掘達之助『英和对訳袖珍辞書』（一八六二）の編訳刊行が漏れているのは残念である。

第三期の明治維新以降、医師 K・ハラタマ、薬学者 A・C・J・ヘルツ、土木技師 C・J・ファン・ドールンおよび J・デ・レイケなどオランダ人御雇教師の活躍にもかかわらず、オランダ語は科学技術の専門分野で急速に衰退する。著者は専門分野におけるオランダ語離れの重要な事象として、専門語を多く含む英漢辞典の役割を指摘するが、その例として村田文夫編『洋語音訳笈』（一八七二）を挙げるのはいただけない。著者は本書を、英漢辞典によって翻訳した漢訳洋書の和刻本をもとに専門語を編纂したものと説明するが、実際は時事的な地名・人名の漢訳表記辞典に過ぎない。

著者は日本におけるオランダ語をヒトの「ライフサイクル」に見立て、その死を明治の物理学者・山川健次郎編『物理学術語和英仏

独対訳辞書』（東京、一八八八）からオランダ語が消えた事実に見出している⁽¹⁾。その二年前に刊行された蘭訳『舌切雀』、すなわちオランダ海軍技師ファン・スヘルムベーク (Pieter Gerard van Schermbek) が著した絵入りの『ファンスケルンベーク訳述舌切雀』（東京、弘文社、一八八六）を、著者は日本で出版された最後のオランダ語書として、カラー挿図 (FIGURE 33, 四二三頁) 入りで紹介している。

『舌切雀』の書名は日本におけるオランダ語の瀕死に偶然にも合致しており、読者の憐れを誘うが、評者としては、仏独英蘭日の軍事用語辞典『五国対照兵語字書』（西周序、参謀本部、一八八一）も、十九世紀初頭の対外危機以来、西洋兵学撰取の歴史において、なごらく独占的地位を占めたオランダ語の瀕死状態を伝えるものとして、加えたい。

以上、本書を通読して目にとまった事例や問題点を章ごとに取り上げ、見解を加えた。評者は社会言語学に疎く、いささか我田引水に過ぎたところもあるかもしれない。著者が三百年間に日本で使用された「さまざまなオランダ語」の事例を膨大な一次資料群から抽出し、既存の関係研究書を参照して、この大著をまとめられた労苦を多としたい。本書で利用された日本語一次資料の書名索引（検索番号付き、四六五〜四七四頁）は英語圏研究者にとどまらず、日本人研究者にも有益である。

注

- (1) 以下、研究文献は刊行年のみを示し、書名等は本書の文献目録に譲る。
- (2) 本書の表記 Matura は Matura が正しい。
- (3) 紹介したことは本書一四頁に記載される。
- (4) 松田清（一九八九）『洋学の書誌的研究』臨川書店、三四九頁。松田清（二〇〇二）「松浦静山旧蔵未公開貴重資料目録」『兼葭堂時代の日本文化——旅とサロンと開かれた知性』特定領域研究（A）「江戸のモノづくり」総括班、記載の「満黎意思烈的慮」解題および口絵写真、参照。静山の識語によれば、天明六年に商館長ロンベルフに命じて、その従者でバタヴィア近傍生まれの十七歳の青年にマレー文字を書かせたという。
- (5) 『蘭語訳撰』を「woodblock-print Dutch-Japanese lexicon」（七八頁）と説明しているが、Japanese-Dutch lexicon の誤りである。
- (6) 長崎の悟真寺の名が引用されているのに対し、掛川の天然寺の名は示されていない。
- (7) 佐賀藩蘭書目録の部立て「度学并算学書」の読み、dogaku heisangaku sho は誤り。
- (8) このオランダ語訳の原典であるドイツ語訳がすでにキリスト教的編訳であった。オランダ語訳の特徴は、むしろ近代オランダ人旅行家の著作からの豊富な引用にあり、松村元綱の抄訳もその新情報に力点があった。
- (9) 松田清（一九八九）、一九七〜二一九頁参照。
- (10) 『職方外記』の翻訳『万国地理図説』（写本、長崎文化博物館所蔵本木家寄託資料）は両者による安永年間の共訳と推定される。なお、明治初年までは、「養生所」や「療病院」が定着しており、「病院」がそれらに代わる経緯は今後の検討を要する。
- (11) 『講談社オランダ語辞典』（一九九四）九一九頁、volksplanting 項目の評者執筆コラム参照。
- (12) タイトル原文（四七八頁）は「Ration XIV. Regnum Japoniae opimâ ratione.

ab agressu civium, & exterarum gentium ingressu & communiōe clausum.] (第XIV報告。日本国は市民の出国と外国人の入国および交通が厳しく閉鎖されていること)。また、第II部目次(二五二頁)には「14. Regnum Japoniae optima ratione clausum.」(14. 日本国は厳しく閉鎖されていること)とある。

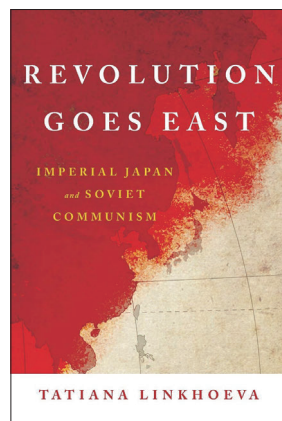
(13) ただし、この対訳辞書の日本語タイトルが本書の本文注にも索引にも見当たらない。

タチアナ・リンホエワ

『革命は東漸する——帝国日本とソヴェト共産主義』

Tatiana Linkhoeva, *Revolution Goes East: Imperial Japan and Soviet Communism*

吉川 弘晃



Cornell University Press, 2020

タチアナ・リンホエワ^{〔1〕}『革命は東漸する——帝国日本とソヴェト共産主義』は、日本近代史の核心にありながら、冷戦終結から数十年の間、軽んじられてきた謎、すなわち、一九二〇年代のロシア革命の勃発とその後の進展に日本人がどう反応したか、という問いに焦点を当てた初めての包括的な著作である。戦間期の日ソ関係史に関する研究は、これまで、両国の政府間のイデオロギー的・軍事的対立を扱うもの、日本共産党を中心とした革命運動のみを扱うものなど、別々に展開されてきた。これに対し、リンホエワの研究は、支配者と抵抗者という二項対立を避け、右派から左派までの幅広い言説を検討する。また、ロシア革命に対する見方は、同じ集団内でも一様ではなく、複雑であったことを強調している。

第一部は、ソ連と国際共産主義に対する日本の内政・外交政策に関するものである。第一・二章では、明治期までの日本のロシア像の形成を概観した上で、二月革命からシベリア出兵に至るまでに、ロシアが日本の世論の主要な争点となったことを示している。アジア主義者たちの見解を取り上げる第三章は、満川亀太郎や大川周明が十月革命を「反西欧革命」として肯定し、帝国主義者の有力政治家であった後藤新平をも、対ソ国交回復の交渉に駆り立てたことを明らかにする。もちろん、軍人や官僚の中にはソ連を敵視する者もいたが、中国情勢の不安定さが彼らの対ソ政策を決定づけた。地政学的な要因がイデオロギー的に優越することで、日ソ両国は、中国での影響力を維持するために協力することが互いの利益になると考えたのである。そのため、東京と

モスクワは外交面では緊密となつていく一方、それは内政面で見れば、日本帝国内に共産主義が拡大する危険が高まることを意味したため、反帝国主義的な思想に対する取締を促すことになる。第四章でリンホエワが指摘するように、ロシアから広がる共産主義・社会主義の急進的な流れを批判し、政権の反共政策に賛同していた自由主義者たちは、一九三〇年代になると治安維持法の犠牲になつてしまう。

第二部では、日本の左翼団体（無政府主義・共産主義・国家社会主義）によるロシア革命に関する言説を扱う。第五章では、大杉栄らが一九二〇年代初頭からボリシェヴィキの前衛理論や独裁的手法を強く批判し、他の革命運動と連帯できずに孤立した挙句、関東大震災後にテロルに走つていく経緯が明らかにされている。日本共産党の初期に焦点を当てる第六章において、従来の研究者がコミンテルン中央からのトップダウン的な支配を強調してきたが、これに対してリンホエワは日本共産党の自律性とその黨員の思想的な多様性を主張している。ここで問題となるのは、一九二〇年代の中国革命の認識である。コミンテルンは中国や東アジアの革命運動に強い関心をもつて、熱狂的に支援したけれども、当時の日本共産党はこれに懐疑的であつた。なぜなら、マルクス主義の理論からすれば、中国や韓国の社会・経済的な水準は日本よりも後進的であり、これらの地域では革命の段階が異なると考え

られたからである。さらに、日本共産党の指導的人物であつた山川均は、日本はロシアよりもさらに進んだ段階にあり、ボリシェヴィキのやり方を日本に導入することはできないとして、コミンテルンに反対した。山川派（いわゆる労農派）が一九二七年に影響力を失い、日本共産党が「ボリシェヴィキ化」されていくまでは、第七章は、両義的で独特な国家社会主義者の見方について、主に高島素之の思想を検討することで明らかにする。高島の考えでは、十月革命は上からの政治革命であつて、下からの社会革命ではない。これは、プロレタリア革命はヨーロッパの地域から発生するというマルクスの考えの誤りを明らかにするものであつた。高島は、国粹主義者として、共産主義運動とソ連の東アジアへの拡張政策に強く反対する一方、社会主義者としては、レーニンのエリート主義、全体主義、独裁主義を肯定し、資本主義を克服するための国家社会主義のモデルとしてソヴェト国家を高く評価した。彼の政治運動は大衆の支持を得ることはなかつたものの、その思想は一部の官僚を動かし、一九三〇年代に国家総動員体制（新体制）を構築させることになる。

本書は、日本語、英語、ロシア語で書かれた様々な原史料と、膨大な二次文献をもとに、ひとつの総合的な像を描く試みに成功している。ロシア・ソ連という要素が東アジア史研究のなかで大きなミッシング・リンクであつたことに鑑みれば、日ソ関係史にお

ける多くの未知の事実を明らかにしたリンホエワの努力は極めて意義深いものである。また彼女が、英語圏の読者に対し、日本（語圏）の研究史を幅広く紹介している点も評価に値しよう。しかし、日本帝国が対外的にはソ連との共存を唱え、国内では共産主義者を弾圧したという、第一部で導かれる結論は、酒井哲哉による古典的な研究により、すでによく知られている²⁾。また、日本の共産主義者の日本の特殊性（＝優位性）認識について著者が第二部で加える批判は、この二〇年間の研究ですでに何度もなされてきた。これまでの議論と明瞭に区別できるような著者自身の視点を見出すのは読者にとって難しい。

本書はそれ自体、あまりに広い範囲を扱っているのに、比較の視点をやや欠いている。著者は最後に、「ロシア革命はアジアではヨーロッパやロシアと同じ意味をもたなかった」、「日本では他の国々とは違いかたちで理解された」と論じている。「日本が植民地化される国ではなく、むしろ植民地化する側であったために、他のアジアの地域とは異なるかたちで理解された」（二二七頁）と述べている。もし本当にそうならば、筆者は先行研究を用いて、日本におけるロシア革命の受容が中国や西洋といかに異なっていたかを比較して検討した方がよかつたように思われる。日本人のロシア革命体験の独自性と位置づけは、二次文献（例えば西洋諸国の事例についてはフランスであればクレーレ、ドイツであればケネンに

よる研究³⁾）を丹念に調べるだけで明瞭になるだろう。そして日本、「ヨーロッパ」、「アジア」のロシア革命像の共通点や相違点を見いだすことができれば、これまで気づかれなかった比較史の軸を構築できるかもしれない。とはいうものの、『革命は東漸する』は、日本近代史をより深く考える上で、東アジアにおけるソ連・共産主義の歴史をより注意深く考察する上で欠かすことのできない書である。

〈追記〉

本書評は、*Japan Review* 誌に掲載された英文書評を評者自らが翻訳したものである。その際、日本語で意味を伝えるために必要なら限りで、表現・情報の補足、言い回しの修正を施してある。

Yoshikawa, Hiroaki, <Book Review> *Revolution Goes East: Imperial Japan and Soviet Communism*. By Tatiana Linkhova, *Japan Review* 36 (2021), pp. 204-206.

なお、本書の出版後、リンホエワの研究をめぐって多くの企画が開催され、また（英語圏だけで数えても）一〇本以上の書評が様々な分野の専門誌に寄せられている。特に、ある書評会 *roundtable* において彼女と日本史家とソ連史家との間で交わされた批判的な議論は興味深い⁴⁾。本書の議論を裏づけるためにソ連側の未公開文書をとれただけ使うべきかという資料の問題、日本帝国

で「反共」の立場を取ったとされる層（「自由主義者」と「保守派」）をひとまとまりで扱ってよいのかという主体の問題、二〇年代の言説分析だけで三〇年代以降の対外政策（対ソ静謐路線）の帰結をどこまで導き出せるかという連続性の問題などは、いずれも多面的な検証を要する大事な論点として、今後の国際的な日本研究の発展への道筋をつくっていくことだろう。

注

- (1) 著者はニューヨーク大学助教授として日本近代史の研究・教育に従事している。⁸ <https://as.nyu.edu/content/nyu-as/as/faculty/farina-linkhoeva.html>（最終閲覧日：二〇一三年一月二〇日）
- (2) Sakai, Tetsuya. “The Soviet Factor in Japanese Foreign Policy, 1923–1937.” *Acta Slavica Iaponica* 6 (1988), pp.27–40.
- (3) Coeuré, Sophie. *La grande leueur à l’est: les Français et l’Union soviétique (1917–1939)*. Éditions du Seuil, 1999; Koenen, Gerd. *Der Russland-Komplex: die Deutschen und der Osten 1900–1945*. C.H. Beck, 2005.
- (4) その議事録は次を参照。 <https://hdiplo.org/ro/RT23-22>（最終閲覧日：二〇一三年一月二〇日）

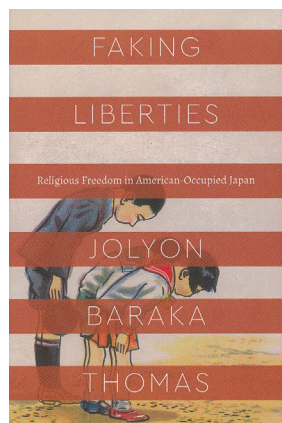
ジョリオン・バラカ・トーマス

『自由を偽装する』

——アメリカ占領下の日本における宗教の自由』

Jolyon Baraka Thomas, *Faking Liberties: Religious Freedom in American-Occupied Japan*

伊達聖伸



University of Chicago Press, 2019

この書評を執筆している二〇二三年の年初に、旧統一教会問題をを受けて悪質な寄付の勧誘を規制する被害者救済新法が施行されたが、解散命令請求がなされるのかはいまだ不透明な状況である。

「宗教の自由」を盾に取られると宗教団体の規制は難しいと改めて実感した人も多いのではないか。戦前・戦中ならこうした宗教は国家によって弾圧されたはずという感慨とともに。あるいはこう考えた人もいるかもしれない。政権と近い宗教が弾圧や規制の対象となりにくいことは、実は戦前・戦後で連続しているのではないかと。

宗教の自由は、戦前の国家神道体制においては存在せず、戦後の民主主義体制になって初めて保障された——。本書はこのような語りの「神話」を解体する。実際、明治憲法は第二十八条で「信

教の自由」を保障していたし、戦後に再び方向づけられたこの自由はアメリカの外交戦略の一環をなしていた。このような歴史像を提示する本書は、英語で書かれた日本の政教関係のモノグラフとして、英語圏での宗教研究および日本での宗教研究の成果を存分に吸収し、微視的な事象を扱うと同時にスケールの大きい展望を切り拓いている。

“Religious Freedom” という語の定訳は「宗教の自由」だが、学術的には「宗教」概念の応用問題として「宗教の自由」と考えたほうがわかりやすい。西洋近代的な「宗教」概念は、植民地主義や帝国主義とも結びつき、認識上も実践上も世界の宗教事象を序列化してきた。それは宗教学の学的営為とも無縁ではなかった。そうした点を明らかにした研究としては、タラル・アサド『宗教の

系譜」、デイヴィッド・チデスター『サベッジ・システム』、増澤知子『世界宗教の発明』などがあり、これら三点はすべて日本語に訳されている。

「宗教の自由」は、それに比べると日本語での翻訳紹介はあまり進んでいないが、重要なテーマである。ウイニフレッド・サリヴァン『宗教の自由の不可能性』は、アメリカの輝かしい達成とされる宗教の自由に、不平等が潜んでいることを別括している¹⁾。ティサ・ウエンガー『宗教の自由——アメリカ的理念の疑惑の歴史』は、宗教の自由に関する言説が「人種」や「帝国」の形成に関与したことを明らかにしている²⁾。アンナ・スー『自由を輸出する——宗教の自由とアメリカの支配力』は、フロンティアに到達したアメリカが、米西戦争からイラク戦争まで、宗教の自由を活用しながら世界の覇権を握っていく過程を描いた著作で、日本についても一章が割かれている³⁾。本書もこうした一連の研究の流れのなかに位置づけられる。

戦前・戦中の日本では、国家神道によつて宗教の弾圧が行なわれた——。このような語りにジヨリオン・トーマスは異議を唱え、戦前・戦中の日本で宗教が弾圧されたのは神道が国教だったからではなく、政府が世俗主義的だったからだとして論じている。「国家神道」は戦後のアメリカ占領下で作られ、戦前・戦中の日本に投影された概念で、「宗教の自由」をもたらすアメリカの引き立て役

となった。「国家神道」を実質的な国教とする議論や概念の使用の妥当性については日本の研究者のあいだでの論争が長く続いたが、「国家神道」は戦後に構築されたという認識は近年では広く共有されている。島蘭進『国家神道と日本人』（岩波新書）は、戦後も皇室神道は解体されずに国家神道は残つたと論じ、山口輝臣編『戦後史のなかの「国家神道」』（山川出版社）は、「国家神道」について論じてきた「戦後」自体を対象化している。

英語圏ではジェイソン・ジョセフソンが『日本における宗教の発明』において戦前の日本の政教関係を論じるにあたって「神道の世俗」(Shinto secular) という概念を用いている⁴⁾。トーマスも、明治憲法体制を宗教の自由を保障する世俗主義の一形態だったとらえ、これを社会構築主義の立場から当時の言説をもとに歴史的に再構成する。ライシテを研究する評者から見ても、フランスの政教分離法（一九〇五年）制定と日本の政教関係の構築は同時代的であり、明治憲法体制にライシテの構成要素は見つかる。ただし評者は、明治憲法下の（擬似）ライシテは、宗教の自由を保障する政教分離という理念からしばしば逸脱したと考える。また、国家神道については機能主義的な観点からの宗教性の分析の場を確保しておくことも重要ではないかと考える。

戦前・戦中にも宗教の自由があったという言明は、実際に弾圧された当事者やその記憶の継承者を戸惑わせるかもしれない。だ

がトーマスが強調するのは、「宗教」と「非宗教」の区別が打ち立てられ、宗教の自由を享受する前者と享受できない後者という図式のなかで、政治家や官僚と宗教者などの利害関係者が駆け引きを繰り返したことである。十九世紀末の仏教公認運動(第二章)では、仏教者の多くが宗教の自由の論理を用いて、政策決定者に向かつて仏教の利点を説いた。一方、若い仏教者の一部は、政治にすり寄る仏教に異議を申し立て、「新仏教」運動をはじめ、他の宗教とも政治から距離を取って連帯しようとした。仏教の特権化は他の宗教(特にキリスト教)の周辺化につながるもので、著者が関心を寄せるのも、実際には配分が不平等な宗教の自由のポリテイクスである。

占領下の日本では、アメリカが宗教の自由のいわば贈り主として振る舞うために、国家神道を作り出したうえで破壊しなければならなかった。マッカーサーらは宗教の自由の名のもとにキリスト教の布教をはかったが、宗教課長ウィリアム・バンスが説いたのは平等主義的な宗教の自由だった(第六章)。バンスは日本の宗教が国家から距離を取ることを望み、宗務課発行の『宗務時報』も宗教は国家に近くよりも国家から離れるべきものとの考えを広める役割を担った。

宗教の自由は、国家を超えた普遍的な人権として、国際社会によつて保護されなければならないという宗教の人間主義的理解を

導いたが、それはアメリカ側だけではなく、日本側の政策決定者、宗教者、宗教学者によつてもなされた「協力的会話」だったとトーマスは言う(第七章)。近年の植民地史研究でも、「支配」と「従属」(または「抵抗」という二分法の図式ではなく、むしろ「交錯」に着目する研究が進んでいる。

評者は、宗教の自由の重要性は、国民一般には広く浸透しなかったのではないかと考える。また、岸本英夫がバンスの助言者として戦後の宗教政策に関わったことの重要性は認識しつつ、占領下の一宗教学者として果たした役割は限定的だったのではない。神道指令についても、民間情報局の承認のあと、公布直前に最後のチェックをバンスから極秘で頼まれた岸本は、公式文書から「国体」の語をすぐに取り除くことは教育勅語がまだ残っていることから混乱を招くと進言して受け入れられた程度で、けつして対等な協力とは言えなかったと思う。トーマスも、岸本の役割を過大評価はできないと注意を促しているが、アメリカは占領下の日本で、すでに完成した形の宗教の自由を押しつけたのではなく、アメリカ占領下の日本自体が宗教の自由の新たな実験室であつたとする議論は大きな展望を拓く魅力がある。

バンスの平等主義的な宗教の自由の提唱が戦後日本における新宗教の躍進の前提となつたことは、評者にも予想がついた。しかし、その新宗教が“new religions”⁵と訳されて、西洋の学問世界に

「セクト」や「カルト」に代わる語として導入されたというトーマスの指摘は、評者の蒙を啓くとともに、占領下日本の宗教政策と世界の宗教研究とのつながりを見せてくれる（第八章）。

本書はそのようなグローバル・ヒストリーとしての広がりも持つ。アメリカの世界戦略としての宗教の自由は、長期にわたるアメリカ史についての話でもある。戦前の日本で仏教はマジョリティとして宗教の自由を主張したが、ハワイではマイノリティである日系アメリカ人が奉じていた仏教が危険視された（第三章）。このことは、普遍的なものと謳われがちな宗教の自由が、多くの場合は歴史的・社会的文脈に応じて不平等に配分されることを示唆している。

一般には擁護の対象とされる宗教の自由だが、それは9・11後にアフガン戦争やイラク戦争へと突き進んだブッシュによる宗教善悪二元論とも関係がある。著者は、宗教の自由の重要性を認めつつ、ブレアが「宗教的寛容」を振りかざしたり、オバマが「宗教の自由は私たちの国の安全にとって重要である」と演説したりすることに警戒感を抱いている。本書執筆の背景には、宗教の自由は人種や帝国の問題とも無縁ではないと認識している著者自身が日本や米国で受けた差別の経験やブラック・ライヴズ・マター運動もあると語られている（エピローグ）。

本書の正題 *Faking Liberties*（自由を偽装する）は、*Making Liberties*

（自由を作る）と豪語する言説に抗する著者の健全な懐疑を示している。「自由」が複数形なのは、いくつかの理由があるだろう。戦前の日本にも宗教の自由があつたこと、さまざまな利害関係者が各々の立場から自由を主張したこと、占領側のアメリカのみならず日本側も一緒になって宗教の自由を作った（または偽造した）こと、そうして普遍的な人権とされた宗教の自由にも二重基準ダブル・スタンダードがあること……。

本書の主張と論旨は明快で、長年の研究に基づく深い洞察を示している。それでも不透明なところもあるが、それは研究の不足を示すものではなく、宗教の自由につきまとう逆説であり、割り切れない謎である。本書は、その周囲に佇み、批判的探究を行なう価値があることを教えてくれる。

注

- (1) Winnifred Fallers Sullivan, *The Impossibility of Religious Freedom*, Princeton University Press, 2005.
- (2) Tisa Wenger, *Religious Freedom: The Contested History of an American Ideal*, University of North Carolina Press, 2017.
- (3) Anna Su, *Exporting Freedom: Religious Liberty and American Power*, Harvard University Press, 2016.
- (4) Jason Ananda Josephson, *The Invention of Religion in Japan*, University of Chicago Press, 2012.
- (5) Kiyonobu Date, « Kishimoto Hideo et la laïcité du Japon : Parcours d'un

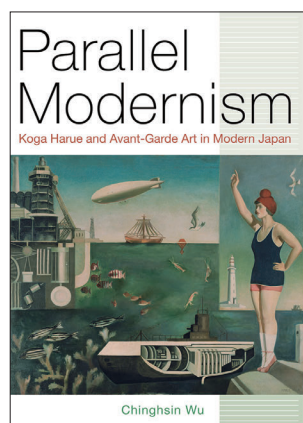
chercheur japonais en sciences religieuses de l'après-guerre », in Valentine Zuber,
Patrick Cabanel, Raphaël Liogier éd.s. *Croire, s'engager, chercher : amour de Jean
Baudrillard, du protestantisme à la laïcité*, Brepols, 2016, pp. 407–422.

呉景欣

『パラレル・モダニズム——古賀春江と近代日本の前衛芸術』

Chinghsin Wu, *Parallel Modernism: Koga Harue and Avant-Garde Art in Modern Japan*

マシュー・ラーキング



University of California Press, 2019

決定的な年となったのは、一九二九年だった。古賀春江、東郷青児、阿部金剛ら三名の画家の作品が、文展から分離・独立し結成された美術団体、二科会の展覧会にて展示された。この画家たちによる、主題の不気味さ (uncanny) と芸術的技法の驚くべき融合が、日本における視覚上のシュルレアリスムの始まりであった。

東郷の作品の一つ《超現実派の散歩》(一九二九年)のタイトルにも明らかな西欧への傾倒は、当時滞欧中で、一九三一年一月に開催された独立美術協会展にはパリから三十七点もの作品を出品した福沢一郎の権威により支えられていた。誰が実際のところシュルレアリストであるかという問題をも含む意見の不一致により、当初より日本のシュルレアリスムは分裂的傾向を示していたが、古賀・東郷・阿部・福沢の四名は、日本の洋画におけるシュレ

アリスム初期の重要な段階を担った。『パラレル・モダニズム』は古賀春江の、時には曖昧で独自の展開をみせる西欧の影響との関係性に焦点を当てている。そのため、本研究は本質的には伝記的かつ芸術的なモノグラフとなっており、より幅広い情報を補う序章とエピローグが付されている。

日本国外ではその多くが見逃されてきた近代日本の洋画家たち少数に光を当て、彼らのキャリアを甦らせたという点において、著者は、そのほとんどがアメリカを拠点とする学者たち(パー・ウインザー、タマキやジェニファー・ワイゼンフェルド、ミン・ティアンポ、アリアシア・ボルク、ジャスティン・ジェステイ、そしてフランスのミカエル・リュッケン)で構成される一団に新たに名を連ねることとなった。この近年における明らかな研究の盛り上がり

りの重要性、そしてその流れへの著者の貢献度は、日本のモダニズム全般、特に西欧の影響により浮き彫りにされてきた日本近代絵画の葛藤が、この分野において長年知的には顧みられなかったように思えることを鑑みれば、過小評価してはならない。

著者の語りは、美化された近代画家像へと読者を誘うが、それは古賀の早すぎる死を以って終わりを迎える。福岡県のある小さな町で育った古賀（後に彼は同時代人たちから「田舎者」^[p. 201, p. 24]と呼ばれることになる）は、あるところまでは独学で絵を学び、同じく独学で、ほとんど名を知られていなかった地元の洋画家・松田諦晶と親交を結び、指導を受けた。古賀は凡庸から、そして福岡から抜け出すことを夢見た。東京ではアウトサイダーとして、一九一二年には太平洋画会研究所に、また一九一三年には日本水彩画会研究所へと、時代遅れの芸術機関に加わっている。古賀がその形成期に受けた影響は、日本における初期の油絵画家たちの多くがそうであったように多岐にわたるもので、進歩的かつ回顧的なものであった。こうした影響の中には、仏教図像学や青木繁・竹下夢二のロマン主義、エル・グレコのマニエリスムの構図、一九二〇年代の分離派建築会の建築家たちの間で影響力のあったクロアチアの彫刻家イヴァン・メシュトロヴィチ、そしてパウル・クレーなどが含まれる。古賀は一九二二年に二科会において二点の油彩画を出品し評価されるまで、苦闘を重ねた。その

芸術における自由の探究は、彼のキュビズムの期間（一九二二—一九二五年）、そして表現主義の期間（一九二五—一九二九年）からの勢いにより、高められている。

世間的にも批評的にも今なお消えることのない古賀の功績は、古賀が一九二九年以降採用し、ローカライズし、断片的かつ個人的に発展させたシュルレアリスムにおけるものであった。当時の日本は、それ以前の、そして同時代の海外でのシュルレアリスムの実例はあまり知られておらず、シュルレアリスムへの理解が特に断片的であった時期にあたる。^[1]日本のシュルレアリスムは、アンドレ・ブルトンの扇動的なシュルレアリスム第二宣言（一九三〇年）を具現化することはほとんどなかった。

最も単純なシュルレアリスムの行為は、ピストルを握り、通りに走り出て、群衆の中で可能な限りやみくもに引き金を引くことである。^[2]

西欧でのシュルレアリスムは、こうした遊戯的かつ狂気的な時を迎えていたのに対し、日本のシュルレアリスムには、科学や技術に誘発されつつも、幾分か和らげられた楽観性があると著者は主張する。だがそれは、部分的なものであった。この見方は、著者の研究対象である古賀の場合にも同様に当てはまる。近代の大

都市や大衆文化、そして産業や社会における革新や変化という大きな光景に対する古賀の強い関心もまた、それ以前のボードレールの作品に見られる近代生活の賛美に幾らか重なるところがあるものの、技術や機械をテーマとする部分は、イタリア未来派から継承されたものである。古賀の未来志向でロボットをテーマとする絵画は、パルプ・サイエンス・フィクションのイラストに最も近い。

古賀の仕事の中で著者がとりわけ注意を向けているのは、コラージュの作品である。シュルレアリストによる視覚的オートマティスムとして大衆文化や複製されるイメージをコラージュする手法は、一九一九年辺りのマックス・エルンストに始まるが、古賀が用いたのは、油絵としてまとめ上げる前に、東京の大衆文化の出版物から選び、切り抜き、イメージを生成するという方法であった。古賀の晩年の仕事における特に興味深い特徴として、自身の視覚イメージに付す解題詩をも創作していたことが挙げられる。これらの絵画の「追記」は、一九二四年から一九三一年にかけて見出される (p. 203, n. 73)。著者によるこれらの視覚／言葉の組み合わせに関する分析は、本書の最も優れた箇所の一つであるが、残念なことに、これらの重要な情報は時折注に追いやられている。

本書の構成に対しても不安が残る。著者は序章において、「量

子物理学の多世界解釈に見出される並行宇宙 (パラレル・ユニバース) にまつわる量子もつれの概念から着想を得た本書は、日本におけるモダニズムが世界各地のその他のモダニズムと並行して存在するという考えを提示する」という。しかしながら、本書の大部分において「パラレル・モダニズム」(p. 50) は論じられておらず、その概念を用いているのはごく一部であることを、著者も承知しているようである。著者は、以下のように述べる。「パラレル・モダニズムという表現は、非西欧圏の文脈における近代美術を論じた論文のタイトルや論点で時折登場するものの、その用語自体は未だに十分に発展・定義されたとは言えない」(p. 194, n. 8)。さらに問題となるのは、日本のモダニズムでさえも、一つのまともな世界になつたことがないという事実であろう。それは常に複数の美術界・媒体・ジャンル・作風から成るもので、そこには明らかな違いを見せる登場人物たちや役割、そしてモダニズムや前衛芸術の異なる理解が存在する。著者のいう「パラレル・モダニズム」もまた、著者の考えるモダニズムにおいて重要な瞬間や動きを古賀個人の創造性と相対化するのに比べ、やや説得力に欠ける解釈手法といえよう。そこに示唆されるのは、画家たちがいるのと同じように、数多くのパラレル・ワールドが存在するということである。彼女のアプローチは古賀をいささか(西欧の、そして日本の同時代人たちの両方から) 孤立した存在にするものであり、

著者が序章で奏でる包括的な「グローバル・モダニズム」序曲とは明らかに対照的なものといえよう。

エピローグ部分では、古賀死後の戦中期の日本におけるシュルレアリスムを取り上げている。とはいえ、著者は最もよく知られた人物たちを除き、シュルレアリスムの領域にはほとんど触れていない。実際、シュルレアリスム寄りの展示会主催者に関するふさわしい評価や目立った議論も見受けられない(例としては、独立美術協会や創紀美術協会、美術文化協会、九室会、エコール・ド・東京などが挙げられる)。油絵以外の分野、例えば陶芸(八木一夫のマックス・エルンストに触発された器の装飾)や、一九三〇年代半ばの瑛九によるフォト・デッサン、あるいは歷程美術協会にみる日本前衛など、戦中の美術界へのシュルレアリスムの浸透もまた見逃されている。一九三〇年代後半以降、戦中の美術界への権威的な抑圧の結果、一九四一年以後シュルレアリスムは消滅するに至ったという、現在では使い古された経路をたどっているため、著者はシュルレアリスムのわずかばかりの変奏と卓越した事例をも見逃している。その中には、一九四〇年代初期の鬚光あひみによる、薄まっているものといえシュルレアリスムの静物画や、山下菊二の印象的な《日本の敵米国の崩壊》(一九四三)も含まれる。著者の研究は、一九四二年の松本竣介の自画像(重要な意味で、シュルレアリスムとはほぼ関連性のない作品)で締め括られている。あ

たかもシュルレアリスムが、戦時中の肖像画を通じた個人の自己表現に結びついたかのような筆の運びだが、これは見当違いといえる。戦中後期における日本のシュルレアリスムへの弾圧が、戦後における再活性化をもたらしたのは明らかであろう。

注

- (1) Orani 2003, pp. 20-21. シュルレアリスムの詩や文学が日本に紹介されるのは一九二五年以降、絵画やその他の芸術については一九二八年以降になるが、さらに本格的に紹介されるのは一九三〇年以降のことになる。
- (2) Breton 1969, p. 125.

参考文献

- Breton 1969
André Breton. *Manifestoes of Surrealism*. Translated by Richard Seaver and Helen R. Lane. University of Michigan Press, 1969.
- Orani 2003
Orani Shōgo 大谷省吾. "Dreams of the Horizon: Introduction." In *Chikisen no yume: Shōwa 10-nendai no gensō kariga* 地平線の夢：昭和10年代の幻想絵画. Translated by Kikaku Ogawa. Tokyo: Kokuritsu Kindai Bijutsukan, 2003, pp. 20-29.

翻訳：片岡真伊(国際日本文化研究センター准教授)
* 本稿は *Japan Review* 36 (2021) に掲載された英文テキストの日本語訳である。

〈RESEARCH MATERIALS〉

A Daimyo List Written in English in the Early Seventeenth Century

Peter KORNICKI

Alessandro BIANCHI

In 2021 a strange document came to light in the Bodleian Library, Oxford. It is a list of daimyo together with their *kokudaka* incomes and it comes with a short explanation. This list was in fact mentioned by Richard Cocks, the head of the English Factory at Hirado, and was included in a letter he wrote on 10 December 1614 to Robert Cecil, the first Earl of Salisbury. Cecil had been the most powerful man in England but, unbeknown to Cocks he was already dead by this time. Cocks did not send this information to the English East India Company but rather to Cecil, with whom he had had contacts before. In this article we transcribe the list, identify the various daimyo mentioned, consider the source of the information contained in the document and analyse its significance in the context of early seventeenth-century Anglo-Japanese relations.

Keywords : English trading post, Hirado, Richard Cocks, muster, feudal lords, *kokudaka*, early Edo period

experiences.

While Hayashi Fumiko's military service in Hankou, China was filled with danger, her visit to the South Seas was a journey to heal her emotional wounds. In her post-war novels about the South Seas, the portrayal of the "fertile ground" of the South Seas highlights the poverty and degradation of Japan due to its violent colonialism. Although Japan claimed to be on a par with the Western nations during World War II, its failure to successfully emulate the model provided by the Western powers saw it once again demoted to a Non-Western nation after the war. Furthermore, despite the asymmetrical relationship that existed during the war between local women mobilized as prostitutes and Japanese men, Hayashi focused in the postwar period on the vigor and vitality of these women as providing a sharp contrast to the diminished "masculinity" of the Japanese men who had lost the colonies. In depicting women who, despite lives at the bottom of the social pyramid, rebelled against the state-imposed classification of "comfort woman," Hayashi Fumiko extolled their powerful drive for life.

Keywords : Hayashi Fumiko, Hankou military service, the South Seas experience, colony, paradise, memory, sexualization on the battlefield, masculinity

〈研究資料〉

江戸初期の英文武鑑

ピーター・コーニツキー
アレクサンドロ・ビアンキ

2021年に、オックスフォード大学のボドリアン図書館で不思議な文書一枚が発見された。それは英文の石高付大名リストで、先頭に説明書きが付いている。このリストは、平戸にあったイギリス商館の館長リチャード・コックスが、1614年12月10日付の書簡で言及し、同日にロバート・セシル＝初代ソールズベリー伯爵に送ったものだ。宛先がイギリスの東インド会社でなく、むしろ国王秘書長官と大蔵大臣を兼任し、イギリスの国政を牛耳っていたソールズベリー伯爵になっていることは興味深いが、伯爵が既に死亡したというニュースがまだ平戸まで届いてなかったことは明瞭だ。

リストの表紙になっていた部分の裏側にはコックス自筆の文章があるが、本文は別人筆。本稿では、同リストを分析し、その執筆者を突き止め、説明書きにある英ポンドと日本の一石との交換率の問題を考察し、最後に当時の日英関係上における本文書の意義を探る。

【イギリス商館、平戸、リチャード・コックス、武鑑、大名、石高、江戸初期】

〈研究論文〉

南へ追われて、南でふれあいを求めて

—林芙美子の南洋小説をめぐって

張 雅

本論文は林芙美子の「ボルネオ・ダイヤ」（『改造』1946年）、「荒野の虹」（『改造文芸』1948年）、「浮雲」（『風雪』1949年11月–1950年8月、『文学界』1950年9月–1951年4月）などの南洋小説を総合的に取り上げ、彼女の中国大陸での従軍と南洋徴用の体験との相違を検討し、南洋での記憶がいかに戦後に継承されたかを検討する。また、林芙美子の戦後の小説に描かれた復員兵や南洋に逃亡する女性の表象を分析することを通して、戦後に引き揚げてきた主人公たちが体験した虚脱感と無力感が、いかに過去の植民地体験と結合し、それを回想させるのかを解明する。

林芙美子の中国漢口での従軍が危険と紙一重の体験であったのに対し、彼女の南洋旅行は戦場で受けた心の傷を癒す旅となった。戦後、林芙美子を書いた一連の南洋小説においては、「豊饒」な南洋を、「貧弱」な日本を浮き彫りにする他者像とすることで、戦前、アジアの「西洋」に転じた日本が、乱暴な植民地統治によってまた「東洋」に格下げされたことが描かれる。そこでは、日本にとって模範的な指導者であり、見習い追いつくべき対象としての「西洋」の姿が想像される。

また、彼女の戦後小説には娼婦として動員される女性と、男性との間の非対称な関係性が保たれているが、戦後、植民地を失った日本人男性の「男性性」が衰弱する一方なのに対し、「獣」のように生きる女性らは野性的な生のエネルギーを放っている。林芙美子は、底辺に落ちた女性に国家が付与した「娼婦性」という属性に抵抗しようとする女性たちを描くことによって、生き抜くために女性が持つ生の原動力を称えたのである。

【林芙美子、漢口従軍、南洋体験、植民地、楽園、記憶、戦場の性、男性性】

〈RESEARCH ARTICLE〉

Seeking Solace in Exile: Hayashi Fumiko's South Sea Stories

ZHANG Ya

This article discusses the differences between Hayashi Fumiko's experience of military service in mainland China and in the South Seas, and how memories of the South Seas were passed on in the postwar era. It does so by conducting a comprehensive survey of her short stories set in the South Seas, including "Borneo Daiya" (Borneo Diamond, *Kaizō*, 1946), "Kōya no Niji" (Rainbow in the Wilderness, *Kaizō Bungei*, 1948), "Uki Gumo" (Floating Clouds, *Fūsetsu*, 1949–1950, *Bungakukai*, 1950–1951). By analyzing the representations of ex-soldiers and women who escaped to the South Seas in Hayashi Fumiko's post-war novels, the article explores how the emptiness and helplessness of the protagonists who were repatriated after the war is directly connected to their colonial

〈RESEARCH ARTICLE〉

The Discourse on “Faith” and “Ritual” in Modern Japan: Focusing on Anesaki Masaharu’s Arguments on *Shūyō* and the Establishment of Religious Studies

WU Peiyao

Recent scholarship has shown that the development of the concept of “religion” was a complicated process rather than a unidirectional one. It is thus essential to re-examine the history of the establishment of “religious studies” (*shūkyōgaku*) in modern Japan. Here, the concepts of “faith” (*shinkō*) and “ritual” (*girei*) remain under-studied, although “faith” is considered an essential element of “religion,” and “ritual” its physical practice.

The present article focuses on these two concepts, analyzing how they were discussed by Anesaki Masaharu (1873–1949) in his book *Shūkyōgaku gairon* (*An Introduction of Religious Studies*, 1900). Anesaki is known as a pioneer of ritual studies in modern Japan, who advocated new scientific methods and became the first professor of “religious studies” at Tokyo Imperial University in 1905. In the social and intellectual context of Japan at the turn of the 20th century, Anesaki joined vibrant discussions regarding “self-cultivation” (*shūyō*), incorporated *shinkō* and *girei* into the concept of “religion,” and highlighted the interaction between them and their connections with *shūyō*. In this sense, he developed his own ideas for *shūyō* through drawing on this new “religious studies.”

Concretely, in the early 1900s Anesaki argued for the newly established “religious studies” to be a field seeking to identify “sui generis” phenomenon in all religions. The period was marked by the *shūyō* boom, emphasizing how to improve one’s personality. Anesaki demonstrated that “religion” developed through “egoism” (*shuga shugi*), “heteronomism” (*taritsu shugi*) to “ethical autonomism” (*jiritsu shugi*). He explained these as stages through which individuals/groups progressed towards ideal religious morality and *shūyō*. It is no surprise that he considered “ethical autonomism” as the final stage, characterized by the perfect combination of *shinkō* and *girei*. This article therefore argues that the key concepts of *shinkō* and *girei* were reinterpreted in the early days of “religious studies” as an academic field, through the lens of *shūyō*. Thus, it is important to consider Anesaki’s intellectual enterprise at the turn of the century when examining the formation of “religion” in modern Japan.

Keywords : Anesaki Masaharu, religious studies, *Shūkyōgaku gairon*, faith, ritual, *shūyō*, concepts of religion, Kishimoto Nobuta, Katō Genchi, Katō Totsudō, modern Japanese Buddhism, turn of the century

〈研究論文〉

近代日本における「信仰」と「儀礼」の語り方

— 姉崎正治の修養論と宗教学の成立をめぐる —

呉 佩 遥

近年の宗教概念研究によってもたらされた「宗教」の脱自明化から、近代日本における宗教学の成立と展開を考察することは、宗教学なる領域に対する理解を反省的に把握するために重要である。しかし、アカデミックな場に成立した「宗教学」において、「宗教」に隣接した概念であり、「宗教」の中核的な要素とされる「信仰」と、「宗教」の身体的実践の一つである「儀礼」がいかに関与したかについては、まだあまり考察されていない。

本稿では、東京帝国大学に設立された宗教学講座の初代教授であり、近代日本における儀礼研究の先駆者としても知られる姉崎正治(1873–1949)を中心として、彼の『宗教学概論』(1900年)における「信仰」と「儀礼」の語り方を考察した。そして世紀転換期における姉崎の宗教学を同時代の社会的・思想的なコンテクストの中に位置付け、姉崎が同時代の「修養」に関する議論を意識しつつ、新たな学問領域である宗教学の立場から自らの修養法を提示したということを指摘した。かかる時代状況で、「信仰」と「儀礼」の結び付きは「修養」との関わりの中で主張されたのである。

具体的にはまず、姉崎があらゆる宗教に共通している固有のものを探る宗教学の立場を強調した1900年代前後は、人格の向上を目的とする自己研鑽を求める「修養」という概念がブーム化していた時代であるということを指摘した。この時期の修養論には、「自発的实践の重視」とその半面としての「特殊的・形式的な教義や儀礼の軽視」という傾向がある(栗田2015)。こうした時代状況に身を置いた姉崎は、「信仰」と「儀礼」を再解釈することにより、「修養」を「主我主義」・「他律主義」・「自律主義」と段階的に説き、「信仰」と「儀礼」の結び付きによる「自律主義」を理想とした。このように、1900年代前後における「修養」というあいまいなカテゴリーは、宗教学の鍵概念である「信仰」や「儀礼」が再解釈される方向に導いていったといえる。かかる姉崎の学問的営為は、近代日本における「宗教」の展開を考える上で重要な意義を持っている。

【姉崎正治、宗教学、『宗教学概論』、信仰言説、儀礼論、修養、宗教概念、岸本能武太、加藤玄智、加藤咄堂、近代仏教、世紀転換期】

なかに明治の人々が内在的に抱え込んでいた立身出世への期待や欲求が反映されていることを指摘できる。

【絵本太閤記、豊臣秀吉、福島正則、武者絵、立身出世、歴史画、万国博覧会、明治美術】

〈RESEARCH ARTICLE〉

The Expansion and Dissemination of Imagery from the *Taikōki*: The Case of Watanabe Yūkō's *A Child Grasping a Dragonfly*

ITŌ Miyuki

Watanabe Yūkō's (1856–1942) *A Child Grasping a Dragonfly* is an oil painting exhibited at the World's Columbian Exposition of 1893. Its subject matter draws on an anecdote about one of Toyotomi Hideyoshi's retainers, Fukushima Masanori (1561–1624), in which he succeeded in pulling a millstone behind him while still an infant. One key feature of the painting is the light it sheds on the social situation in Japan before the Sino-Japanese War. While the painting is generally analyzed in the context of modern Western-style paintings, it also draws on imagery from the *Taikōki* (Toyotomi Hideyoshi's biography). This article interprets *A Child Grasping a Dragonfly* in the context of other *Taikōki*-themed works, particularly focusing on the dissemination of stories about Fukushima Masanori's childhood. It also considers the reception of *Taikōki*-themed works in the late Edo and early Meiji periods from the perspective of cultural history.

With the popularity of *Taikōki*-themed works in the late nineteenth century, stories of Fukushima Masanori's childhood appeared in mass-market genres such as *yomihon*, *nishiki-e*, and *kiritsuke-bon*. Comparing the pictures found in such publications, it is clear that the image of an infant pulling a millstone is based on *Ehon Taikōki* (Picture Books of Toyotomi Hideyoshi, by Takeuchi Kakusai). The story represented by this image was also accepted as conveying a moral about the importance of the true potential of children and developing human resources. In addition, *Taikōki* figures such as Katō Kiyomasa and Fukushima Masanori were recognized as successful role models, akin to Toyotomi Hideyoshi himself. In Meiji society, striving for success in life was particularly encouraged, and indeed, Fukushima Masanori was written about as an exemplar of success far more often in this era than he had ever been during the early modern period. It can be seen, therefore, that the imagery of *A Child Grasping a Dragonfly* contains complex meanings, both in terms of the reception of *Taikōki*-themed works and the social background of the Meiji period. Yūkō was a highly skilled painter, who aimed to depict the spirituality of her chosen motifs. The painting indicates that the image of a powerful infant already capable of pulling a millstone reflected the expectations and desires of Meiji-era people for their own successes in life.

Keywords : *Ehon Taikōki*, Toyotomi Hideyoshi, Fukushima Masanori, *musha-e* (warrior prints), worldly success, historical pictures, World's Columbian Exposition of 1893, modern Japanese painting

it possible to clarify the actions of both laborers and officials on the battlefield. Its analysis demonstrates the role of laborers after conscription, and the efforts of local officials to control them, particularly through financial means.

The research shows that *tedai* had three functions. First, under shogunal officials such as *kanjōkata* (finance officers), they managed the *ninsoku*, particularly within the military that *ninsoku* were assigned to. Second, they disbursed the funds supplied by the shogunate for *ninsokuyaku*. Third, in the case of the *yatoitedai*, they also managed any labor costs supplied by villages, cooperating with the *gunchūsōdai* who stayed in villages, and playing an important role in managing laborers. It was the combination of these three functions that allowed for labor costs to be effectively managed.

Keywords : early modern Japan, Tokugawa shogunate, Shogunal territories, local governors, Chōshū Expeditions, management system of laborers, Osaka, wartime structure

〈研究論文〉

渡辺幽香《幼児図》にみる 太閤記物の画題流布と展開

伊藤美幸

渡辺幽香《幼児図》は明治26年(1893)に世界コロンブス博覧会の婦人館で展示された油彩画である。太閤記物に登場する猛将福島正則の幼時の逸話に基づき、石臼を引きずる幼児の姿が描かれている。また、幼児が素手で捕まえる蜻蛉は中国を暗示する龍と結びつけることで、日清戦争前年の時局を想起させるものとなっている。先行研究において本作は日本近代洋画の流れのなかで捉えられてきた。また、本作が近世の太閤記物から連なる作品であることが提示されている。本稿では太閤記物の系譜のなかで《幼児図》を取り上げ、福島正則の幼時の逸話を題材とする画題の展開を検討し、近世から近代へといたる太閤記物の文化的な受容の一端を明らかにする。

太閤記物が流行した19世紀後期において、福島正則の幼時の逸話に基づいた画題は読本や錦絵、切附本等で確認される。本文と挿絵の両面を検討した結果、『絵本太閤記』に描かれた石臼を引く幼児の姿が定型表現として定着しているだけでなく、幼児の才能発掘や人材育成の大切さを説く教訓として受容されていたことがわかる。また、近世期から加藤清正や福島正則は、豊臣秀吉と同じように立身出世の模範として受け取られていたが、明治以降の修身書では福島正則が立身出世を成し遂げた偉人として取り上げられる傾向が強まっている。したがって、《幼児図》の画題は、近世から連続する太閤記物の認識と明治の社会背景とが複合的に含まれていると考えられる。また、モチーフの表面的な事象よりも精神性を描き出そうとする幽香の高い画力によって、石臼を引く強健な幼児という具体的なイメージの

調達・夫役動員体制を検討した久留島浩氏をはじめ、従来の研究では人足の徴発体制における中間層の機能に関心が向けられ、徴発された人足を現地でいかに管理・統制するかという点についてはほとんど触れられていない。

しかし、現地では人足による問題行動がおきており、幕府の戦闘準備の遂行はもちろん、管轄地域の負担増加を回避するためにも、国元の中間層に加え、戦地に出張していた幕府役人による人足の管理・統制が必要であった。この一役を担ったのが、人足に同行した代官役所の手附・手代であった。

そこで本稿では、大坂鈴木町代官役所手代として長州戦争時に人足の取締にあたった三枚泰次郎の従軍日記等の分析から、①人足を使役する上での構造的問題を明らかにするとともに、②出張した幕府役人による管理・統制機能について考察し、近世期における夫役人足の管理システムを解明する。特に人足管理の中心を担った手代の機能について検討することで、本研究は近世後期における幕領支配機構の解明にも寄与するものとする。最後に、幕末期の人足徴発における軍事体制上の矛盾を指摘し、人足動員の問題から近世社会の解体過程の一端を展望する。

【日本近世、江戸幕府、幕領、代官、長州戦争、人足徴発、人足管理、夫役人足、大坂、戦時体制】

〈RESEARCH ARTICLE〉

The Shogunate's Labor Management System in Their Kinai Territories: Focusing on *Tedai* during the Chōshū Expeditions

OZAKI Mari

In Edo period, the Tokugawa shogunate imposed *ninsokuyaku* (labor obligations) to support things like the shogun's visit to Nikko, construction, or infrastructural development. Research has blossomed since the 1970s, following Takagi Shōsaku's studies into the conscription of various people. In urban history, Yoshida Nobuyuki revealed that *ninsokuyaku* were day laborers, and detailed their violent, churlish behavior or extortion. With regards labor allocation in wartime, Kurushima Hiroshi investigated the role of the *gunchūsōdai* (district chiefs) in conscripting people as laborers or soldiers during the Chōshū Expeditions, and insisted that intermediary organizations such as the *gunchūsōdai* took part in eliminating conflict between rulers and ruled in the Edo period. Kurushima concluded that even at the end of the Edo period, the system functioned, and made it possible for the shogunate to prepare for war.

Earlier research mainly focused, therefore, on the conscription of people, but greater attention is needed to how laborers were controlled and made to work after they were conscripted. Laborers could demand more money, run away, or cause disturbances through boisterous behavior which could dent the shogunate's ability to wage war and increase labor costs for villages. Villages proved incapable of controlling labor mobilized for the battlefield, which necessitated that government officials provide oversight.

In the shogunal territories of the Kinai region, *yatoitedai* were temporary *tedai* (local clerks) hired to manage laborers. This article draws on records left by one of these *yatoitedai*, which make

collections and auction catalogs. It then analyzes four sketch books kept at the Nagasaki Museum of History and Culture to explore Tetsuō's study of Chinese painting and the contents of the calligraphy and painting he observed.

Through his studies with Jiang Jiapu and surveys of imported Chinese paintings, Tetsuō developed his own style of landscape painting during his retirement at the Unryū-ji temple. However, he deployed a delicate and refined style based on the compositions of Ni Zan and the brushwork of Huang Gongwang, rather than the grandiose and heavily layered Four Wangs-style learned from his teacher. Not content to inherit his teacher's methods, Tetsuō should be understood as having sought to further refine the sophisticated atmosphere associated with Southern School Painting.

However, Tetsuō was also a dedicated student of the Four Wangs and other regional painting schools from the late Ming period, as seen in his sketches. These sketch books indicate that from the mid-19th century onwards, the majority of imported Chinese paintings were from the Qing dynasty. As a result, Tetsuō remained faithful to the spiritual essence of the Southern School in his own artistic production, thanks to the environment in Nagasaki where works from various regional schools after Dong Qichang were easily accessible.

By examining Tetsuō's paintings and sketch books, we can understand the evolution of his style and his study in Chinese painting, and thus shed light on Nanga painters in Nagasaki. Furthermore, his sketches can be seen as a collection that reflects the circulation of Chinese painting and calligraphy in Nagasaki during the late Edo period. Examining the relationship between artistic production and the circulation of artworks in Nagasaki enables us to reevaluate the position of the Nagasaki art world in early modern Japanese art history.

Keywords: Tetsuō, Jiang Jiapu, Chinese in Nagasaki, Nagasaki School, imported Chinese painting, Nanga, Southern School, literati painting, landscape painting

〈研究論文〉

幕末期畿内幕領における夫役人足の管理・使役体制

—長州戦争時の手代に着目して

尾崎真理

本稿は、近世期の百姓役である夫役人足の使役・管理体制の解明を目的とする。

人足動員については、従来役論の観点から研究が進展した。特に1970年代に高木昭作氏が国家的な課役体系を通じて諸身分が編成されたことを指摘して以降、川除普請や日光社参、助郷などにおける役賦課体系が盛んに追究された。また人足の供給源についても主に都市社会研究の中で解明が進んだ。吉田伸之氏は人足の供給源が主として都市下層民ら「日用」層であり、彼らによるあばれ、がさつ、ねだりなどが問題化していた点を明らかにしている。

一方、徴発後、人足を就労場所において労働に従事させる必要があるが、人足の使役・管理体制については内戦期も含めて研究史上あまり関心が払われていない。長州戦争時の物資

宗画を習得した。木下逸雲・三浦梧門と共に長崎南画三筆とされ、19世紀の長崎画壇を代表する南画家である。その名は長崎だけではなく、かつては全国に広まったのである。画を志して長崎に赴いた多くの者は、その門に入った。

これまで、基本史料の整理によって鉄翁の生涯は明らかにされてきたが、画業についてはいまだに十分研究されてはいない。本論ではまず館蔵作品と売立目録の図版資料を利用して、鉄翁の山水画を考察する。続いて長崎歴史文化博物館所蔵の4冊の縮図を整理・分析し、鉄翁の中国画学習、及び彼の過眼した書画の内容を考察する。

鉄翁の山水画は江稼圃と舶載画の学習を通じて、雲龍寺時代に独自の画風に到達した。彼は江稼圃の様式、すなわち四王画風の末流を汲み取った高大な積み上げ式山水より、倪瓚の構図と黄公望の皴法に基づく清淡秀雅の画風を好んでいた。鉄翁は師の画法を受け継ぐことより、南宗画の精神的な高逸さを追求していたことが見受けられる。

一方、縮図を通じて、鉄翁は四王画風の作品や画家伝など熱心に学んでいたことが分かる。さらに四王の他に、明末以降の諸地方画派も数多く展覧していた。19世紀半ば以降、清画が舶載画の大半を占めるようになったことは、縮図冊を通じて分かる。董其昌以降の南宗画の諸地方流派の作品を、長崎ではほとんど観ることができたのである。この環境の中で、鉄翁は南宗画の精神に忠実な制作ができたのである。

鉄翁の作品と縮図を考察することによって、その画風の変遷、及び中国画学習の状況を確認し、長崎南画壇の一端を明らかにした。一方、鉄翁の縮図は一つの書画コレクションとみなすことができ、幕末の長崎における中国画の流通状況を反映している。長崎における制作活動と書画の流通との関わりを考察することは、近世美術における長崎画壇の位置付けを再考する手がかりになると考えられる。

【鉄翁、江稼圃、来舶清人、長崎派、舶載画、縮図、中国画学習、南画、南宗画、山水画】

〈RESEARCH ARTICLE〉

Tetsuō Somon's Landscape Paintings and Sketch Books: A Look at the Nanga Art Scene in 19th-Century Nagasaki

WANG Ziqin

Tetsuō Somon (1791–1872) served as the abbot of Shuntoku-ji temple in Nagasaki, and in his later years retired to Unryū-ji temple to focus on painting and Zen meditation. He studied under the Qing dynasty painter Jiang Jiapu, who frequently visited Nagasaki between 1804 and the Bunsei era, and became proficient in orthodox Southern School Painting. Along with Kinoshita Itsuun and Miura Gomon, he was known as one of the “Three Masters of Nagasaki Nanga” and was a prominent figure in the Nagasaki art scene during the 19th century. His reputation spread not only in Nagasaki but throughout the country, and many aspiring painters went to Nagasaki to study under him.

While the details of Tetsuō's life are known, his artistic career has not been researched sufficiently. This article examines Tetsuō's landscape paintings using pictorial materials from museum

〈RESEARCH ARTICLE〉

Ieyasu's Letter to the Lord of Holland: Japanese and Dutch Perceptions

CRYNS Keiko

This article analyses Tokugawa Ieyasu's letter to the "Lord of Holland," dated the 25th day of the seventh month, Keichō 14 (1609), from various perspectives. It examines the copy of the letter held at Leiden University Library, the background to and contents of the letter set out in the *Ikoku nikki* by Ishin Sūden, and the Dutch translation of the same letter in Emanuel van Meteren's *Historie der Neder-landscher ende haerder naburen oorlogen ende geschiedenissen* (1614). The article details how the letter was received in the Dutch Republic, shows its significance for Dutch trading activities in Japan, and explores the nature of early Dutch-Japanese interactions through relations between their sovereigns.

First, the article uses catalogue information to trace out the history of the copy of the letter found today in the library of Leiden University, and gives information on its former owners. It also examines Dutch East India Company sources related to Ieyasu's letter and the memorandum on the reverse side of the copy.

Second, the article uses records in the *Ikoku nikki* to analyse the letter's production, and compares the copy of the letter in the *Ikoku nikki* with that at Leiden University Library. This clarifies Ieyasu's perceptions of the Dutch republic; Ieyasu understood that Dutch ships coming to Japan belonged to fleets dispatched by the Dutch republic and took a positive attitude towards Dutch requests for trade and commerce. The article also speculates on what else the Dutch requested of Ieyasu, and argues that this included a petition for various trade-related conditions, such as the conclusion of a trade treaty, the establishment of a trading post for Dutch merchants, and the provision of secure landings for Dutch ships to anchor and conduct trade.

Third, the article transcribes and translates the Dutch translation of Ieyasu's letter in Van Meteren's book, and analyses Dutch interpretations of the letter. Here, I point out that the Dutch translation contains more details than the original letter on issues regarding trade and commerce, which were important to the Dutch side.

Keywords : Dutch-Japanese relations, Tokugawa Ieyasu, *Ikoku nikki*, Ishin Sūden, Emanuel van Meteren, the Dutch East India Company, Hendrik van Raey, Leonard Ray, Gerard van Papenbroeck

〈研究論文〉

十九世紀長崎南画壇の片影

— 鉄翁祖門の山水画と縮図冊

王 紫 沁

てつおう そもん
鉄翁祖門 (1791 ~ 1872) は長崎春徳寺の住持を務め、晩年は雲龍寺に隠居し、画禅三昧の生活を送っていた。彼は来舶清人の江稼圃 (1804 ~ 文政年間に来舶) に師事し、正統派の南

〈研究論文〉

「阿蘭陀国主」宛家康書状

—日本側とオランダ側の認識

クレインス桂子

本稿では、慶長14年7月25日付「阿蘭陀国主」宛家康書状について、ライデン大学図書館所蔵写し、以心崇伝「異国日記」における内容控と書状作成経緯に関する記事、エマニュエル・ファン・メーテレン『ネーデルラントおよび隣邦の歴史』（1614年）所収の同書状オランダ語訳を取り上げ、多角的に分析した。

家康書状の内容やその舞台裏の検討を通じて、君主間レベルにみられる最初期の日蘭関係の有り様を探求するとともに、同書状がオランダの日本における通商活動にとってどのような意義をもち、オランダでどのように受け止められたのかについて解明することが本稿の目的である。

まずは、写しの来歴を目録情報から確認し、旧所蔵者や関係者の追跡調査をおこなうとともに、家康書状に纏わるオランダ東インド会社文書の関連記述や写しの裏面に付された覚書を検討した。

続いて、「異国日記」における関連記事から同書状作成の経緯を紹介したのちに、控と写しを比較し、内容がほぼ同じであることを確認したうえで、書状内容の分析をおこなった。オランダに対する幕府側の認識について考察した結果、日本へ来航した蘭船がオランダから派遣された艦隊に所属するものであると幕府側が把握していたことを指摘するとともに、オランダ側からの通商交易開始の請願に対し、家康が積極的な歓迎姿勢で臨んだことを確認した。また、オランダ側から幕府側に伝えられた内容の推測を試み、通商交易のための友好同盟締結、商館設立と商務員配置の許可、オランダ船の往来と交易場所としての着岸地の確保など貿易に関する諸条件の請願を含んだものであったことを論じた。

さらに、ファン・メーテレン所収の家康書状のオランダ語訳文について、その翻刻文と和訳を掲載したうえで、オランダ語訳の分析を通じて、家康書状の内容に対するオランダ側における受容認識についての考察を試みた。オランダ側にとって重要な貿易通商に関わる点については、原文よりもオランダ語訳の方がより詳細に記されていることを指摘した。

【日蘭交渉史、徳川家康、異国日記、以心崇伝、エマニュエル・ファン・メーテレン、オランダ東インド会社、ヘンドリック・ファン・ラーイ、レオナルド・ラーイ、ヘーラルド・ファン・パーペブルック】

CONTENTS

RESEARCH ARTICLES

CRYNS Keiko

Ieyasu's Letter to the Lord of Holland: Japanese and Dutch Perceptions 7

WANG Ziqin

Tetsuō Somon's Landscape Paintings and Sketch Books:
A Look at the Nanga Art Scene in 19th-Century Nagasaki 35

OZAKI Mari

The Shogunate's Labor Management System in Their Kinai Territories:
Focusing on *Tedai* during the Chōshū Expeditions 77

ITŌ Miyuki

The Expansion and Dissemination of Imagery from the *Taikōki*:
The Case of Watanabe Yūkō's *A Child Grasping a Dragonfly* 109

WU Peiyao

The Discourse on "Faith" and "Ritual" in Modern Japan:
Focusing on Anesaki Masaharu's Arguments on *Shūyō* and
the Establishment of Religious Studies 127

ZHANG Ya

Seeking Solace in Exile: Hayashi Fumiko's South Sea Stories 145

RESEARCH MATERIALS

Peter KORNICKI and Alessandro BIANCHI

A Daimyo List Written in English in the Early Seventeenth Century 167

REVIEW ESSAY

MATSUDA Kiyoshi

Reading Christopher Joby's *The Dutch Language in Japan (1600–1900)* 185

BOOK REVIEWS 207

『日本研究』投稿要項

1. 刊行の目的 『日本研究』は、国際日本文化研究センター（以下「センター」という）が刊行する日本文化に関する国際的な学術誌であり、研究の成果を日本語にて掲載発表することにより、日本文化研究の発展に寄与することを目的とする。
2. 募集原稿 原稿の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 研究論文
 - (2) 研究ノート：新しい知見や仮説を含んだ研究の中間報告等
 - (3) その他：研究展望、研究資料、調査報告等
3. 投稿資格 上記目的に合致する研究内容であれば、誰でも投稿することができる。
4. 執筆要領 原稿の執筆に当たっては、別に定める『『日本研究』執筆要領』を参照のこと。
5. 原稿の提出 投稿原稿は、MS Word (*.doc, *.docx) 又は Rich Text (*.rtf) 等の形式で作成し、電子メールで提出すること。
 - (1) 原稿送付状
 - (2) 本文原稿
 - (3) 和文要旨（800 字程度及び日本語キーワード 10 語程度）* 原稿の字数については特に制限はないが、論文内容との関連から編集委員会が適当でないと感じた場合は、字数の面から改稿を求めることがある。

送付先：『日本研究』編集委員会
e-mail : shuppan@nichibun.ac.jp
6. 募集締切 センターのウェブサイトのトップページの「募集」欄を参照のこと。
(<https://www.nichibun.ac.jp/>)
7. 掲載の決定 投稿された原稿は、査読委員の審査を経て、編集委員会が掲載の可否を決定する。編集委員会は、掲載に当たって最終的に原稿の種類を判定するとともに、著者に改稿を求めることがある。また、掲載決定後、著者は英文要旨を必ず提出すること（要旨 400 ワード、キーワード 10 ワード程度）。
8. 著者校正 著者校正は、原則として初校のみとし、誤植等の修正にとどめ、内容上の変更は行わない。
9. 論文の二次使用について 他の出版物への転載又は、翻訳・出版する場合には、その旨を編集委員会に連絡して承認を得るとともに当該論文等に初出は本誌であることを明示すること。
10. 掲載論文等のインターネット公開について センターは、広く内外の研究者の利用に供するため、本誌に掲載された論文等を、「国際日本文化研究センター学術研究成果物等の電子化及び発信等運用指針」（センターのウェブサイト参照のこと）に従い、電子化し、日文研オープンアクセス及びセンターが承認する外部組織運営の学術情報データベースにおいてインターネット公開する。

※「執筆要領」及び「原稿送付状」は、センターのウェブサイトからダウンロードしてください。

2021年9月8日改正

クレインズ 桂子 (CRYNS Keiko)	総合研究大学院大学 博士後期課程
王 紫沁 (WANG Ziqin)	総合研究大学院大学 博士後期課程
尾崎 真理 (OZAKI Mari)	大阪大学適塾記念センター 特任助教
伊藤 美幸 (ITO Miyuki)	総合研究大学院大学 博士後期課程
呉 佩遥 (WU Peiyao)	上海師範大学 講師
張 雅 (ZHANG Ya)	名古屋大学 博士研究員
ピーター・コーニツキー (Peter KORNICKI)	ケンブリッジ大学 名誉教授
アレックスandro・ピアンキ (Alessandro BIANCHI)	オックスフォード大学ボドリアン日本研究図書館 館長
松田 清 (MATSUDA Kiyoshi)	京都大学 名誉教授
吉川 弘晃 (YOSHIKAWA Hiroaki)	明星大学 特任講師 総合研究大学院大学 博士後期課程
伊達 聖伸 (DATE Kiyonobu)	東京大学 教授
マシュー・ラーキング (Matthew LARKING)	同志社大学 准教授

編集長 榎本 渉 ENOMOTO Wataru

編集委員 大塚 英志 ÔTSUKA Eiji (表紙・口絵担当)

エドワード・ボイル Edward BOYLE (書評担当)

戦 暁梅 ZHAN Xiaomei

編集顧問

ウィム・ボート W. J. (Wim) BOOT (ライデン大学名誉教授)

フレデリック・ディキンソン Frederick R. DICKINSON (ペンシルベニア大学)

プラット・アブラハム・ジョージ Pullattu Abraham GEORGE
(ジャワハルラル・ネルー大学)

マティアス・ハイエク Matthias HAYEK (フランス国立高等研究実習院)

フェイ・阮・クリーマン Faye Yuan KLEEMAN (コロラド大学名誉教授)

アハマド・M・F・モスタファ・ラハミー Ahmed M. F. MOSTAFA (東京国際大学)

魯 成煥 NO Sung-Hwan (蔚山大学校)

酒井 直樹 SAKAI Naoki (コーネル大学名誉教授)

佐藤=ロスベアグ・ナナ Nana SATO-ROSSBERG
(ロンドン大学東洋アフリカ研究学院)

徐 興慶 SHYU Shing-Ching (東呉大学)

将基面 貴巳 SHÔGIMEN Takashi (オタゴ大学)

孫 歌 SUN Ge (中国社会科学院)

エリザ・アツコ・タシロ・ペレス Eliza Atsuko TASHIRO PEREZ (サンパウロ大学)

王 中忱 WANG Zhongchen (清華大学)

編集後記

『日本研究』六十七集は、江戸時代の研究が誌面の過半を占める特徴的な冊になった。また新たな試みとして、書評論文の掲載も行なった。本誌はこれまでも外国語で書かれた日本研究書籍について短い書評を掲載してきたが、今後は長文書評も「書評論文」のカテゴリで取り上げる。本集ではその第一弾として、松田清氏による書評論文を掲載した。江戸・明治期日本のオランダ語学を扱ったクリストファー・ジョビー氏の著書の内容を検証するとともに、具体的な修正・補足も施したもので、本書を読むための有用なガイドになっている。

本集についても一つ取り上げたいのは、外国籍研究者による論文・研究資料が誌面の半分以上に及ぶことである。これは近年の外国籍研究者の投稿増加の結果でもあり、国際的な日本文化研究の発信を標榜する本誌の面目を施すものとしては喜ばしい。

ただし本件に関連して、少しの注意も書いておきたい。本誌が日本語による学術雑誌である以上、投稿原稿の採択のためには内容が優れていることはもちろん、学術論文として自然な日本語で書かれていることも要求されるが、最近では日本語の問題で不採択となるものが目立つ。特に日本語を母語としない学生の場合、指導教員等の研究者や業者を通じて事前チェックを経ることは、投稿のための必須要件と考えて欲しい。せつかく時間をかけた論文ならば、最後まで丁寧な仕上げる方が、投稿者にとっても良い結果になるはずである。

『日本研究』第六十七集 編集長 榎本 渉

日本研究(NIHON KENKYŪ)第67集

2023年9月29日 初版発行

発行 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構

国際日本文化研究センター

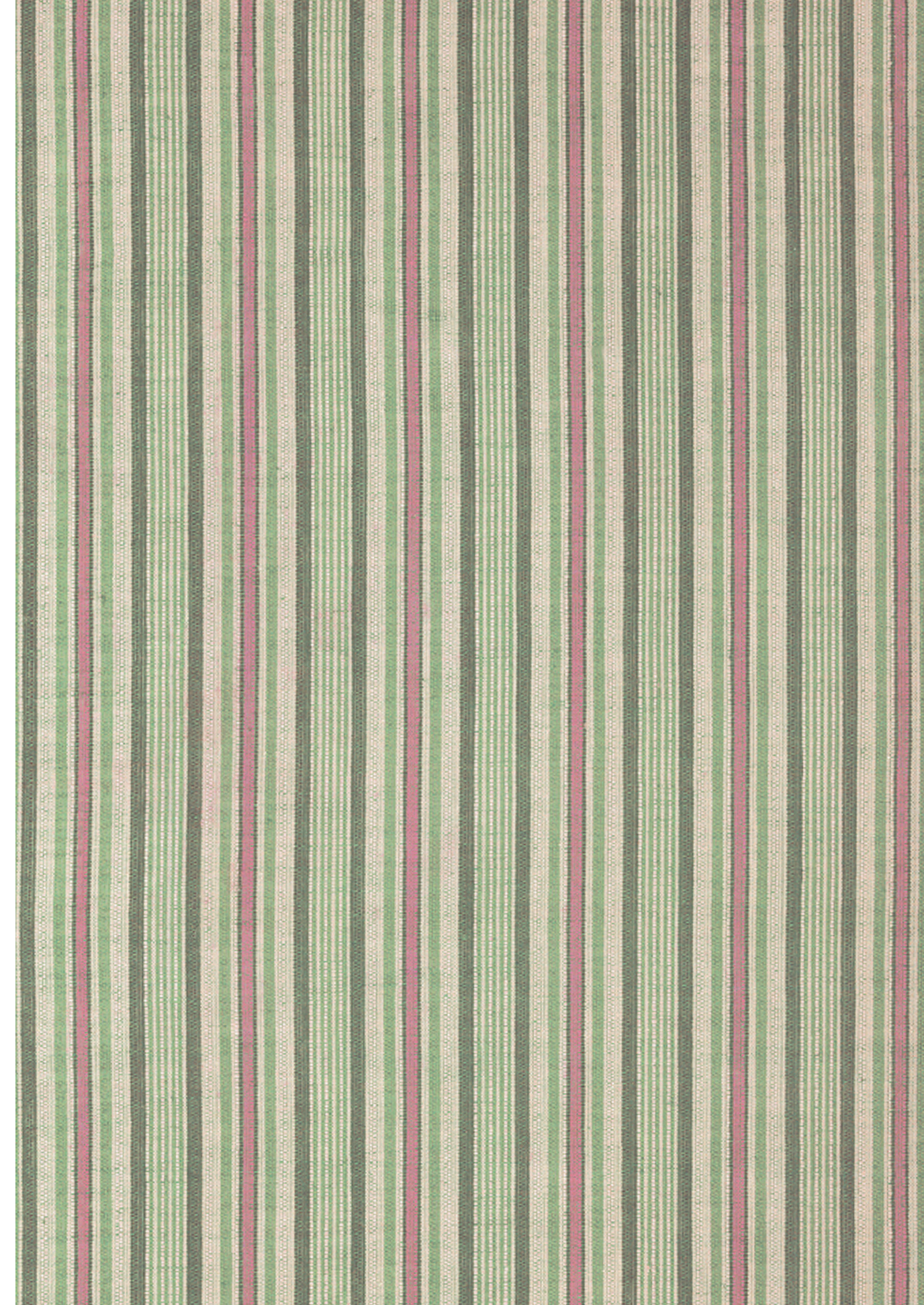
〒610-1192 京都市西京区御陵大枝山町3丁目2番地

電話 075-335-2222 ウェブサイト <https://www.nichibun.ac.jp/>

© 2023 国際日本文化研究センター

Print edition: ISSN 0915-0900

Online edition: ISSN 2434-3110



NIHON KENKYU

No.67 September 2023

International Research Center for Japanese Studies

〈研究論文〉

クレインズ桂子「阿蘭陀国主」宛家康書状

——日本側とオランダ側の認識

王紫沁

十九世紀長崎南画壇の片影

尾崎真理

幕末期畿内幕領における夫役人足の管理・使役体制

伊藤美幸

——長州戦争時の手代に着目して

呉佩遥

渡辺幽香《幼児図》にみる太閤記物の画題流布と展開

張雅

近代日本における「信仰」と「儀礼」の語り方

〈研究資料〉

ピーター・コーニツキーアレックスandro・ピアンキ

——姉崎正治の修養論と宗教学の成立をめぐって

〈書評論文〉

松田清

南へ追われて、南でふれあいを求めて

——林芙美子の南洋小説をめぐって

〈書評〉

江戸初期の英文武鑑

クリストファー・ジョビー著『日本におけるオランダ語

(二六〇〇〜一九〇〇)——徳川・明治日本における接触言語、

オランダ語の文化的・社会言語学的研究』を読んで

日本研究

67

2023・9



国際日本文化研究センター